

川崎市子ども・若者の未来応援プラン

令和3年度点検・評価結果報告書



令和4年8月

目 次

1 はじめに

はじめに 1 「子ども・若者の未来応援プラン」の進行管理の考え方・・・P2

(1) 第4章「計画の推進に向けた施策の展開」の評価

計画の施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進・・・・・・・・P8

施策2 子どものすこやかな成長の促進・・・・・・・・P14

施策3 学校・家庭・地域における教育力の向上・・・・・・・・P22

施策4 子育てしやすい居住環境づくり・・・・・・・・P28

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

施策5 質の高い保育・幼児教育の推進・・・・・・・・P34

施策6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進・・・・・・・・P42

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

施策7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり・・・・・・・・P54

施策8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援・・・・・・・・P63

施策9 障害福祉サービスの充実・・・・・・・・P72

(2) 第5章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」の進捗状況

ア 子どもの貧困対策の推進・・・・・・・・P75

イ 児童家庭支援・児童虐待対策の推進・・・・・・・・P93

ウ 困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進・・・・・・・・P115

(3) 第6章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」の実績

ア 教育・保育・・・・・・・・P123

イ 認定こども園・認可保育所・・・・・・・・P132

ウ 地域子ども・子育て支援事業・・・・・・・・P135

はじめに

1 「子ども・若者の未来応援プラン」の進行管理の考え方

(1) 進行管理の考え方

「子ども・若者の未来応援プラン」は、平成30年度から令和3年度までを計画期間として策定をしており、基本理念の基に、第4章では3つの施策の方向性・9つの施策と82の事務事業を位置付けるとともに、第5章では、「子どもの貧困」、「児童虐待」、「困難な課題を持つ子ども・若者への支援」の3つの社会的な課題への対応として、それぞれの施策の方向性や推進項目を示し、さらに第6章では、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込みと確保方策を示しています。

本プランの進行管理については、「こども未来局」を中心として、「川崎市こども施策庁内推進本部会議」で、関係部局間の横断的な調整と情報の共有化を図るとともに、「川崎市子ども・子育て会議」において、計画に位置付けた事業等の進捗状況に関する継続的な点検を行い、施策や指標の達成状況についても評価を実施し、結果はホームページ等を通じて公表します。

【第4章の進行管理】

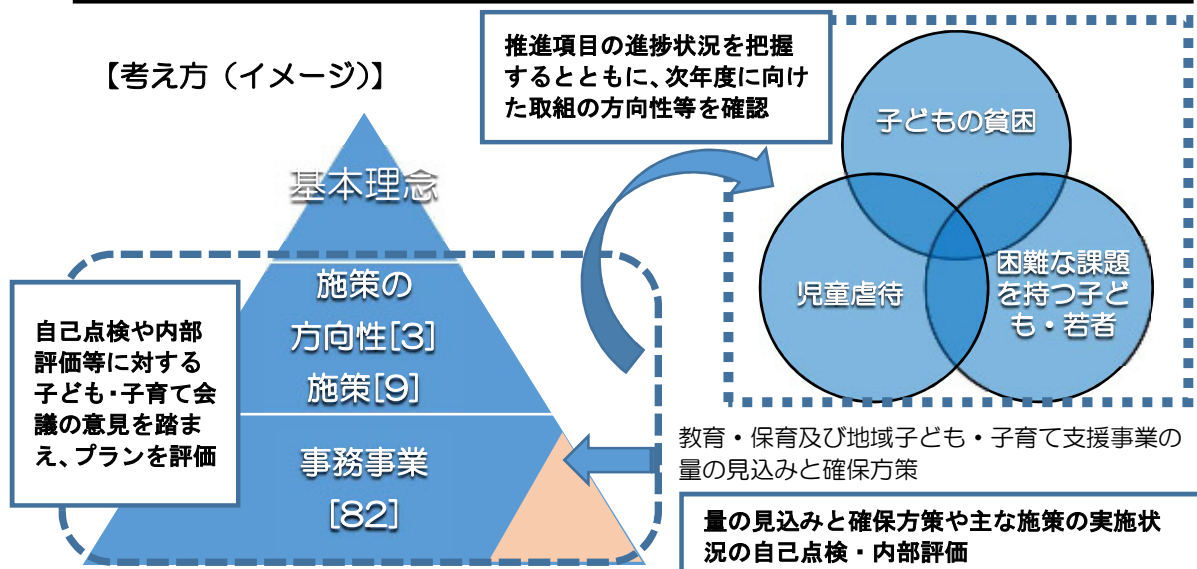
市総合計画第2期実施計画や子どもに関連する他の行政計画、関連する他分野の行政計画との整合性を図りながら、位置付けた3つの施策の方向性や9つの施策などについて年度評価を実施します。

【第5章の進行管理】

第4章の進行管理との整合性を図りながら、位置付けた3つの課題における推進項目について、その進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性等を示していきます。

【第6章の進行管理】

毎年度設定した「量の見込み」については、利用実態の把握等を行うとともに、第4章における評価との整合性を図りながら、必要に応じた見直しを行います。



(2) 進行管理の進め方

「川崎市総合計画 第2期実施計画」と整合性を図りながら、9つの施策を構成する82の事務事業について、毎年度、事業の取組内容の実績や成果指標及び事業量等を踏まえて達成度を把握し、施策への貢献度等を評価する点検・評価を実施します。

また、9つの施策ごとに、施策を構成する事務事業の評価や、指標、質的な要素等を踏まえて総合的な評価を実施し、子ども・子育て会議からの意見・評価を反映し、今後の取組を示します。

合わせて、3つの社会的課題への対応としての関連推進項目の取組状況について進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性を示します。また、プランに位置付けた教育・保育や地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込みと確保方策について、自己点検・内部評価を実施します。

2 第4章における達成度・貢献度・方向性の評価の考え方

(1) 事業の達成度

取組内容等の実績や成果を踏まえた達成状況を5段階で示します。

区分	達成度の区分	該当例
1	目標を大きく上回って達成	●目標に明記した期日よりも相当早く達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに大きく貢献した。 ●目標に明記した内容よりも相当高い水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく上回った。
2	目標を上回って達成	●目標に明記した期日よりも早めに達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに貢献した。 ●目標に明記した期日どおり達成し、明記した内容よりも高い水準であった。 ●目標に明記した数値を上回った。
3	ほぼ目標どおり	●目標に明記した期日、内容どおりに達成した。 ●途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で、目標に明記した内容どおりに達成した。 ●目標に明記した数値とほぼ同じであった。 ●おおむね適正に処理し業務遂行に支障がなかった。
4	目標を下回った	●目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れた。 ●目標に明記した期日どおりであったが、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を下回った。 ●所定の期日に間に合わないなど、業務を適正に処理できなかった。
5	目標を大きく下回った	●目標に明記した期日よりも遅れ、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく下回った。

(2) 事業の貢献度

事業の達成度を踏まえ、施策への貢献度を3段階で示します。

区分	貢献度の区分	考え方
A	貢献している	◆各施策の成果指標等との関係性が強い事業で、事業の達成度が「3.ほぼ目標どおり」の場合は、原則として「A. 貢献している」とする。なお、当該年度の実績等があまり良好でない場合や、達成度が「4.目標を下回った」の場合は、「B. やや貢献している」とする評価も含め、総合的に判断する。 ◆一方、施策を推進する経常的な事務事業等、各施策の成果指標等との関係性がそれ程強くないものの、施策を下支えしている事務事業で、取組内容の実績等が目標どおりにできた場合は、原則として「B. やや貢献している」とする。なお、当該年度の実績等が良好で、施策に貢献したと判断した場合は、「A. 貢献している」とする。逆に当該年度の実績が良好でない場合は、「C. 貢献の度合いが薄い」とする評価も含め、総合的に判断する。
B	やや貢献している	
C	貢献の度合いが薄い	

(3) 今後の事業の方向性

6つの区分を設けて実施結果や評価を踏まえた今後の事業の方向性を示します。

区分	方向性区分	説明
I	現状のまま継続	計画どおり事業を継続する場合
II	改善しながら継続	事業費等は変更せず、課題に対応するため、事業手法等を見直す場合
III	事業規模拡大	計画事業費に対して予算や人員等を増加させ、一層の課題解決を図る場合 (計画事業費の範囲内での単なる事業対象等の当然増の場合は、「I」とする。)
IV	事業規模縮小	計画事業費に対して予算や人員等を縮減させ、効率化等の改善、改良、見直しを図る場合 (計画事業費の範囲内での単なる事業対象等の当然減の場合は、「I」とする。)
V	事業廃止	見直しや他の事務事業との統合等により事業を廃止する場合
VI	事業終了	計画どおりに事業を終了する場合

3 今後の施策展開について

本市においては、ライフステージを通した切れ目のない子ども・若者、子育て家庭への支援を総合的に推進するため、令和4年度からの4年間を計画期間とする「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を令和4年3月に策定し、包含する市町村子ども・子育て支援事業計画についても、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業(13事業)の量の見込みと確保方策の見直しを行いました。新プランの推進にあたっては、このたびの点検・評価結果を十分に踏まえて、施策を展開してまいります。

(1) 第4章「計画の推進に向けた施策の展開」の評価

【計画の施策体系図】

基本理念	未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき
基本的な視点	1 子どもの権利を尊重する 2 地域社会全体で子ども・子育てを支える 3 子ども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う 4 すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する

施策の方向性	施策	事務事業名
Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実	1 子育てを社会全体で支える取組の推進	(1)子どもの権利施策推進事業
		(2)人権オンブズパーソン運営事業
		(3)男女平等推進事業
		(4)地域子育て支援事業
		(5)小児医療費助成事業
		(6)児童手当支給事業
		(7)児童福祉施設等の指導・監査
	2 子どものすこやかな成長の促進	(1)妊婦・乳幼児健康診査事業
		(2)母子保健指導・相談事業
		(3)救急医療体制確保対策事業
		(4)青少年活動推進事業
		(5)こども文化センター運営事業
		(6)わくわくプラザ事業
		(7)青少年教育施設の管理運営事業
		(8)いこいの家・いきいきセンターの運営
		(9)自治推進事業
	3 学校・家庭・地域における教育力の向上	(1)地域等による学校運営への参加促進事業
		(2)区における教育支援推進事業
		(3)地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
		(4)教職員研修事業
		(5)家庭教育支援事業
		(6)地域における教育活動の推進事業
		(7)地域の寺子屋事業
	4 子育てしやすい居住環境づくり	(1)住宅政策推進事業
		(2)高齢者等に適した住宅供給推進事業
		(3)民間賃貸住宅等居住支援推進事業
		(4)市営住宅等管理事業
		(5)魅力的な公園整備事業
		(6)公園施設長寿命化事業
		(7)防犯対策事業
		(8)商店街課題対応事業
Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	5 質の高い保育・幼児教育の推進	(1)待機児童対策事業
		(2)認可保育所整備事業
		(3)民間保育所運営事業
		(4)公立保育所運営事業
		(5)認可外保育施設支援事業
		(6)幼児教育推進事業
		(7)保育士確保対策事業
		(8)保育料対策事業

施策の方向性	施策	事務事業名
Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進	(1) キャリア在り方生き方教育推進事業
		(2) きめ細やかな指導推進事業
		(3) 人権尊重教育推進事業
		(4) 多文化共生教育推進事業
		(5) 健康教育推進事業
		(6) 健康給食推進事業
		(7) 教育の情報化推進事業
		(8) 魅力ある高校教育の推進事業
		(9) 学校教育活動支援事業
		(10) 特別支援教育推進事業
		(11) 共生・共育推進事業
		(12) 児童生徒支援・相談事業
		(13) 教育機会確保推進事業
		(14) 海外帰国・外国人児童生徒相談事業
		(15) 就学等支援事業
		(16) 学校安全推進事業
		(17) 交通安全推進事業
Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	(1) 児童虐待防止対策事業
		(2) 児童相談所運営事業
		(3) 里親制度推進事業
		(4) 児童養護施設等運営事業
		(5) ひとり親家庭の生活支援事業
		(6) 女性保護事業
		(7) 子ども・若者支援推進事業
		(8) 小児ぜん息患者医療費支給事業
		(9) 小児慢性特定疾病医療等給付事業
		(10) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業
		(11) 災害遺児等援護事業
	8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援	(1) 生活保護自立支援対策事業
		(2) 生活保護業務
		(3) 生活困窮者自立支援事業
		(4) 雇用労働対策・就業支援事業
		(5) 民生委員児童委員活動育成等事業
		(6) 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業
		(7) 更生保護事業
		(8) 障害者就労支援事業
		(9) 障害者社会参加促進事業
		(10) 社会的ひきこもり対策事業
		(11) 精神保健事業
	9 障害福祉サービスの充実	(1) 障害者日常生活支援事業
		(2) 障害児施設事業
		(3) 発達障害児・者支援体制整備事業
		(4) 地域療育センターの運営

施策の方向性 | 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進				
施策の概要	一人ひとりがお互いに認め合い、多様な価値観が尊重されるよう子どもの権利や男女がともに子育てを担う意識の啓発を進めるとともに、企業・地域・行政などの多様な主体が連携・協働して、子育て家庭を支える取組や子育てに負担を感じる家庭への支援の取組を推進します。				
計画期間における主な方向性	《子どもの権利》 - 子どもの権利を尊重する社会づくりに向けて、「子どもの権利に関する行動計画」に基づき、広報・啓発などの子どもの権利への関心と理解を深めるための取組等を推進します。 《子育てを社会全体で支える》 - 男女がともに子育てを担う意識の普及と環境づくりに向けて、男女共同参画の理解の促進や家庭生活への男性の参画促進に取り組めます。 - 男女がともに子育てを担っていくためには、仕事と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた施策の推進が求められています。働き方の改革に向けた取組や、意欲や能力に応じた働く場での活躍と出産・育児を含め健康で豊かな生活の双方の実現を促す仕組みづくりなど、男女がともに仕事と生活のバランスが取れた生活が送れるよう、行政、企業・事業者、関係団体、市民が協働し、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めます。 - 地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供や相談支援など、地域子育て支援機能の充実を図るとともに、地域の「互助」の公的な仕組みとしての「ふれあい子育てサポート事業」について、利用促進に向けた広報活動の強化等を進めます。 - 子育て家庭のニーズに的確に対応した情報発信を行うため、使いやすさや見やすさに配慮した情報提供を行います。 - 小児医療費助成については、安心して適切な受診行動を取れるための啓発等に努めるとともに、制度拡充後の分析及び検証を踏まえて事業の推進を図ります。				
施策を構成する事務事業	①	子どもの権利施策推進事業	⑦	児童福祉施設等の指導・監査	⑬
	②	人権オンブズパーソン運営事業	⑧		⑭
	③	男女平等推進事業	⑨		⑮
	④	地域子育て支援事業	⑩		⑯
	⑤	小児医療費助成事業	⑪		⑰
	⑥	児童手当支給事業	⑫		⑱

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類	指標の説明	目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1 活動指標	子どもの権利に関する広報資料配布部数	目標	165,500	166,000	166,500	167,000	部
	説明 子どもの権利条例の解説パンフレット等、子どもや一般市民に対する子どもの権利に関する広報資料の年間配布部数	実績	175,420	191,090	179,567	187,863	
2 活動指標	講師派遣事業参加人数	目標	900	950	1,000	1,050	人
	説明 子どもに関わる職員や市民を対象とした、子どもの権利に関する研修・学習会等の年間参加人数	実績	1,774	1,395	659	1,201	
3 活動指標	救済の申立て受付件数	目標	-	-	-	-	件
	説明 相談の内、相談者から救済の申立てがあった件数（※なお、当該指標は目標設定にふさわしくないため、実績のみの把握とします。）	実績	6	7	6	3	
4 活動指標	かわさき男女共同参画ネットワーク運営会議・全体会議・イベント開催数	目標	5	5	5	5	回
	説明 運営会議、全体会議、フォーラムの開催合計数	実績	5	5	6	5	
5 活動指標	デートDV予防ワークショップの実施回数	目標	5	5	5	5	回
	説明 市内専門学校や大学における、デートDV予防ワークショップの実施回数	実績	5	5	7	10	
6 成果指標	男女平等かわさきフォーラム参加者数	目標	160	160	165	165	人
	説明 毎年度実施のフォーラム参加者数	実績	130	97	288	373	
7 成果指標	市の審議会等委員への女性の参加比率	目標	37	38	39	40	%
	説明 政策・方針決定過程への女性の参画比率	実績	30.7	31.2	31.1	31.2	

8	活動指標	地域子育て支援センターの延べ利用人数		目標	278,283	279,953	222,177 (281,634)	224,664 (281,634)	人
		説明	地域子育て支援センターを利用することの年間延利用人数※R2年度及びR3年度の目標値は『川崎市子ども・若者の未来応援プラン』第6章改定版(川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画)(R2年3月策定)』において新たに設定した数値(かつこ内は、第2期実施計画上の数値)	実績	246,133	212,674	117,183	147,832	
9	活動指標	ふれあい子育てサポートセンターの子育てヘルパー会員登録者数		目標	802	816	830	830	人
		説明	市内4か所のふれあい子育てサポートセンターに登録した育児の援助をしたい人(子育てヘルパー会員)の年間平均登録者数	実績	781	784	758	737	
10	成果指標	ふれあい子育てサポートセンターの利用者数		目標	16,300	16,300	14,675 (16,300)	14,756 (16,600)	人
		説明	育児の援助をしたい人(子育てヘルパー会員)と育児の援助を受けた人(利用会員)が、市内4か所のふれあい子育てサポートセンターを通し、会員相互により育児援助活動を実施した数※R2年度及びR3年度の目標値は『川崎市子ども・若者の未来応援プラン』第6章改定版(川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画)(R2年3月策定)』において新たに設定した数値(かつこ内は、第2期実施計画上の数値)	実績	13,906	14,858	8,292	8,830	
11	成果指標	地域子育て支援センター利用者の満足度		目標	-	9	-	9	点
		説明	「地域子育て支援センター利用者アンケート」(無作為抽出 利用者)における各質問項目(10段階)の平均値<2年に1回調査予定>	実績	-	9	-	9.2	
12	活動指標	小児通院医療費助成の対象者数		目標	133,000	133,000	133,000	133,000	人
		説明	各年度末時点での通院の医療費助成を行う小児(乳幼児等)医療証を交付している人数(なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	実績	131,622	129,425	126,110	123,321	
13	活動指標	児童手当の支給対象児童数		目標	195,000	195,000	195,000	195,000	人
		説明	各年度2月末時点の児童手当・特例給付支給対象児童数(公務員除く。)(なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	実績	193,894	193,711	192,048	189,263	
14	活動指標	指導監査実施数		目標	448	482	516	552	件
		説明	認可制度、確認制度に係る実地または書面指導監査の実施数及び社会福祉法に基づく社会福祉法人並びに児童福祉法施行事務に対する実地指導監査の実施数	実績	454	488	517	553	
15	活動指標	社会福祉法人設立認可及び定款変更認可業務の執行件数		目標	3	3	3	3	件
		説明	新規法人の設立認可における審査事務の執行及び定款変更の認可申請事務の執行件数(なお、数値は目標ではなく、実績管理のものとなります。)	実績	4	2	4	6	
16	活動指標	会計研修の開催回数		目標	5	5	5	5	回
		説明	施設運営に対する支援及び人材育成を目的とした会計研修等の実施回数	実績	5	5	5	5	

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1	子どもの権利施策推進事業	①子どもの権利に関する行動計画に基づく施策の進行管理 ②子どもの権利委員会による施策検証 ③広報資料等の活用による子どもの権利に関する意識普及の促進	①「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に基づく取組の推進 ②広報資料・ホームページの活用によるさまざまな世代に向けた広報及び意識普及の促進(広報資料配布部数:167,000部以上) ③講師派遣や「かわさき子どもの権利のつどい」の開催等による広報及び意識普及の促進(講師派遣事業参加者数:1,050人以上)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に関する令和2年度の取組状況の集約及び公表を行いました。 ②条例の解説パンフレット等の広報資料を作成し、市内の全児童生徒及び市民等に配布することで権利学習に活用し(187,863部)、「かわさきこどもページ」に各部署のイベント情報を掲載して、さまざまな世代に対して広報及び意識普及を促進しました。 ③新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から講師派遣依頼が減少していますが、オンライン形式を併用して子どもに関わる職員等を対象とした研修等に講師を派遣しました(各区保育総合支援担当で実施した人権関連研修の参加人数との合算:1,201人)。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
2	人権オンブズパーソン運営事業	子どもの権利の侵害と男女平等にかかわる人権の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう、適切な助言や支援を行います。救済申立てにおいては、調査、あっせん・調整、是正等勧告、制度改善の意見表明、公表も行います。	①子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に関する相談に対する助言及び支援 ②救済申立てに関する調査・調整等の実施 ③相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンブズパーソン等の運営状況の公表 ④市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進	目標どおり達成できました。 ①については、相談者に寄り添い、相談者とともに問題解決を図るとともに、複雑なケースの場合等には継続して相談を受け解決に向け相談者を支援しました。 ◇子どもの相談:1回の相談で終了した件数62件、継続相談件数27件(令和3年度) ◇男女平等の相談:1回の相談で終了した件数22件、継続相談件数5件(令和3年度) ◇継続相談に対する相談・面談等回数:167回(令和3年度) ②については、関係者からの資料提出や聞き取り、現地調査等により第三者として公平に調査し、調査結果をもとに関係者間の調整を行い、適切に事案の解決に当たりました。 ◇救済活動回数:464回(令和3年度) ◇前年度からの継続件数5件及び今年度受付件数3件に関する救済活動の終了件数5件、次年度継続件数3件(令和3年度) ③については、各種広報物を見直し、より分かりやすいパンフレットを作成し配布したほか、相談カード等の配布(市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、外国人学校等)や人権オンブズパーソン子ども教室(小学校7校、中学校5校、児童養護施設2施設)の開催等を通じて広報・啓発を行うとともに、5月に令和2年度の報告書を公表しました。 ④については、市の機関や関係機関等と連携・協力し、相談・救済活動、広報・啓発活動、研修活動、関係会議への参画、関係機関・団体との意見交換等を行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

3	男女平等推進事業	男女平等かわさき条例や男女平等推進行動計画に基づき、男女共同参画センターやかわさき男女共同参画ネットワーク等と連携し、男女平等施策を推進します。また、DV防止・被害者支援基本計画に基づき、関係機関等と連携し、DVの防止及び被害者支援に取り組みます。	①「男女平等推進週間」における男女平等に関する広報の実施 ②産業、教育、地域等のさまざまな分野で活動する民間団体等で構成する「かわさき男女共同参画ネットワーク(すくらむネット21)」と合同での「男女平等かわさきフォーラム」の開催(参加人数:165人) ③すくらむネット21における情報や活動成果の共有 ④市内専門学校や大学におけるデートDV予防啓発講座の開催(開催回数:5回) ⑤DV防止に向けた広報・啓発活動の推進 ⑥国の男女共同参画基本計画などを踏まえた本市の第4期男女平等推進行動計画に基づく取組の推進 ⑦企業における女性活躍に関する取組の促進に向けた認証制度「かわさき☆えるぼし認証」の運用	ほぼ目標どおり達成できました。 ①6月の「男女平等推進週間」において、チラシを作成・配布したほか、公共施設3箇所及び広報コーナーにおいて、パネル展示を行い、男女共同参画社会の形成に向けた啓発を実施しました。 ②「男女共同参画かわさきフォーラム」は、新型コロナウイルス感染症への対応として、人数を絞った形での会場での聴講と録画配信の2つの方法で実施しました。参加者は会場聴講と録画聴講を合わせて373人となり目標を達成しました。 ③運営会議を年3回、全体会議を1回、フォーラムを1回開催しました。全体会議は、新型コロナウイルス感染症への対応としてオンラインを併用して実施しました。 ④・⑤DV未然防止に向けた広報活動を行うとともに、デートDV予防啓発講座を大学で計7回開催し、355人の参加がありました。高校では男女共同参画センターと市民オンブズマン事務局が連携し、講座を1回実施し19名が参加しました。また若年層向けに講座を中学校(2校)で実施し、225人が参加しました。さらに総合教育センターの研修で1回実施し、小中学校の教員62人が参加しました。 ⑥新型コロナウイルス感染症の拡大による困難を抱える女性の状況やSDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」の本市としての取組推進など、昨今の社会状況を踏まえ、R4年3月に第5期男女平等推進行動計画を策定しました。審議会等委員の女性比率については、昨年度の31.1%から0.1ポイント増の31.2%となり、目標値を達成できませんでしたが、昨年度よりも比率は向上しており、成果は徐々に上がっています。今後も引き続き、庁内所管部署等へヒアリングを実施するなど働きかけを行い、目標が達成できるよう取組を進めます。 ⑦女性の活躍推進に積極的に取り組む中小企業を対象とした認証制度「かわさき☆えるぼし認証企業」として、令和3年度に44企業を認証し、昨年度の認証企業と合わせて83企業となりました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
4	地域子育て支援事業	地域において子育て支援を行う団体と連携し、保護者の子育ての不安感等の緩和に向け、子どもの健やかな育ちを支援する地域子育て支援センターの運営や市民が相互に行う育児援助活動を支援するふれあい子育てサポートセンターの運営等を通して、「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組を推進します。	①地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施、事業の利用促進に向けた取組の推進(延べ利用人数:224,664人以上※【第2期実施計画上の数値:281,634人以上】) ②ふれあい子育てサポート事業の実施、事業の利用促進に向けた取組の推進(子育てヘルパー会員平均登録数:830人以上) ③「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組の実施及び「第2期子ども・若者の未来応援プラン」の策定 ④「子ども・若者応援基金」を活用したグローバル人材の育成【新規】(令和元年度から実施) ※『「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版(川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画)(R2年2月策定)』において、就学前児童数の実績値や、保育ニーズの高まり等最新の社会情勢の変化を反映し、新たな数値を設定	目標を下回りました。 ①新型コロナウイルス感染症の影響により、予約制や人数の制限などによる感染症対策を踏まえた運営を行ったことなどから、地域子育て支援センターの利用人数は147,832人と目標を下回りましたが、新たにオンラインによる職員向け研修を2回実施するとともに、関係機関が実施する研修を案内し、市民サービスの質の向上のための人材育成を行いました。今後も、電子媒体を活用した情報発信の強化に努め、地域子育て支援センターの利用の促進を図ります。 ②子育てヘルパー会員登録研修会を年4回開催しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、新規会員登録に必要となる研修会への参加者の減少などから、子育てヘルパー会員平均登録数は737人、利用者数は8,830人と目標を下回りましたが、子どもの預かり場所として、会員の自宅のほか、こども文化センター及び地域子育て支援センターを追加し、子育てヘルパー会員及び利用会員の利便性を高めました。引き続き、対応できる子育てヘルパー会員登録者を増やすために、会員募集の広報の充実等に努めるなど、ふれあい子育てサポート事業の利用促進の取組を進めます。 ③「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組及び年度評価を実施し、「子ども・若者の未来応援プラン」点検・評価結果報告書を作成するとともに、「第2期子ども・若者の未来応援プラン」を策定しました。 ④市立川崎高校及び市立橘高校の生徒20名を対象に、オンラインプログラムの「Stanford e-Kawasaki」を実施しました。また、市内企業と連携し、令和3年11月から新たに小学5年生から中学生までを対象とした「かわさきジュニアベンチャースクール」を開催しました。引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しながら実施していきます。 その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、地域子育て支援センター及びふれあい子育てサポートセンターにおけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援を行いました。	4 目標を下回った	B やや貢献している	II 改善しながら継続

5	小児医療費助成事業	対象となる小児の保険医療費の自己負担額(食事療養標準負担額を除く)を助成します。	①小児医療費助成の実施・制度の運用及び検証を踏まえた事業推進【平成30年度に実施済】 ・入院医療費助成の所得制限廃止に向けた取組の推進	目標どおり達成できました。 ①申請時や更新時に提出される申請書類等を十分精査の上、受給資格等を確認し、対象者へ医療費助成を適正に実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続
6	児童手当支給事業	対象となる子どもの年齢に応じて、3歳未満月額15,000円、3歳以上小学校修了前の第1子、第2子は10,000円、第3子以降は15,000円、中学生は10,000円、所得制限超過世帯には子ども1人一律5,000円を6月、10月、2月に支給します。	①対象者への児童手当の適正な支給	目標どおり達成しました。 ①現況届等により受給資格を確認の上、対象者に児童手当を適正に支給しました。 また、児童手当受給者等に対し、子育て世帯への子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)及び子育て世帯への臨時特別給付金を支給しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
7	児童福祉施設等の指導・監査	実地又は書面により、各法人・施設・事業等の運営状況について調査又は検査を実施します。	①児童福祉関係法令等に基づく保育所などの児童福祉施設及び運営法人等に対する指導・監査の実施 ②幼稚園型認定こども園・幼稚園における、子ども・子育て支援法上の指導監査の実施 ③社会福祉法人設立認可及び定款変更認可業務の適切な執行 ④処遇改善の職員給与への反映に係る確認手法の構築 ⑤施設運営に対する支援及び人材育成を目的とした会計研修の実施(実施回数:5回)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①児童福祉関係法令等に基づく保育所などの児童福祉施設及び運営法人等に対する指導・監査を553件実施(新型コロナウイルス感染症の影響により一部書面にて実施)しました。 ②幼稚園型認定こども園・幼稚園における、子ども・子育て支援法上の指導監査を5件実施(新型コロナウイルス感染症の影響により一部書面にて実施)しました。 ③社会福祉法人設立認可及び定款変更認可業務を6件適切に執行しました。 ④処遇改善の職員給与への反映に係る確認手法を構築し、確認指導を実施しました。 ⑤施設運営に対する支援及び人材育成を目的とした会計研修等を対面やオンライン配信で5回実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
総合的な評価		①「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき子どもの権利保証を総合的かつ計画的に推進するため、「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に基づき、市内小中学校などに目標値を上回る187,863部の広報資料を配布するとともに、「川崎市子どもの権利に関する条例」の解説パンフレット等を活用した権利学習の実施、オンライン形式を併用した各種研修等への講師派遣や「かわさき子どもの権利の日」の開催等により、さまざまな世代に向けた動画配信を含む広報及び意識普及を促進しました。また、人権オンズパーソン子ども教室の開催や相談カードの配布等により、相談・救済についての広報・啓発を推進しました。 ②男女がともに仕事と生活のバランスが取れた生活が送れるよう、企業への取組の推進のため、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む中小企業を対象とした「かわさき☆えるぼし」認証制度により、44企業を新たに認証し、昨年度の認証企業と合わせて83企業となりました。 ③新型コロナウイルス感染症の影響等により、地域子育て支援センターの利用人数は目標を下回りましたが、職員向け研修を2回実施するとともに、関係機関が実施する研修を案内し、市民サービスの質の向上のための人材育成を行いました。また、ふれあい子育てサポート事業についても、新型コロナウイルス感染症の影響等により、子育てヘルパー会員平均登録数及びふれあい子育てサポートセンターの利用者数は目標を下回りましたが、年4回のヘルパー会員登録研修会の開催やヘルパー会員募集及び利用促進のための広報を行うとともに、子どもの預かり場所として、会員の自宅のほか、こども文化センター及び地域子育て支援センターを追加し、子育てヘルパー会員及び利用会員の利便性を高めました。 これらを実施することにより、一人ひとりがお互いに認め合い、多様な価値観が尊重されるよう、子どもの権利の啓発を進めるとともに、子育て家庭を支える取組や、子育てに負担を感じる家庭への支援の取組の推進に寄与しました。					

子ども・子育て会議からの 意見・評価	①「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」により、子どもの権利保障が総合的に推進されることを期待するとともに、広報資料配布部数が目標値を上回ったことを評価します。引き続き、子どもの権利に関する広報及び意識普及の取組を継続し、様々な世代に向けた意識啓発の促進が図られることを望みます。また、講師派遣事業については、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、安全な環境下で安心して実施できるよう柔軟に対応されることを望みます。 ②「かわさき☆えるぼし」については、昨年度を上回る企業を認証したことを評価します。また、男女がともに仕事と生活のバランスが取れた生活が送れるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進する取組については、引き続き、「働く場における男女共同参画の推進」に向けて、事業内容のさらなる周知等、広報・広聴の強化を図り、意欲や能力に応じた働く場での活躍と出産・育児を含め健康で豊かな生活の双方の実現を促す取組を進めていくことを望みます。 ③地域子育て支援センター事業及びふれあいサポート事業について、新たに、子どもの預かり場所として、会員の自宅のほかにも、こども文化センター及び地域子育て支援センターを追加し、子育てヘルパー会員及び利用会員の利便性を高めたことを評価します。引き続き、オンライン研修等、安心して参加いただける新しい参加のスタイル等の工夫をしながら、事業内容の充実と利用促進に向けた広報・広聴の強化を図り、地域における子育て支援が推進されることを望みます。 引き続き、子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実に向けて、より効果的にICTを活用しつつ、子育てを社会全体で支える取組が推進されることを望みます。
-------------------------------	--

4 改善

子ども・子育て会議からの 意見・評価を踏まえた今後の取組	①子どもの権利を守るためには、子どもの権利についての意識を普及する必要があることから、今後も、対象に合わせた情報発信方法等について改善しながら継続し、子どもの権利が尊重され、子どもが自分らしく生きることができるよう「子どもにやさしいまちづくり」を推進します。また、派遣講師による研修では動画配信やeラーニングの実施に取り組み、かわさき子どもの権利の日のつどいの開催については、引き続き、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら適切に実施していくなど、社会状況に応じた手法の更なる改善を図りながら事業目的を達成できるよう取り組みます。 ②令和4年3月に策定した「第5期川崎市男女平等推進行動計画」に基づき、「職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進」に向けて、企業の取組を促進するための施策として、今後も、認証制度のさらなる周知や認証企業のPRなどの広報等を行いながら、認証企業の増加に向けた取組を進めていきます。 ③地域子育て支援センター事業及びふれあい子育てサポートセンターについては、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、柔軟に対応していくことで利用促進に取り組み、引き続き、運営団体と連携しながら、子育てに負担感・不安感を持つ家庭への地域における相談・支援体制づくりを推進するため、子育てアプリやホームページ、SNSなど電子媒体を活用した情報発信の取組を行うなど、様々な手法を検討しながら取り組んでいきます。
---	--

施策の方向性 | 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策2 子どものすこやかな成長の促進				
施策の概要	妊娠・出産期に安心して過ごせる取組を進めるとともに、乳幼児期における子どもの発達支援や育児支援の取組を推進します。 また、学齢期においては、地域団体や青少年関係団体等と連携・協働しながら、児童の健全育成や安全・安心な居場所づくりに向けた取組を推進します。				
計画期間における主な方向性	≪安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり≫ ・妊娠期から乳幼児期の子育て家庭を対象とした母子保健の取組の中で、子どもの成長や家庭の育児等の状況について把握した情報を確実かつ的確に活用し、必要な支援を迅速に実施するため、母子保健情報管理システムによる効果的・効率的な母子保健情報の管理と分析を推進します。 ・妊産婦が地域で孤立することなく、安心して出産や育児に臨めるよう、妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発や相談・支援体制を強化します。 ・妊娠出産に関する啓発とともに、不育や不妊の悩みに対する精神的支援として相談体制の充実を図ります。 ・安心して妊娠・出産ができるように、NICU(新生児集中治療管理室)の整備を推進するとともに、周産期医療ネットワークに基づく周産期医療関連施設の連携により、引き続き、分娩のリスクに応じた医療を提供していきます。 ・思春期から妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援を推進するため、学校保健と地域保健との連携の強化を図り、保健や育児に関する普及啓発を充実していきます。 ・医療機関と連携して産前・産後のケアの充実を図り、支援が必要な妊産婦のケア、心身ともに不安定になりやすい出産直後の母子のケアを強化します。 ・休日(夜間)急患診療所や小児急病センターの継続的・安定的な運営及び小児病院群輪番制による第二次救急医療体制を確保するとともに、重症度や緊急性に応じた医療機関の利用や、身近に相談できる「かかりつけ医」等を持つことについて、市民への普及啓発を推進します。 ≪子ども・若者のすこやかな成長≫ ・こども文化センターについては、地域や関係機関等との連携を図りながら、乳幼児の親子への子育て支援や小学生・中高生の居場所づくりなどを進めるとともに、老人いこいの家との連携による多世代交流の更なる促進に向けた取組の検討を進めます。 ・わくわくプラザ事業については、子育て家庭のニーズを踏まえた事業内容の検討・取組を進めるとともに、学校や家庭、地域と連携しながら、学習や体験・交流活動の充実に向けた検討を進めます。 ・地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成が図られるよう、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援するとともに、次代の担い手となる自立した成人を育成するため、積極的な社会参加を促進し、青少年の健全育成を図ります。 ・高校生や大学生などをはじめとした若者の行政参加の促進に向けて、若者の声を市政に活かしていく機会の創出を図るため、若者の関心を惹くような参加型イベントの実施、若者の意見表明のための既存SNS等の積極的活用、若者向け情報発信の実施、主権者教育の充実などに取り組んでいきます。				
施策を構成する事務事業	①	妊婦・乳幼児健康診査事業	⑦	青少年教育施設の管理運営事業	⑬
	②	母子保健指導・相談事業	⑧	いこいの家・いきいきセンターの運営	⑭
	③	救急医療体制確保対策事業	⑨	自治推進事業	⑮
	④	青少年活動推進事業	⑩		⑯
	⑤	こども文化センター運営事業	⑪		⑰
	⑥	わくわくプラザ事業	⑫		⑱

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類	指標の説明	目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1 活動指標	妊産婦健康診査の助成件数	目標	178,342	179,618	167,595 (180,968)	167,407 (179,990)	件
	説明 契約医療機関での助成件数及び里帰り出産等で利用した償還払いによる助成件数の合計数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)(妊婦・乳幼児健康診査事業)	実績	170,081	174,662	155,597	150,451	
2 成果指標	乳幼児健康診査の受診者数	目標	64,300	64,700	64,900	64,900	人
	説明 3～4か月、7か月、1歳6か月、3歳(3歳6か月児対象)、5歳の各健康診査の受診者の合計数【妊婦・乳幼児健康診査事業】	実績	64,679	63,446	62,231	59,746	
3 活動指標	特定不妊治療費の助成件数	目標	2,230	2,230	2,230	2,230	件
	説明 治療費の助成件数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)(妊婦・乳幼児健康診査事業)	実績	2,191	2,180	2,020	4,259	
4 成果指標	乳幼児健診の平均受診率	目標	97.3	97.3	97.3	97.3	%
	説明 各健診(3か月児・1歳6か月児・3歳児)における「(健康診査受診者数/健康診査対象者数)×100(%)」の平均値【妊婦・乳幼児健康診査事業】	実績	96.7	96.1	97.8	96.1	

5	成果指標	子育てが楽しいと思う人の割合		目標	97.6	97.6	97.6	97.7	%
		説明	1歳6か月児健診における問診票で、「お子さんと一緒に生活はいかがですか」という設問に、「楽しい」又は「大変だが育児は楽しい」と答えた人の割合【妊婦・乳幼児健康診査事業】	実績	96.6	96.7	96.9	97.1	
6	成果指標	思春期の心と身体健康教育の参加人数		目標	6,100	6,200	6,300	6,300	人
		説明	学校等で思春期の児童を対象として実施する集団での健康教育の参加数【母子保健指導・相談事業】	実績	7,443	5,851	1,680	3,421	
7	成果指標	両親学級の参加人数		目標	5,850	5,900	5,950	5,950	人
		説明	各区役所等で実施する両親学級の参加数【母子保健指導・相談事業】	実績	5,197	4,435	3,188	4,486	
8	成果指標	産後ケア事業の利用人数		目標	1,000	1,010	1,020	1,020	人
		説明	宿泊型、訪問型、来所型の産後ケアの利用人数【母子保健指導・相談事業】	実績	1,346	1,401	1,832	2,124	
9	活動指標	新生児訪問等の実施率		目標	92.2	92.2	92.2	92.2	%
		説明	新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施率【母子保健指導・相談事業】	実績	94.2	94.2	94.9	94	
10	成果指標	歯科休日急患診療患者数		目標	457	457	457	457	人
		説明	年末年始等に歯科診療を行っている歯科保健センター等の患者数【救急医療体制確保対策事業】	実績	500	535	391	391	
11	成果指標	救急医療情報センターにおけるオペレータ受信件数		目標	57,917	57,917	57,917	57,917	件
		説明	急な病気やけがをした場合、電話により、これから受診できる医療機関（歯科を除く）を24時間365日対応により案内している救急医療情報センターにおいて、オペレータが電話を受けた件数【救急医療体制確保対策事業】	実績	56,108	55,709	44,142	53,948	
12	活動指標	「成人の日を祝うつどい」協力運営ボランティア人数		目標	150	150	150	150	人
		説明	「成人の日を祝うつどい」のサポーター、当日の運営スタッフ等として「成人の日を祝うつどい」の企画や運営等に携わったボランティアの人数【青少年活動推進事業】	実績	155	154	40	128	
13	活動指標	「青少年フェスティバル」協力運営ボランティア人数		目標	140	140	140	140	人
		説明	「青少年フェスティバル」の実行委員、当日の運営スタッフ等として「青少年フェスティバル」の企画や運営等に携わったボランティアの人数【青少年活動推進事業】	実績	175	30	0	162	
14	活動指標	こども文化センターの利用人数		目標	1,852,000	1,852,000	1,852,000	1,852,000	人
		説明	こども文化センターの利用人数【こども文化センター運営事業】	実績	1,830,474	1,657,514	717,694	1,113,947	
15	成果指標	わくわくプラザの登録率		目標	48.7	48.8	48.9	49	%
		説明	わくわくプラザ登録者数／対象児童数【わくわくプラザ事業】	実績	48.8	49.6	36.2	33.8	
16	成果指標	わくわくプラザ利用者の満足度		目標	—	7.5	—	7.7	点
		説明	「わくわくプラザ利用者アンケート」（無作為抽出利用者2,000人）における各質問項目（10段階）の平均値※10点満点【わくわくプラザ事業】	実績	—	7.6	—	7.5	
17	活動指標	ハケ岳少年自然の家の利用人数		目標	96,000	96,000	96,000	96,000	人
		説明	恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛錬し、もって健全な青少年の育成を図るハケ岳少年自然の家の利用人数	実績	98,421	92,821	6,193	77,142	
18	活動指標	黒川青少年野外活動センターの利用人数		目標	31,000	31,000	31,000	31,000	人
		説明	野外活動による体験を通して、青少年の自主性及び協調性を育み、もって青少年の心身の健やかな発達に寄与する黒川青少年野外活動センターの利用人数【青少年教育施設の管理運営事業】	実績	30,757	26,632	7,452	11,306	

19	活動指標	子ども夢パークの利用人数		目標	92,000	92,000	92,000	92,000	人
		説明	子どもが遊び夢を育む場と子どもの活動拠点・居場所を提供し、子どもの自主的・自発的な活動を支援する子ども夢パークの利用人数【青少年教育施設の管理運営事業】	実績	87,103	88,963	53,717	60,674	
20	活動指標	青少年の家の利用人数		目標	34,000	34,000	34,000	34,000	人
		説明	団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図る青少年の家の利用人数【青少年教育施設の管理運営事業】	実績	39,277	32,359	12,686	15,455	
21	成果指標	いこいの家及びいきいきセンターの利用者数		目標	867,000	867,000	867,000	867,000	人
		説明	いこいの家48館及びいきいきセンター7館の年間利用者数【いこいの家・いきいきセンターの運営】	実績	875,135	796,619	325,449	461,117	
22	活動指標	連携モデル事業実施館数		目標	48	48	48	48	館
		説明	多世代交流をはじめとした地域交流の促進のための連携モデル事業の実施館数【いこいの家・いきいきセンターの運営】	実績	48	55	55	49	

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1	妊婦・乳幼児健康診査事業	妊娠出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など母子の健康増進を図るため、妊産婦健康診査費用の一部助成や乳幼児健康診査を実施しています。	①妊婦健康診査の費用の一部助成の実施（助成件数：167,407件以上※【第2期実施計画上の数値：179,990件以上】） ②乳幼児健康診査の実施（1歳6か月、3歳（3歳6か月児対象）は各区で実施 3か月、7か月、5歳児は医療機関で実施）（受診者数：64,900人以上） ③特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成（助成件数：2,230件） ④乳幼児健康診査未受診者フォローの実施 ⑤医療機関と連携した健康診査後の要支援家庭等への支援 ※『『川崎市子ども・若者の未来応援プラン』第6章改定版（川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画）（R2年2月策定）』において、妊娠届出数等最新の社会情勢の変化を反映し、新たな数値を設定	ほぼ目標どおり達成できました。 ①安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査費用の一部を助成し、妊婦と胎児の健康管理を実施しました。（助成件数：150,451件。助成対象者（妊婦）数の減少等により、実績は減少しています。）令和3年度から多胎児の妊婦に対して5回までの追加補助を開始しました。今後も、妊婦健康診査を受診する方への費用助成を継続します。 ②④医療機関と連携して乳幼児の発育・発達の確認を行い、健診を実施しました（受診者数：59,746人、受診率96.1%）。新型コロナウイルス感染症への対応のため、健診の回数を増やして1回当たりの対象者人数を減らす、健診会場での滞在時間を短くするなどの工夫を行いながら健診を継続しました。乳幼児健診の受診者数・受診率の低下の原因として新型コロナウイルスの影響等による里帰り期間の長期化が考えられます。健診未受診と思われる方へは電話や訪問等により受診勧奨や他都市等での受診状況の確認を行い、乳幼児や家庭の状況の把握を継続して行います。また、子育てが楽しいと思う人の割合は目標を下回っていますが、高い水準を維持しています。「楽しい」以外の回答の主な理由は子どもの発育や発達への心配や保護者の心身の問題、家庭状況等があります。今後も妊娠期からの母子保健事業の実施等、子育てを楽しみと感じられる環境づくりを行います。 ③体外受精及び顕微授精について治療に要する費用の一部助成により、負担軽減を行いました（助成件数：4,259件）。令和3年1月1日以降の治療終了者については所得制限を撤廃し、助成回数の上限を子どもごとに設定、事実婚も助成対象にしたことから、助成件数が大幅に増えています。 ⑤医療機関と連携し、妊婦・乳幼児健康診査の受診状況等から要支援家庭を抽出し、継続的な支援を実施しました。 その他、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、不安を抱える妊婦のウイルス検査費用の助成をしました。また、令和3年10月から新生児の受ける聴覚検査の費用補助を開始しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

2	母子保健指導・相談事業	思春期から、妊娠・出産、乳幼児期までのライフサイクルの各時期に応じて、健全な母性の育成、子育て支援など親と子の健康づくりを進めます。	①思春期の心と身体の健康教育の実施（参加者数：6,300人以上） ②各区地域みまもり支援センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施 ③各区地域みまもり支援センター等における両親学級の開催による出産・育児支援（参加者数：5,950人以上） ④乳児家庭への新生児訪問及びこころは赤ちゃん訪問の実施（訪問実施率：92.2%以上） ⑤産前産後におけるサポートの実施（産後ケア利用者数：1,020人以上）	ほぼ目標通り達成できました。 ①思春期教育については、新型コロナウイルス感染症対策のため集団教育の機会が減少し、新型コロナウイルス感染症以前の水準には戻っていませんが（参加人数：3,421人）が、オンラインを活用するなどし、令和2年度よりも参加者数が1,741人増加しています。また、追加の取組としてリーフレットをもちいた情報提供を実施しました。今後も感染対策を行ったうえで、オンラインやリーフレット等も併用するなど手法を工夫して思春期教育を実施します。 ②妊娠届提出時に看護職が全員と面接・聞き取りを行い、状況に応じた相談支援を実施しました。 ③両親学級については、新型コロナウイルス感染症のまん延状況に応じて一部休止やオンラインでの実施回数の増加により対応し、4,406人が参加しました。休止した時期があったことや妊娠数自体の低下により参加者数は減少していますが、令和3年度はオンラインでの実施施設が増加したことにより令和2年度より1,298人増加しました。今後も感染状況を考慮し、オンラインでの実施や1回あたりの参加者数の抑制など、感染対策を行いながら継続実施します。 ④新生児訪問及びこころは赤ちゃん訪問は、新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者の希望により訪問の延期を行った期間もありましたが、電話での十分なフォロー等をおとして支援の必要な家庭の把握を行いました（訪問実施率94.0%）。訪問率の低下は新型コロナウイルス感染症の影響により、里帰り期間が長期化していることが原因のひとつと考えられます。他都市滞在者に対しては、個別の状況を確認し、滞在先自治体への訪問依頼を継続します。 ⑤産後4か月までの産婦を対象に、宿泊型、訪問型、日帰り型を実施しました（産後ケア利用者数：2,124人）。産後ケアにおいては新型コロナウイルス感染症の影響により、家族の手伝いが得られない方などの利用が増加したのと思われます。 その他：令和3年1月1日から12月31日生まれの新児がいる世帯に川崎じもと応援券（第2弾）を贈る令和3年度新生児応援事業を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
3	救急医療体制確保対策事業	救急病院、総合（地域）周産期母子医療センター、年末年始等歯科診療事業に対する運営支援を行います。また、休日（夜間）急患診療所、小児急病センター、救急医療情報システム「かわさきのお医者さん」や救急医療情報センターを着実に運営します。	①救急病院に対する運営支援等、救急医療体制の充実に向けた取組の推進 ②休日急患診療所の医師会による運営に対する支援の実施 ③歯科休日急患診療事業の運営支援を通じた、歯科救急医療に係る地域医療ニーズに対応するための歯科診療の提供 ④総合（地域）周産期母子医療センターに係る補助金の交付等運営支援の実施 ⑤医療機関検索システム「かわさきのお医者さん」や救急医療情報センターの運営	ほぼ目標どおり達成しました。 ①病院群輪番制病院運営事業、救命救急センター、小児急病センター等に対する運営支援を行い、救急医療体制を確保しました。また、新たな救命救急センターの指定に向けて、県や医療関係団体などと連携して地域医療構想調整会議で審議しました。 ②医師会が運営する休日（夜間）急患診療所に対する運営支援を行い、安定的な運営を確保しました。 ③GWと年末年始の急患歯科診療事業に対する運営支援を行い、地域ニーズに応じた歯科救急医療体制を確保しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、患者数は目標を下回りましたが、今後も本事業を継続することで、市民の安全・安心を確保します。 ④総合（地域）周産期母子医療センターに対する運営支援を行い、周産期医療ネットワークを確保するとともに、市内医療機関の建替えに伴う周産期病床（NICU病床）の増床整備に対して支援を行いました。 ⑤「かわさきのお医者さん」のアクセス件数は169,375件で、救急医療情報センターと併せて市民に認知されています。一昨年以来、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、センターの受信件数は目標を下回りましたが、今年度は増加に転じていますので、引き続き、医療機関への丁寧な取次サービスなど、円滑な案内に努めます。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

4	青少年活動推進事業	青少年指導員による活動を支援するとともに、子ども会をはじめとした青少年団体と連携した取組を進めます。 青少年自身が企画から運営まで主体的に関わっていく青少年フェスティバル等を実施し、社会活動への参加を促進します。 各種団体等と連携した健全な育成環境づくりを進めます。	① 青少年を育成・指導する青少年団体への支援 ② こども110番事業への支援等の青少年の健全な育成環境づくりの推進 ③ 「成人の日を祝うつどい」や「青少年フェスティバル」を通じた青少年の社会参加の促進 ④ 青少年指導員活動への支援及び青少年指導員制度の充実に向けた検討結果を踏まえた活動の推進	ほぼ目標どおり達成できました。 ① 各団体の行事や研修会、広報活動等に対して支援しました。 ② 青少年の健全な育成環境推進協議会を书面開催したほか、広報啓発活動やこども110番事業情報交換会の開催等に取り組みしました。 ③ 「成人の日を祝うつどい」については、運営協力を依頼するボランティアの負担軽減を図ることを目的に、配置基準を見直したため、目標を下回りましたが、成人式サポーター10人、当日の運営スタッフも併せ、128人が協力ボランティアとして参加しました。今後についても、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、適切な配置基準を検討していきます。 また、「青少年フェスティバル」については、実行委員13人、当日の運営スタッフも併せ162人が協力運営ボランティアとして参加しました。 ④ 各区青少年指導員連絡協議会と連携し、活動の活性化に向けて支援しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
5	こども文化センター運営事業	概ね中学校区に1か所で運営しているこども文化センターにおいて、多様な体験や活動を通じた子ども・若者の健全育成を推進するとともに、市民活動の地域拠点として、市民の地域活動を支援します。	① 今後の運営のあり方を踏まえた児童の健全育成に向けた取組の推進 ② 施設等の計画的な維持・補修の実施 ③ 多世代交流の促進に向けた、いこいの家等との連携事業の推進	目標を下回りました。 ① 昨年度に引き続き、基本的な新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して行いました。感染拡大の状況に応じて、外出抑制や施設の消毒・清掃のため開館時間の短縮やイベントの制限を行ったことなどにより利用人数は目標を下回りましたが、一人遊び遊具の充実や新たな遊びの考案、利用方法の見直しを行い、ICTを活用したイベントの実施など事業内容を工夫するなどして、小学生や中高生の居場所を提供しました。また、学校や地域団体との連携を強化することにより、乳幼児の保護者に対する子育て支援や市民活動の拠点としての機能を維持し、コロナ禍における児童の健全育成の取組を推進しました。今後も引き続き、新型コロナウイルス感染状況に注視しつつ、必要な対策を講じた上で、利用者ニーズを踏まえた事業の充実に向けた取組を推進します。 ② 住吉こども文化センター及び宮内こども文化センターにおける外壁補修工事、新丸子こども文化センターにおける屋上防水工事、白幡台こども文化センター及び菅こども文化センターにおける屋上防水と外壁補修工事等、施設の計画的な維持・補修を実施しました。 ③ 今年度も、直接対面する交流は控え、児童の作品の贈呈や作品の展示会、手紙やプレゼントの交換による交流などを実施して、老人いこいの家等との連携強化を図り、多世代交流の促進に向けた取組を推進しました。 その他、引き続き空気清浄機の設置や消毒液の配備など新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら事業を実施しました。	4 目標を下回った	B やや貢献している	II 改善しながら継続

6	わくわくプラザ事業	小学校の余裕教室や敷地内施設を活用し、校外に移動することなく、全ての児童に安心・安全な居場所を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、多様な体験・活動の機会を提供します。	①ニーズを踏まえた事業の充実に向けた取組の推進 ②長期休業期間中の開設時間の延長の実施 ③施設等の計画的な維持・補修の実施 ④子育て支援わくわくプラザ事業の実施	目標を下回りました。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況下でも学校と協力し、わくわくプラザ事業、子育て支援・わくわくプラザ事業を継続しました。感染拡大を防止するために、利用の自粛をお願いしつつも、やむを得ない事情により自宅に子どもを見守る方がいない家庭を対象に子どもの受入れを行いました。 ①新型コロナウイルス感染症の影響で利用登録を控えた方が多く、わくわくプラザの登録率が目標を下回りました。また、わくわくプラザの利用者満足度について、新型コロナウイルス感染症対策のためにわくわくプラザで実施するプログラムや利用できる遊具等に制限があったことから目標を下回りました。多世代交流イベントなどが十分に実施できなかったものの、リモートによる交流イベントや手紙を介した高齢者施設との交流事業など、感染リスクの低いイベントを実施するなど、新しい生活様式を踏まえた事業の充実に取り組みしました。また、わくわくプラザの利用者満足度について、新型コロナウイルス感染症対策のためにわくわくプラザで実施するプログラムや利用できる遊具等に制限があったことから目標を下回りました。今後も引き続き、新型コロナウイルス感染状況に注視しつつ、必要な対策を講じた上で、利用者ニーズを踏まえた事業の充実に向けた取組を推進します。 ②全市立小学校114校で長期休業期間中の平日において、開室時間を30分繰り上げ、8時からの開室を継続して実施しました。 ③藤崎小学校わくわくプラザ及び向丘小学校わくわくプラザにおけるトイレ改修工事、新城小学校わくわくプラザ他13件における冷暖房設備改修工事等、計画的な維持・補修を実施しました。 ④全市立小学校114校で実施しました。 その他、引き続き空気清浄機の設置や消毒液の配備など新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら事業を実施しました。	4 目標を下回った	B やや貢献している	II 改善しながら継続
7	青少年教育施設の管理運営事業	研修施設・宿泊施設・野外活動等の施設を運営し、青少年の健全育成を推進します。	①ハケ岳少年自然の家における団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動、探求野外観察等の実施(利用人数96,000人以上) ②黒川青少年野外活動センターにおける野外自然観察活動等の実施(利用人数31,000人以上) ③子ども夢パークにおける子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベント等の実施(利用人数92,000人以上) ④青少年の家における団体宿泊活動等の実施(利用人数34,000人以上)	目標を下回りました。 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者の外出自粛、密な状況の回避の傾向があり、また、施設としても定員の制限やイベントの制限などを行ったため、利用人数は目標を下回りました。利用人数は例年に比べて減少しましたが、利用者に対し、感染防止対策に関する案内を徹底し、食堂にバーテーションの設置(ハケ岳少年自然の家、青少年の家)、イベントの態様変更(全施設)などを実施し、施設の機能を維持しながら運営しました。今後も施設の利用方法やイベントの開催方法を検討しながら、内容の充実に取り組んでいきます。 ①ハケ岳少年自然の家において、団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動、探求野外観察等を実施しました(利用人数: 77,142人)。 ②黒川青少年野外活動センターにおいて、野外自然観察活動等を実施しました(利用人数: 11,306人) ③子ども夢パークにおいて、子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベント等を実施しました(利用人数: 60,674人)。 ④青少年の家において、団体宿泊研修等を実施するとともに、民間企業や大学に対する働きかけによる団体利用促進を図りました(利用人数: 15,455人)。	4 目標を下回った	B やや貢献している	II 改善しながら継続

8	いこいの家・いきいきセンターの運営	いこいの家・いきいきセンターの運営を通じて、高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図ります。	①指定管理者によるいこいの家48か所、いきいきセンター7か所の運営 ②いきいきセンター併設老人デイサービスセンター跡地の整備(1か所) ③施設の老朽化対策に係る補修工事及び長寿命化予防保全工事の実施(実施数:4か所) ④いこいの家・いきいきセンターの移転・整備 ・中原いきいきセンターの移転整備に向けた検討及び調整 ・「いこいの家・老人福祉センター活性化計画(IRAP)」に基づくいこいの家機能の展開(実施数:1か所) ⑤多世代交流をはじめとした地域交流の促進を目的とした事業の実施	目標を下回りました。 令和2年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響等により、目標値を達成することはできませんでした。今後も感染症対策に留意しつつ、施設の利用促進に努めていきます。 ①指定管理者によるいこいの家48か所、いきいきセンター7か所の運営を、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、適切に実施しました。 ②いきいきセンター併設老人デイサービスセンター跡地1か所について、地域交流スペースへの転用工事を実施しました。 ③施設の老朽化対策等に係る補修工事(4か所)及び長寿命化予防保全工事(5か所)を実施しました。 ④いこいの家・いきいきセンターの移転・整備については次のとおり実施しました。 ・中原いきいきセンターについては、日医大側と引き続き移転に向けた協議を行いました。 ・支所再編に伴い、庁内関係部署や指定管理者と、大師いこいの家及び田島いこいの家の移転に向けた協議を行いました。 ⑤多世代交流をはじめとした地域交流の促進を目的とした事業(全施設)を指定管理事業として実施しました。	4 目標を下回った	B やや貢献している	II 改善しながら継続
9	自治推進事業	自治基本条例の理念の浸透を図るため、区役所や関係施設のモニター等を活用した周知・広報を行っています。また、パブリックコメント手続制度及び住民投票制度を適切に運用するとともに、制度の浸透に向けて、同様に周知・広報を行っています。さらに、市民参加の促進を図るための具体的な手法について、検討を行っています。	①区役所や関係施設のモニター等を活用した自治基本条例の理念等の周知・広報 ②主に若者を対象とした市民参加型ワークショップの開催 ③パブリックコメント手続及び住民投票制度の適切な運用	目標どおり達成できました。 ①については、各区役所のモニターや川崎駅周辺のデジタルサイネージ、成人式会場のスクリーンを活用した広報を行いました。 ②については、市内在住、在学等の高校生が、地域課題を解決するアイデアを出す参加型イベント「川崎ワカモノ未来PROJECT」を実施し、21人が参加しました。 ③については、令和3年度、全庁でパブリックコメントが50件実施されました。また、国のデジタル社会形成に向けた押印見直しに対応するために住民投票条例を改正しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
総合的な評価		①妊婦・乳幼児健康診査事業における、特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成について、令和3年1月1日以降の治療終了者から所得制限を撤廃し、助成回数の上限を子どもごとに設定、事実婚も助成対象にしたことから、助成件数が大幅に増えました。また、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、不安を抱える妊婦のウイルス検査費用を助成するとともに、令和3年10月から新生児の受ける聴覚検査の費用補助を開始しました。母子保健指導・相談事業についても、産前産後におけるサポートを実施し、産後ケア利用者の増加に適切に対応したほか、令和3年度新生児応援事業を実施し、新生児がいる世帯に川崎じもと応援券を贈りました。 ②こども文化センター運営事業については、昨年度に引き続き、基本的な新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して行うとともに、感染拡大の状況に応じて、外出抑制や施設の消毒・清掃のため開館時間の短縮やイベントの制限を行ったことなどにより利用人数は目標を下回りましたが、一人遊び遊具の充実や新たな遊びの考案、利用方法の見直しを行い、ICTを活用したイベントの実施など事業内容を工夫して実施したことにより、小学生や中高生の居場所を提供しました。また、児童の作品の贈呈や作品の展示会、手紙やプレゼントの交換による交流などを実施して、老人いこいの家等との連携強化を図り、多世代交流の促進に向けた取組を推進しました。 ③新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況下でも学校と協力し、わくわくプラザ事業、子育て支援・わくわくプラザ事業を継続しました。また、リモートによる交流イベントや手紙を介した高齢者施設との交流事業など、感染リスクの低いイベントを実施するなど、新しい生活様式を踏まえた事業の充実に取り組みしました。 これらを実施することにより、妊娠・出産期に安心して過ごせる取組及び乳幼児期における子どもの発達支援や育児支援の取組を推進しました。また、児童の健全育成や安全・安心な居場所づくりに向けた取組を推進しました。					

子ども・子育て会議からの意見・評価	①妊婦・乳幼児健康診査事業については、妊婦のウイルス検査費用の助成、新生児聴覚検査費用補助の開始など、新たな取組を評価します。母子保健指導・相談事業については、産後ケア利用者が目標とする利用人数を2倍以上、上回ったことを評価します。今後も、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、利用者に寄り添った安全な支援を取り組まれることを望みます。 ②こども文化センター運営事業については、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下においても、児童の安全・安心を考慮しながら、老人いこいの家等との連携による多世代交流が実施されたことを評価します。今後は、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、新たな時代に対応した様々な工夫を図りながら、引き続き、地域における子育て支援及び青少年健全育成の拠点として、更なる連携を進めるとともに、中高生の利用促進に向けて、より一層の取組を進めることを望みます。 ③わくわくプラザ事業については、新型コロナウイルス感染症拡大状況下においても、リモートによる交流イベントや手紙を介した高齢者施設との交流事業など、感染リスクの低いイベントを実施するなど、新しい生活様式を踏まえた事業の充実に取り組んだことを評価します。引き続き、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、学校等関係機関と連携しながら、利用者ニーズを踏まえた事業の充実を図るとともに、職員の質の向上や児童が学び・育つよりよい環境づくりが図られることを望みます。 引き続き、子どもがすこやかに育つことのできる環境の充実に向けて、より効果的にICTを活用しつつ、子どものすこやかな成長の促進のための取組が推進されることを望みます。
---------------------------------	--

4 改善	妊
子ども・子育て会議からの意見・評価を踏まえた今後の取組	①妊婦・乳幼児健康診査事業及び母子保健指導・相談事業は、妊娠・出産・育児に関する知識や支援の不足が児童虐待につながる恐れもあり、健全な子育て環境づくりのために、手法の工夫を行いながら、相談支援体制や情報提供の充実を図っていきます。また、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、新生児訪問及び両親学級については、従事者や対象者のマスク着用等の感染対策を行うとともに、オンラインでの開催や、時間の短縮・内容の変更等の工夫を行い、実施していきます。 ②こども文化センター運営事業については、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、各利用室の利用方法や各行事の実施方法を工夫しながら、多世代が相互に交流することにより、子どもたちが、互いに支えあうことを学びながら育ち、地域の一員として主体的に活動していく力を培うための環境づくりを推進していきます。また、引き続き、中高生の利用促進に向けては、子どもの意見を踏まえ、事業の充実を進めていきます。 ③わくわくプラザ事業については、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、全ての小学校を対象に放課後を安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。また、多世代交流イベントについても、関係機関と連携しながら、効果的な取組みが実施できるよう、引き続き取り組んでいきます。

施策の方向性 | 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策3 学校・家庭・地域における教育力の向上				
施策の概要	家庭や地域に開かれた学校づくりや地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりに向けて、学校・家庭・地域が連携して、よりよい学習活動を実現するための取組を推進するとともに、教職員の資質・指導力の向上を図るための取組を推進します。また、家庭や地域の教育力を高めるため、様々な経験や知識、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代が、子どもたちの学習や体験を支える取組を推進します。				
計画期間における主な方向性	《学校の教育力の向上》 ・コミュニティ・スクールの取組成果をまとめたパンフレットの作成・配布や、コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラムの開催など、その成果を他の学校に波及させることにより、引き続き、よりよい教育の実現を目指していきます。 ・区・教育担当が、地域の子ども・若者支援に関わる諸団体、保健・福祉部門等の関係機関と連携するとともに、学校の抱える様々な課題に組織的に対応できるようきめ細やかに支援し、困難を抱える子ども・若者の小さなサインも見逃さない支援体制づくりを推進します。 ・学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進や、各学校が自らの教育活動等について、目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る学校評価の推進などに取り組めます。 ・ライフステージに応じた研修や、校内研修の充実など、様々な研修機会を活用して、教職員の資質・指導力の向上を図ります。 《家庭・地域の教育力の向上》 ・企業等との連携による家庭教育事業の実施など、仕事を持つ保護者のほか、これまで各種事業を受講できなかった家庭の方々が学べる機会や場を提供します。 ・各行政区と各中学校区に設置している地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲や力を、社会全体の活力や地域の教育力向上につなげられるように支援するとともに、地域教育会議の活動や魅力についての情報発信を行います。 ・地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」の全小・中学校への展開に向けた取組を推進していきます。				
施策を構成する事業	①	地域等による学校運営への参加促進事業	⑦	地域の寺子屋事業	⑬
	②	区における教育支援推進事業	⑧		⑭
	③	地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	⑨		⑮
	④	教職員研修事業	⑩		⑯
	⑤	家庭教育支援事業	⑪		⑰
	⑥	地域における教育活動の推進事業	⑫		⑱

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類	指標の説明	目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	活動指標	学校運営協議会の設置校数	目標	10	15	15	校
	説明	学校運営協議会を設置した学校(コミュニティ・スクール)数【地域等による学校運営への参加促進事業】	実績	10	15	21	
2	活動指標	学校支援協力者の派遣数	目標	5,000	5,000	5,000	人
	説明	学校支援協力者の派遣数【区における教育支援推進事業】	実績	5,187	4,658	53	
3	活動指標	夢教育21推進事業の実施校数	目標	177	178	178	校
	説明	夢教育21推進事業の実施校数【地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業】	実績	177	178	178	
4	活動指標	学校評価の実施校数	目標	177	178	178	校
	説明	自己評価及び学校関係評価を実施した校数【地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業】	実績	177	178	178	
5	活動指標	ボランティアコーディネーターの配置校数	目標	-	-	-	校
	説明	ボランティアコーディネーターの配置校数【地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業】	実績	142	142	135	
6	活動指標	研修実施回数	目標	344	320	217	回
	説明	ライフステージに応じた研修とその他の必修研修、希望研修の回数【教職員研修事業】	実績	322	270	144	

7	活動指標	「輝け☆明日の先生の会」実施回数		目標	21	12	10	12	回
		説明	講話講義等・演習等の実施回数【教職員研修事業】	実績	21	10	4	12	
8	活動指標	PTAによる家庭教育学級開催数		目標	163	163	163	163	校
		説明	PTAの企画による家庭教育学級を開催した学校数【家庭教育支援事業】	実績	163	163	54	85	
9	活動指標	家庭教育に関する学習機会の提供回数		目標	13	13	13	13	回
		説明	市民館等における家庭教育に関する学習機会の提供回数【家庭教育支援事業】	実績	24	23	19	23	
10	活動指標	家庭教育推進連絡会の実施回数		目標	16	16	16	16	回
		説明	全市と各区における「家庭教育推進連絡会」の実施回数(全市と各区それぞれ2回)【家庭教育支援事業】	実績	16	11	10	11	
11	成果指標	子どもや地域のことを考えるきっかけを得た人の割合		目標	93	93.5	94	94.5	%
		説明	地域教育会議の活動に参加して、「子どもや地域のことを考えるきっかけとなった」と回答した人の割合(「なった」「どちらかというと、なった」と回答した人を合算)【地域における教育活動の推進事業】	実績	83.8	93.9	97.6	92.1	
12	成果指標	泳力向上プロジェクトの参加者数		目標	2,830	2,830	2,830	2,830	人
		説明	市内のスイミングスクールと連携して実施する、泳げない子どもを対象とした水泳教室の参加者数【地域における教育活動の推進事業】	実績	3,077	3,521	1,764	2,683	
10	活動指標	地域の寺子屋の開設数		目標	77	状況に応じて柔軟に拡充	状況に応じて柔軟に拡充	全小・中学校	箇所
		説明	小中学校への寺子屋の開設数【地域の寺子屋事業】	実績	47	55	65	76	
11	成果指標	養成講座等による、地域の寺子屋の運営に関わる人材の確保		目標	1,000	1,500	2,000	2,500	人
		説明	寺子屋先生や寺子屋コーディネーターとして、寺子屋の運営に関わる人の数【地域の寺子屋事業】	実績	850	1,003	938	968	

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1	地域等による学校運営への参加促進事業	・家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進をします。 ・先導的な実践成果の普及・啓発を図ります。	①地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進 ②学校運営協議会の運営支援の継続及び法改正を踏まえたあり方の検討結果に基づく取組の実施 ③コミュニティ・スクール連絡会やコミュニティ・スクール・フォーラムの開催及びパンフレットの活用等によるコミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発	目標どおり達成できました。 ①の学校運営の推進については、学校運営協議会または学校教育推進会議を活用して学校運営について保護者や地域住民等の理解を得て、新型コロナウイルス感染症防止対策を行いながら教育活動を工夫して、特色ある学校づくりを進めました。 ②の学校運営支援と検討結果に基づく取組については、28校のコミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)を訪問し、学校運営協議会の運営状況等を把握しながら、学校運営支援を行いました。令和4年度からの4年間で学校運営協議会を全校設置する計画を立て、新規学校運営協議会の設置準備を行いました。 ③の実践成果の普及・啓発については、コミュニティ・スクール連絡会およびコミュニティ・スクール・フォーラムの開催やコミュニティ・スクール・ガイドの作成・配布等を通して、各協議会の特色ある取組を共有し、実践成果を普及・啓発しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

2	区における教育支援推進事業	・区における教育支援を推進します。 ・「区・学校支援センター」による取組を推進します。	①学校運営全般に対する支援 ②地域まもり支援センターの連携など、学校間及び学校と地域の連携強化 ③各区の「要保護児童対策地域協議会実務者会議」での情報共有など、地域諸団体・機関との連携強化による子ども支援の推進 ④「学校支援センター」による学校支援協力者の登録・学校への紹介等の取組の推進【変更】	目標を下回りました。 ①の学校運営の支援については、各学校がガイドラインに即して新型コロナウイルス感染症防止に取り組みながら教育活動が行えるように、学校の相談に対応できる体制を整え、きめ細かな支援を行いながら学校支援を実施しました。 ②の地域との連携強化については、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、区の衛生課等と情報共有するなど、区役所の関係機関等と適切に連携・協働しました。 ③の子ども支援の推進については、複雑で多様化した解決が困難な事案への対応等について、地域まもり支援センター担当や児童相談所担当等の関係機関と連携して子どもの支援を行いました。 ④の学校支援協力者の新たな登録については、学校支援ボランティア説明会を3回行い、125人から154人に増加しました。学校への紹介については、学校が特別支援教育サポーターの配置事業等の有償ボランティアの有効活用していること、また、新型コロナウイルス感染症防止のために学校でのボランティア活動が制限されたことにより、派遣数は153人であり、目標を大きく下回りました。今後は、より効率的・有効的な学校支援ができるよう検証していきます。	4 目標を下回った	B やや貢献している	II 改善しながら継続
3	地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	・特色ある教育の充実や活性化を図るため、様々な分野の専門家を講師として学校に招き、その専門性を生かした指導により、子どもたちの知的好奇心や感性を育みます。 ・各学校が、学校評価を活用して、自らの教育活動等について目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図ります。 ・地域の協力者の支援により、地域の特性を生かした教育活動を進めます。	①学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりの推進 ②各学校が、自らの教育活動等について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施 ③学校教育ボランティア配置による学校活動の支援	ほぼ目標どおり達成できました。 ①「夢教育21推進事業」を全校で実施し、学校がそれぞれの地域にある資源を活かして特色ある学校づくりを進めました。 ②学校評価の実施について、全校で自己評価及び学校関係評価を実施しました。 ③学校教育ボランティア配置による学校活動の支援については、ボランティアコーディネーターを137校に配置し、学校教育活動の活性化を図りました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続
4	教職員研修事業	子どもたちとともに学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた教職員研修を推進します。特に、学校全体の教育力向上をめざして、若手教員の資質向上とミドルリーダー育成の充実を図ります。	①教職員の資質、指導力の向上をめざした研修の実施及び育成指標に基づく研修の実施 ②優秀な人材確保に向けて、本市の教員を目指す学生等に対し、かわさき教師塾「輝け☆明日の先生」の実施	ほぼ目標どおりでした。 ①については、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来どおりの集合型研修の実施が難しい時期があったため、研修実施回数の目標は下回ったものの、一人1台配布されたGIGA端末を効果的に活用し、単方向型（動画配信）及び双方向型オンライン研修の実施を推奨し、集合型研修の実施が難しい場合でも状況に応じて研修を実施しました。必修研修としてライフステージに応じた研修を13講座66回、その他の必修研修を26講座74回、希望研修を36講座88回実施しました。また、研修内容や研修方法等について見直しを図りました。今後も、教職員が学び続けることができる研修体制の構築を図ることで、育成指標に基づく研修を計画、実施していきます。 ②については、9月から2月までの土曜日に6日間、かわさき教師塾「輝け☆明日の先生」を設置し、講話講義等を6回、演習等を6回実施しました。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、双方向型オンライン形式での実施を取り入れ学びの保障を図りました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

5	家庭教育支援事業	家庭の役割や子育ての重要性を啓発し、親同士の交流や学習を促進します。また、区単位・市単位で家庭教育や子育て支援に関わる関係機関の情報交換とネットワークづくりを進め、子育て期の市民を地域全体で支えあう家庭教育環境を構築します。	①市民館等における家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会の提供 ②PTAによる家庭教育学級開催の支援（開催数：163校以上） ③全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による情報共有の推進 ④企業等と連携した事業実施及び福祉部門と連携した情報提供など家庭教育支援の推進	目標を下回りました。「PTAによる家庭教育学級開催数」、「家庭教育推進連絡会の実施回数」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により目標を下回りましたが、家庭教育学級や家庭教育推進連絡会の開催方法を検討し、工夫することで、前年度よりも開催数は増えていきます。 ①市民館等において家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会を23回提供しました。 ②PTAによる家庭教育学級については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、PTA活動そのものが縮小されたことなどから85校での開催にとどまりました。今後は、PTA活動の実態に応じた支援が行えるよう、各校のPTAに個別の働きかけを行うなど、丁寧な支援に取り組んでいきます。 ③全市と各区において「家庭教育推進連絡会」を実施しました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、連絡会の開催を中止した回があり、開催を予定していた16回中の11回の実施にとどまりました。今後は、新しい生活様式への対応など、情報共有・交換がこれまで以上に求められていることから、電子媒体を活用した情報共有やオンライン開催など、実施手法等の検討も行いながら取り組みます。 ④企業等と連携した事業を4回実施しました。また、地域みまもり支援センター等との連携により家庭教育に関するリーフレットの配布を行いました。	4 目標を下回った	B やや貢献している	II 改善しながら継続
6	地域における教育活動の推進事業	各中学校区と各行政区に地域教育会議を設置し、「教育を語る集い」や「子ども会議」を実施するとともに、「川崎市子どもの権利条例」に基づき、川崎市子ども会議を実施します。また、市内のスイミングスクールと連携して、子ども達の泳力向上に向けた取組を進めます。	①各行政区・各中学校区地域教育会議（本市における地域学校協働本部に位置づけ）の活性化に向けた支援【変更】 ②地域教育会議交流会の開催による情報共有等の推進 ③市子ども会議の開催と各行政区・各中学校区子ども会議との連携 ④地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施（参加者数：2,830人以上）	ほぼ目標どおり達成できました。 ①②地域教育会議においては、中学校区地域教育会議を国の示す「地域学校協働本部」の役割を持つ組織として位置づけるとともに、地域教育コーディネーター養成講座の開催等を通じ、組織の活性化に向けた担い手の育成を進めました。また、地域教育会議の活動に参加して、「子どもや地域のことを考えるきっかけとなった」と回答した人の割合については、新型コロナウイルス感染症拡大により活動が制限され、オンラインによる開催としたことなどから、目標値を下回りましたが、例年2月に開催している交流会を感染症拡大の速度が鈍化した4月に延期して開催するなどの工夫を行いながら、取組を進めました。「地域学校協働本部」の役割を持つ中学校区地域教育会議に地域教育コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の設置を進め、活動の活性化に取り組んでいきます。 ③市子ども会議を開催し、市長への提言を行うとともに、各行政区・中学校区子ども会議の担当者連絡会等を通じて連携を図りました。また、各子ども会議等の子どもたちを対象にした「川崎市子ども会議」を令和4年2月に開催し、意見交換の結果を市長に報告しました。 ④市内26か所のスイミングスクール等と連携して水泳教室を開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大により、参加を見合わせる参加者等もいたことから、目標値を下回りましたが、子どもたちの泳力向上に寄与することができました（参加者数：2,683人）。今後も、スイミングスクールとの調整を密に行い、新型コロナウイルス感染症対策を徹底するとともに、連携するスイミングスクールの拡充に努めます。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

7	地域の寺子屋事業	退職した教員、PTA、地域住民、学生などに寺子屋の先生を担っていただきながら、平日週1回放課後に実施している学習支援と、土曜日等月1回開催している体験活動を通して、多世代交流型の学びの場をつくります。	①地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進(全小・中学校設置完了) ②養成講座等による、地域の寺子屋の運営に関わる人材(寺子屋先生・寺子屋コーディネーター)の確保(参加人数:2,500人) ③地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発 ④地域の状況を踏まえた外国につながる児童を対象とする寺子屋分教室の実施	目標を下回りました。 ①地域や学校の実情に応じて寺子屋の拡充を進め、令和2年度の65か所から令和3年度は76か所まで着実に増加しましたが、地域主体で行う本事業については、地域や学校の実情に応じて一つ一つ丁寧に寺子屋を立ち上げていく必要があることから、目標値を下回っています。また、「地域の寺子屋運営に関わる人材の確保」については、寺子屋の開講ペースが計画より遅れていることから、運営に関わる人の数も目標値を下回っています。次期計画期間においても、引き続き、寺子屋の運営を担う人材や団体の育成、発掘を行い、さらなる寺子屋の開講に向けた取組を進めます。 ②寺子屋先生養成講座を市内9か所で開催し、うち1か所は中学校の学習支援を行う人材の養成を行い、合計で138人の参加がありました。また、寺子屋コーディネーター養成講座を市内3か所で開催し、合計で83人の参加がありました。 ③12月11日に地域の寺子屋推進フォーラムを川崎アゼリアで開催し、寺子屋関係者が寺子屋についての考えを深めるとともに、広く市民の方へ寺子屋事業の周知を図りました。 ④外国につながる児童を対象とした寺子屋分教室を4か所の寺子屋で実施し、日本語学習の支援を進めました。	4 目標を下回った	A 貢献している	II 改善しながら継続
総合的な評価		①28校のコミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)を訪問し、学校運営協議会の運営状況等を把握しながら、学校運営支援を行いました。令和4年度からの4年間で学校運営協議会を全校設置する計画を立て、新規学校運営協議会の設置準備を行いました。 ②教職員の資質、指導力の向上をめざした研修の実施及び育成指標に基づく研修の実施については、教員育成指標に基づく研修を計画、実施しました。必修研修としてライフステージに応じた研修を13講座66回、その他の必修研修を26講座74回、希望研修を36講座88回実施しました。また、研修内容や研修方法等について見直しを図りました。特に、一人1台配布されたGIGA端末を効果的に活用し、単方向型(動画配信)及び双方向型オンライン研修の実施を推奨し、集合型研修の実施が難しい場合でも状況に応じて研修を実施し、教職員が学び続けることができる研修体制の構築を図りました。 ③市民館等において家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会を目標の13回を上回る23回提供しました。また、PTAによる家庭教育学級については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、PTA活動そのものが縮小される中、前年度を上回る85校で開催したほか、「家庭教育推進連絡会」についても、前年度よりも開催数を増やし、全市と各区において計11回実施しました。 ④地域や学校の実情に応じて寺子屋の拡充を進め、目標値を下回っていますが、令和2年度の65か所から令和3年度は76か所まで着実に増加したほか、外国につながる児童を対象とした寺子屋分教室を4か所の寺子屋で実施し、日本語学習の支援を進めました。また、寺子屋教室の運営に関わる情報交換会を3回実施したほか、寺子屋先生養成講座を市内9か所で開催し、合計で138人が参加、寺子屋コーディネーター養成講座については、市内3か所で開催し、合計で83人が参加しました。 これらを実施することにより、学校・家庭・地域が連携して、よりよい学習活動を実現するための取組を推進するとともに、教職員の資質・指導力の向上を図るための取組を推進しました。また、家庭や地域の教育力を高めるため、様々な経験や知識、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代が、子どもたちの学習や体験を支える取組を推進しました。					

子ども・子育て会議からの 意見・評価	①コミュニティ・スクールの取組等によるよりよい教育の実現については、引き続き、各協議会等と連携しながら、コミュニティ・スクールを活用した特色ある学校作りが図られることを望みます。 ②様々な研修機会を活用した教職員の資質・指導力の向上については、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下においても、オンラインを活用した様々な研修等を工夫を凝らして実施したことを評価します。引き続き、新型コロナウイルス感染症の動向や教職員の多忙化に配慮しながら、本市の学校全体の教育力向上及び教職員の質の向上のため、多様な研修等を実施されることを望みます。 ③新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下でも、市民館等を活用した家庭教育、地域教育に関する学習機会を提供されたことを評価します。今後は、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、オンライン等を活用した学習機会を提供及び家庭教育、地域教育の必要性等を啓発していく取組が推進されることを望みます。 ④「地域の寺子屋事業」について、76か所に拡充したことを評価するとともに、今後も更なる拡充に向け、地域の寺子屋の周知に向けた取組を進めていくことを望みます。また、寺子屋の運営を担う人材発掘や人材育成についても、寺子屋先生養成講座や寺子屋コーディネーター養成講座の実施、効果的な情報の発信を行うとともに、開設した寺子屋教室に対しても運営支援を行い、利用者及び支援者がともに魅力ある寺子屋事業の運営が推進されることを望みます。 引き続き、子どもがすこやかに育つことのできる環境の充実に向けて、より効果的にICTを活用しつつ、学校・家庭・地域における教育力の向上のための取組が推進されることを望みます。
-------------------------------	--



4 改善	
子ども・子育て会議からの 意見・評価を踏まえた今後の取組	①学校運営協議会について、令和4年度から4年間での全校設置に向けて、令和4年度は、新規に28校の学校運営協議会を設置をめざし、地域と学校の連携・協働の充実を図ります。また、コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発については、学校運営協議会設置校だけでなく、学校運営協議会未設置校の学校関係者や地域住民、保護者に対して、リーフレットや連絡会議等の効果的な活用を進めて、その実践成果を普及していきます。こうしたコミュニティ・スクールの取組等により、よりよい教育の実現に向けて、引き続き、学校運営協議会または学校教育推進会議を効果的に活用し、特色ある学校づくりをめざした学校運営ができるよう推進していきます。 ②育成指標に基づく教職員の資質・能力の向上をめざした研修の実施については、ライフステージに応じた研修において、より校内研修との関連をもたせるなど、連続性・継続性のある研修を計画し、意図的、計画的に一人ひとりの教職員が学び続けることができる研修体制の構築を行い、資質・能力の向上を図ります。また、教職員の資質・能力の向上の観点、新型コロナウイルス感染症防止の観点及び働き方・仕事の進め方改革の観点から、研修内容に応じて集合型研修とオンライン研修のベストミックスな研修体系となるよう改善を図るとともに、学校の教育力の向上に資する研修となるよう研修計画の見直しを図ります。 ③「市民館等における家庭教育に関する学習機会の提供」については、新しい生活様式に対応した事業推進を図るため、ICTの活用やより身近な地域での開催等に取り組んでいきます。また、PTAによる家庭教育学級開催の支援については、PTA活動の事情に応じた支援が行えるよう、各校のPTAに個別の働きかけを行うなど、丁寧な支援に取り組むとともに、「家庭教育推進連絡会の開催」については、新しい生活様式への対応など、情報共有・交換がこれまで以上に求められていることから、電子媒体を活用した情報共有やオンライン開催など、実施手法等の検討も行いながら取り組みます。 ④地域や学校の状況を踏まえた寺子屋事業については、全小中学校への寺子屋の開講をめざして、地域人材や地域資源の更なる活用を図り、引き続き事業を推進していきます。また、養成講座等による、寺子屋事業の運営に関わる人材の確保については、寺子屋のさらなる開講に向けて、寺子屋の運営を担う人材や団体の発掘、育成を行っていくとともに、開設した寺子屋教室に対しても、情報交換会の開催や訪問等を通じて、運営支援に取り組めます。

施策の方向性 | 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策4 子育てしやすい居住環境づくり			
施策の概要	子育て家庭が安心して暮らせるよう、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進するとともに、良好で快適な地域の環境づくりに向け、身近な公園の適切な維持・管理等を行います。 また、犯罪の未然防止に向けて、市内の防犯灯の適切な維持管理を行うとともに、地域の状況に応じて計画的な防犯灯の設置を進めるなど、安全・安心な地域づくりを進めます。			
計画期間における主な方向性	《子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備》 ・子育て世帯の居住環境の向上に向け、子育てに配慮した住宅の普及を推進します。 ・重層的な住宅セーフティネットの構築に向け、市営住宅の活用や、民間賃貸住宅を活用した住まいの確保等を推進します。 《安全・安心な居住環境の整備》 ・安全・安心な公園・緑地の整備に向け、子どもたちの自然的環境における遊びや体験の場としても活用できるよう、自然的環境を活かした公園や緑地づくりを促進します。 ・老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化を進めるとともに、長寿命化の取組により、遊具など公園施設の適切な維持管理を推進します。 ・子ども・若者に公園を安全に利用できるよう、防犯機能を有する施設管理用カメラの設置を進めていきます。 ・地域からの需要が高い防犯カメラ設置補助等、地域の防犯力を高める取組を進めることにより安全・安心なまちづくりを推進していきます。			
施策を構成する事務事業	①	住宅政策推進事業	⑦	防犯対策事業
	②	高齢者等に適した住宅供給推進事業	⑧	商店街課題対応事業
	③	民間賃貸住宅等居住支援推進事業	⑨	
	④	市営住宅等管理事業	⑩	
	⑤	魅力的な公園整備事業	⑪	
	⑥	公園施設長寿命化事業	⑫	
	⑬		⑬	
	⑭		⑭	
	⑮		⑮	
	⑯		⑯	
	⑰		⑰	
	⑱		⑱	

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類	指標の説明	目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1 活動指標	住宅政策審議会の開催	目標	3	3	3	3	回
	説明 住宅及び住環境に関する政策の重要事項について、市長の諮問に応じ、調査・審議することを目的に開催する審議会の開催回数【住宅政策推進事業】	実績	3	2	1	2	
2 成果指標	サービス付き高齢者向け住宅の登録数	目標	1,970	2,173	2,375	2,628	戸
	説明 高齢者すまい法第5条の登録を受けたバリアフリー構造で生活相談・安否確認のサービスを提供する高齢者向け住宅の登録戸数【高齢者等に適した住宅供給推進事業】	実績	1,844	1,865	1,944	1,944	
3 成果指標	子育て等あんしんマンション認定件数	目標	4	4	4	4	件
	説明 子育て世帯など誰もが安心して暮らすことができる居住環境を整えるため、安心、安全、バリアフリーなどの要件を充足する良質なマンションとして認定した数【高齢者等に適した住宅供給推進事業】	実績	1	1	—	—	
4 活動指標	居住支援協議会の会議開催数	目標	5	5	5	5	回
	説明 不動産団体や福祉関連団体等の多様な主体との連携によるプラットフォーム「居住支援協議会」での協議（総会、専門部会等）により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の実現に向けた取り組みを行ってまいります。【民間賃貸住宅等居住支援推進事業】	実績	6	5	6	7	
5 成果指標	すまいの相談窓口における相談者の契約手続き等の同行支援件数	目標	—	6	12	12	件
	説明 すまいの相談窓口において福祉等の既存制度に基づく支援がない方（介護保険や障害認定等に基づくヘルパー等がいない方等）への対応として、契約手続き等の同行支援を実施します。【民間賃貸住宅等居住支援推進事業】	実績	—	9	2	3	
6 成果指標	市営住宅使用料収入率（現年）	目標	99.2	99.17	99.34	99.41	%
	説明 現年度分の市営住宅使用料の収入率【市営住宅等管理事業】	実績	99.17	99.43	99.46	99.53	
7 成果指標	市営住宅使用料収入率（過年）	目標	14.56	14.51	14.32	14.86	%
	説明 過年度分の市営住宅使用料の収入率【市営住宅等管理事業】	実績	10.19	9.23	8.87	8.68	

8	活動指標	遊具を更新した公園数		目標	13	12	12	11	公園
		説明	公園施設長寿命化計画に基づき遊具の更新を行った公園の箇所数【公園施設長寿命化事業】	実績	14	37	35	64	
9	活動指標	住宅の防犯診断の実施件数		目標	50	50	50	50	件
		説明	空き巣など侵入泥棒への防犯対策として行う住宅の防犯診断の実施件数【防犯対策事業】	実績	58	55	77	54	
10	活動指標	出張防犯相談コーナーの開催回数		目標	35	35	35	35	回
		説明	区役所等で開催する、防犯相談や防犯用品の展示等を行うコーナーの開催回数【防犯対策事業】	実績	35	38	13	9	
11	成果指標	市内刑法犯認知件数		目標 (以下)	8,500	8,500	8,500	8,500	件
		説明	県警発表による市内の空き巣等の刑法犯認知件数(年度ではなく暦年)【防犯対策事業】	実績	7,615	6,654	6,307	5,726	
12	活動指標	街路灯LED化実施数		目標	90	90	90	90	件
		説明	商店街が保有する街路灯を水銀灯などの従来型街路灯からLED化した事業への支援件数の累計【商店街課題対応事業】	実績	95	95	97	101	
13	成果指標	商店街による安全安心事業への支援件数		目標	45	45	45	45	件
		説明	防犯カメラやAEDを設置した事業への支援件数の累計【商店街課題対応事業】	実績	44	44	47	48	
14	成果指標	商店街による施設撤去事業への支援件数		目標	22	26	30	34	件
		説明	街路灯、アーチ、アーケードの施設の撤去を実施した事業への支援数の累計【商店街課題対応事業】	実績	28	37	44	50	
15	活動指標	創業予定者向けセミナーの講義回数		目標	12	12	12	12	回
		説明	商人デビュー塾の開催【商店街課題対応事業】	実績	12	12	10	10	

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1	住宅政策推進事業	「住宅基本計画」に基づき、住宅の質の向上や住宅市場の活性化、子どもから高齢者まで市民の居住の安定を図るため、民間住宅から公営住宅まで、住宅政策全般に関する施策立案や調査等を実施します。	①住宅基本計画の推進と計画改定に向けた取組の検証・調整 ②住宅・土地統計調査等の調査結果の分析 ③子育て世帯の市内定住促進に資するモデル事業の検証結果を踏まえた支援制度の本格実施 ④断熱化の促進に向けたモデル事業の実施、効果検証	ほぼ目標どおり達成できました。 ①住宅政策審議会については3回の目標としていたところ、2回の開催となりましたが、より専門的な事項について調査・審議するための専門部会(3回)を活用することで、住宅基本計画に基づく住宅セーフティネットの構築に向けた取組等を推進するとともに、次期計画改定に向けてこれまでの取組の状況や成果等について整理し、検証を行いました。 ②次年度の「川崎市の住宅事情」の発行に向けて、住宅・土地統計調査等の調査結果について、前回調査結果からの推移や他都市との比較を行いながら、本市の住宅の現状・動向等の分析を行いました。 ③子育て世帯へのゆとりある住まいの提供を目的とした支援制度の「川崎市すまいいかすプロジェクト」を開始し、既存住宅の活用に関するセミナーや、既存住宅の買取再販型の仕組みの普及に向けた周知等を、民間事業者と連携して実施しました。 ④空家を町会サロンとして活用したモデル事業の中で、断熱等に関するDIYを実施した事例を踏まえ、ヒートショックなどの健康対策や省エネ・光熱費の削減効果などが期待される住宅改修等について、オンラインセミナーにより普及啓発するなど断熱化の促進を図った。開催しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続

2	高齢者等に適した住宅供給推進事業	・高齢者世帯や子育て世帯に対して民間事業者の供給により、適正な居住水準の良質な賃貸住宅を提供するとともに、入居者の収入に応じて家賃負担を減額する事業者に対して費用を助成します。また適正な水準のサービス付き高齢者向け住宅の供給を誘導し、市民に対して情報の提供を行います。 ・子育て等あんしんマンションを認定し、住民の交流と地域コミュニティの醸成を図るため、子育て相談員を派遣します。	①「高齢者居住安定確保計画」に基づく取組の推進・進行管理 ②サービス付き高齢者向け住宅等の誘導・指導監督による供給の促進 ③多様なサービス付き高齢者向け住宅の供給に向けたモデル事業の実施・効果検証・今後のあり方検討 ④【住宅・マンション良質化支援推進事業】において登録制度として実施	目標を下回りました。 ①「高齢者居住安定確保計画」に基づき取組の推進・進行管理を行いました。 ②サービス付き高齢者向け住宅の登録数については、目標を達成することは出来ませんでした。全国的にも新規登録戸数が減少傾向にあるため、今後は社会情勢や市場動向等を踏まえ、高齢者向け賃貸住宅の誘導について検討していきます。なお、登録されている住宅については、定期報告等によりサービスの内容や提供体制等の基準への適応状況を確認するなど、適切に指導監督を行いました。 ③広めの住戸を有し福祉機能等を複合的に備えたサービス付き高齢者向け住宅を誘導するモデル事業を推進中であり、令和4年6月に完成を予定していることから、入居開始後に、入居の状況や居住者の満足度等を踏まえ効果を検証し、今後のあり方について検討を進めます。 ④【R1に子育て等あんしんマンション認定制度とマンション管理組合登録制度を統合・再編し、「マンション管理組合登録・支援制度」を創設し、「住宅・マンション良質化支援推進事業」へ移行】	4 目標を下回った	B やや貢献している	II 改善しながら継続
3	民間賃貸住宅等居住支援推進事業	・不動産団体や福祉関連団体等からなる居住支援協議会の適切な運営や、住宅セーフティネット法改正に伴い創設された住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度等の推進により、民間賃貸住宅への入居支援や居住継続支援等の取組を行います。 ・また、川崎市居住支援制度により、市の指定する保証会社を活用した入居支援や、市や支援団体などが、言葉の違いによるトラブル発生時の通訳派遣や入居者の見守りを実施する等の居住継続支援を行います。	①居住支援協議会で構築した入居支援体制による支援の実施 ②既存住宅を活用した住宅確保要配慮者世帯向けの住まいの確保に関する取組（登録住宅制度等）の推進 ③すまいの相談窓口における相談者の契約手続き等の同行等支援の実施（同行等支援件数：12件） ④居住支援制度による入居支援	ほぼ目標どおり達成できました。 ①入居支援体制については、居住支援協議会の相談窓口である「すまいの相談窓口」において不動産店とのマッチングを実施しました。また、居住支援協議会において、住宅確保要配慮者の住まい探し・居住の継続・円滑な退去にそれぞれ必要な取組について個別に協議する専門部会等を活用し、相談窓口の充実や、支援体制の構築、家主・不動産事業者の不安解消等に向けた取組を推進しました。 ②登録住宅制度に関する家主向けセミナー（1回）を開催したほか、神奈川県居住支援協議会と連携し、申請書作成やシステム入力等に関する登録支援を実施しました。また、大手不動産ポータルサイトのCSV形式を活用した一括登録により3,930戸の登録がありました。 ③契約手続き等の同行等支援については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則電話等による相談対応としたことから同行支援は3件となりましたが、相談者の円滑な手続きに向けて不動産事業者や福祉部局等との事前調整支援を13件実施し、合計16件の同行等支援を実施しました。引き続き、福祉等の既存制度に基づく支援がない相談者の円滑な入居につながる取組を進めていきます。 ④居住支援制度については、市の協定先保証会社の家賃債務保証を活用した入居支援を97件行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

4	市営住宅等管理事業	関係法令に基づいて管理代行制度を導入し、管理代行者である川崎市住宅供給公社が入居者の募集、入居手続き、建物の維持・修繕等を実施し、市が住宅使用料等の収納調定、使用料未納者に対する法的措置、公社による管理代行業務の指導管理を行っています。	①「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく計画的な修繕・維持管理の実施 ②市営住宅等管理業務に係る外部委託及び委託業務に関するモニタリングの実施 ③次期管理業務の外部委託の調整 ④住宅に困窮する若年子育て世帯等の入居機会の拡大に向けた期限付き入居制度の実施・検証 ⑤市営住宅等の使用料の適正管理及び不適正使用への対応等	ほぼ目標通り達成しました。 ①市営住宅等の計画的な修繕・維持管理について、委託先の川崎市住宅供給公社と緊密な連携・調整を行い、適切に対応しました。 ②川崎市住宅供給公社に委託している市営住宅等管理業務について、定量的な指標等を用いた評価方法によるモニタリングを実施し、住宅政策審議会に評価を確認する等、評価の客観性を確保しました。 ③次期管理期間(R4年度～R8年度)の管理代行業務について、市住宅供給公社と協定を締結するとともに、R4年度の管理代行業務の委託契約に向け、委託の仕様等の見直しを行いました。 ④期限付き入居制度については、年4回募集を実施し37世帯が入居しました。また、これまでの応募状況や当該制度で入居した世帯を対象としたアンケートから、子育て世帯の入居の促進に効果があったことから、引き続き、募集を実施するとともに、制度の拡充についても検討していきます。 ⑤現年度99.53%、合計92.90%となり、収入未済額も約85,093千円縮減することができました。過年度分収入率は、退去滞納者において所在不明者や死亡者等が多く、目標値を下回っていますが、今後も引き続き、粘り強く退去滞納者宛て支払を促し、過年度分収入率の向上を図ってまいります。また、高額所得者や入居要件を充足しない使用者85件に対する退去指導を行い、自主退去57件及び強制執行による明渡2件の計59件について不適正使用を是正しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
5	魅力的な公園整備事業	老朽化の進んだ公園について、地域のご意見等を踏まえた再整備計画を策定し、公園の再整備を進めるとともに、公園のバリアフリー化整備や新設などを進めます。	①特色ある公園づくりに向けた公園の再整備の推進 ②バリアフリー化に向けた取組の推進 ③身近な公園の整備の推進 ④施設管理用カメラ設置の推進	目標どおり達成できました。 ①特色ある公園づくりに向けた公園の再整備の推進については、稲田公園の計画調整を実施しました。 ②バリアフリー化に向けた候補地検討をしました。 ③中野島3丁目公園の整備を実施しました。 ④今年度は、施設管理用カメラの設置は、要領に基づき、大規模公園において施設の保安管理上設置が必要な場合や、複数回にわたる器物破損等が行われ、カメラの設置以外に合理的な方策がない場合に設置することになっており、要領に基づく設置基準に該当する箇所がなかったことから、新たな設置はありませんでした。また、既設カメラについては引き続き、適正な維持管理を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続
6	公園施設長寿命化事業	市民が安全かつ快適に利用できるよう、長寿命化計画に基づく計画的な遊具更新と遊具点検を実施し、公園施設の適切な維持管理を行います。	①長寿命化計画に基づく遊具など公園施設の設計・整備(木月八幡公園ほか10公園)	目標どおり達成できました。 ①長寿命化計画に基づく遊具など公園施設の設計・整備については、下小田中公園のほか63公園の遊具を更新しました。なお、木月八幡公園の遊具については、点検の結果などから更新年度を繰り下げました。また、長寿命化計画に基づき、職員による日常点検及び専門業者による遊具及び夜間照明塔の定期点検を実施しました。	2 目標を上回って達成	A 貢献している	I 現状のまま継続

7	防犯対策事業	地域で発生する空き巣等の犯罪の防止に向け、多様な主体と連携して、パトロールなどへの支援による自主防犯活動を推進したり、防犯カメラの設置を補助するなどの取組を進めます。	①多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動の推進 ②防犯カメラ設置補助の実施 ③ESCO事業によるLED防犯灯の維持管理等の実施 ④市内の犯罪情報の一元化及び迅速な情報配信を目的とした「かわさき安全・安心ネットワークシステム」の運用 ⑤警察官OBなど専門知識を有する「安全・安心まちづくり対策員」による地域パトロールと住宅の防犯診断の実施（診断件数50件以上） ⑥出張防犯相談コーナーの開設（開設数35回以上） ⑦専門相談員による犯罪被害者支援相談の実施	ほぼ目標どおり達成できました。 ①の多様な主体との連携は市及び各区において、安全安心まちづくり協議会を開催し、防犯意識の共有化を図りました。 ②の防犯カメラ設置補助については、41台の補助を実施しました。 ③のESCO事業については、約68,000灯の防犯灯の維持管理を行うとともに、317灯の防犯灯を新設しました。 ④の「かわさき安全・安心ネットワークシステム（防犯アプリ）」については、延べ約40,000件ダウンロードされ、446件の犯罪・不審情報を配信しました。 ⑤の住宅の防犯診断については、54件実施しました。 ⑥の出張防犯相談コーナーは、新型コロナウイルス感染症の影響で区役所や老人いこい家等での開催を中止したことにより、9回の実施となりました。今後も、継続した取組を進めるとともに、社会情勢を踏まえた啓発手法の見直しについて検討します。 ⑦の犯罪被害者支援相談については、47回実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
8	商店街課題対応事業	商店街が実施する街路灯LED化等の省エネ化による機能向上や防犯カメラ設置等による安全安心な施設整備を支援します。空き店舗活用事業や創業者向け支援事業を実施します。	①街路灯のLED化等の商店街エコ化プロジェクト事業（実施数：全90商店街以上） ②防犯カメラ、AED等の設置を補助する安全安心事業の実施（実施数：全45商店街以上） ③老朽化した街路灯等の除去を行う商店街施設の撤去の支援（累計30件以上） ④市内商店街等における創業予定者向けセミナーの実施（12回）	ほぼ目標どおり達成できました。 ①街路灯LED化のエコ化プロジェクト事業については、4件の実施があり、累計で目標を上回りました（累計101件）。 ②安全安心事業については、1件の実施があり、累計で目標を上回りました（累計48件）。 ③商店街施設の撤去支援については、商店街に組織継続や維持管理の可否について検討を促したところ、6件の実施があり、累計で目標を上回りました（累計50件）。 ④創業予定者向けのセミナーについては、オンライン講座を中心に10回の講義を実施しました。実施回数が目標回数を下回る結果となりましたが、新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで、先輩起業家との座談会などリアルでの講義も実施しました。今後は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、オンラインを活用する等、開催手法等を検討し、目標達成に向けて取り組んでいきます。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
総合的な評価		①子育て世帯の市内定住促進については、子育て世帯へのゆとりある住まいの提供を目的とした支援制度の「川崎市すまい・いかすプロジェクト」を、昨年度の試行を踏まえて本格実施し、既存住宅の活用に関するセミナーや、既存住宅の買取再販型の仕組みの普及に向けた周知等を、民間事業者と連携して実施しました。 ②老朽化の進んだ公園については、バリアフリー化や特色ある公園づくりに向けた再整備を実施するとともに、安全・安心に利用できるよう、施設管理用カメラを適切に管理しました。また、公園の長寿命化計画に基づき、遊具の日常点検及び定期点検を行い、目標の11か所を上回る64か所の公園の遊具を更新しました。 ③地域の防犯対策については、防犯カメラ設置補助については、41台の補助を実施するとともに、ESCO事業については、約68,000灯の防犯灯の維持管理を行うとともに、317灯の防犯灯を新設しました。 これらを実施することにより、子育て家庭が安心して暮らせる居住環境づくりを推進しました。また、犯罪の未然防止に向けて、安全・安心な地域づくりを推進しました。					
子ども・子育て会議からの意見・評価		①子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備については、市民のニーズを踏まえて、子育て家庭が安心して暮らせるよう、引き続き、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進することを望みます。 ②良好で快適な地域の環境づくりに向けた、身近な公園の適切な維持・管理については、子ども・若者が公園を安全に利用できるよう、老朽化の進んだ公園について、再整備を進めるとともに、引き続き、防犯機能を有する施設管理用カメラの適切に管理していくことを望みます。 ③地域の防犯対策については、地域からの需要が高い防犯カメラ設置補助等、地域の防犯力を高める取組を進めるとともに、犯罪の未然防止に向けた市内の防犯灯の適切な維持管理や、地域の状況に応じた計画的な防犯灯の設置を進めるなど、安全・安心なまちづくりを推進していくことを望みます。 引き続き、子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実に向けて、子育てしやすい居住環境づくりが推進されることを望むとともに、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、展示会やセミナー等については、柔軟に対応して取り組むことを望みます。					

4 改善

子ども・子育て会議からの 意見評価を踏まえた今後の取組

①子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備については、社会状況の変化や市場の動向を踏まえながら、住宅基本計画に基づき、重点的にあり方を検討していく課題に焦点を当て、課題毎に住宅政策審議会及び専門部会を開催し、より専門的に調査審議を実施するなど、計画に位置付けた施策を推進していきます。

②良好で快適な地域の環境づくりに向けた、身近な公園の適切な維持・管理については、老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化などの取組は必要不可欠な事業であることから、継続的に事業を推進し、公園の魅力の向上を図っていきます。

③防犯灯LED化ESCO事業については、地域ニーズが高い新設要望に対応するため、設置数の増加を図るとともに、地域で防犯活動を行っている町内会等に対して防犯カメラ設置補助を行うなど、地域の防犯力を高める取組を進めることにより、安全・安心なまちづくりを推進していきます。

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策5 質の高い保育・幼児教育の推進
施策の概要	高まる保育ニーズや子育て家庭の多様なニーズに適切な対応を図るため、民間の多様な運営主体の参画を促進しながら、地域の保育需要にあった保育受入枠の拡大に向けた取組を推進するとともに、きめ細かな保護者への相談支援を実施するなど、待機児童解消に向けた取組を継続します。 また、質の高い保育・幼児教育の推進に向けては、保育の担い手となる人材の確保・育成を図るとともに、民間の多様な事業主体への支援を進めます。
計画期間における主な方向性	《多様な手法による保育受入枠の拡大》 ・武蔵小杉駅周辺や新川崎・鹿島田地区など大規模集合住宅の開発が活発な地域や、鉄道主要駅周辺地域を中心に、今後も増加を続ける保育所利用申請者のニーズに対応するため、重点的に保育所の整備が必要な箇所を定める一方で、国の「子育て安心プラン」(平成29(2017)年6月)に基づき、新たに容積率緩和制度の活用や、都市公園法改正に伴う公園内での保育所整備についても検討し、引き続き多様な整備手法を用いることによって、必要な場所に必要量の保育受入枠を柔軟かつ効率的に確保していきます。 ・保育所整備費補助や賃借料補助については、地価・賃料の高騰など保育所の新規整備における都市部特有の課題として、制度の更なる充実や安定的な事業実施を図るよう、今後も国に対して働きかけを継続します。 ・保育所等の新規整備のほか、既存保育所の増築・分園化等も含めた定員枠の拡大や、年齢別定員(特に3歳児の受入枠)の変更、国の保育補助者雇上げ強化事業を活用した基準内での定員を超えた受入れを民間保育所に呼びかけるなどの取組を継続し、総合的な保育受入枠の確保に取り組みます。 ・認可外保育施設のうち、設備や運営の基準等が認可保育所や小規模保育事業の設置基準を満たすことができる施設については、事業者を積極的に支援し保育の質の向上を図りながら、円滑な認可保育所や小規模保育事業等への移行を促進します。 ・「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定」(平成26(2014)年)に基づき、市境にある市有地や国有地、民有地等で周辺の保育需要を双方に補完し合える土地等を活用し、保育所等の共同整備に向けた検討を進めていきます。 《区役所におけるきめ細やかな相談・支援の継続》 ・区役所において、利用申請前の段階から、保育所入所保留となった申請者に対するアフターフォローまで、これまでに蓄積された相談支援に関するノウハウを活用しながら、保護者の視点に立ったきめ細やかな相談・支援を継続します。 ・引き続き、保育資源等の情報収集を行うとともに、利用者のニーズに応じたわかりやすい情報提供に努めます。 《保育士確保対策の更なる強化》 ・全国の保育士養成施設への働きかけ及び連携を強化し、保育士の確保を進めます。 ・保育士資格を持ちながら就職していない潜在保育士が多数いることを踏まえ、円滑な就職・復職を支援するための取組を進めます。 ・認可外施設を含む市内保育施設の保育従事者の保育士資格取得を支援します。 ・保育士宿舍借り上げ支援事業や保育士修学資金貸付等事業など、国が主導する制度については、保育人材の確保を支援するその他の取組と効果的に連動させながら、積極的に活用します。 《幼稚園における保育ニーズへの対応の推進》 ・多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応を図るため、幼稚園から認定こども園への移行を促進し、移行に向けて計画的な整備を進めます。 ・認定こども園への移行にあたっては、円滑に移行が進むように、施設の個別の状況に応じた支援と段階を踏んだ取組を行います。 ・幼稚園に園児を対象とした幼稚園型一時預かり事業については、平日及び土曜日の11時間以上(教育時間を含む)の預かりや、長期休業日等の預かりを実施する幼稚園の更なる増加、2歳児の預かり保育を促進できるよう、支援策の充実を検討します。 ・幼稚園の運営事業者が、新規に小規模保育事業(0～2歳児対象・定員19人以下)を開設することや、幼稚園を既存の小規模保育事業を連携する施設と位置づけ、3歳到達時には幼稚園で受け入れる仕組みは、40人規模の認可保育所の整備と同様の効果があるため、今後はこうした手法を積極的に推進します。 《多様な運営主体による保育の質の確保》 ・多様な運営主体が事業を展開していく中で、保育の質の維持・向上に向けて、様々な機会を捉え実践的な知識や保育技術を公民で共有します。 ・将来的に保育士等の処遇改善加算の受給要件となる可能性があるキャリアアップ研修については、神奈川県が実施主体であるものの、より多くの市内対象者が早期に受講できるよう、当分の間、本市においても実施します。 ・処遇改善の更なる充実に向け、国に働きかけを行うとともに、給付額が着実に保育士等に行き渡るよう、施設や法人への運営指導を強化します。 ・地域型保育事業については、小規模である事業特性を踏まえ、連携する保育所等の教育・保育施設(連携施設)を設定し、利用する子どもの交流や保育内容の運営支援を行います。 ・新たな公立保育所については、今後、「保育・子育て総合支援センター」として、これまでの取組を強化しながら、民間保育所支援策の量的・質的な拡充と、民間保育所機能との更なる連携の強化に向けた検討を進めます。 《多様な保育サービスの提供》 ・多様化する保育ニーズに的確に対応するため、新規に開設する民間保育所等の延長保育については、原則として20時までの実施を標準とします。 ・一時保育については、今後も積極的に実施施設の拡大を目指します。 ・休日保育については、ニーズの高い地域と時期を検証し、的確なサービス供給量の確保に努めます。 《特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実》 ・特別な支援が必要な子どもへの支援に際しては、小学校への円滑な接続を視野に入れ、保護者、療育センター、小学校等との連携の取組を進めていきます。 ・医療的ケアが必要な子どもが保育を必要とする場合、公立保育所のセンター園では、今後も一定の条件の下で受け入れを実施します。民間保育所での受け入れについては、専任の看護師の確保に対する支援策の創設について、国への働きかけを強化します。

計画期間 における 主な方向性	《公立保育所の民営化・民設化と施設老朽化対策への対応》 ・公立保育所の民営化については、各施設における適切な手法を見極めながら、令和3(2021)年4月の完了を目指し、取組を推進します。 ・公立保育所の指定管理者制度導入園(公設民営)については、引き続き民設民営化を進め、平成31(2019)年4月の完了に向けて取組を推進します。 ・「新たな公立保育所」については、早期に建替えるべき保育所と長寿命化を進めるべき保育所を分けることで、効率的で計画的な維持保全を進め、公立保育所全体のライフサイクルコストの低減を図ります。 ・老朽化した民間保育所の建て替えや大規模修繕に関する効率的な支援策については、国の制度の活用など、その手法や資金調達の関係も含め、設置・運営法と調整を図り、本市の持続可能な支援策を検討します。 《多様な運営主体・手法による保育施策の推進》 ・認可外保育施設における適正な保育内容や保育環境が確保されるよう、引き続き、指導体制を確保し、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく立入調査・指導を実施します。 ・川崎認定保育園など認可外保育施設を積極的に活用するため、事業者への支援や、保育従事者に対する処遇改善について、持続可能な支援策の検討を進めます。 《幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進》 ・子どもたちが安心して過ごし、充実した活動ができる教育・保育環境を整えていけるよう、幼稚園のそれぞれの特色を活かした実績を踏まえ、引き続き充実した幼児教育を推進します。 ・特別な支援を必要とする子どもの受入れの推進など、幼稚園における特色ある教育の充実を図るため、必要な経費の助成や幼児教育相談員の巡回等、幼稚園における教育の振興や支援に引き続き取り組みます。 ・国の基準を踏まえながら、教育職員の確保や安定雇用等、市としての運営水準の向上を図ります。 ・幼稚園、認定こども園、保育所と小学校、地域療育センター等の専門機関と連携して情報交換や研修の実施、子ども同士の交流等を通して、相互に教育内容や子どもの状況等を把握するなど、幼保小の連携を図りながら、子どもたちが安心して小学校生活をスタートできるように、小学校教育との円滑な接続を行います。 《保育料収納率の更なる向上に向けた取組》 ・保育料徴収業務においては、引き続き口座振替の促進を図るとともに、これまで実施してきた保育料収納率の向上に向けた取組をさらに強化します。 ・国の幼児教育・保育の無償化については、今後の国の制度設計を注視するとともに、近隣他都市と協力しながら、待機児童対策と整合のとれた制度となるよう、機会を捉えて、国への働きかけを行います。					
	施策を構成する 事務事業	①	待機児童対策事業	⑦	保育士確保対策事業	⑬
②		認可保育所整備事業	⑧	保育料対策事業	⑭	
③		民間保育所運営事業	⑨		⑮	
④		公立保育所運営事業	⑩		⑯	
⑤		認可外保育施設支援事業	⑪		⑰	
⑥		幼児教育推進事業	⑫		⑱	

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明	目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	成果 指標	待機児童数	目標	0	0	0	0	人
		説明 厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づき集計した、翌年度4月1日時点の待機児童数【待機児童対策事業】	実績	14	12	0	0	
2	成果 指標	横浜保育室利用人数	目標	29	29	29	29	人
		説明 横浜保育室を利用する川崎市民の人数(翌年度4月1日時点の利用児童数)【待機児童対策事業】	実績	27	24	12	9	
3	活動 指標	認可保育所の整備における保育受入枠の拡大	目標	2,350	2,151	1,827 (2,127)	1,562 (2,037)	人
		説明 民間事業者の活用など多様な手法を用いた認可保育所の整備による翌年度4月1日時点の定員拡大数(かつこ内は、第2期実施計画上の数値)【認可保育所整備事業】	実績	1,870	1,563	1,551	1,466	
4	活動 指標	民間保育所の定員数	目標	26,135	28,385	29,530 (30,720)	30,850 (-)	人
		説明 翌年度4月1日時点の民間保育所における定員数※R2年度及びR3年度の目標値は『「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版(川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画)(R2年3月策定)』において新たに設定した数値(かつこ内は、第2期実施計画上の数値)【民間保育所運営事業】	実績	25,790	27,530	29,325	30,625	
5	活動 指標	地域型保育事業(小規模保育・家庭的保育・事業所内保育)の定員数	目標	1,027	1,263	1,188 (1,500)	1,340 (-)	人
		説明 翌年度4月1日時点の民間保育所における定員数※R2年度及びR3年度の目標値は『「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版(川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画)(R2年3月策定)』において新たに設定した数値(かつこ内は、第2期実施計画上の数値)【民間保育所運営事業】	実績	885	1,033	1,234	1,283	
6	活動 指標	一時保育の実施園数	目標	84	86	88	88	か所
		説明 翌年度4月1日時点の民間保育所における一時保育実施園数【民間保育所運営事業】	実績	83	85	86	86	

7	活動指標	民設民営に移行した公設公営の保育所の園数		目標	4	3	6	-	園
		説明	翌年度4月1日時点において新たに民設民営に移行した公設公営の保育所の園数【公立保育所運営事業】	実績	4	3	6	-	
8	活動指標	公民保育所職員研修の参加者数		目標	4,500	4,500	4,500	4,500	人
		説明	保育の質の向上を図るに当たって重要となる、公民保育所職員を対象とした各種研修への参加人数【公立保育所運営事業】	実績	5,202	5,372	5,777	6,838	
9	成果指標	保育所等における利用者の満足度		目標	-	8.2	-	8.2	点
		説明	「認可保育所等利用アンケート」(無作為抽出利用者2,000人)における各質問項目(10段階)の平均値※10点満点【公立保育所運営事業】	実績	-	7.8	-	7.8	
10	活動指標	認可外保育施設受入児童数		目標	4,591	4,296	4,077	4,023	人
		説明	市単独施策である川崎認定保育園及びおななかま保育室の翌年度4月1日時点の利用者人数【認可外保育施設支援事業】	実績	4,039	3,501	2,874	2,469	
11	活動指標	保護者への保育料補助の助成対象児童数		目標	4,653	4,421	4,175	3,956	人
		説明	川崎認定保育園に通園する児童の保護者への保育料補助の実施人数【認可外保育施設支援事業】	実績	4,669	3,929	4,126	3,671	
12	活動指標	病児・病後児保育事業の実施施設数		目標	7	7	7	7	か所
		説明	病気の回復期に至っていない病児・病後児を対象とした保育事業の実施施設数【認可外保育施設支援事業】	実績	7	7	7	7	
13	活動指標	私立幼稚園保育料等補助金支給人数		目標	18,370	17,196	16,232	15,137	人
		説明	私立幼稚園保育料等補助金支給人数(私学助成の幼稚園を対象とした本補助金は、施設型給付への移行に伴い、対象者数は減少します。なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)(幼児教育推進事業)	実績	18,721	17,511	16,722	14,675	
14	活動指標	一時預かり事業の実施園数		目標	31	32	33	33	園
		説明	翌年度4月1日時点の幼稚園における一時預かり事業の実施園数【幼児教育推進事業】	実績	31	32	38	39	
15	活動指標	幼稚園から認定こども園への移行園数		目標	3	3	4 (3)	2 (-)	園
		説明	翌年度4月1日時点の民間保育所における定員数※R2年度及びR3年度の目標値は『「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版(川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画)(R2年3月策定)』において新たに設定した数値(かつこ内は、第2期実施計画上の数値)【幼児教育推進事業】	実績	3	2	2	4	
16	成果指標	就職相談会、保育所見学・体験型事業、試験対策講座事業等の参加者数		目標	2,300	2,600	2,700	2,700	人
		説明	就職相談会、セミナー、保育所見学・体験型事業、復職支援研修、試験対策講座等の参加者数【保育士確保対策事業】	実績	2,848	2,567	3,171	3,095	
17	活動指標	保育士宿舍借り上げ支援事業の補助対象者数		目標	907	997	1,117	1,216	人
		説明	法人が常勤保育士のために借り上げを行う保育士宿舍についての実施者(補助対象者)数【保育士確保対策事業】	実績	1,334	1,638	1,971	2,113	
18	成果指標	就職相談会及び保育所見学・体験型事業によるマッチング件数		目標	2,800	2,900	3,000	3,100	人
		説明	就職相談会及び保育所見学・体験型事業による求人事業者と求職者とのマッチング件数【保育士確保対策事業】	実績	3,014	2,995	2,684	2,408	
19	活動指標	保育士修学資金貸付等の利用者数		目標	63	120	120	120	人
		説明	保育士修学資金貸付等の利用者数【保育士確保対策事業】	実績	31	56	43	70	
20	成果指標	保育料収納率		目標	98.8	98.96	99.08	99.18	%
		説明	収納率＝徴収額／調定額×100(%)【保育料対策事業】	実績	98.87	98.96	98.92	99.13	

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1	待機児童対策事業	地域の保育需要にあった認可保育所の整備や認可外保育施設等への支援を進めるとともに、きめ細やかな保護者への相談支援を実施するなど、待機児童解消に向けた取組を推進します。	① 区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施 ② 横浜市との協定に基づく待機児童対策の推進(横浜保育室利用人数:9人)	目標どおり達成できました。 ①区役所における利用者支援については、保留通知発送後の約2週間、平日夜間・土曜日に相談窓口を開設し、平日の日に区役所に来庁できない方への相談機会を提供しました。また、保育所入所に係る説明等を動画で発信するなど、コロナ禍における感染拡大防止のための取組を実施しました。 ②の川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用の促進について、令和3年4月1日時点で横浜保育室を利用する川崎市民は9人(前年同月12人)となりました。年々施設数が減少していることから、利用者についても減少していますが、待機児童対策に資する取組として引き続き推進していきます。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続
2	認可保育所整備事業	高まる保育ニーズに適切に対応するため、「川崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可保育所の整備、公立保育所の民営化等により認可保育所等における保育受入枠の拡大を推進します。	①令和4年4月の定員数の確保に向けた整備等(定員1,562人増)	目標を下回りました。 4回の公募の実施による民間事業者を活用した認可保育所の整備により、約20の事業者から応募があったものの、保育所等整備事業者選定委員会により不選定となった事業者や選定途中で辞退した事業者があったため、定員1,466人の増となりましたが、保育所等整備事業者選定委員会での保育の質を担保した適正な選定を実施したほか、多様な整備手法により保育受入枠の拡大に努め、待機児童の解消を図ることができました。今後は、公募受付期間前から市ホームページで公募地域等の事前周知や、切れ目なく整備相談を実施するほか、地域の保育ニーズに応じて柔軟に整備が必要な地域を定め、応募につながりやすいよう募集要項の見直しを行うなど、更なる保育受入枠の拡大につながる取組を実施します。 令和4年4月の定員数の確保に向けた整備等 定員1,466人増(内訳:民間事業者活用型620人、市有地活用型120人、鉄道事業者活用型120人、民間保育所建替えによる定員増15人、認定こども園移行115人、既存園の定員変更等75人、川崎認定保育園の認可化350人、地域型保育事業による受入枠の確保51人)	4 目標を下回った	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

3	民間保育所運営事業	国及び市が定める子どものための教育・保育給付費等の支給・充実により、運営内容の支援・向上を図ります。また、運営内容に関する日々の相談や園訪問等により、適正な運営の確保を図ります。	引き続き待機児童の解消と多様な保育の推進を図るため、民間保育所・地域型保育事業の適正な運営の確保に向けた支援を次のとおり行います。 ① 民間保育所の受入枠の確保(R4.4の定員数:30,850人※) ② 地域型保育事業の受入枠の確保(R4.4の定員数:1,340人※) ③ 一時保育の実施数の拡大(R4.4の実施園:88か所) ④ 職員等の処遇改善及びキャリアアップ等運営支援の推進 ※『「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版(川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画)(R2年2月策定)』において、就学前児童数の実績値や、保育ニーズの高まり等最新の社会情勢の変化を反映し、新たな数値を設定	ほぼ目標どおり達成できました。 ①民間保育所の定員について、認可保育所の整備が目標を下回ったことにより、目標値には達しませんでした。前年度29,325人から、30,625人と増員し、ほぼ目標どおり達成しました。今後は、公募受付期間前から市ホームページで公募地域等の事前周知や、切れ目なく整備相談を実施するなど、更なる保育受入枠の拡大に向けた取組を実施します。 ②地域型保育事業について、認可外保育施設から移行数が目標を下回ったことにより、目標値には達しませんでした。前年度1,234人から1,283人と増員し、ほぼ目標どおり達成しました。今後は、地域型保育事業に係る保育需要を注視しつつ、移行希望施設と事前協議を行い、保育受入枠の確保に取り組みます。 ③一時保育事業の実施園については、令和4年4月1日時点では、前年度86か所から変わらないものの、令和4年度中に1施設の増加を見込み、次年度中の実施に向けて整備を進めました。 ④キャリアアップ研修の実施など、国の処遇改善等加算の適切な執行に向けた運営支援を推進しました。 その他、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、マスクや消毒液等感染防止用の物品等の購入等に要する費用の一部や、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続するために必要となる経費を補助しました。また、保育所等の経営を守るため、利用者減少の影響によらない委託費の給付や一時保育事業の減収補填を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
4	公立保育所運営事業	センター園及びプランチ園のエリアの中で、実践的な知識や保育技術の向上について、民間事業者との情報共有や連携を図り、認可外保育施設等の支援等を実施するとともに、公民合同の研修会により保育人材を育成します。また、事業実施スペースの創出など、公立保育所のさらなる機能強化のため、老朽化した施設の再整備等を行います。	①公立保育所の老朽化対策の実施 ・古川保育園、中原保育園の運営開始 ・藤崎保育園の実施設設計・工事着手 ②公立保育所の民営化の推進(R3.4民営化:5か所・6園(民営化終了)) ③公民保育所職員研修の実施(参加者4,500人以上) ④公立保育所における地域の子ども子育て支援及び民間保育所等への支援の実施(中原区・保育子育て総合支援センターの開設) ⑤公民の連携や人材育成研修等の実施【各区域課題対応事業から移行】	ほぼ目標どおり達成しました。 ①公立保育所の老朽化対策の実施については、次のとおり実施しました。 ・公立保育所の補修・修繕工事を適切に実施 ・藤崎保育園については、地中障害物等の影響により、運営開始を令和4年度に延期 ③公民保育所職員研修を実施し、6,838人が受講しました。 ④子育て相談や絵本貸出などの地域の子育て支援を実施するとともに、新しい生活様式に配慮した保育事例集及び追加情報「げんきにふれあえ」(第18号まで発行)を作成・配布するなどの民間保育所等支援を実施しました。 ⑤書面による「各種連携会議」などを通じて公民連携や課題別研修などの人材育成研修をWEBを活用して実施しました。さらに園内研修等にも活用できる「保育のポイント集」やその活用のためのおたより「ほかほか」(第3号まで発行)を新たに作成し、保育の質向上を図りました。その他、各保育・子育て総合支援センター及び公立保育所センター園において、医療的ケア保育を実施しました(8名)。 また、コロナ禍への適切な対応のため、簡易医療環境の整備、ウォッシュャブル布団等の感染対策用品の導入、オンライン環境の拡充、会計年度任用職員の処遇改善に取り組みました。 保育所等における利用者の満足度は目標達成に至りませんでしたが、全調査項目で「満足」(6点以上)と回答した方が90%を超える結果となりました。目標を下回った主な要因は保育所等の情報の入手のしやすさについて、満足(6点)以上が多かったものの、平均が約6.7点と他の項目より低く、コロナ禍において、保育所等の見学などが十分にできなかったことなどが要因と考えているため、こ情報発信を工夫していきます。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

5	認可外保育施設 支援事業	継続的な待機児童解消に向けた多様な保育ニーズへの対応策として、川崎認定保育園利用者への保育料補助を実施し、認可外保育施設等への支援を拡充して安定的な保育受入枠の確保を図るとともに、子ども・子育て支援新制度に基づく認可化及び地域型保育事業への円滑な移行を推進します。	①保護者への保育料補助の実施(助成児童数:3,956人) ②川崎認定保育園等の認可化の推進及び川崎認定保育園、おなかま保育室による児童の受入の促進(4,023人) ③病児・病後児保育事業の実施(R3.4実施園:7園) ④認可外保育施設への保育指導員の立入調査や巡回指導等(指導監督実施施設100%)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①川崎認定保育園保育料補助については、年2回(前期分・後期分)実施しました。幼保無償化実施後も、保育料補助事業を継続して実施し、保護者の経済的負担軽減に寄与しました。(助成児童数:3,671人) ②川崎認定保育園の認可化については、12園について、令和4年4月に向けて認可保育所及び小規模保育事業への移行を実施しました。また、川崎認定保育園及びおなかま保育室については、市HPの空き情報の掲載や区役所窓口等での案内を通じて、児童の受入を促進しました。(受入児童数:2,469人)認可化等により、既存施設が減少したことにより、受入児童数及び保育料補助の助成対象児童数が減少したところですが、待機児童解消に向けた多様な保育ニーズの対応策として引き続き効果的に活用していきます。 ③病児・病後児保育事業について、市内7施設において、安定的に実施しました。 ④保育士資格等を有しないベビーシッター等へ子育て支援員研修を2回実施しました(受講者:83人) ⑤その他、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、以下の取組を実施しました。 ●川崎認定保育園及び地域保育園の在園児(保育の必要性がある、無償化対象外の0～2歳児が登園自粛の要請に協力した場合等)に登園自粛日数に応じて登園自粛協力金を支給しました。また、おなかま保育室については、自粛した日数に応じて保育料を日割り計算で減額しました。 ●登園自粛に伴い、利用児童数減少により保育料収入が減収となった川崎認定保育園に対して、助成金を減額することなく、支出しました。 ●利用児童数減少に伴い、利用料収入が減収となった病児・病後児保育事業者に対して、委託料の補填を行いました。	3 ほぼ 目標ど おり	A 貢献し ている	II 改善 しながら 継続
6	幼児教育推進事 業	私立幼稚園在園児の保護者に補助金を交付し、保育料等の負担を軽減します。幼稚園型一時預かり事業の実施園及び保育時間等の拡大を図るとともに、幼稚園から認定こども園への移行促進を図ります。川崎市幼稚園協会事業への補助及び幼児教育相談員による巡回相談を実施し、幼児教育の推進を図ります。	①幼稚園在園児の保護者への保育料等補助(施設等利用費)の実施(助成児童数:15,137人) ②幼稚園型一時預かり事業の推進(R3.4時点実施園数:38園)及び実施園における預かり保育の長時間化・通年化の受入年齢拡大の推進 ③認定こども園への移行(目標移行園数:2園 R3.4時点認定こども園数:14園 ※【第2期実施計画上の数値:3園】) ④幼児教育相談員による巡回相談の継続実施 ※『「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版(川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画)(R2年2月策定)』において、就学前児童数の実績値や、保育ニーズの高まり等最新の社会情勢の変化を反映し、新たな数値を設定	目標どおり達成できました。 ①施設等利用費については、私学助成を受ける幼稚園に在園する子ども14675人の保護者に対し、補助を実施しました。 ②一時預かり事業については、預かり保育の長時間化・通年化を促進するための市独自補助の予算を措置するとともに、国基準に基づく2歳児の預かりなど、令和4年4月1日時点で39園において幼稚園型一時預かり事業を実施しました。 ③移行促進については、多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応を図るため、認定こども園へ4園が移行し、令和4年4月1日時点で認定こども園は18園となりました。 ④巡回相談については、市内私立幼稚園からの依頼に基づき、8園に対し助言等の機関支援を実施しました。 その他、令和2年度に文部科学省より受託した「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団生活等への支援の在り方に関する調査事業」の結果を受けて、新たに幼稚園類似施設利用料等補助事業を実施し、対象施設に在園する子ども172人の保護者に対し、補助を実施しました。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、幼稚園等における感染拡大を防止するため、感染防止用の物品等の購入に必要な費用や職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続するための経費に対し補助を実施しました。	3 ほぼ 目標ど おり	A 貢献し ている	II 改善 しながら 継続

7	保育士確保対策事業	就職相談会等の実施や5県市共同で実施する保育士・保育所支援センター事業により、市内保育所等への就職を促します。 研修等による潜在保育士の復職支援や無料の試験対策講座等による保育士資格取得支援により、市内保育人材を増やす取組を推進します。学生等を対象としたセミナーや保育体験事業により市内保育所等への就職促進や保育士を目指す機運の醸成を図ります。 宿舍借り上げ支援事業や修学資金貸付等補助の実施により、市内保育所等への就職及び就労継続を促します。	①「かながわ保育士・保育所支援センターとの連携による潜在保育士等の確保策の推進 ②就職相談会・セミナー、保育体験事業、潜在保育士等支援研修等の実施（参加者数：2,700人以上） ③保育士宿舍借り上げ支援事業の実施（補助対象：1,216人） ④保育士資格取得支援の実施 ⑤保育士修学資金貸付等補助の実施（補助対象：120人）	ほぼ目標どおり達成できました。 ①かながわ保育士・保育所支援センターと連携した就職相談会を6回行いました。また、同センター内において、年間を通じた個別就職相談を実施しました。これら事業により、8人が市内保育施設に就職しました。 ②市主催・連携の就職相談会、保育士試験対策講座等の参加者が3,095人、これら事業による求人事業者と求職者とのマッチング件数が2,408件となり、コロナ禍により各種事業の中止、参加者の大幅な減少等があった中で、追加事業の実施や事業内容の変更等の対応により、参加者数については目標を達成し、マッチング件数も目標の8割程度を確保しました。今後の目標達成に向けて、関係団体等との連携強化や新たな手法での広報等により、保育士確保対策を推進していきます。 ③補助対象者は認可及び認可外保育施設合わせて2,113人となり、目標を上回りました。 ④保育士試験対策講座を年5事業実施しました。また、保育士資格の取得を支援するための補助金交付事業を行いました。 ⑤70人（継続利用者を含め82人、養成校1都2県20校）が修学資金貸付等を利用した結果、目標を下回ったものの、過去最高の利用者数となりました。今後は保育士養成施設内説明会等の広報を継続しつつ、市外の保育士養成施設への訪問・事業説明等も強化し、制度の利用促進に取り組んでいきます。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
8	保育料対策事業	滞納長期化を防止するため、督促や催告に合わせた電話による納付指導を行います。長期滞納者に対しては滞納処分を行います。	①保育料収納対策の強化の実施（収納率：99.18%以上）	ほぼ目標どおりとなりました。 ①保育料収納率は目標を少し下回ったものの、次のとおり収納対策を強化したことにより、収納率が昨年度を上回って、政令市でもトップクラスの99%を超え、ほぼ目標どおりとなりました。引き続き、効果的な取組を取り入れるなど工夫をしながら、取組を継続していきます。 ・WEB口座振替を導入し、保育料の収納手段における口座振替対象者数を向上させることで、初期滞納者を減らしました。 ・催告書の封筒に「要確認」等の文字を入れることで、滞納者の目に留まりやすくし、文書催告による効果を向上させました。 ・電話・文書催告に反応のない滞納者に対して、現地臨場催告等を実施しました（1件）。 ・現年度、過年度の滞納者を問わず、広い範囲にわたって、給与以外の金銭債権（預貯金、生命保険解約返戻金等）についての調査を行いました（約4,000件）。 ・初期の滞納者（約3か月）が滞納額を累積させないように管理しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

総合的な 評価	①共働き世帯の増加等に伴い、高い保育ニーズに対応するため、保育所の新規整備を中心に、民間保育所建替えによる定員増や認可化等により保育受入枠の拡大を図るとともに、目標を上回る39園において幼稚園の一時預かり事業を実施したほか、認可外保育施設の積極的な活用を図るため、持続可能な支援策として、川崎認定保育園に対する助成を実施しました。 ②保育所等の利用を希望する保護者を支援するため、平日夜間や土曜日の相談窓口の開設や認可外保育施設の空き情報の積極的な提供など、区役所における利用者支援を充実しました。また、保育所入所に係る説明等を動画で発信するなど、コロナ禍における感染拡大防止のための取組を実施しました。 ③保育所等の増加により不足する保育士を確保するため、「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携等による潜在保育士の就業促進を図るとともに、目標の1,216人を上回る2,113人に保育士宿舍借り上げ補助を実施するなど、保育士確保対策を進めました。 ④川崎市・中原区保育・子育て総合支援センター及び各区保育総合支援担当並びに公立保育所が連携して、保育の質の維持・向上を図るため、公民保育所職員研修を実施したほか、子育て相談の実施や絵本の貸出などの地域の子ども・子育て支援や、新しい生活様式に配慮した保育事例集の作成・配布などの民間保育所等への支援を実施しました。また、書面による「各種連携会議」などを通じた公民の連携や、WEBを活用した課題別研修などの人材育成研修を実施しました。 上記に加え、「多様な保育サービスの提供」、「特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実」、「公立保育所の民営化・民設化と施設老朽化対策への対応」、「幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進」、「保育料収納率の更なる向上に向けた取組」を実施することにより、待機児童解消に向けた取組を継続するとともに、質の高い保育・幼児教育の推進に寄与しました。
---------------------------	--

子ども・子育て会議からの 意見・評価	①待機児童数ゼロを目標どおり達成されたことを評価します。今後も引き続き、保育所の新規整備にあたっては、事業者選定において様々な工夫により安定的かつ継続的な保育の実施を確保するよう効果的な整備を進め、保育受入枠の確保に向けた取組を推進することを望みます。 ②保育所等の利用を希望する保護者を支援するため、区役所における平日夜間や土曜日の相談窓口の開設、認可外施設の空き情報の提供などにより、利用者支援の充実が図られ、待機児童数ゼロを目標どおり達成されたことを評価します。引き続き、これまでの取組で蓄積された経験等を全市的に共有しながら実施し、更なる市民サービスの向上を図ることを望みます。 ③保育士が不足している現状に対応するため、引き続き、「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携を図るとともに、就職相談会の開催や保育体験研修を実施することで、更なるマッチング機会の充実を図り、保育士の確保に繋げていくことを望みます。また、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、安全で安心した保育士確保事業の推進を柔軟に取り組まれることを望みます。 ④新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においても、保育の質の維持・向上を図るため、公民保育所職員研修のほか、新しい生活様式に配慮した保育事例集を作成し、民間保育所に配布等、様々な取組を実施してきたことを評価します。今後も、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、民間保育所と連携し、安心・安全な保育所運営を推進するとともに、現状の課題に即した人材育成研修が実施されることを望みます。 引き続き、子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実に向けて、より効果的にICTを活用しつつ、待機児童解消の取組と質の高い保育・幼児教育への取組がともに効果的に実施されることを望みます。
--------------------------------------	--



4 改善 子ども・子育て会議からの 意見・評価を踏まえた今後の 取組	①今後も、認可外保育施設の認可化移行のほか、新たな保育所整備にあたっては、保育ニーズが継続して高い整備地域を分析し、保育受入枠の確保に取り組めます。また、増加する保育ニーズの受け皿として、幼稚園における一時預かり事業の拡充や川崎認定保育園などの認可外保育施設への支援に継続して取り組み、待機児童解消を目指します。 ②新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、引き続き、平日夜間や土曜日の相談窓口の開設など、区役所における利用者支援を充実していきます。また、横浜市との協定については、情報を共有しながら連携を進め、川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用の促進を図るなど、両市の高い保育ニーズに対応する取組を継続していきます。 ③保育士確保に向けた取組としては、国の制度なども最大限に活用し、各事業のコスト削減及び実施方法のさらなる効率化を図りながら、より効果的な事業となるよう改善を進めます。求人事業者と求職者とのマッチング機会の充実を図る上では、市内各地におけるエリアマッチングの推進を主軸としつつ、コロナ禍における人材確保のため、リモートによる事業も併せて実施していきます。 ④今後も川崎市・中原区保育・子育て総合支援センター及び各区保育総合支援担当と連携を図り、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、更なる研修体制を整えるとともに、公民保育所職員研修の受講を促進し、市内保育施設職員の更なる質の向上につなげていきます。また、地域に開かれた公立保育所となるよう、地域子育て支援機能の充実も図り、「保育」と「地域子育て」の一体的な事業推進拠点として、効率的かつ効果的なサービスを行っていきます。
--	--

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進					
施策の概要	将来の社会的な自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を育てていくため、すべての学校で「キャリア在り方生き方教育」を実施するとともに、子ども一人ひとりの「分かる実感」を大切にするため、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導に取り組みます。また、すべての子どもがいきいきと個性を発揮しながら成長できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な相談・指導・支援を実施するとともに、学校における子どもの安全を確保するため、地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進します。					
計画期間における主な方向性	≪「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる≫ ・「キャリア在り方生き方教育」をすべての学校で計画的に推進し、すべての子どもたちに、社会で自立して生きていくための能力や態度、共生・協働の精神を育みます。 ・一人ひとりのつまづきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細やかな対応を図るため、習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。 ・本市では、命の大切さを実感させる「いのち・心の教育」をすべての教育活動の基盤として位置づけて推進しており、今後も、これまでの取組を継続していきます。 ・多文化共生教育を推進していくため、今後も引き続き、民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を講師として派遣するとともに、外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換や各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換を推進していきます。 ・自らの健康に関心を持ち、よい生活習慣を維持・向上させる自己管理能力を育成する等、生涯にわたって健やかに生き抜く力を育むため、健康教育の一層の充実を図り、心身の調和的な発達を促進します。 ・小中9年間にわたる「健康給食」の推進及び学校給食を活用した更なる食育の充実を図ります。 ・情報モラルを含む情報活用能力を、児童生徒の発達の段階に応じて体系的に育むなど、「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」(平成29(2017)年3月策定)に基づく取組を推進します。 ・保護者や教職員ではないが、気軽に相談したり、勉強を教えてもらえたり、進路についてのアドバイスがもらえる、身近にいて信頼できる外部人材を配置するなど、定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援の充実を図っていきます。 ・教育活動サポーターの継続配置により学校におけるきめ細やかな指導を支援するとともに、自然教室の実施等により、豊かな情操を養います。 ≪一人ひとりの教育的ニーズへの対応≫ ・「第2期川崎市特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成を目指した支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築などを通じて、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援の充実を図ります。 ・「かわさき共生＊共育プログラム」を継続実施するとともに、各校の推進担当者に向けての研修会や、効果を検証するためのアンケートである「効果測定」を活用して児童生徒指導の充実を図ります。 ・各学校において児童支援コーディネーターや特別支援教育コーディネーター等を中心に、包括的な児童生徒の支援体制を整備するとともに、様々な教育的ニーズに対応するため、スクールカウンセラーによる相談活動や、スクールソーシャルワーカーを通じた専門機関等との連携強化を図ります。 ・「ゆうゆう広場」での体験活動など様々な取組を通して児童生徒の自己肯定感を高め、登校支援を行うとともに、夜間学級での学び直しも含めて、一人ひとりのニーズに応じた教育の機会を確保し、社会的な自立のための支援を行います。 ・日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めるとともに、初期の日本語指導や中学3年生への学習支援等の充実を図るなど、海外帰国・外国人児童生徒のニーズに応じた支援を推進します。 ・就学援助費について、すべての保護者に対して申請意思の確認を行い、援助を必要とする家庭に対して確実な支給を継続するとともに、事務の円滑化・効率化を実施します。 ・奨学金の制度については、社会環境の変化を注視しながら必要に応じて制度の見直しを検討し、引き続き適正な支給・貸付を行います。 ≪児童・生徒等の安全の確保≫ ・登下校時の児童生徒の安全を確保するために、スクールガード・リーダーを継続配置していくとともに、地域交通安全員の適正な配置を行うとともに、通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善を推進します。また、防災教育として、学校防災教育研究推進校による先導的な研究の推進などを図ります。 ・園児・児童だけでなく、あらゆる世代を対象にした交通安全教室やキャンペーン等の啓発活動等を継続的にを行い、交通安全意識を高めることで、一人ひとりが交通ルールやマナーを遵守し、交通事故の防止につなげます。					
施策を構成する事務事業	①	キャリア在り方生き方教育推進事業	⑦	教育の情報化推進事業	⑬	教育機会確保推進事業
	②	きめ細やかな指導推進事業	⑧	魅力ある高校教育の推進事業	⑭	海外帰国・外国人児童生徒相談事業
	③	人権尊重教育推進事業	⑨	学校教育活動支援事業	⑮	就学等支援事業
	④	多文化共生教育推進事業	⑩	特別支援教育推進事業	⑯	学校安全推進事業
	⑤	健康教育推進事業	⑪	共生・共育推進事業	⑰	交通安全推進事業
	⑥	健康給食推進事業	⑫	児童生徒支援・相談事業	⑱	

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明	目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	活動指標	キャリア在り方生き方教育実施校数	目標	177	178	178	178	校
		説明 市立小・中・高・特別支援学校におけるキャリア在り方生き方教育の実施校数【キャリア在り方生き方教育推進事業】	実績	177	178	178	178	
2	活動指標	担当者研修会等実施回数	目標	3	3	3	3	回
		説明 全市担当者向け研修会・説明会の実施回数【キャリア在り方生き方教育推進事業】	実績	3	3	3	3	
3	活動指標	学校等訪問研修会等実施回数	目標	－	－	－	－	回
		説明 学校等訪問研修会等の実施回数【キャリア在り方生き方教育推進事業】	実績	41	32	76	84	
4	活動指標	習熟の程度によるきめ細やかな指導の実施校数	目標	165	166	166	166	校
		説明 習熟の程度によるきめ細やかな指導を実施している学校数(小中全校実施)【きめ細やかな指導推進事業】	実績	165	166	166	166	
5	活動指標	人権尊重教育推進会議の開催回数	目標	2	2	2	2	回
		説明 市立学校における人権尊重教育の深化を図り、子ども一人ひとりが尊重され心豊かに共に生きる社会の形成者として成長する教育活動を支援することを目的とする会議の開催数【人権尊重教育推進事業】	実績	2	2	2	1	
6	活動指標	子どもの権利学習派遣事業実施数	目標	105	105	105	105	学級
		説明 子どもの権利学習(CAPプログラム)を実施するNP O法人等から、講師の派遣を受けた学級数【人権尊重教育推進事業】	実績	104	122	66	107	
7	成果指標	人権研修参加者数	目標	2,450	2,450	2,450	2,450	人
		説明 管理職及び教職員経年研修・人権推進担当者研修・PTA人権研修・学校用務員給食調理員等人権研修・学校校内研修・研究支援・その他への参加者数【人権尊重教育推進事業】	実績	2,768	2,456	2,878	2,837	
8	活動指標	民族文化文化講師派遣校数	目標	53	53	53	53	校
		説明 民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を「民族文化講師」として派遣した学校数【多文化共生教育推進事業】	実績	53	50	66	82	
9	活動指標	外国人教育推進連絡会議開催数	目標	2	2	2	2	回
		説明 外国人教育推進連絡会議を開催した回数【多文化共生教育推進事業】	実績	2	2	1	1	
10	活動指標	薬物乱用防止教室の実施数	目標	57	57	57	57	校
		説明 各中学校、高等学校において、年1回以上実施する薬物乱用防止教室の実施校数【健康教育推進事業】	実績	57	46	39	57	
11	活動指標	スクールヘルスリーダー派遣数	目標	6	6	6	6	校
		説明 経験の浅い養護教諭への指導助言・支援を図るための人材の派遣校数【健康教育推進事業】	実績	9	7	6	6	
12	活動指標	大型備品更新実施校数	目標	31	21	20	22	校
		説明 学校給食に係る大型備品の更新計画に基づき入れ替えを行った学校数【健康給食推進事業】	実績	28	17	28	22	
13	活動指標	情報化推進モデルの研究校数	目標	5	5	5	5	校
		説明 情報化推進モデルの研究校数【教育の情報化推進事業】	実績	6	3	4	14	

14	活動指標	学校からのリクエストに応じた研修の実施回数		目標	40	40	40	40	回
		説明	悉皆研修3回を除くその他研修のうち、学校からのリクエストに応じた実施回数【教育の情報化推進事業】	実績	47	48	45	52	
15	活動指標	開放講座の実施数		目標	10	10	10	10	回
		説明	市立高等学校において、在籍する教員が地域住民に対して行った講座の回数【魅力ある高校教育の推進事業】	実績	13	6	0	0	
16	活動指標	聴講生制度の講座数		目標	4	4	4	4	コマ
		説明	市立高等学校において、教育課程に位置づけられた教科の中で、市民を聴講生として受け入れて行った講座の週当たりのコマ数【魅力ある高校教育の推進事業】	実績	4	2	2	2	
17	活動指標	教育活動サポーターの配置回数		目標	-	-	-	-	回
		説明	小学校、中学校への教育活動サポーター配置回数【学校教育活動支援事業】	実績	4,655	4,576	5,838	4,635	
18	活動指標	特別支援教育サポーターの配置回数		目標	21,638	21,638	21,638	21,638	回
		説明	小・中・高等学校において特別な支援が必要な児童生徒に対して特別支援教育サポーターを配置した回数【特別支援教育推進事業】	実績	21,638	20,615	21,092	19,330	
19	活動指標	センター的機能担当教員の計画巡回訪問校数		目標	-	-	-	-	校
		説明	特別支援学校のセンター的機能担当教員の計画巡回訪問校数【特別支援教育推進事業】	実績	116	113	107	111	
20	活動指標	センター的機能担当教員による計画・要請訪問数		目標	-	-	-	-	回
		説明	通級指導教室のセンター的機能担当教員による計画・要請訪問数【特別支援教育推進事業】	実績	1,198	1,117	1,015	1,285	
21	活動指標	研修(必修・希望)の実施回数		目標	43	43	43	43	回
		説明	必修研修・希望研修の実施回数【特別支援教育推進事業】	実績	43	41	30	29	
22	活動指標	担当者研修会実施回数		目標	2	2	2	2	回
		説明	かわさき共生＊共育プログラム推進担当者研修会の実施回数【共生・共育推進事業】	実績	2	2	2	2	
23	活動指標	学校等訪問研修会等実施回数		目標	-	-	-	-	回
		説明	研究協力校を含む、要請校内研修の実施回数【共生・共育推進事業】	実績	41	35	17	41	
24	活動指標	児童支援コーディネーター研修回数		目標	12	12	12	12	回
		説明	児童支援コーディネーター新任研修の実施回数【児童生徒支援・相談事業】	実績	12	12	10	10	
25	活動指標	学校巡回カウンセラー派遣回数(カッコ内は年間相談人数)		目標	-	-	-	-	回(人)
		説明	小学校、特別支援学校、高等学校への派遣回数【児童生徒支援・相談事業】	実績	620 (254)	661 (231)	650 (220)	720 (261)	
26	活動指標	スクールソーシャルワーカー派遣回数(カッコ内は年間支援児童生徒数)		目標	-	-	-	-	回(人)
		説明	スクールソーシャルワーカー派遣回数【児童生徒支援・相談事業】	実績	2,122 (211)	2,569 (234)	2548 (196)	2071 (190)	
27	活動指標	メンタルフレンド配置数		目標	-	-	-	-	名
		説明	メンタルフレンド(ボランティア学生)の適応指導教室への配置数【教育機会確保推進事業】	実績	24	19	20	14	

28	成果 指標	適応指導教室登録数		目標	-	-	-	-	名
		説明	適応指導教室に登録した不登校児童生徒数【教育機会確保推進事業】	実績	249	242	188	181	
29	活動 指標	帰国・外国人児童生徒教育相談件数		目標	-	-	-	-	件
		説明	外国につながりを持ち、日本語を使って学校生活を送ることに不安がある児童生徒への就学相談を実施した件数【海外帰国・外国人児童生徒相談事業】	実績	174	168	-	-	
30	活動 指標	日本語指導等協力者派遣数		目標	-	-	-	-	回
		説明	日本語指導が必要な児童生徒の初期指導を目的として母語話者を派遣した回数【海外帰国・外国人児童生徒相談事業】	実績	11,132	9,666	-	-	
31	活動 指標	帰国・外国人児童生徒教育担当者会・国際教室担当者連絡協議会の開催回数		目標	3	3	3	3	回
		説明	各学校の担当者を対象として、受入れや支援についての研修や実践の共有を行った回数【海外帰国・外国人児童生徒相談事業】	実績	3	3	3	5	
32	活動 指標	日本語指導初期支援員新規配置数		目標	-	-	-	-	人
		説明	日本語指導の初期段階と学校生活への適応を支援するため、児童生徒の母語を話せる支援員を学校に派遣する。【海外帰国・外国人児童生徒相談事業】	実績	-	-	168	125	
33	活動 指標	就学援助実施数		目標	-	-	-	-	人
		説明	就学援助認定者数【就学等支援事業】	実績	11,729	12,427	12,464	12,178	
34	活動 指標	スクールガード・リーダーの配置数		目標	20	20	20	20	名
		説明	警察OBを活用した通学路の巡回や学校への安全指導等を行うスクールガード・リーダーの配置数【学校安全推進事業】	実績	20	20	25	25	
35	活動 指標	学校防災教育研究推進校指定校数		目標	4	4	4	4	校
		説明	学校防災教育の研究に取り組む推進校の指定校数【学校安全推進事業】	実績	4	4	7	7	
36	活動 指標	交通安全教室の開催回数		目標	490	490	490	490	回
		説明	交通安全に対する意識の高揚に向けた年齢段階に応じた交通安全教室の開催回数【交通安全推進事業】	実績	534	505	301	435	
37	活動 指標	路面表示の実施件数		目標	50	50	50	50	箇所
		説明	児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン対策の実施件数【交通安全推進事業】	実績	54	108	146	115	
38	活動 指標	電柱巻付表示の実施件数		目標	750	750	1,450	1,500	件
		説明	児童生徒の登下校時の安全確保のための計画的な電柱巻付表示の実施件数【交通安全推進事業】	実績	783	721	676	650	
39	成果 指標	市内交通事故発生件数		目標 (以下)	3,425	3,350	3,275	3,200	件
		説明	市内の交通事故発生件数(年度ではなく暦年)【交通安全推進事業】	実績	3,291	2,920	2,878	2,663	

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1	キャリア在り方生き方教育推進事業	将来の社会的自立に必要な能力や態度を育ていく「キャリア在り方生き方教育」を推進するため、「手引き」等関連する資料を活用しての研修や担当者研修を通して理解を深めるとともに、指導体制の構築や家庭との連携を図ります。	①各校におけるキャリア在り方生き方教育の実施 ②多様性を尊重する教育の計画的・系統的な推進に向けた学校支援 ③「キャリア在り方生き方ノート」の活用促進及び小・中学校用ノートの見直し検討 ④リーフレット配布等による保護者等への理解促進	目標通り達成できました。 ①については、「キャリア・進路指導担当者研修会」を年間3回実施し、担当者が中心となって各校でのキャリア在り方生き方教育を推進することができるようにするとともに、学校から要請された訪問研修等を84回実施しました。 ②については研修会でのかわさきパラムーブメントについての啓発を継続するとともに、他局と連携して教育活動に活用できる教材の啓発を行い、学校における多様性を尊重する教育活動の実施を支援しました。 ③「キャリア在り方生き方ノート」について、担当者研修会及び訪問研修会で説明するとともに、「キャリア・パスポート」に合わせた分冊を見直し配布し、活用に関する教職員の理解を深めました。 ④「キャリア・パスポート」の活用について理解を深めることができる保護者向けリーフレットを作成・配布しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
2	きめ細やかな指導推進事業	習熟の程度に応じた、きめ細やかな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。 非常勤講師を配置し、習熟の程度に応じた学習や課題別学習等の少人数指導を推進します。 また、1学級あたり35人を超える小学校2年生以上の学校において、少人数学級を実施します。	①小中9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導の実施 ②「きめ細やかな指導 実践編」の冊子を活用した取組の実施 ③学校の実情に応じた少人数指導・少人数学級等の実施	目標どおり達成できました。 ①については、小中学校の実践事例を学校担当者会にてそれぞれ紹介し、小中9年間を見据えた実践的な研究を推進しました。また今年度については、新型コロナウイルス感染症流行の状況下で集会形式による学校担当者会を開催することが難しく、年2回の担当者会を双方向型オンラインで開催しました。 ②については、学校担当者会にて「冊子」を活用し、具体例をあげて説明したり、学校担当者の役割を確認するなど各学校でのきめ細やかな指導を推進するとともに、教師向け指導力向上の映像教材を作成し、各学校に配付しました。(市内小学校114校 中学校52校) ③については、各学校の実情(実施学年、時期、単元や形態など)にあわせて実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
3	人権尊重教育推進事業	人権尊重教育推進会議等での情報交換及び各種研修や研究校への研究支援を通して教職員等の意識の向上を図ります。また、補助教材や学習資料の作成、配布、講師派遣を通して子どもの人権感覚を育みます。	①人権尊重教育推進会議の開催を通じた人権尊重教育についての情報共有や意見交換の実施(2回) ②人権尊重教育研究推進校・実践校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施(研修参加者数:2,450人) ③人権教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用 ④子どもの権利学習派遣事業の実施(派遣学級数:105学級)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①については、人権尊重教育推進会議を画面開催にて1回実施しました。 ②については、人権尊重教育研究推進校3校、実践校2校を定め、学校での人権尊重教育推進の取組を継続したことで、具体的な人権尊重の視点に立った指導や支援の実践を通して人権尊重の学校づくりを進めることができました。また、研修については、オンライン形態等で実施し、2,837人が参加しました。 ③については、市民文化局作成「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」リーフレットにあわせた指導資料の作成及び配布を行うとともに、条例に合わせた授業の実施、またGIGA端末に人権尊重教育サイトを立ち上げ、学校への情報提供等の体制充実を図りました。 ④については、新型コロナウイルス感染症対策により実施を取りやめる学校が多い中、25校107学級が実施しました。講師派遣団体等と協議し、学校が事業に取り組みやすくなるよう、大人プログラムの在り方などの検討を進めました。この他にも、市民団体と共催で「子どもの権利フォーラムinかわさき」を実施し、子どもの権利の普及啓発に努めました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続

4	多文化共生教育推進事業	外国人教育推進連絡会議等での情報交換及び「学校でできる多文化ふれあい交流会」を通して教職員の意識の向上を図ります。また、講師派遣を通して子どもたちの異文化理解の促進を図ります。	①民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を学校に「民族文化講師」として派遣(53校、157人) ②外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換 ③実践事例報告会の開催による各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換	ほぼ目標どおり達成できました。 ①については、延べ231人の民族文化講師を学校に派遣しました。 ②については、外国人教育推進連絡会議を新型コロナウイルス感染症感染防止により1回中止、1回書面開催としました。これまでの会議での意見聴取により内容を更新した「外国につながるのある児童生徒・保護者のための支援事業一覧(学校版)」を作成、配付しました。今後は働き方改革の観点からも、会議の在り方を検討します。 ③については、「学校でできる多文化ふれあい交流会」は新型コロナウイルス感染症感染防止によりオンライン開催とし、各学校の取組状況についての情報交換を行いました。新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、より実施しやすい手法や内容を検討していきます。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続
5	健康教育推進事業	疾患を早期発見し健やかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、子どもたちの望ましい生活習慣の確立、心の健康の保持・増進、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、各学校における健康教育の一層の充実を図ります。	①喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康教育の推進 ②児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応のための研修等の実施 ③学校保健安全法に基づく各種健康診断の実施 ④スクールヘルスリーダー派遣による若手の養護教諭等への支援(6校に派遣)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①薬物乱用防止教室については中学校、高等学校で全校各1回実施しました。 ②児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応のため、講演会を実施しました。 ③学校保健安全法に基づく就学時の健康診断及び定期健康診断(心臓病、尿、結核含む)を実施し、疾病の予防に向けた受診指導や健康観察等、児童生徒の健康管理を行いました。 ④スクールヘルスリーダー4名を6校に派遣し、若手の養護教諭等への支援を行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
6	健康給食推進事業	児童生徒等の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。	①川崎らしい特色ある「健康給食」の推進 ②小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進 ③中学校給食の円滑な実施 ④小学校及び特別支援学校の給食充実に向けた取組の推進 ⑤安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援 ⑥給食費管理等についての調査・研究の結果を踏まえた取組の実施	目標どおり達成できました。 ①川崎らしい特色ある「健康給食」の推進については、主要食材は国産品を使用し、和風の天然だしを使った薄味で美味しい味付けの工夫や、「かわさきそだち」の野菜を使用した献立を提供するなど、「健康給食」をコンセプトとした学校給食を推進しました。 ②小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進については、栄養教諭を中核としたネットワークを活性化し、中学校区を拠点として小・中学校をグループ化し、小・中学校、給食センター間の連携を図りました。また、改訂した「学校における食に関する指導のてびき」の活用について、食育担当者会で説明を行い周知を図りました。 ③中学校給食の円滑な実施については、学校給食センターPFI事業モニタリングを適切に実施し、安全で安心な給食を安定的かつ円滑に提供しました。 ④小学校及び特別支援学校の給食充実に向けた取組の推進については、故障による機器の交換及び計画的な老朽機器の更新を22校で実施し、また、給食調理業務を新たに2校で委託化を実施しました。 ⑤安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援については、安定的に良質な給食物資を供給するため、給食物資の検査や苦情発生時の迅速な対応を給食会と連携して行いました。また、給食会の運営体制を維持していく上での適切な費用を補助し、健全な経営に向けた支援を行いました。 ⑥給食費管理等についての調査・研究の結果を踏まえ、公会計化を円滑に実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

7	教育の情報化推進事業	児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、学校業務の効率化のために、ICT環境の整備、研究や研修の充実、校務支援システムの検証および運用などの取組を進めます。	①「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に係る次期計画の策定 ②児童生徒の情報活用能力の育成のため、情報化推進モデル校による研究成果を活かした取組の実施 ③GIGAスクール構想の整備環境を活用した教員のICT機器の活用能力の向上及び授業における活用推進 ④業務の効率化に資する校務支援システムの活用推進 ⑤情報システムのネットワーク環境のあり方の検討結果に基づく取組の推進	目標を上回って達成できました。 ①「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に係る次期計画について、情報化推進協議会や各局を含めた庁内調整会議を開催し、上位の行政計画との整合性を図りながら策定しました。 ②児童生徒の情報活用能力の育成のため、情報化推進モデル校による研究成果を活かした取組の実施について、GIGAスクール構想の推進に伴い、情報化推進モデル校2校、GIGAスクール推進協力校12校の計14校で情報活用能力育成のための研究を進め、公開授業及び研究のまとめを行いました。 ③GIGAスクール構想の整備環境を活用した教員のICT機器の活用能力の向上及び授業における活用推進について、教職員の授業力向上のための各校全教員研修を7回、希望研修を24回、その他学校からのリクエストに応じた研修を52回行いました。 ④業務の効率化に資する校務支援システムの活用推進について、システムの安定的な稼働を管理しながら、学習指導要領の改訂に伴う帳票の変更を実施しました。また、アンケートを実施し、運用等に反映させることで、活用の推進を図りました。 ⑤情報システムのネットワーク環境のあり方の検討結果に基づく取組の推進について、新たに教育用のGIGAネットワークが令和2年度末に追加されたため、GIGAネットワークを含めた学校内のネットワーク環境全体のあり方について検討を継続しています。また、高等学校でのGIGAネットワークの機器増強を実施しました。	2 目標を上回って達成	A 貢献している	II 改善しながら継続
8	魅力ある高校教育の推進事業	魅力ある高校づくりのために、定時制高等学校の再編、全県的な普通科志向への対応、生徒や保護者、市民の幅広いニーズに応えるための特色ある教育の展開を進めます。	①「市立高等学校改革推進計画」第2次計画に基づく取組の推進 ②高等学校における聴講生制度、図書館開放、開放講座の実施(講座実施数:10回程度) ③定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援の実施(2校で実施) ④川崎高校及び附属中学校における中高一貫した体系的・継続的な教育の推進	目標を下回りました。 ①川崎市立高等学校改革推進計画第2次計画に基づき、新たな価値を生み出す豊かな創造性、グローバル化の中で多様性を尊重する力の推進等に取り組みしました。 ②図書館開放を255日実施しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開放講座は開催を見送ることとなり、聴講生制度の講座は、一部開催となりました。今後も高校に対する地域住民の理解や交流を深めるために、新型コロナウイルス感染症のまん延状況等に注視しながら、引き続き、聴講生制度や図書館開放、開放講座の実施に取り組み、感染リスクに配慮した運営をしていきます。 ③定時制生徒の将来の自立に向け、3校で相談・支援を実施しました。 ④ICTを活用した新たな学習の推進や、国際理解教育等に取り組みしました。	4 目標を下回った	B やや貢献している	II 改善しながら継続
9	学校教育活動支援事業	小学校5年生、及び中学校1年生において、八ヶ岳少年自然の家を利用して2泊3日の宿泊体験学習を行います。教育活動サポーターを各学校の要請に基づいて配置します。	①教育活動サポーターの配置 ②小・中・特別支援学校における自然教室の実施	ほぼ目標どおりとなりました。 ①学習支援、教育相談支援等を行う教育活動サポーターを小学校89校に計3,254回、中学校35校に計1,381回配置し、ほぼ目標通り配置しました。教育活動サポーターについては、学校のきめ細やかな指導を支援するため、引き続き配置を行います。 ②自然教室は、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら全校実施いたしました。今後も新型コロナウイルス感染症のまん延状況等に注視しながら、健康チェック表を基に出発前の検温を記録、感染症対策を念頭においた実地踏査を行う等感染リスクに配慮した運営をしていきます。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続

10	特別支援教育推進事業	特別支援教育サポーター配置による対象児童生徒への支援、看護師の配置による医療的ケアの実施、特別支援教育を担当する教職員を対象とした研修の実施等の取組を進めます。	①特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援 ②小・中学校通級指導教室の運営及び国等の動向を見据えながらの運営改善の検討 ③個別の指導計画の作成及びサポートノートを活用した切れ目のない適切な引継ぎの促進 ④特別支援教育研修の実施による専門性の向上 ⑤医療的ケアを必要とする児童生徒の状況に応じた支援の実施 ⑥長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施 ⑦一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校への特別支援教育サポーターの配置 ⑧児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の実施 ⑨一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学相談・支援の実施 ⑩中央支援学校大戸分教室及び高等部分教室の教育環境の改善に向けた取組【新規】(令和3年度から実施) ⑪特別支援学級における介助支援人材の配置【新規】(令和3年度から実施) ⑫小・中学校での通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習については165校で実施し、特別支援学校在籍児童生徒の居住地校交流については14名が実施しました。 ⑬就学相談について、他機関との連携を密に行って適切に進めるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を実施しました。 ⑭中央支援学校大戸分教室及び高等部分教室の教育環境の改善に向けた取組については、基本調査の実施及び基本計画の策定を行うとともに、高等部分教室の学校化に向けた検討を進めました。 ⑮特別支援学級における介助支援人材については、重度の障害のある児童が在籍する市内10校において、配置を行いました。	目標どおり達成できました。 ①特別支援学校センター的機能担当が、対象児童生徒が在籍した111校に支援を行いました。通級による指導を受ける児童生徒の在籍小・中学校を中心に、延べ1,285回の訪問を行いました。 ②小学校においては言語及び情緒関連教室を各区1教室ずつ、中学校においては情緒関連教室を市内3教室、聾学校においては聴覚教室を設置し、運営しました。また、年3回の通級設置校長連絡会、通級企画運営会議において、国や他自治体の動向の情報提供を行うとともに、在り方検討会議を開催し、通級指導教室の課題や今後の在り方について検討を行いました。 ③学習指導要領改定を機に、サポートノート(個別の教育支援計画)について見直しを行い、発達段階に合わせて連携しやすいように工夫しました。 ④必修研修・希望研修の実施については、43回以上を目標としましたが、新型コロナウイルス感染症の影響や学校における働き方改革に伴う業務の適正化等による研修の見直しにより29回となりました。今後は、新型コロナウイルス感染症の状況を注視するとともに、より教員の専門性の向上が効果的に図られるよう、関係機関と調整し、研修方法や内容について検討を進めます。 ⑤対象児童生徒21名に対し個々の医療的ケアの状況に応じた看護師配置を行い、うち4名を対象に自立支援を行いました。 ⑥東横恵愛病院訪問部延べ102名、聖マリアンナ医科大学病院内学級延べ64名の児童生徒の学習支援を実施しました。 ⑦小学校114校、中学校51校、高等学校4校(全・定)にサポーターを配置しました。配置回数については、21,638回以上を目標としましたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により19,330回となりました。今後は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視するとともに、より学校に配置しやすい運用方法等についても検討を進めます。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅲ 事業規模拡大
11	共生・共育推進事業	教員が「かわさき共生・共育プログラム」を年間標準6時間を児童生徒に実施するとともに、効果測定を活用して児童生徒理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。	①「かわさき共生・共育プログラム」担当者研修の実施(年2回) ②研究協力校での効果測定・検証 ③新エクササイズを活用した取組の実施	ほぼ目標通り達成できました。 ①については、「かわさき共生・共育プログラム」担当者研修の実施(年2回)を、計画通り2回実施しました。オンラインによる実施やGIGA端末を活用した対応などにより、学校支援を行いました。 ②については、研究協力校を含む、要請校内研修等をのべ41回実施しました。協力校情報交換会を開催し、GIGA端末を活用したアンケートの実施について支援しました。効果測定アンケートの平均値と標準偏差を見直し、新たな集計ソフトを作成しました。 ③については、現代的諸課題に対応したエクササイズやSOSの出し方・受け止め方に関するエクササイズの開発に取り組みしました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

12	児童生徒支援・相談事業	市立中学校へのスクールカウンセラーの配置、市立小学校、特別支援学校、高等学校への学校巡回カウンセラーの派遣、各区1名以上のスクールソーシャルワーカーの配置を行い、各学校で不登校やいじめの問題等、子どもが置かれている状況に応じた支援の充実を図り、子どもたちの豊かな心を育むためにその活用を促進し、充実させます。	①児童支援コーディネーターのスキルアップに向けた研修の実施 ②スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーを活用した専門的相談支援の充実 ③スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援及び関係機関との連携強化 ④多様な相談機能による相談支援の実施	目標を下回りました。 概ね取組は予定どおり実施しましたが、新たにいじめの重大事態が発生するなど、さらに児童生徒指導の改善に努める必要があります。 ①児童支援コーディネーターのスキルアップに向けた研修をコロナ禍ではありましたが、オンライン研修に変更するなど形式を工夫し、目標回数は少し下回るものの、ほぼ予定通りの回数を実施することができました。今後も、児童支援コーディネーターの相談への対応能力を向上するための研修を精選し、実施していきます。 ②スクールカウンセラーについては、市内全52の中学校に配置し、週1回、年280時間の相談を実施しました。また、学校巡回カウンセラーについては、学校からの要請に応じて、小学校と特別支援学校に派遣しました。 ③スクールソーシャルワーカーについては、問題を抱えた児童生徒と家庭を支援するために、学校への要請訪問や家庭訪問を行いました。また、関係機関との連携を強化するために、「要保護児童対策地域協議会実務者会議」に参加しました。 ④電話相談、来所相談、不登校家庭訪問相談、こども電話相談などを中心にした、相談の受け入れ体制を整備し、実施しました。	4 目標を下回った	A 貢献している	Ⅲ 事業規模拡大
13	教育機会確保推進事業	市内6か所での適応指導教室の運営による、不登校等の子どもたちの自主性の育成や人間関係の適性を高めることで、学校への復帰や社会的な自立につながる支援を行います。また、メンタルフレンド（ボランティア学生）の募集及び配置による、子どもたちの目線により近い支援・相談の充実を図ります。 生徒の実態に応じた中学校夜間学級の編入相談及び運営を進めます。	①不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援のための居場所としての適応指導教室運営 ②子どもたちの目線により近い支援・相談のためのメンタルフレンドの募集・配置・活用 ③西中原中学校夜間学級の運営、希望者に対する入学及び編入学相談の充実	目標通り達成できました。 ①各学校に対して、ゆうゆう広場（適応指導教室）の告知をしました。スクールカウンセラーや特別支援コーディネーターの研修時などに告知するなどして、学校内で相談の中心となる職員へ周知しました。各広場では、学校へ復帰することや社会的な自立につながるより良い支援を検討し、運営をしました。 ②市内6か所のゆうゆう広場（適応指導教室）に、通級登録人数に応じて、それぞれ2名～4名のメンタルフレンドを配置することができました。子どもたちは年齢が近いため、より親近感を持って接することができたため、教育相談員とは違う形での支援ができました。 ③西中原中学校夜間学級について市民の方々に広く周知するとともに、夜間学級への希望者に対して、入学・編入学相談や入学前見学、体験入学、入学手続きなどが円滑に行えるよう、学校と教育委員会が連携を図り、運営を進めることができました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続
14	海外帰国・外国人児童生徒相談事業	学校と関係機関が連携して、日本語が不自由な児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めます。また、日本語指導等協力者（学習支援員）を派遣するとともに、特別的教育課程による日本語指導体制づくりを進めます。	①海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ②日本語初期支援業務委託による、初期の日本語指導及び中学2年生または3年生への学習支援の充実【変更】（令和2年度から実施） ③日本語指導非常勤講師研修の実施【変更】（令和2年度から実施） 国際教室担当者研修の実施【変更】（令和3年度から実施） ④日本語指導のための特別的教育課程の国際教室における実施及び全小・中・特別支援学校での実施 ⑤通訳・翻訳機器の導入【新規】（令和元年度から実施）、通訳・翻訳業務委託の導入【新規】（令和2年度から実施） ⑥就学前の学校説明会「プレスクール」の実施【新規】（令和元年度から実施）	目標どおり達成できました。 ①②については、各区教育担当や学校、教育政策室で教育相談を行い、日本語指導の初期段階や中学生への学習支援、学校生活への適応を支援するために、125人分の日本語指導初期支援員の新規配置を行いました。 ③については、国際教室担当者研修を5回、日本語指導非常勤講師研修を3回実施しました。 ④については、特別的教育課程による日本語指導を、国際教室担当者及び非常勤講師の巡回により、対象児童生徒がいる全ての学校で実施しました。また、指導主事が配置校を訪問し、児童生徒の状況に応じた的確な日本語指導について助言を行いました。 ⑤については、希望する学校等に通訳機器を40台設置し、計173台の配置となりました。また、通訳・翻訳支援業務委託により、222件の通訳者の派遣等を実施しました。 ⑥については、プレスクールを全区で開催し、27組の外国人児童及び保護者が参加しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

15	就学等支援事業	経済的理由により就学が困難な就学予定者、学齢児童生徒の保護者に対して必要な援助費を支給することや、住民基本台帳に基づく学齢簿を編製することにより、義務教育を円滑に実施しています。また、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生に対して、奨学金を支給・貸付しています。	①新小・中学1年生(次年度入学)への新入学児童生徒学用品費の入学前支給の継続実施 ②就学援助費の支給システムによる効率化の実施 ③特別支援教育就学奨励費事務の円滑な実施 ④就学事務システムによる就学事務の円滑な実施 ⑤高等学校奨学金の支給による支援 ⑥大学奨学金の貸付の実施及び制度のあり方の検討	目標どおり達成できました。 ①新小・中学1年生(次年度入学)への新入学児童生徒学用品費の入学前支給を2,112件支給しました。 ②就学援助システムを活用し、所得確認作業や、資金管理、支給事務等について円滑に実施しました。 ③特別支援教育就学奨励費について、2,729件支給しました。 ④就学事務システムを活用し、約25,000人の新入学生の学齢簿登録を含む就学事務を円滑に実施しました。 ⑤高校生への奨学金を学年資金で844件、入学支度金で202件支給しました。 ⑥大学奨学金における貸付による支援について、新たに6件採用しました。なお、制度のあり方については、令和2年度に現行制度を継続していくこととして整理しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続
16	学校安全推進事業	スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、地域と連携した防災訓練などに取り組む防災教育研究推進校を中心として各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。	①学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの継続配置(20名)。 ②踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置。 ③通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進。 ④学校防災教育研究推進校による先進的な研究の推進や、各学校の実態に応じた防災教育の推進(4校)。	目標を上回って達成できました。 ①スクールガード・リーダーについては、より細やかな見守り活動が行えるよう、令和2年度に目標の20名を上回る25名に配置を拡充し、令和3年度も25名を継続配置しました。 ②地域交通安全員については、令和3年度100箇所に配置しました。 ③通学路の危険箇所については、通学路安全対策会議での議論を踏まえ、路面標示の設置・補修や注意喚起の標示の設置などの改善を行いました。 ④学校防災教育研究推進校については、各学校における防災教育の取組を進めるため、目標の4校を上回る7校を推進校に指定し、各学校の実態に沿ったテーマで研究を実践し、報告書を全学校に共有しました。	2 目標を上回って達成	A 貢献している	II 改善しながら継続
17	交通安全推進事業	行政機関や交通安全団体、民間企業等との緊密な連携体制や、さらに市民参加の仕組みづくりを図ることにより、市民との協働による交通安全推進体制を構築し、それに基づいてさまざまな交通安全活動を一体的、積極的に推進していきます。	①各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等の実施 ②交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の実施(490回以上) ③高齢運転者の交通事故防止を目的とした高齢者向け講習会等の実施 ④自転車マナーアップ指導員による巡回活動の実施 ⑤児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン対策の実施(電柱巻付標示の実施件数:1,500件以上、路面表示の実施件数:50か所以上) ⑥交通事故相談所における交通事故被害者支援のための専門相談の実施	ほぼ目標どおり達成できました。 ①各季(春・夏・秋・年末等)の交通安全運動の機会及び強化月間において、各地区交通安全対策協議会と協力して、啓発活動を実施しました。 ②園児、小学生、中学生、高校生、成人、高齢者と各世代で交通安全教室等を実施しました(435回)。また、新型コロナウイルス感染症の影響により教室が開催できない学校及び保育園等については、代替として交通安全DVDを貸し出すなど、柔軟に対応を行いました。今後も、学校等の意向に合わせ柔軟に対応し、交通安全意識の向上に取り組めます。 ③高齢運転者の交通事故防止を目的とした高齢者向け講習会を実施しました(3回)。 ④自転車マナーアップ指導員が、自転車交通事故多発地域を中心に巡回しました(193日)。 ⑤通学路の電柱巻付標示(650件)とスクールゾーン・文の路面表示の補修、新設(115箇所)を実施しました。 電柱巻付標示については、委託先の方針変更によりR1年度以前と同様の設置期間となったことから計画の見直しを行いました。これにより、今年度は実施対象学校13校で合計650件(1校あたり50件)を計画し、通学路上に電柱巻付標示を設置しました。 ⑥高津区役所内相談ブースにて専門相談員による交通事故相談及び、中原区役所内相談ブースにて月1回の弁護士交通事故相談を、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、電話相談に切り替えて実施しました(229件)。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

総合的な
評価

①人権尊重教育推進事業については、子どもの権利学習派遣事業の実施数が107学級と目標の105学級を上回ったほか、人権研修の参加者数は2,837人と目標の2,450人を上回りました。また、市民文化局作成「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」リーフレットにあわせた指導資料の作成及び配布を行うとともに、条例に合わせた授業の実施、またGIGA端末に人権尊重教育サイトを立ち上げ、学校への情報提供等の体制充実を図りました。

②児童生徒の情報活用能力の育成のため、情報化推進モデル校による研究成果を活かした取組の実施について、GIGAスクール構想の推進に伴い、目標の5校を上回る情報化推進モデル校2校、GIGAスクール推進協力校12校の計14校で情報活用能力育成のための研究を進め、公開授業及び研究のまとめを行いました。

③児童支援コーディネーターのスキルアップに向けた研修をコロナ禍ではありましたが、形式を工夫し、ほぼ予定通りの回数を実施することができました。また、スクールカウンセラーについては、市内52の中学校に配置し、週1回年280時間で相談を実施しました。

④日本語指導のための特別の教育課程の国際教室における実施及び全小・中・特別支援学校での実施については、特別の教育課程による日本語指導を、国際教室担当者及び非常勤講師の巡回により、対象児童生徒がいる全ての学校で実施しました。また、通訳・翻訳ツールの導入による円滑なコミュニケーション手段の確保については、希望する学校等に通訳機器を新たに40台配置し、計173台配置しました。また、通訳・翻訳支援業務委託により、222件の通訳者の派遣等を実施しました。就学前の学校説明会「プレスクール」の実施については、全区で開催し、27組の外国人児童及び保護者が参加しました。

⑤警察OBを活用したスクールガード・リーダーについては、より細やかな見守り活動が行えるよう、令和2年度に目標の20名を上回る25名に配置を拡充し、令和3年度も25名を継続配置しました。また、地域交通安全員については、令和3年度は100箇所配置しました。

これらを実施することにより、将来の社会的な自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を育てていくための取組を推進するとともに、子ども一人ひとりの「分かる実感」を大切にするため、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導をおこなう取組を推進しました。また、すべての子どもがいいきと個性を発揮しながら成長できるよう一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な相談・指導・支援を推進するとともに、学校における子どもの安全を確保するため、地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進しました。

子ども・子育て会議からの
意見・評価

- ①子どもの権利学習派遣事業の実施数及び人権研修の参加者数が目標を上回ったことを評価します。人権条例に掲げる不当な差別的取り扱いの禁止、性的マイノリティの児童生徒への適切な対応、新型コロナウイルス感染症による差別を生まないようにするなど、人権尊重教育の必要性が高まっていることから、さらに、研修内容の見直しやニーズに合わせた研修講師の依頼等、教職員向け研修の内容の充実を図るとともに、紙ベースの教材や資料については、GIGA端末の活用などにより、随時効率化や質の向上を図っていくことを望みます。
- ②国のGIGAスクール構想に基づき、ICT環境の整備を推進したことを評価します。引き続き、国の動向や各学校の取組状況を把握し、情報交換しながら、効果的なICT活用を推進していくとともに、教員の更なるICT活用に向けた研修等を実施し、活用能力の向上に向けた取組を推進していくことを望みます。
- ③新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、取組方法を工夫しながら児童支援コーディネーター研修を実施されたことを評価します。併せて、スクールカウンセラーについても、目標どおり取り組んだことを評価します。引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、子どもたちが置かれている状況を把握し、子どもに寄り添った支援を取り組まれることを望みます。
- ④専門職員の巡回等により、対象児童がいる学校における日本語指導の実施及び通訳機器の配置、さらには通訳者の派遣等により、特別教育課程による日本語指導支援を取り組んだことを評価します。引き続き、日本語指導等協力者の確保に向けた当該事業の広報・周知及び人材育成等に取り組む、充実した支援体制が構築されることを望みます。
- ⑤スクールガード・リーダーについては、目標を上回る配置をしたことを評価します。引き続き、地域と連携しながらスクールガード・リーダーの増員を目指すとともに、子どもたちの危機管理能力の向上に向けた取組みや啓発活動を推進し、子どもたちの安全確保を望みます。
- 講座や研修等の実績が目標を下回った場合においても、実施方法の工夫や少ない回数でも質の確保が図られるよう努めるとともに、引き続き、子どもの育ちの基盤となる教育環境の充実に向けて、子どもの「生きる力」を育む教育が推進されることを望みます。

4 改善

子ども・子育て会議からの
意見・評価を踏まえた今後の取組

- ①人権教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用については、GIGA端末の積極的活用等、内容や手法の改善を図りながら引き続き実施していくとともに、子どもの権利学習派遣事業については、学校が取り組みやすい手法を講師派遣団体とともに研究し、学校での積極的な実施を働きかけていきます。また、国、県、他部局、人権関連団体等の啓発資料を配布するとともに、状況に応じた啓発資料を作成し、学校における人権尊重教育の総合的な推進を図ります。
- ②今後は更なるGIGAスクール構想を推進するため、「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に係る次期計画をもとに、各重点事項について検討、改善を行いながら取組を推進します。また、児童生徒の情報活用能力の育成や教員の授業力の向上に向け、GIGAスクール構想環境の活用を踏まえ、総合教育センターや情報化推進モデル校や研究協力校等による先行研究の成果を速やかに他の学校の取組に生かせる体制を構築し、活用の推進を図ります。
- ③児童支援コーディネーターの相談への対応能力を向上するための研修を精選し、実施するとともに、学校巡回カウンセラーについては、児童生徒やその保護者に対する相談の質の向上をするため、各小学校への月2回の計画派遣を行います。
- ④海外からの転入を希望する児童生徒が多くなり、就学に向けた相談件数が増加していることから、教育相談については、研修等により職員の対応能力を高めるとともに、就学期前後の切れ目ない支援・相談体制の整備について他部局とともに研究を進めていきます。また、日本語指導のための特別の教育課程について、継続して実施するとともに、教員の指導力の更なる向上にむけて研修や情報提供を進めます。
- ⑤引き続き、スクールガード・リーダーについては、拡充配置した効果を検証し、学校安全体制の更なる向上に向けた取組を進めます。また、学校からの改善要望に対しては、通学路安全対策会議で協議しながら改善を進めます。

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり					
施策の概要	個々の家庭や子どもが抱える複雑困難な課題に対して、専門性を活かした相談援助を実施するとともに、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対して、より家庭に近い環境で子どもの健全な成長・発達を保障する取組を推進します。また、日常生活に様々な課題を抱える家庭に対して、自立した社会生活が送れるよう、相談援助や個別支援を実施します。					
計画期間における主な方向性	《児童虐待への対応・社会的養護の推進》 ・虐待防止センターによる24時間の電話相談の実施や、児童虐待防止啓発活動を通じて児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいきます。また、各区の要保護児童対策地域協議会実務者会議における、要保護児童等へのきめ細かな対応と個別支援の充実を図ります。 ・子どもが置かれた状況に応じ、高度な専門性を活かした子ども及び家庭への相談や援助、要保護児童の児童養護施設等への措置等を今後も適切に実施します。また、各区役所及び関係機関との連携をさらに強化し、ハイリスク家庭の早期把握に向けた取組の推進を行います。 ・里親制度の普及啓発や登録に向けた制度説明・研修等を効果的に実施するとともに、関係機関と連携しながら児童委託後の支援体制を構築し、一層の制度推進を目指します。 ・社会的養護により養育された子どもの円滑な社会的自立に向け、施設等での養育の時点から将来の自立を見据えた支援を行うとともに、退所後も安定した生活ができるよう支援の充実を図ります。 ・育児支援プログラムの実施など、児童家庭支援センターにおける児童虐待対策の機能強化を図るとともに、関係機関や市民への周知を行い、地域に根ざした相談支援機関として、今後も児童相談所や各区役所との連携を推進します。 《ひとり親家庭の自立の促進》 ・ひとり親家庭の生活状況は、親の就労状況や子どもの成長などに応じて変化していくことから、個々の家庭の状況やニーズに寄り添って、支援施策を的確に提供するための相談支援の体制づくりや、相談員の資質向上、支援施策の周知・提供の取組を推進します。 ・ひとり親家庭の自立に向けては、正規雇用への移行を目指した継続的な就労支援とともに、就業又は修業と子育てを両立することができる環境整備を進めます。 ・親の離別など辛い経験をした子どもの心に寄り添い、将来の自立に向けて、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、生活習慣の習得や学力の向上、修学の継続等に向けた支援を行います。 《子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援》 ・女性相談については、川崎市DV相談支援センター及び区役所地域みまもり支援センター等が安心して相談できる窓口であることなどの周知をより一層推進します。 ・子どもの貧困対策の視点から、様々な分野が連携した総合的な子ども・若者への支援を推進します。 ・小児慢性特定疾病医療等給付事業は、長期治療等を必要とする患児の保護者の負担軽減を図るため事業を継続します。 ・子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合うことのできるまちを目指し、地域社会全体で子ども・若者を見守り、支える仕組みづくりを進めるため、その役割を担う団体を育成・支援します。					
施策を構成する事務事業	① 児童虐待防止対策事業	⑦ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	⑬			
	② 児童相談所運営事業	⑧ 子ども・若者支援推進事業	⑭			
	③ 里親制度推進事業	⑨ 小児ぜん息患者医療費支給事業	⑮			
	④ 児童養護施設等運営事業	⑩ 小児慢性特定疾病医療等給付事業	⑯			
	⑤ ひとり親家庭の生活支援事業	⑪ 災害遺児等援護事業	⑰			
	⑥ 女性保護事業	⑫	⑱			

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類	指標の説明	目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1 活動指標	児童虐待防止普及啓発活動の実施数	目標	22	22	22	22	回
	説明 11月の児童虐待防止推進月間を中心に各種の啓発活動を実施した回数【児童虐待防止対策事業】	実績	22	22	18	23	
2 活動指標	各区要保護児童対策地域協議会(個別支援会議)の実施回数	目標	444	444	444	444	回
	説明 地域の支援ネットワークに関わる担当者による具体的な支援内容の確認など、個別ケースに関わる協議を行う各区要保護児童対策地域協議会(個別支援会議)の実施回数【児童虐待防止対策事業】	実績	624	664	710	681	
3 成果指標	地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合	目標	—	41	—	45	%
	説明 要保護児童対策地域協議会関係者アンケート調査のうち、子どもが安心して地域で暮らせるように、地域における関係機関との連携が進んでいる(とても進んでいる+進んでいる)と思う人の割合【児童虐待防止対策事業】	実績	—	39	—	39.5	
4 活動指標	児童相談所における相談件数	目標	4,021	4,021	4,021	4,021	件
	説明 児童相談所において養護相談、障害相談、非行相談、育成相談等を実施した件数(なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)(【児童相談所運営事業】)	実績	5,166	5,711	6,128	6,667	

5	活動指標	一時保護所における保護件数		目標	403	403	403	403	件
		説明	児童福祉法第33条等の規定に基づき様々な事情や問題を抱える家庭の児童を保護し、行動観察、心身の安定や生活習慣の回復を図りながら生活指導等を行った件数（なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。）【児童相談所運営事業】	実績	456	434	475	476	
6	活動指標	里親養育体験発表会及び制度説明会の開催回数		目標	5	5	5	5	回
		説明	里親登録者を増加するための里親の養育体験や制度内容に関する説明会の開催回数【里親制度推進事業】	実績	15	15	41	82	
7	成果指標	ふるさと里親登録数		目標	67	69	71	73	世帯
		説明	夏休み等の大型連休に児童を養育する、ふるさと里親の登録世帯数【里親制度推進事業】	実績	72	75	91	90	
8	成果指標	里親の登録数		目標	139	141	180 (143)	192 (145)	世帯
		説明	里親の登録世帯数 ※R2年度及びR3年度の目標値は「川崎市社会的養育推進計画（R2年2月策定）」において新たに設定した数値（かつこ内は、第2期実施計画上の数値）【里親制度推進事業】	実績	156	168	173	197	
9	活動指標	里親養育技術向上のための研修会の開催回数		目標	3	3	3	3	回
		説明	里親希望者及び里親への養育技術向上を目的とした研修会の開催回数【里親制度推進事業】	実績	3	3	3	3	
10	活動指標	児童養護施設等における本市措置児童数		目標	276	276	276	276	人
		説明	本市が児童養護施設、乳児院及び児童心理治療施設等へ措置を行っている児童数（なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。）【児童養護施設等運営事業】	実績	288	260	252	261	
11	活動指標	児童ファミリーグループホームにおける本市措置児童数		目標	50	50	50	50	人
		説明	本市がファミリーホーム、ファミリーグループホーム及び自立援助ホームへ措置等を行っている児童数（なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。）【児童養護施設等運営事業】	実績	48	40	43	57	
12	活動指標	児童扶養手当受給世帯数		目標	6,400	6,400	6,400	6,400	世帯
		説明	児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の受給者世帯数（所得超過による全部支給停止者を除く。）（なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。）【ひとり親家庭の生活支援事業】	実績	6,214	6,077	5,836	5,729	
13	活動指標	ひとり親家庭等医療費助成の対象者数		目標	12,500	13,000	13,000	13,000	人
		説明	各年度末時点での助成対象者数（なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。）【ひとり親家庭の生活支援事業】	実績	12,352	12,849	12,164	12,034	
14	活動指標	自立支援プログラム策定件数		目標	75	80	85	90	件
		説明	児童扶養手当受給者等に対してきめ細やかな継続的な自立・就業支援を実施するために、個々の対象者の状況・ニーズに応じた自立目標や支援内容等について自立支援プログラムを策定した件数【ひとり親家庭の生活支援事業】	実績	56	44	53	45	
15	活動指標	高等職業訓練促進給付金の新規認定件数		目標	19	20	23	25	件
		説明	ひとり親家庭の親が看護師、介護福祉士等の資格取得に向けて修業する場合に受講期間中支給する高等職業訓練促進給付金の新規の認定件数【ひとり親家庭の生活支援事業】	実績	19	14	18	14	
16	活動指標	女性相談の件数		目標	1,505	1,505	1,505	1,505	件
		説明	母子又は単身の女性を対象に、夫婦・親子間のこと、経済的なことや育児のことなどの様々な相談を受け付け支援を行った件数（なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。）【女性保護事業】	実績	2,179	2,264	2,852	2,487	
17	活動指標	DV相談支援センターの相談件数		目標	312	312	312	312	件
		説明	DV相談支援センターにおける電話相談を実施し、DV被害者などへの相談支援を行った件数（なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。）【女性保護事業】	実績	403	464	718	595	

18	活動指標	ひきこもり等児童福祉対策事業における個別支援活動の参加人数	目標	95	95	95	95	人
		説明 対象児童と大学生等のボランティアとの1対1の触れ合いや交流を通じて、相互の人間関係の醸成を図り、良き理解者としてボランティアを信頼し、児童の内面的な自主性や社会性を伸ばす個別支援活動の参加人数【子ども・若者支援推進事業】	実績	122	130	73	110	
19	活動指標	ひきこもり等児童福祉対策事業における集団支援活動の参加人数	目標	82	82	82	82	人
		説明 10人規模程度の小集団のグループでレクリエーション等を行うことで、他人との関わりや集団の中における自己の役割認識、それを実行する力を養い、自主性や社会性を伸ばす集団支援活動の参加人数【子ども・若者支援推進事業】	実績	90	92	55	38	
20	活動指標	児童家庭支援センターにおける地域・家庭からの相談件数	目標	2,615	2,615	2,615	2,615	件
		説明 地域の児童の福祉に関する様々な問題や児童に関する家庭その他からの相談の件数【子ども・若者支援推進事業】	実績	4,032	4,177	3,442	3,679	
21	活動指標	小児ぜん息患者医療費の支給対象者数	目標	5,000	5,000	5,000	5,000	人
		説明 各年度末時点での支給対象者数（なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。）【小児ぜん息患者医療費支給事業】	実績	4,866	4,466	4,029	3,566	
22	活動指標	小児慢性特定疾病の助成対象者数	目標	1,246	1,246	1,246	1,246	人
		説明 小児慢性特定疾病により治療を受け、一部負担金の助成を受けている対象者数（なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。）【小児慢性特定疾病医療等給付事業】	実績	1,276	1,319	1,353	1,517	
23	活動指標	修学資金貸付件数	目標	222	222	222	222	件
		説明 ひとり親家庭及び寡婦の子どもの修学にあたり、授業料にかかる経費として修学資金の貸付けを行った件数（なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。）【母子父子寡婦福祉資金貸付事業】	実績	322	379	381	358	
24	活動指標	就学支度資金貸付件数	目標	114	114	114	114	件
		説明 ひとり親家庭及び寡婦の子どもの修学にあたり、入学金等の経費として就学支度資金の貸付けを行った件数（なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。）【母子父子寡婦福祉資金貸付事業】	実績	147	118	104	94	
25	成果指標	償還率（現年度分）	目標	81.77	84.11	86.46	88.8	%
		説明 貸付金の償還について、現年度分の償還対象金額のうち、収納があった金額の割合【母子父子寡婦福祉資金貸付事業】	実績	83.88	82.67	82.26	86.89	
26	活動指標	災害遺児等福祉手当支給延件数	目標	730	730	730	730	件
		説明 災害遺児等福祉手当の支給延件数（なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。）【災害遺児等援護事業】	実績	578	589	640	626	

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1	児童虐待防止対策事業	子ども・若者の未来応援プラン等に基づき、庁内外を含む関係機関との連携強化、児童虐待防止に向けた啓発活動、関係職員の人材育成等の施策を推進します。	①要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実 ②児童虐待防止センターによる電話相談の実施 ③児童虐待防止普及啓発活動の実施(実施数:22回) ④児童及び家庭に関する情報の一元的な管理による包括的な支援の実施(児童相談システムの開発) ⑤子育て短期利用事業(ショートステイ・デイスティ)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①各区要保護児童対策地域協議会(個別支援会議)を681回実施しました。また、連携調整部会の運営方法について、区役所及び児童相談所職員による庁内ワーキング等で検討を行いました。 ②児童虐待防止センターにおいて1,849件の電話相談を実施しました。また、神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市と合同で開設している「かながわ子ども家庭110番相談LINE」について、令和3年4月から受付時間を1時間延長しました。 ③11月の児童虐待防止月間を中心に、虐待のないまちづくりを推進するため、啓発ポスターの掲示等により児童虐待防止普及啓発活動を23回実施しました。また、コロナ禍で各種イベントが縮小される中、新型コロナウイルス感染症対策を講じたフットサル大会の開催、市社協との協働による広報活動の実施、虐待防止のアニメーション動画を活用した広報の拡充などの取組を行いました。 ④児童相談システムの運用及びカスタマイズにより、児童及び家庭に関する情報の一元的な管理による包括的な支援を実施しました。 ⑤2か所の乳児院及び4か所の児童養護施設において、事業を実施しました。 地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合は、前回調査(令和元年度)からは0.5%上昇したものの目標値を5.5%下回りました。なお、進んでいないと思う人の割合は、20.9%から15.2%に減少しています。引き続き地域の関係機関等との連携強化を図りながら、地域社会全体で、子ども・若者を見守るしくみづくりを推進していきます。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
2	児童相談所運営事業	関係機関との連携のもと、家庭その他関係機関からの相談に応じ、調査、診断、判定、一時保護、措置等の必要な支援を実施します。	①特定妊婦、要支援・要保護児童に対する迅速かつ的確な対応の推進 ・子どもの置かれた状況に応じた子ども及び家庭への相談・援助の実施 ・一時保護の司法関与の強化に向けた検討結果を踏まえた事業推進 ②児童相談所の体制強化 ・専門的知識を有する職員の増員など児童相談体制の充実 ・南部地域の児童相談体制の充実に向けた検討結果を踏まえた事業推進 ③養育支援訪問(こども家庭支援員の派遣)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①保健・医療機関や警察・検察等の関係機関との連携を図りながら、子どもの置かれた状況に応じて子ども及び家庭への相談・援助を実施しました。 ②児童福祉司14名、児童心理司2名を増員し、児童相談所体制の充実を図りました。また、増加する児童虐待相談通告件数や一時保護児童数への対応を図るための施設整備として、中部児童相談所の改築に向けて、基本設計及び仮設相談所の整備、北部児童相談所の増築とこども家庭センターの改修に向けた設計を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

3	里親制度推進事業	・里親制度の普及・啓発活動の推進 ・里親支援機関と連携した里親における養育の支援	①里親制度の普及・啓発活動の推進 ②里親養育体験発表会と制度説明会の開催(5回以上) ③里親養育技術の向上のための研修会等の実施(3回以上) ④ふるさと里親事業の実施(登録者数:69世帯以上) ⑤NPO法人等が行う里親支援事業の実施	目標どおり達成できました。 ①市政だよりへの掲載やアゼリア広報コーナー等での展示等のほか、里親養育体験発表会の複数回開催、フェイスブックやGoogle広告の活用など様々な手段を活用した広報活動を行いました。 ②全体説明会形式の他、オンラインや個別相談の形式を取り入れ、養育里親説明会、養子縁組里親説明会をそれぞれ12回開催するなど、コロナ禍においても積極的に事業を展開しました。 ③里親登録後の資質向上を目指すため、今年度は子どもの自立支援をテーマにした内容など研修会を3回実施しました。 ④ふるさと里親事業については、長期休暇を中心に乳児院・児童養護施設、地域小規模児童養護施設で実施し、ふるさと里親登録数は90世帯となりました。 ⑤昨年度より引き続きフォスタリング機関による包括的な里親支援を実施したほか、8月よりピアサポート事業を開始し、既存の各支援機関(NPO法人、乳児院、児童養護施設、里親会)と連携して実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
4	児童養護施設等運営事業	・定員の小規模化や小規模グループケアの導入等、施設等における家庭的な環境での養育に配慮した施設整備 ・法定扶助費及び市単独扶助費の支弁による児童の処遇の向上 ・地域における社会的養護の意識の醸成	①乳児院、児童養護施設及び児童心理治療施設における社会的養護の推進 ②児童養護施設等への法定扶助費及び市単独扶助費の支弁による運営支援 ③児童ファミリーグループホームにおける家庭的養護の推進 ④児童養護施設退所者等に対する自立支援の推進	目標どおり達成できました。 ①、②乳児院、児童養護施設等における施設の高機能化や多機能化を図るため、宿舍借上げ事業の創設や職員配置の拡充など処遇改善面の充実を図り、入所する子どもが良好な環境の中で継続的に支援が受けられるよう取組を進めたほか、適正な運営につながるよう、適宜指導等を行うなど、社会的養護の推進を行いました。 ③本市社会的養育推進計画に基づき、子どもの適性に配慮しながら、地域社会における養育を推進するため、年度当初に地域小規模児童養護施設及び自立援助ホームの整備を行うとともに、小規模施設の次年度開設に向けた調整を行いました。 ④子ども・若者応援基金を活用した学習・進学支援事業を児童に対して行うとともに、退所者自立支援事業を事業者へ委託し、退所者向けの自立支援の充実を図りました。 その他、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、入所児童及び職員への感染対策を図るため、消耗品や備品類及び職員のかかり増し経費などへの補助を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

5	ひとり親家庭の生活支援事業	経済的支援をはじめ、生活・子育て支援、就業支援等ひとり親家庭の自立に向けて、多方面からの総合的な支援施策を実施しています。	①対象世帯への児童扶養手当の適正な支給 ②対象家庭への医療費の一部助成の実施 ③母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施(自立支援プログラム策定件数:85件以上) ④ひとり親家庭への自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金の支給(高等職業訓練促進給付金新規認定:23件以上) ⑤ひとり親家庭への日常生活支援事業の実施 ⑥ひとり親家庭の子どもへの生活・学習支援の実施 ⑦母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営 ⑧市バス特別乗車証交付事業のあり方の検討結果を踏まえた事業推進	ほぼ目標どおり達成できました。 ①対象者5,729世帯に対して児童扶養手当を適切に支出しました。 ②対象者12,034人へ医療費の一部助成を適切に実施しました。 ③ひとり親家庭の親の就労による自立に向けた自立支援プログラム策定(45件)を行いました。電話相談による就労支援で今後の方向性を見いだせた方が多かったため目標値を下回りましたが、引き続き適切な相談支援や制度周知等を図りながら、事業を推進していきます。 ④ひとり親家庭の親の資格取得支援としての高等職業訓練促進給付金対象者の新規認定(14件)を行いました。電話相談による就労支援で今後の方向性を見いだせた方が多かったため目標値を下回りましたが、引き続き適切な相談支援や制度周知等を図りながら、事業を推進していきます。 ⑤ひとり親家庭への家事・育児等支援として、必要な家庭に通年で延べ310名の支援員派遣を実施しました。 ⑥ひとり親家庭の小・中学生の子どもに対する生活・学習支援の支援を市内17か所で実施しました。 ⑦母子家庭の保護・自立促進に向けて母子生活支援施設を適切に運営しました。 ⑧平成30年度の施策の再構築を踏まえ、ひとり親家庭支援施策を総合的に推進しました。 ⑨「川崎市ひとり親に関するアンケート」を実施し、ひとり親の状況と課題の把握を行いました。その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、より困難が生じているひとり親家庭等に対する支援として、児童扶養手当受給者等を対象とした子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行いました(ひとり親世帯分:6,096世帯)。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
6	女性保護事業	女性相談員を各区役所地域みまもり支援センター・各地区健康福祉ステーションに配置するとともに、DV相談支援センターにおける電話相談を実施し、様々な困難を抱える女性の相談及び支援を実施することで、女性の人権擁護と自立支援を図ります。	①女性相談員による相談・保護・自立支援の実施 ②DV相談支援センターを活用したDV被害者等への相談・支援の実施 ③DV被害者等の緊急一時保護の実施	ほぼ目標どおり達成できました。 ①女性相談について2,487件受け付け、女性相談員による相談・保護・自立支援を実施しました。 ②DV相談支援センターにおいて595件の電話相談を受け付け、DV被害者等への相談・支援を実施しました。 ③DV被害者等の緊急一時保護について、県女性相談所や県内民間団体、警察と連携し支援しました。 その他、民間民間団体への支援の充実や市ホームページ、ツイッター、市政だより、JR川崎駅のアゼリアビジョン、南武線のトレインチャンネル等、様々な媒体を通じた相談窓口の周知を図りました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

7	子ども・若者支援推進事業	子どもの貧困対策の観点から、様々な分野が連携した総合的な子ども・若者への支援を推進するとともに、地域社会全体で、子ども・若者を見守り、支える取組を支援します。	①子ども・若者の支援、子どもの貧困対策の総合的な推進 ②ひきこもり等児童福祉対策の実施 ③児童家庭支援センターにおける子育て相談・支援の推進 ④地域・子ども子育て活動支援助成事業	ほぼ目標通り達成できました。 ①子ども・若者支援機関案内冊子である「かわさきサポートブック」を改訂し、一層の周知及び活用に向け、各区地域みまもり支援センター等の掲載機関に加え、新たに認可保育所の職員等に配布しました。 また、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の点検・評価を行う中で、プランに位置付けた推進項目について、進捗状況の把握を行いました。さらに、次期計画となる「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定し、現行プランに位置付けた第5章(子ども・若者を取り巻く個別課題への対応)については、関係局と調整を図りながら、推進項目の追加、統合、変更等を行い、次期プランに反映しました。 ②ひきこもり等児童福祉対策事業については、不登校・ひきこもりへの支援として、大学生等のボランティアを活用し、個別支援活動に110人、集団支援活動に38人の子ども・若者が参加しました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により参加人数が減少しており、令和3年度は個別・集団支援活動の参加者が目標値を下回りましたが、感染対策を行いながら引き続き事業を実施していきます。 ③地域における身近な民間相談機関である児童家庭支援センターにおいて、児童相談所や区役所地域みまもり支援センターなどの行政の相談機関と連携し、3,679件の相談・支援を行いました。 ④地域で主体的に子ども・若者支援・子育て支援を行う24団体に対し、助成を行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
8	小児ぜん息患者医療費支給事業	対象者の保険医療費の自己負担額(食事療養標準負担額を除く)を助成します。	①小児ぜん息患者へ医療費の一部を支給	目標どおり達成できました。 ①小児ぜん息患者に対して医療費の一部を支給しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	I 現状のまま継続
9	小児慢性特定疾病医療等給付事業	小児慢性特定疾病の治療の際の医療費自己負担分及び装具等作製の際の一部助成を行っています。	①安定的かつ継続的な医療費等の給付 ②小児慢性特定疾病で治療を受けている児童及び保護者を対象とした自立支援事業の実施	目標どおり達成できました。 ①小児慢性特定疾病により医療が必要な方に、安定的かつ継続的に医療費等の給付を行いました。また、指定医療機関・指定医の新規認定・更新等も適正に行いました。 ②委託により、小児慢性特定疾病により医療が必要な方及びその家族に対する電話等による相談事業、並びに本市職員や対象児の介護に係る関係機関職員、対象児の保護者を対象とした、自立支援に資する研修を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続
10	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等の児童の学費や就労のための資格取得に伴う費用など、12種類の資金の貸付を行います。また、償還金の徴収や債権管理、徴収指導を行います。	①対象者への貸付事業の実施 ②貸付金の滞納整理及び長期未納の防止に向けた取組の推進	ほぼ目標どおり達成できました。 ①対象者への貸付事業の実施については、各区窓口において、修学資金等の申請を受け付け、貸付を行いました。 ②貸付金の滞納整理及び長期未納の防止に向けた取組の推進については、夜間電話催告や夜間休日訪問催告を実施したほか、償還率の向上に効果的な口座振替の未登録者への登録勧奨の強化や、連帯保証人への早期の働きかけ等に取り組んだことで償還率は前年度を上回る見込みですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による債務者自身の収入減少などの影響もあり、償還率の目標値の達成には至りませんでした。今後についても、収入率向上に効果的な口座振替登録勧奨の取組を進めるとともに、貸付申請時における償還能力等を適切に審査することで、将来の収入未済額削減に向けても取り組んでまいります。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続

11	災害遺児等援護事業	対象となる保護者に児童1人につき月3,000円の福祉手当を支給します。 また、小学校入学、中学校入学、中学校卒業等にあわせて、祝金等を支給します。	①対象者への福祉手当の支給 ②小・中学校の入学・卒業祝金品の贈呈	目標通り達成できました。 ①の対象者への福祉手当の支給について、対象者の資格を確認し、適正に支給しました。 ②の小・中学校の入学卒業祝金品の贈呈について、対象者を確認し、適正に執行しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	I 現状のまま継続
総合的な評価		①児童相談所体制の充実に向けて児童福祉司等の増員を行うとともに、増加する児童虐待相談通告件数や一時保護児童数への対応を図るため、中部児童相談所の改築等の施設整備を進めました。また、神奈川県内5県市（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）が共同で実施する「かながわ子ども家庭110番相談LINE」の受付時間を延長し、相談体制の充実を図りました。さらに、「要保護児童対策地域協議会」を各区で開催し、要保護児童の早期発見や適切な支援に向け、子どもに関する関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する従事者等が連携した対応に努め、適切な支援の実施に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会連携調整部会において、ケース数の増加に対応するため、運営方法の見直しについて検討を行いました。 ②乳児院、児童養護施設等における施設の高機能化や多機能化を図るため、宿舍借上げ事業の創設や職員配置の拡充など処遇改善面の充実を図り、入所する子どもが良好な環境の中で継続的に支援が受けられるよう取組を進めたほか、適正な運営につながるよう、適宜指導や本市社会的養育推進計画に基づく施設整備等を行うなど、社会的養護の推進を行いました。また、里親制度の広報・普及啓発のほか、里親の登録に向けたふるさと里親事業の実施や里親養育技術向上のための研修の実施、フォostリング機関による包括的な里親支援や8月より開始したピアサポート事業等を通じて、里親制度の推進を図りました。 ③ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて平成30年度に実施した施策の再構築を踏まえ、親の就業による自立に向けた自立支援プログラムの策定や、高等職業訓練促進給付金等の支給を行い、さらに子の将来の自立に向けた小・中学生を対象とした学習支援事業について、令和3年度は新たに1カ所拡充し、市内17カ所で実施するなど、ひとり親家庭の自立に向けた支援の実施に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、より困難が生じているひとり親家庭等に対する支援として、児童扶養手当受給者等を対象とした子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行いました。 ④川崎市子ども・若者支援機関案内冊子である「かわさきサポートブック」を作成し、一層の周知及び活用に向け、各区地域まもり支援センター等の掲載機関に加え、新たに認可保育所の職員等に配布しました。また、次期計画となる「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定し、現行プランに位置付けた第5章（子ども・若者を取り巻く個別課題への対応）については、関係局と調整を図りながら、推進項目の追加、統合、変更等を行い、次期プランに反映しました。さらに、地域・子ども子育て活動支援助成事業については、地域で主体的に子ども・若者支援・子育て支援を行う24団体に対し、助成を行いました。女性保護事業については、DV相談支援センターにおいて595件の電話相談を受け付け、DV被害者等への相談・支援を実施しました。 これらを実施することにより、個々の家庭や子どもが抱える複雑困難な課題に対して、専門性を活かした相談援助を行うとともに、家庭での生活が困難な子どもに対して、より家庭に近い環境で子どもの健全な成長・発達を保障する取組を推進しました。また日常生活に様々な課題を抱える家庭に対して、自立した社会生活が送れるよう相談援助や個別支援を行いました。					
子ども・子育て会議からの意見・評価		①児童相談所体制の充実に向けて児童福祉司等を増員し、増加する児童虐待相談通告件数や一時保護児童数への対応を図るため、中部児童相談所の改築等の施設整備を進めたほか、要保護児童対策地域協議会連携調整部会の運営方法の見直しを進めたことを評価します。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、「かながわ子ども家庭110番相談LINE」によるLINE相談窓口の受付時間を延長したことも評価します。引き続き、「要保護児童対策地域協議会」の開催などにより、要保護児童の早期発見や適切な支援に向け、関係機関等の連携に努め、適切な支援の実施に取り組まれることを望みます。 ②児童養護施設等の運営事業については、引き続き、家庭での生活が困難な児童を施設等において養育するための支援や、川崎市社会的養育推進計画に基づいた小規模施設の設置に向けた取組を推進していくことを望みます。また、里親制度推進事業については、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた研修や説明会を実施し、普及・啓発活動により里親の登録者を増やすとともに、行政や里親支援機関が一体となって里親を支援する取組を実施していくことを望みます。 ③ひとり親の家庭支援について、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、子育て世帯生活支援特別給付金を支給し、経済的に困窮したひとり親家庭等への支援を行ったことを評価します。引き続き、高等職業訓練促進給金の支給等、新型コロナウイルス感染症の動向にも注視しながら、ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けた支援を推進していくことを望みます。 ④「かわさきサポートブック」を作成し、市内の関係機関のほか、新たに認可保育所に配布し、関係機関の連携及び一層の周知を図るとともに、DV相談支援センターにおいて困難を抱える女性が潜在化しないよう取組を推進していることを評価します。子ども・若者や子育て家庭を取り巻く社会環境が大きく変化する中、子ども・若者をめぐる問題は複雑かつ深刻化していることから、引き続き、普及啓発に向けた研修や庁内関係部署等との横断的な取組を推進していくことを望みます。 引き続き、支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実に向けて、新型コロナウイルス感染症の動向も踏まえて、子どもが安心して暮らせる支援体制づくりが推進されることを望みます。					

4 改善

子ども・子育て会議からの 意見・評価を踏まえた今後 の取組

- ①更なる児童相談所体制の充実に向けて、児童福祉司等を増員するなど、増加する児童虐待相談通告件数や一時保護児童数への対応に取り組んでいきます。また、「要保護児童対策地域協議会」などの開催により、要保護児童の早期発見や適切な支援に向け、関係機関等の連携に努め、適切な支援の実施に取り組んでいきます。
- ②児童養護施設等の運営事業については、家庭での生活が難しい要保護児童を家庭に近い環境で養育する体制を確保するため、引き続き児童養護施設等への運営支援を行うとともに、施設等においては人材確保や人材育成、施設の小規模化による支援の充実を図る必要があるため、施設等や児童相談所と連携しながら児童の支援の充実に向けて取り組んでいきます。また、里親制度推進事業については、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、オンライン等を活用した研修や説明会等を実施し、里親の登録者の増員に向けた取組を進めていきます。
- ③ひとり親家庭の就労による自立に向けた支援のためのプログラム策定や高等職業訓練促進給付金の制度の周知を強化するとともに、平成31年度から実施している再構築後の各支援施策について、コロナ禍の影響を大きく受けたひとり親家庭の現状を踏まえ、事業効果の検証・改善を図り、親と子の生活の安定や将来の自立に向けて、ひとり親支援施策の推進に引き続き取り組んでいきます。
- ④女性相談・DV相談支援センターにおける相談件数は増加していることから、増加・複雑化する相談に適切に対応していくため、効果的な相談支援体制等の検討を行います。また、今後も、子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合うことのできるまちを目指し、地域社会全体で子ども・若者を見守り、支える仕組みづくりを進めるとともに、併せてその役割を担う団体を育成・支援していきます。

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援		
施策の概要	日常生活に様々な課題を抱え、生活に困窮した家庭に対して、社会的な自立に向けた支援を行うとともに、困難を抱える子ども・若者が、社会生活を自立して営むことができるよう、社会参加の促進に向けた取組みや生活面・医療面などにおける相談援助を通じた専門的な個別支援を実施します。		
計画期間における主な方向性	《生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組みの推進》 - 生活保護受給者に対する就労支援事業について、引き続き個々の意欲や能力に応じて寄り添った丁寧な支援を実施するとともに、生活保護受給世帯の中学生の自立に向けて学習支援を実施し、高校等への進学を支援する取組みを進めています。 - 生活保護業務について、現在の事業内容を維持しながら、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組みを推進していきます。 - 生活にお困りの市民が社会的経済的な自立を果たし、地域において安定した生活を継続することができるよう、「だいJOBセンター」と関係機関が連携し、効果的な取組みを展開します。 《総合的な就業支援の取組みの推進》 「キャリアサポートかわさき」においては、求職者への就職相談等により、ニーズに沿った職業紹介を行い、「コネクションかわさき(かわさき若者サポートステーション)」においては、個別カウンセリングや職業・職場体験等により、若年無業者等の職業的自立支援に取り組むなど、雇用情勢や社会的ニーズに応じながら効果的な就業支援を実施します。 《多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築》 - 民生委員児童委員の活動について、増員や複数担当制などの欠員対策による担当世帯数の適正化や、様々な媒体を活用した広報強化等により、活動負担の軽減及び活動支援の充実を図ります。 - 自殺対策について、引き続き、支援者研修や検討会を通して、困難に遭遇したり、生きづらさをかかえたりした子ども・若者を支援していくための人材養成、後方支援を進めていきます。 - 更生保護の取組みにおいて、引き続き、各種団体と連携しながら社会を明るくする運動等を実施するとともに、関係団体の活動支援を行います。 《障害者の自立支援と社会参加の促進》 - 今後予定されている精神障害者雇用の義務化や法定雇用率の引き上げなどにより、障害者雇用の拡大が見込まれています。この機会を捉え、就労移行支援事業所や就労援助センターなどの就労支援機関や各種団体との協働・連携により、求職相談から就労定着に向けた支援体制や企業とのネットワークを強化し、障害者の働く意欲の喚起と企業側の雇用促進につながる取組みを推進します。 - 障害者の地域社会への参加や健康づくりを促進するため、様々なイベントや普及啓発活動を通じて、障害者の社会参加の機会の充実を図り、障害のある人もない人も、お互いを尊重し、共に支え合える地域社会の実現に向けた意識の醸成(心のバリアフリー)を推進します。 - ひきこもりに関して、様々な課題に対応できるよう、関係機関との連携強化を図り、更なる相談体制の拡充を検討するとともに、普及啓発を行い、正しい知識や早期相談等の予防的なアプローチを行っていきます。 - 精神障害者の早期治療や日常生活、社会生活及び社会参加の総合的な支援、市民の精神的健康の増進を進めるとともに、引き続き、各区役所における精神保健福祉相談や普及啓発活動を実施していきます。		
施策を構成する事務事業	① 生活保護自立支援対策事業	⑦ 更生保護事業	⑬
	② 生活保護業務	⑧ 障害者就労支援事業	⑭
	③ 生活困窮者自立支援事業	⑨ 障害者社会参加促進事業	⑮
	④ 雇用労働対策・就業支援事業	⑩ 社会的ひきこもり対策事業	⑯
	⑤ 民生委員児童委員活動育成等事業	⑪ 精神保健事業	⑰
	⑥ 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	⑫	⑱

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類	指標の説明	目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1 成果指標	学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率	目標	100	100	100	100	%
	説明 学習支援・居場所づくり事業を利用した、生活保護受給世帯の中学3年生の高校等への進学率【生活保護自立支援対策事業】	実績	96	99	100	100	
2 成果指標	居住安定化支援実績	目標	180	180	180	180	人
	説明 転居により住居が安定し、社会的なつながりを回復することで、社会生活自立をした人数【生活保護業務】	実績	295	268	350	363	
3 成果指標	年金専門員事業実績	目標	300,000	300,000	300,000	300,000	千円
	説明 年金専門員による年金受給に向けた自立支援を行うことで減少した生活保護費【生活保護業務】	実績	436,583	255,958	238,448	292,850	
4 成果指標	後発医薬品使用促進割合	目標	80	80	80	80	%
	説明 国の目標値である後発医薬品使用率促進の達成を目的とする。【生活保護業務】	実績	86.9	91.2	91.8	91.2	

5	成果 指標	生活保護から経済的に自立した世帯の数		目標	650	650	650	650	世帯
		説明	就労支援等により生活保護が廃止となった世帯数【生活保護業務】	実績	686	634	595	665	
6	成果 指標	新規相談者数		目標	1,500	1,500	1,500	1,500	人
		説明	「川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」への新規相談者数【生活困窮者自立支援事業】	実績	1,325	1,419	1,819	1,416	
7	成果 指標	就職率		目標	75	75	75	75	%
		説明	「川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」において、就労支援の対象となった人のうち、就職が決定した人の割合【生活困窮者自立支援事業】	実績	69	66	56.1	52	
8	成果 指標	「キャリアサポートかわさき」における就職決定者数		目標	486	487	488	490	人
		説明	「キャリアサポートかわさき」における就職決定者数【雇用労働対策・就業支援事業】	実績	490	502	412	375	
9	活動 指標	「コネクションズかわさき」が行う職場体験事業の実施数		目標	70	70	70	70	回
		説明	「コネクションズかわさき」が行う企業等での職場体験事業の年間の実施数【雇用労働対策・就業支援事業】	実績	59	48	10	10	
10	成果 指標	民生委員児童委員の充足率		目標	96.5	96.7	97	97.2	%
		説明	厚生労働大臣の定める基準を参酌した市条例に基づき、規則で定めた定数（市見込世帯数を440世帯で割った数）に対する現員数の割合【民生委員児童委員活動育成等事業】	実績	86.9	81.6	83	83.1	
11	活動 指標	ゲートキーパー養成、メンタルヘルスに関する知識普及のための講座実施		目標	5	5	6	6	回
		説明	広く一般市民を対象としたゲートキーパーの役割やメンタルヘルスに関する講座の実施回数【自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業】	実績	6	6	6	3	
12	活動 指標	民間事業者、職能団体、市職員等へのゲートキーパー講座の実施		目標	12	12	13	13	回
		説明	職業上対人サービスを行う事業者や職能団体へのゲートキーパー講座の実施回数【自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業】	実績	23	12	4	12	
13	成果 指標	社会を明るくする運動参加者数		目標	-	-	-	-	人
		説明	社会を明るくする運動で実施する各種事業への参加者の総数【更生保護事業】	実績	114,542	124,156	9,450	8,805	
14	成果 指標	刑法犯認知件数		目標	-	-	-	-	件
		説明	市内における刑法犯の認知件数（神奈川県警の公表による）【更生保護事業】	実績	7,590	6,606	6,210	5,641	
15	成果 指標	障害福祉施設からの一般就労移行者数		目標	239	250	260	272	人
		説明	障害者総合支援法に基づく、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等から一般就労した障害のある方の人数。【障害者就労支援事業】	実績	262	271	213	311	
16	活動 指標	障害者雇用促進ネットワーク会議の開催		目標	1	1	1	1	回
		説明	企業と就労支援機関、行政が一体となって、障害者雇用に係る情報共有を行い、障害者が働く、障害者を雇うことへの理解を深める。【障害者就労支援事業】	実績	5	5	3	6	
17	活動 指標	障害福祉サービス事業所による販売会の開催		目標	5	5	5	5	回
		説明	障害福祉サービス事業所の利用者の工賃向上を目的に、製品販売の機会を積極的に作り出す。【障害者就労支援事業】	実績	6	7	1	0	
18	活動 指標	障害者社会参加推進協議会の実施		目標	2	2	2	2	回
		説明	（公財）川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進センターに委託し、障害者社会参加推進協議会を開催する。【障害者社会参加促進事業】	実績	2	2	2	2	

19	活動指標	障害者週間記念のつどいの開催		目標	1	1	1	1	回
		説明	(公財)川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進センターに委託し、障害者週間記念のつどいを開催する。【障害者社会参加促進事業】	実績	1	1	1	1	
20	活動指標	障害者作品展の開催		目標	1	1	1	1	回
		説明	(公財)川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進センターに委託し、障害者作品展を開催する。【障害者社会参加促進事業】	実績	1	1	1	1	
21	成果指標	生活訓練事業の参加人数		目標	3,500	3,500	3,500	3,500	人
		説明	(公財)川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進センターに委託し、生活訓練事業を実施する。【障害者社会参加促進事業】	実績	3,711	3,779	1,546	2,030	
22	成果指標	市民向け講演会参加人数		目標	80	80	80	80	人
		説明	社会的ひきこもりに関する理解の普及等を実施した数。【社会的ひきこもり対策事業】	実績	138	100	0	76	
23	成果指標	従事者向け研修会参加人数		目標	20	20	20	20	人
		説明	各障害者センター(井田および百合丘障害者センター、南部地域支援室)のひきこもり支援担当者等を育成した数。【社会的ひきこもり対策事業】	実績	44	232	8	95	
24	成果指標	「一般精神保健相談」「高齢者精神保健相談」の利用人数		目標	252	250	250	250	人
		説明	各区保健福祉センター高齢・障害課において、精神科医による相談・指導等の利用人数【精神保健事業】	実績	255	254	187	220	
25	成果指標	「各種精神保健福祉相談」の利用人数		目標	3,000	3,000	3,000	3,000	人
		説明	各区保健福祉センター高齢・障害課において、社会福祉職・保健師等による相談・指導等の利用人数【精神保健事業】	実績	2,862	3,271	3,021	3,236	
26	成果指標	「デイケア」「家族・患者教室」「ボランティア講座」「市民向け講演会」等の参加人数		目標	2,000	2,000	2,000	2,000	人
		説明	各区保健福祉センター高齢・障害課主催による、デイケア・研修会・講座等の参加人数【精神保健事業】	実績	2,003	2,036	637	725	
27	成果指標	人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進を目的とした研修会等の開催		目標	71	71	71	71	回
		説明	健康福祉局及び各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課主催による研修会等の開催回数【精神保健事業】	実績	85	77	48	81	

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組み内容	取組み内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1	生活保護自立支援対策事業	生活保護受給者に対して、各種就労支援事業等を行い自立を支援するとともに、生活保護受給世帯の中学生に対して、学習支援や居場所の提供、個別の相談支援や情報提供等を実施し、高校等進学に向けた支援を行います。	①阻害要因の無い、稼働年齢層にある生活保護受給者に対する経済的・社会的自立の促進に向けた各種就労支援事業の実施 ②生活保護受給世帯の子どもに対する、高校等への進学に向けた週2回・1回2時間の学習支援事業の実施	目標どおり達成できました。 ①自立支援相談員事業、総合就職サポート事業、若者就労自立支援事業等、生活保護受給者の能力に応じたきめ細やかな各種就労支援事業を実施しました。 ②生活保護受給世帯に対する学習支援事業については、令和3年度は新たに1か所拡充し、小学生に対する支援を市内13か所、中学生に対する支援を市内15か所で行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
2	生活保護業務	生活保護法の規定に従い、国の法定受託事務として、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。 また、持続可能な社会保障制度として維持するため、生活保護行政の適正な運営に取り組めます。	①最低限度の生活の保障及び受給者の自立に向けた年金等の収入確保への支援の実施 ②漏給防止、濫給防止の取組等による適正実施の確保	ほぼ目標どおり達成できました。 ①②生活保護受給者の動態は流動的ですが、福祉事務所と連携を図りながら、各種の取組を行いました。様々な理由により転居を必要とする被保護者に対し、転居支援を行い、前年度実績を上回る被保護者(363人)を、住居の安定につなげました。年金受給に係る資格期間が短縮されたことに伴い受給権を得た方に対する受給に向けた支援がおおむね完了したため、目標は下回りましたが、前年度実績を上回りました。引き続き、年金専門員による年金受給に向けた自立支援を行います。また、後発医薬品の使用原則化を受け、市医師会・薬剤師会等と連携し、後発医薬品使用促進の取組を行い、ほぼ前年度と同様の実績で目標を達成することができました。また、オンラインでの支援プログラムへの参加も併用しながら、対象者への丁寧で粘り強いアプローチを行い、就労に向けた支援を行うことなどにより、目標を上回る665世帯が生活保護から経済的に自立することができました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
3	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対して、就労・生活支援等を行うため、就労支援員など専門の相談員を配置した「生活自立・仕事相談センター(だいいJOBセンター)」を運営します。	①「川崎市生活自立・仕事相談センター(だいいJOBセンター)」による、国の動向等を踏まえた、生活困窮者への就労・生活支援等の実施	ほぼ目標どおり達成できました。 ①新規相談件数については、緊急事態宣言等の発令により、来所相談を控える方がいる中、ほぼ目標と同数の相談件数がありました。また、就職率については新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の有効求人倍率が全国平均を大きく下回っており、目標値を下回りましたが、就労支援対象者は令和2年度の171人から276人と1.6倍に増加しました。これは、住居確保給付金等の申請がほぼ郵送となり、利用者と接触が図れない中、だいいJOBセンターが積極的に声掛けをして実際の支援につなげた結果といえます。今後も引き続き、各種給付や貸付の利用上限を迎えてもなお困窮している方を実際の支援につなげ、就労のほか、家計改善支援事業による家計収支の見直しや、複合的な課題を抱える方に対しては、関係部署・機関との連携により、自立を支援していきます。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

4	雇用労働対策・就業支援事業	専門の相談員等を配置した就業支援窓口の支援メニューを中心に、雇用や就業に関する課題に対応し、相談から就職まで丁寧な就業支援を行います。	①「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援の実施(就職決定者数:490人以上) ②「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」による若年無業者の職業的自立支援の推進 ③労働者の問題解決に向けた労働相談への対応 ④女性カウンセラーの配置や女性向けセミナー等による女性向け就業支援の推進	目標を下回りました。 ①「キャリアサポートかわさき」については、目標の就職決定者数を490人としていましたが、最大の認知経路であったハローワークの雇用保険受給者説明会での直接的な広報が実施できなくなり、ホームページの改修や広報物の見直し等による広報強化や、オンライン相談開設等による利便性の向上を図ったものの、長引く緊急事態宣言の延長等により求職者や求人企業の動きが鈍くなったこと等により375人となりました。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響により特に影響を受けている非正規や女性等を中心に支援を強化し企業交流会の拡充などの取組を進めます。 ②「コネクションズかわさき」については、緊急事態宣言等の影響により中小企業等の外部からの受入自粛等を受け、職場体験事業の実施数は10回と目標70回を達成できませんでした。今後は、生活用品販売店や介護事業所等、引き続き、新たな受け入れ先の開拓に向けて、取組を進めます。 ③常設の相談窓口を市内2カ所に設置し、街頭労働相談会を6回実施しました。 ④女性向け就業支援については、「キャリアサポートかわさき」において女性カウンセラーを配置した託児付き女性就業相談や女性向け就職セミナーを4回実施しました。 その他、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等の就業に向けた新規事業において、対象者を女性に特化したマッチングイベントを1回実施しました。	4 目標を下回った	B やや貢献している	II 改善しながら継続
5	民生委員児童委員活動育成等事業	民生委員児童委員の活動しやすい環境づくりに向けて、「民生委員児童委員あり方検討委員会」で検討を行った課題対策について取組みを進めます。	①民生委員児童委員の適正配置の実施・条例及び国の参酌基準に基づく欠員対策の推進による適正配置 ②民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援・協議会への支援を通じた民生委員児童委員の育成・支援 ③活動環境整備のための効果的な研修の実施及び広報の充実 ・行政・社会福祉協議会・民児協の連携による研修の実施 ・さまざまな媒体を活用した広報強化による活動支援の充実	目標を下回りました。 ①③については、新たに28名の委嘱を行い、充足率は令和2年度よりも0.1ポイント増加し83.1%となったものの、目標の充足率には届きませんでした。 また、担当世帯数の適正化、効果的な研修の実施、区役所デジタルサイネージへの掲示や候補者向けリーフレットの作成による広報強化等を併せ、活動支援の充実を図りました。さらに、充足率の改善に向け、活動環境の整備や課題解決の方向性の整理を図るため、民生委員児童委員活動の環境整備に向けた取組検討会を7回、作業グループを4回開催しました。引き続き、取組検討会での議論を踏まえ、充足率の改善に向けた対策を検討するとともに、民生委員の仕事や地域での役割、やりがいなどについて周知を図るほか、関係機関等と連携して、業務整理の取組を進めていきます。 ②については、民生委員児童委員協議会への育成費補助等を適正に交付することにより、民生委員児童委員の円滑な活動の実現を図りました。 また、民生委員児童委員の活動として、17,158件もの相談支援を行っているほか、ひとり暮らし高齢者見守り事業等における行政依頼の訪問・聞き取り調査の実施、子育て支援等の実施を通じ、地域福祉の向上を図ることができました。	4 目標を下回った	A 貢献している	II 改善しながら継続

6	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	ゲートキーパーの役割やメンタルヘルスに関する知識の普及のための講座を実施します。また、地域保健福祉機関と連携、研修を進め、不調に気づいた人が不調を抱えた人が必要な支援につなげられるよう、支援体制の向上を推進します。	①自殺予防に関する普及啓発事業の実施 ②市民向け講座の実施(6回)、民間事業者、職能団体、市職員等への講座の実施(13回) ③地域精神保健関連研修の実施(3回) ④自殺未遂者やその家族支援のための、関係構築による連携体制の構築 ⑤第3次川崎市自殺対策総合推進計画に基づく取組の実施	目標を下回りました。 ①新型コロナウイルス感染症により、街頭での普及啓発事業はできませんでした。が、相談先を載せたチラシ等を市内金融機関等の協力を得て、3,000個配布しました。 ②市民向けゲートキーパー研修に関しては、新型コロナウイルス感染症の流行により、集合研修の開催が難しい状況となり、目標を下回りましたが、学校や社会福祉協議会と連携し、実施しました(3回)。また、民間事業者等への講座については、オンライン等も活用しながら、ほぼ目標通り実施しました(12回)。今後も、自殺予防に関する普及啓発や庁内外問わず多様な主体との連携、人材育成等について、既存の手法にとらわれず、さらなるオンラインの活用も含め、取組を進めます。 ③社会福祉協議会や協会けんぽ等と連携し、講話を実施しました(3回)。 ④自殺未遂者支援については、関係機関との連携会議を開催し、連携体制の構築を進めるとともに、自殺未遂等で三次救急医療機関を受診した方に対するフォローアップ支援を実施しました。 ⑤庁内外の関係機関との会議等を開催し、計画に基づく取組を総合的・多角的に推進しました。	4 目標を下回った	B やや貢献している	II 改善しながら継続
7	更生保護事業	犯罪や非行のない明るい地域社会づくりのため、保護司や保護司会で構成する川崎市保護司会協議会への更生保護事業の委託や更生保護法人への支援、国が提唱する社会を明るくする運動の実施、再犯防止等の取組を進めます。	①保護司会等、更生保護関係団体への支援 ②社会を明るくする運動の実施 ③再犯防止の取組の推進	目標どおり達成できました。 ①市内の更生保護関係団体である川崎市保護司会協議会、川崎市更生保護女性連絡協議会、川崎市保護観察協会、更生保護法人川崎自立会に対して運営支援を行うとともに、補助金等の交付を適正に行うことによって、更生保護事業の推進に寄与しました。 ②「社会を明るくする運動」については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、街頭活動を中心に多くの行事が中止となりましたが、延べ145回実施し、8,805人が参加しました。 ③川崎市再犯防止推進会議を開催し、再犯防止推進計画に関する意見を聴取するとともに、市内における再犯防止関係団体のネットワークづくりに寄与しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続
8	障害者就労支援事業	就労援助センターや就労移行支援事業所等による求職活動支援や職場定着支援を実施するとともに、企業を対象とした障害者雇用促進ネットワーク会議やセミナー等を開催します。また、川崎市障がい者施設ごとセンターによる共同受注窓口の運営や販売会を開催します。	①障害者等への就労支援の実施 ②障害者雇用を行う企業への支援の実施(障害者雇用促進ネットワーク会議開催数1回) ③障害福祉サービス事業所等に対する工賃向上の取組(販売会開催回数5回)	ほぼ目標通り達成できました。 ①障害福祉施設からの一般就労移行者数については、R3年3月の法定雇用率引き上げ等、社会環境の変化の影響もある中で、就労援助センターや市内就労移行支援事業所を中心として、個別的就労支援に取り組むとともに、就労支援ネットワーク会議の開催など本市独自の取組をすすめることにより、311人となり、目標値を上回りました。 ②の障害者雇用を行う企業への支援として、障害者雇用促進ネットワーク会議を6回実施しました。 ③の障害福祉サービス事業所等に対する工賃向上の取組として、販売会を5回開催する予定でしたが、実行員委員会による協議の結果、新型コロナウイルスの感染予防のため中止となりました。今後も新型コロナウイルス感染拡大の状況を注視しながら、関係機関と連携し取組をすすめていきます。一方、自主製品の売上向上に向けて、カタログ作成を行い、広く周知を行いました。社会状況を考慮し、直接販売会以外の方法についても引き続き検討していきます。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

9	障害者社会参加促進事業	(公財)川崎市身体障害者協会に委託し、障害者社会参加推進協議会(年2回)、障害者作品展等を開催し、障害のある方の地域における自立生活と社会参加を推進します。	①障害者社会参加推進協議会の実施(開催回数:2回) ②障害者週間記念のつどいの開催((開催回数:1回) ③障害者作品展の開催((開催回数:1回) ④障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業の実施(参加者数:3,500人) ⑤心のバリアフリーの理念を踏まえた障害者支援の実施(ヘルプマーク配布数2800個)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①①障害者社会参加推進協議会の実施しました(開催回数:2回)。 ②障害者週間記念のつどいについて、1回開催しました。(新型コロナウイルスの感染対策のため、関係者のみの参加) ③障害者作品展を開催しました((開催回数:1回)。 ④障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業を実施しました(参加者数:2,030人)。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、目標を達成できませんでした。オンラインでの参加を可能にしたことで、昨年度より参加者数が改善しました。引き続き、感染症対策の徹底や参加者への周知を図ることにより、安心して生活訓練に参加できるよう環境を整えていきます。 ⑤心のバリアフリーの理念を踏まえた障害者支援を実施しました(ヘルプマーク配布数3188個)。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
10	社会的ひきこもり対策事業	個別面接、家族面接、当事者グループ活動、家族教室等により支援を行います。また、「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患や発達障害等を背景に持つ方へは適切な医療機関、相談機関あるいは社会資源へ繋げる支援を行います。ひきこもり支援には医療・保健・福祉・教育分野との連携が必須であるため、連絡会等の開催をし、連携を強化します。	①社会的ひきこもり等、ひきこもり状態の方への支援(R3年4月から民間委託) ②ひきこもりに関する普及啓発 ③支援者の育成および関係機関ネットワーク構築の促進 ④ひきこもりに関する調査研究 ⑤ひきこもり相談従事者の育成(研修1回開催) ※②～⑤については、委託事業者と協働して実施します。	概ね目標通り達成できました。 ①342件のケースに対して、延べ2034件の相談支援と、相談以外の支援を延440件行いました。 ②ひきこもり地域支援センターの開設の案内をwebおよび紙媒体で案内し、ひきこもり相談の明確な窓口を市民に周知しました。市民講演会を開催し、ひきこもりへの理解について普及啓発し、ほぼ目標通りの参加がありました。市民講演会や研修会については、オンライン方式も取り入れた開催等、対象者がアクセスしやすい実施形態の検討を行います。 ③支援ネットワーク会議を立ち上げました。官民を越えた多分野が横断する会議を準備会を含め6回開催しました。 ④H14年の相談開始から約20年間分の当部署が対応したひきこもり相談の分析を行いました。 ⑤民生委員等向け研修会を開催しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続
11	精神保健事業	各区保健福祉センター高齢・障害課にて、精神科医・社会福祉職・保健師等により精神保健福祉に関する相談指導や普及啓発を行っています。医師による相談はクリニックとして月3回、社会福祉職・保健師等による相談は随時、デイケアは月に2～3回、その他家族・患者教室やボランティア講座、市民向け講演会等を年に数回実施しています。	①各区保健福祉センターにおける精神保健福祉相談の実施 ②研修会・連絡会を通じた、人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進(研修会71回開催)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①各区役所地域まもり支援センターにおける精神保健福祉相談については、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら各区において実施し、精神科医による相談・指導等の利用人数は、前年度より増加したものの、目標を下回りましたが、社会福祉職・保健師等による相談・指導等の利用人数は、目標を上回る3,236件の相談を受けました。引き続き、精神保健福祉に関する相談が多様化していることに加え、メンタルヘルス対策や自殺総合対策などの包括的な取り組みも重要な課題となっていることから、それらを踏まえながら取組を進めていきます。 ②人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進を目的とした研修会・連絡会等については、新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、目標を上回る81回開催し、オンラインの活用等、開催方法を工夫し実施しました。市民向け講演会等では一部オンラインやYouTube配信等の手法を導入し、普及啓発の取組を実施しましたが、目標を下回りました。今後も感染拡大状況を踏まえ、感染対策を徹底しつつ、開催方法を工夫しながら実施していきます。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続

総合的な 評価	① 生活保護受給世帯に対する学習支援事業については、令和3年度は新たに1か所拡充し、小学生に対する支援を市内13か所、中学生に対する支援を市内15か所で実施しました。生活保護業務については、安定した居住を確保するため、不安定な住居に住んでいる被保護者に対し転居支援(363人)をしたほか、オンラインでの支援プログラムへの参加も併用しながら、対象者への丁寧で粘り強いアプローチを行い、就労に向けた支援を行うことなどにより、目標の650世帯を上回る665世帯が生活保護から経済的に自立することができました。 ②「キャリアサポートかわさき」については、ハローワークの雇用保険受給者説明会での直接的な広報が実施できなくなり、ホームページの改修や広報物の見直し等による広報強化や、オンライン相談開設等による利便性の向上を図ったものの、緊急事態宣言の延長等により、求職者や求人企業の動きが鈍くなったことなどから375人となりました。「コネクションかわさき」についても、緊急事態宣言等の影響により中小企業等の外部からの受入自粛等を受け、職場体験事業の実施数は10回でした。また、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等の就業に向けた新規事業として、対象者を女性に特化したマッチングイベントを実施しました。 ③ 民生委員児童委員活動育成等事業については、民生委員児童委員の活動として昨年度の14,940件を上回る17,158件の相談支援を行ったほか、ひとり暮らし高齢者見守り事業等における行政依頼の訪問・聞き取り調査の実施、子育て支援等の実施を通じ、地域福祉の向上を図りました。また、市民向けゲートキーパー研修に関しては、学校や社会福祉協議会と連携し、実施したほか、民間事業者等への講座についても、オンライン等も活用しながら実施しました。 ④ R3年3月の法定雇用率引き上げ等、社会環境の変化の影響もある中で、就労援助センターや市内就労移行支援事業所を中心として、個別的就労支援に取り組むとともに、就労支援ネットワーク会議の開催など本市独自の取組をすすめることにより、障害福祉施設からの一般就労移行者数は311人となり、目標の272人を上回りました。 社会的ひきこもり対策事業については、多分野が横断して支援を行う必要があることから、支援ネットワーク会議を立ち上げ、官民を越えた多分野が横断する会議を準備会を含め6回開催しました。 ⑤ 精神保健事業については、研修会・連絡会を通じた、人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進のため、新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、オンラインの活用等、開催方法を工夫し、各区で家族・患者教室、ボランティア講座、市民向け講演会などの研修会・連絡会を、目標の71回を上回る81回開催しました。 これらの実施により、日常生活に様々な問題を抱え、生活に困窮した家庭に対して、社会的な自立に向けた支援を行うとともに、困難を抱える子ども・若者が社会生活を自立して営むことができるよう、社会参加の促進に向けた取組や、生活面・医療面などにおける相談援助を通じた専門的な個別支援の取組を推進しました。
---------------------------	---

子ども・子育て会議からの 意見・評価	① 生活保護自立支援対策事業については、学習支援事業の新規拡充について評価します。引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえながら、学習支援の更なる拡充に向けた取組を望みます。また、生活保護業務についても、各種就労支援事業等、生活保護を必要とする利用者ニーズに応えられるよう受給者の自立に向けた支援が推進されることを望みます。 ② 雇用労働対策・就業支援事業について、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら「キャリアサポートかわさき」を中心に就業支援を取り組んだことを評価します。引き続き、雇用情勢や雇用課題に応じて工夫・改善を図りながら、若年無業者等の求職者に対する就業支援が推進されることを望みます。 ③ 民生委員児童委員活動育成等事業について、日頃の民生委員児童委員の活動を評価します。また、個々に応じたきめ細かな支援を取り組まれたことも評価します。引き続き、民生委員児童委員の活動しやすい環境づくりに努め、委員の充足率の更なる改善に向けた取組が実施されることを望みます。また、自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業について、市民向けゲートキーパー研修等にオンラインを活用するなど、更なる事業の充実を望みます。 ④ 障害者等への就労支援の実施については、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、引き続き、利用者のニーズに寄り添った支援を行いながら、障害者福祉施設からの一般就労移行者数の増加に向けた取組を進めていくことを望みます。また、社会的ひきこもり対策事業については、引き続き、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、今後の効果的なひきこもり支援を展開するとともに、各関係機関の連携及び連絡会等を開催し、積極的な情報交換及び情報共有が図られ、更なる連携強化が推進されることを望みます。 ⑤ 精神保健事業については、新型コロナウイルス感染症対策を講じた研修会や講演会の実施など、人材育成及び関係機関とのネットワーク形成を推進するとともに、多様化する相談内容に対応するための取組が進められていくことを望みます。 引き続き、支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実に向けて、新たなツールとしてICTを活用しつつ、子ども・若者の社会的自立に向けた支援が推進されることを望みます。
--------------------------------------	---

4 改善

子ども・子育て会議からの 意見・評価を踏まえた今後 の取組み

①生活保護自立支援対策事業については、国において「子どもの貧困対策」や「貧困の連鎖防止」に向けた取組の強化が図られており、生活保護受給者に対する自立支援対策事業も重要な取組の一つであることから、引き続き、更なる事業の充実に向けて取り組みます。また、生活保護業務については、国の法定受託事務であることから、現状の事業内容を維持しつつ、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組を推進していきます。

②雇用労働対策・就業支援事業については、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、コロナ禍においても利用しやすいよう実施手法の見直し等について検討するとともに、雇用情勢や雇用課題に応じて、事業展開や実施手法等について工夫・改善等を図りながら、ハローワークや経済団体、学校等の関係機関との連携を強化し、求職者及び求人企業への総合的な就業支援を推進していきます。

③民生委員児童委員活動育成等事業については、民生委員の仕事や地域での役割、やりがいなどについて周知を図るほか、関係機関等と連携して、業務整理などの取組みを進めていきます。また、民生委員児童員の在り方に関する懇談会についても、引き続き開催し充足率の改善に向けた対策を検討していきます。自殺予防に関する普及啓発や庁内外問わず多様な主体との連携、人材育成等についても、既存の手法にとらわれず、さらなるオンラインの活用も含め、取組を進めます。

④障害者等への就労支援の実施については、平成30年度の改正障害者雇用促進法の施行による精神障害者の雇用義務化に対応するとともに、障害者就労支援ネットワーク会議等において支援機関、学校等と情報の共有や課題を整理し、教育段階からの一貫的な支援を踏まえ一般就労に向けた支援や企業の雇用を支援する取組を強化していきます。また、社会的ひきこもり対策事業については、令和3年4月に開設したひきこもり地域支援センターを中心に、更なる機能強化及び各関係機関と横断的な連携を図りながら、効果的なひきこもり支援に向けたネットワークづくりを構築していくとともに、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、オンラインを活用した講演会等の実施を検討していきます。

⑤精神保健事業については、個々の状況に対応していくことが求められている一方、メンタルヘルス対策や自殺総合対策などの包括的な取組も重要な課題となっており、精神保健福祉に関する相談が多様化していることから、引き続き取組を推進していきます。また、人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進を目的とした研修会・連絡会等については、感染症対策に配慮した開催を進めてまいります。

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策9 障害福祉サービスの充実					
施策の概要	障害のある子ども・若者が、社会に参画し、自立して地域生活が送れるよう、福祉的なサービスの提供を行うとともに、発達に不安のある子どもの成長・発達を支援するための取組を推進します。					
計画期間における主な方向性	《障害福祉サービスの充実》 - 引き続き計画的なグループホームの整備を推進していくとともに、特別支援学校卒業生の受入枠の確保や地域で暮らす障害のある方を支える支援の仕組み等の充実について推進していきます。 - 保育所、幼稚園や認定こども園、放課後児童健全育成事業などの利用を希望する障害児の受入れ体制の支援を推進していきます。 - 発達障害者支援地域連絡調整会議を開催し、地域における関係機関のネットワークを構築し、発達障害に関する様々な課題を協議していきます。 - 地域療育センターについて、今後も専門的・総合的な療育相談支援の実施により、地域療育を推進していきます。					
施策を構成する事業	①	障害者日常生活支援事業	⑦		⑬	
	②	障害児施設事業	⑧		⑭	
	③	発達障害児・者支援体制整備事業	⑨		⑮	
	④	地域療育センターの運営	⑩		⑯	
	⑤		⑪		⑰	
	⑥		⑫		⑱	

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類	指標の説明	目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1 成果指標	グループホームの利用者数	目標	1,189	1,279	1,369	1,459	人／月
	説明 共同生活援助事業所が3月に制度利用したことに対して請求を行った人数を算出【障害者日常生活支援事業】	実績	1,246	1,318	1,437	1,544	
2 成果指標	長期(1年以上)在院者数(精神障害)	目標(以下)	694	675	654	635	人／月
	説明 厚生労働省が実施している精神保健福祉資料を作成するために実施する630調査の本市実施分よりデータを抽出【障害者日常生活支援事業】	実績	750	707	760	781	
3 成果指標	協議会の開催	目標	6	6	6	6	回
	説明 地域移行支援に関係する支援者間の情報共有及び、地域移行・地域定着に関する課題についての検討【障害者日常生活支援事業】	実績	6	6	6	6	
4 成果指標	指定障害児相談支援事業所の拡充	目標	50	52	54	56	箇所
	説明 3月末時点で指定を受けている障害児相談支援事業所の箇所数を算出【障害児施設事業】	実績	51	52	52	53	
5 活動指標	発達相談支援コーディネーター養成研修及びプラスワン講座の開催数	目標	2	2	2	2	回
	説明 幼稚園・保育所の職員を対象とし、発達障害の知識習得等を目的とする、発達相談支援コーディネーター養成研修と研修を修了したコーディネーターのアフターフォローとしてプラスワン講座を実施する。【発達障害児・者支援体制整備事業】	実績	2	2	1	1	
6 活動指標	ペアレントメンター養成講座の開催数	目標	1	1	1	1	回
	説明 発達障害のある子育てを経験した親が、同じような発達障害のある子どもを持つ親に対して、共感的なサポートをするペアレントメンターを養成するための研修を実施する。【発達障害児・者支援体制整備事業】	実績	1	1	1	1	
7 活動指標	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の開催	目標	1	1	1	1	回
	説明 発達障害者が日頃から受診する診療所等の主治医に対して、国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を実施する。【発達障害児・者支援体制整備事業】	実績	1	1	1	1	
8 活動指標	地域療育センターの運営による療育相談支援の提供	目標	4	4	4	4	箇所
	説明 指定管理者制度の導入及び民間社会福祉法人に対する運営費補助により、民間の活力を活用した地域療育センターの運営により、療育相談支援の提供する。【地域療育センターの運営】	実績	4	4	4	4	

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1	障害者日常生活支援事業	障害福祉サービスの提供	①地域における生活の場(グループホーム等)や日中活動の場(通所施設等)の運営支援等による障害者支援事業の推進 ②精神障害者への地域移行支援の実施 ・個別支援の実施 ・関係支援機関を対象とした研修会、協議会の実施(6回以上)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①地域における生活の場(グループホーム等)や日中活動の場(通所施設等)の運営支援等による障害者支援事業の推進については、新たに100名分のグループホームを開設する承認を実施しました。 ②精神病院からの地域移行については、各区地域みまもり支援センター、障害者相談支援センター等を中心に、精神科病院に入院中の患者に対して個別支援を実施し、支援により一定数の移行がなされましたが、ベッド数の増床のため、数値上の目標は達成できませんでした。また、関係支援機関を対象とした協議会については少人数のワーキンググループも含めて6回開催しました。今後は、関係機関を対象とした協議会を通じて支援ネットワークを構築しながら支援の裾野を広げ、受け入れ条件が整えば退院可能な患者に対して支援が提供できるよう検討していきます。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
2	障害児施設事業	・障害児や医療的ケア児等の地域生活を支えるため、相談支援体制の拡充を図るとともに、関係法令や本市事業に基づく支援や福祉サービスを提供します。 ・医療的ケア児者の現状を把握するとともに、関係機関との協議や情報共有を図り、支援体制整備について検討します。	①障害児の地域生活を支えるための障害(児)福祉サービスや医療費の給付 ②医療的ケア児支援を目的とする関係機関の協議の場の設置と協議結果に基づく取組の推進 ③医療的ケア児者の実態把握の実施 ④放課後等デイサービスの本市独自のガイドラインの策定 ⑤障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の拡充(現行事業所指定数:52か所、毎年2か所増設)	目標値を下回りました。 ①障害児及び医療的ケア児の地域生活を支えるため、障害(児)福祉サービスや医療費を適切に給付しました。 ②川崎市医療的ケア児連絡調整会議を年2回開催し、今年度実施した新たな取組や支援体制の強化策について報告を行うとともに、今後の医療的ケア児支援策の拡充に向けた協議を行いました。 ③訪問看護ステーションの協力を得て、医療的ケア児・者の実態把握を継続(R2年度から開始)して実施しました。 ④事業所運営に関する基準の改正があったため、その内容を反映し公表するとともに、障害児通所支援事業所開所説明会において、改正点についても説明を行いました。 ⑤障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の拡充については、障害児通所支援事業所開所説明会にて説明・周知を行いました。新型コロナウイルスの感染症拡大防止の観点から回数・規模を縮小したため、前年度より1か所増加したものの目標を下回りました。今後も身近な地域で相談が受けられる支援体制の強化を図るため、市独自の補助金について周知を行う等、指定障害児相談支援事業所の拡充に向けた取組を進めます。	4 目標を下回った	B やや貢献している	II 改善しながら継続
3	発達障害児・者支援体制整備事業	・委託により運営する発達相談支援センター(1カ所)において相談支援を実施します。 ・発達障害者支援地域連絡調整会議の開催により、関係者との連携や情報共有を図り、支援体制の強化を図るとともに、発達障害の理解等のため、市民への普及啓発を実施します。	①発達相談支援センターにおける相談支援の実施 ②発達障害者支援地域連絡調整会議の開催(2回開催) ③発達相談支援コーディネーター養成研修の実施(2回開催) ④発達障害児者に対する地域支援体制の整備(ペアレントメンター事業及びばかりつけ医等発達障害対応力向上研修の実施)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①発達相談支援センターにおける相談支援は、発達に関わる相談の他、医療相談や就労相談等も含め、着実に実施しました。 ②発達障害者支援地域連絡調整会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和4年3月の1回の開催となりました。 ③発達相談支援コーディネーター養成研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、全3日の課程の内、2日は集合研修で実施、1日は動画配信+レポート課題の提出にて実施しました。プラスワン講座は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施しませんでした。今後は、開催の有無を含めて、実施方法等を関係者と協議します。 ④ペアレントメンター養成講座(集合研修)及びばかりつけ医等発達障害対応力向上研修(オンライン研修)を各1回実施し、地域の支援者養成を行いました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続

4	地域療育センターの運営	・3カ所(南部、中央、北部)の療育センターを指定管理制度で運営 ・1カ所(西部)の療育センターは民設民営であり、運営費を補助	①地域療育センター(4カ所)における専門的・総合的な相談支援及び療育の実施 ②地域の関係機関に向けた、障害児支援に関する情報提供及び専門的な技術支援の実施	目標どおり達成できました。 ①新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策を適切に実施することによって事業の継続を図りながら、相談・診察・検査・評価・療育・訓練等の専門的かつ総合的な療育の支援を実施しました。 ②保育所や幼稚園、学校等の関係機関を訪問し、技術的な助言及び情報提供を実施しました。 ③市内南部2区(川崎区・幸区)に各1カ所「子ども発達・相談センター」の設置準備を進め、令和3年10月に開設し、運営を開始しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続
総合的な評価		①障害者の日常生活支援事業については、障害者が地域生活を送る際の支援体制の整備を進め、新たに100名分のグループホームの開設により、グループホームの利用者数は1,544人と目標の1,459人を上回るなど、地域における生活の場(グループホーム等)や日中活動の場(通所施設等)の運営支援等による障害者支援を推進しました。 ②発達相談支援センターにおける相談支援を適切に行うとともに、発達相談支援コーディネーター養成研修を新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、動画配信等を組み合わせて実施するなど、人材育成に取り組み、支援体制の充実を図りました。また、発達障害に関する課題を共有するとともに、支援体制や機関連携の強化に向けた協議を行うため、「発達障害者支援地域連絡調整会議」を開催しました。 ③地域療育センターにおいては、新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策を適切に実施することによって、事業の継続を図りながら、相談・診察・検査・評価・療育・訓練等の専門的かつ総合的な支援を実施しました。また、保育所や幼稚園、学校等の関係機関を訪問し、技術的な助言及び情報提供を実施しました。さらに、令和3年10月に、発達に不安のある児童とその保護者を支援対象とした「子ども発達・相談センター」を市内南部地域(川崎区・幸区、各区1カ所)に開設し、地域療育センターと子ども発達・相談センターが、適切な役割分担と連携に基づく支援を展開しました。 以上を実施することにより、障害のある子ども・若者が、社会に参画し自立して生活が送れるよう、福祉的なサービスを提供するとともに、発達に不安のある子どもの成長・発達を支援するための取組を推進しました。					

子ども・子育て会議からの意見・評価	①障害者の日常生活支援事業については、グループホームの新規設置等、障害者の地域生活を送る際の支援体制の整備を進めたことを評価します。また、障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の拡充については、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、事業者の説明会等を形式を工夫しながら実施し、質を確保しつつ、更なる拡充に向けた取組を進めることを望みます。 ②発達相談支援コーディネーター養成研修や発達障害者支援地域連絡調整会議等を新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら実施したことを評価します。新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、研修及び会議等を開催し、発達障害の理解に向けた更なる普及啓発に取り組むことを望みます。 ③地域療育センターにおける支援については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえながら、継続した支援を適切に取り組まれたことを評価します。引き続き、地域療育センターにおける専門的かつ総合的な支援や、保育所や幼稚園、学校等への訪問・技術支援等に取り組むとともに、子ども発達・相談センターと連携を図り、発達の不安や障害を抱えるすべての子ども及びその家族に対して切れ目ない支援に取り組むことを望みます。 学校教育を終えた後も見据えた切れ目ない支援となるよう、教育と福祉の連携を推進するとともに、引き続き、障害のある子ども・若者が、社会に参画し、自立して地域生活が送れるように、福祉的なサービスの提供や、発達に不安のある子どもの成長・発達支援のための取組が推進されることを望みます。
-------------------	---



4 改善	子ども・子育て会議からの意見・評価を踏まえた今後の取組 ①精神障害者への地域移行支援については、関係機関を対象とした協議会を通じて支援ネットワークを構築しながら支援の裾野を広げ、受け入れ条件が整えば退院可能な患者に対して支援が提供できるよう検討していきます。また、障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の拡充については、今後も身近な地域で相談が受けられる支援体制の強化を図るため、市独自の補助金について周知を行う等、指定障害児相談支援事業所の拡充に向けた取組を進めます。 ②発達相談支援については、発達障害に関する相談の件数が増加していることから、支援の強化が必要であり、支援者の育成や医療との連携推進を図りながら、発達障害者支援地域連絡調整会議を通じて、発達障害に関する様々な課題を協議していきます。また、研修については、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら関係者と協議を進めます。 ③地域療育センターにおける支援については、市内4カ所(公営3・民営1)の地域療育センターと令和3年度から順次整備する子ども発達・相談センターとが適切かつ効果的な連携を図り、専門的かつ総合的な相談支援や療育を提供することで、障害児等及びその家族が地域で生活しやすい環境づくりを推進します。
------	--

(2) 第5章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」
の進捗状況

ア 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困対策の推進

子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況が変化する中、経済的な困窮のみならず、家庭環境や疾病、成育歴等の様々な課題から、社会的に孤立し、自立を阻害する要因を複合的に抱え、その状況が親から子へ連鎖している状況にあります。これらの課題解決には、家庭・学校・地域・行政等、多様な主体が連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合うしくみづくりが必要であり、教育・福祉・保健・医療・雇用などの幅広い分野の制度、施策・事業の連携・強化を図りながら取組を進めていくことが重要です。

そのため、子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の阻害要因となる「子どもの貧困」に対する課題について、4つの基本的な考え方と施策の方向性を定め、令和3年度は、主に、次の取組を実施しました。

施策の方向性1 生活に困難を抱える子ども・若者等への支援の充実

困難な生活状況に置かれた子ども・若者に対する生活支援や学習支援のほか、保護者の生活支援・就労支援等、多様な課題に対応する支援施策を次のとおり推進しました。

ア ひとり親世帯への支援

ひとり親家庭の自立支援の推進

(こども未来局：こども家庭課)

〔ひとり親家庭の生活支援事業〕

- ひとり親家庭の生活状況は、親の就労状況や子どもの成長などに応じて変化していくことから、個々の家庭の状況やニーズに寄り添って支援施策を的確に提供するための相談支援の体制づくりや、相談員の資質向上、支援施策の周知・提供の取組を推進していきます。
- ひとり親家庭の自立に向けては、正規雇用への移行を目指した継続的な就労支援とともに、就業又は修業と子育てを両立することができる環境整備を進めます。
- 親の離別など辛い経験をした子どもの心に寄り添い、将来の自立に向けて、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、生活習慣の習得や学力の向上、就学の継続等に向けた支援を行います。

【令和3年度の取組】

- ・ 令和元年度から実施している再構築後の各支援施策について、コロナ禍の影響を大きく受けたひとり親家庭の現状を踏まえ、アンケート調査を実施することで状況と課題を把握することにより、ひとり親自立支援の4本柱（「子育て・生活支援」・「就業支援」・「養育費確保」・「経済的支援」）に基づく、支援施策の充実に向けて取り組みました。
- ・ 資格取得に向け養成機関等で修業しているひとり親への支援として、高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金)を、1月から新たに実施しました。

イ 児童養護施設等入所児童への支援

家庭養護による自立支援の推進

(こども未来局：こども保健福祉課)

〔里親制度推進事業〕

- 里親制度の普及・啓発とともに、研修会等の実施や里親支援機関による里親の養育支援を充実し、里親制度による家庭養護を推進します。

【令和３年度の取組】

- ・ 説明会や研修会の実施等により里親制度の普及啓発を実施するとともに、里親支援機関と連携した里親家庭への訪問等により養育支援を実施しました。

家庭的養護による自立支援の推進

(こども未来局：こども保健福祉課)

〔児童養護施設等運営事業〕

- 小規模グループによる生活など、家庭的な環境での養育を推進するとともに、適正な職員数を配置し、入所児童の処遇向上をはかります。
- 入所児童の学習支援を充実し、入所中から将来の自立に向けた支援を推進します。
- 施設退所後の自立支援を推進します。

【令和３年度の取組】

- ・ 施設での家庭的養育の推進に向け、職員配置の充実や運営に関する支援を実施しました。
- ・ 新たに地域小規模児童養護施設１カ所及び自立援助ホーム１カ所を開設し、家庭的養護の推進に寄与しました。
- ・ 施設退所後も安心して進学や就労が継続でき、また、困りごとが生じた時など気軽に相談ができるよう、社会的養護自立支援事業により、退所後における相談支援を実施しました。

ウ 生活保護受給世帯への支援

生活保護受給世帯の自立支援の推進

(健康福祉局：生活保護・自立支援室)

〔生活保護自立支援対策事業〕

- 生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。
- 生活保護受給世帯の中学生に対して、高校等の進学を支援するため、学習支援・居場所づくり事業を実施します。

【令和３年度の取組】

- ・ 生活保護受給者の能力に応じたきめ細やかな各種就労支援事業を実施しました。
- ・ 生活保護受給世帯等に対する学習支援事業については、令和３年度は新たに１カ所拡充し、小学生に対する支援を市内１３カ所、中学生に対する支援を市内１５カ所で実施しました。

エ その他、生活に困難を抱える世帯等への支援

就学援助制度・奨学金制度による就学支援・進学支援の推進

(教育委員会事務局：学事課)

〔就学等支援事業〕

- 就学援助制度を活用し、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の学校生活の援助を実施します。
- 奨学金制度を活用し、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な高校生、大学生への支援を実施します。

【令和3年度の取組】

- ・ 新小・中学1年生（次年度入学）への新入学児童生徒学用品費の入学前支給を2,112件支給しました。就学援助システムを活用し、所得確認作業や、資金管理、支給事務等について円滑に実施しました。
- ・ 就学事務システムを活用し、約25,000人の新入学生の学齢簿登録を含む就学事務を円滑に実施しました。また、高校生への奨学金を学年資金で844件、入学支度金で202件支給しました。

施策の方向性1 次年度以降の主な取組の方向性

ひとり親世帯への支援については、令和3年度に実施したアンケート調査により、令和元年度から実施している再構築後の各支援施策について事業効果を検証し改善するとともに、親と子の生活の安定や将来の自立に向けたひとり親支援施策について引き続き取り組んでまいります。

児童養護施設等入所児童への支援については、里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及啓発を推進するとともに、里親支援機関と連携しながら里親家庭への効果的な支援の実施に向けた取組を進めます。また、児童養護施設での家庭的養育の推進に向け、引き続き職員配置の充実や運営に関する支援を実施するとともに、自立支援のための各施策の確実な周知を図り、児童の状況に応じて適切な支援が実施されるよう関係機関と連携しながら取組を推進します。

生活保護受給世帯への支援については、生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施するとともに、生活保護受給世帯等に対する学習支援について、対象学年を全教室小学3年生から中学3年生に統一し、市内17か所で実施します。

その他、生活に困難を抱える世帯等への支援については、就学援助制度において、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を継続し、実施していきます。また、就学援助システムの円滑な実施については、就学援助システムを活用した事務フローについて、より円滑に進めるための課題を洗い出し、改善に向けた取組を進めていきます。

施策の方向性2 地域における支え合いのしくみづくり

多世代の市民が交流し、地域全体で子ども・若者を見守り、支え合いながら生活する仕組みの構築に向け、種々の施策に取り組みました。

ア 多世代交流などを通じた地域づくりの推進

老人いこいの家との連携による多世代交流の促進

（こども未来局：青少年支援室）

〔こども文化センター運営事業〕

こども文化センターとの連携による多世代交流の促進(健康福祉局：高齢者在宅サービス課)

〔いこいの家・いきいきセンターの運営〕

- こども文化センターと老人いこいの家との連携強化により、多世代交流の促進に向けた取組を推進します。

【令和3年度の取組】

- ・ 老人いこいの家との連携強化により、多世代交流の促進に向けた取組を推進しました。
- ・ 令和元年度からの新たな指定管理期間において「多世代交流を中心とした地域交流に関する取組」を指定管理業務として仕様書に位置付け、令和3年度についても地域交流に関する取組を幅広く実施しました。

イ 学校を中心とした地域づくりの推進

地域団体との協働による子どもの学習や体験のサポート、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりの推進 (教育委員会事務局：生涯学習推進課)

〔地域の寺子屋事業〕

- 地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。

【令和3年度の取組】

- ・ 地域や学校の実情に応じて寺子屋の拡充を進め、令和2年度の65か所から令和3年度は76か所まで着実に増えています。

ウ 地域の主体的な活動の促進

地域における主体的な活動の促進 (こども未来局：青少年支援室)

〔子ども・若者支援推進事業〕

- 地域子ども・子育て活動支援助成事業を活用し、地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体に対して助成を行います。
- 地域の主体的な活動・取組を促進・支援するための「つなぐ」仕組の構築に向けた検討を進めます。

【令和3年度の取組】

- ・ 「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対し、補助金を交付しました。
- ・ 市内の様々な専門機関との連携を図るため、子ども・若者支援に関わる相談・支援機関紙「かわさきサポートブック」を作成しました。

施策の方向性2 次年度以降の主な取組の方向性

多世代交流などを通じた地域づくりの推進については、令和4年度においても引き続き、地域交流に関する取組を幅広く実施していきます。

学校を中心とした地域づくりの推進については、全小中学校への寺子屋の開講を目指して、地域人材や地域資源の更なる活用を図り、引き続き、事業を推進していきます。

地域の主体的な活動の促進については、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対し、補助金を交付するとともに、子ども・若者支援に関わる相談・支援機関を紹介する「かわさきサポートブック」を作成し、市内の様々な専門機関との連携を図ります。

施策の方向性3 相談機関等による支援の充実と連携の強化

多職種協働による個別支援を推進するとともに、個別支援と連携しながら地域ネットワークの強化につながる取組を推進しました。

ア 相談・支援機関の支援の充実（専門性の強化）

療育相談・支援の充実

（健康福祉局：障害計画課）

〔地域療育センターの運営〕

地域療育センターを運営し、障害児等の相談、診療、評価、訓練等の支援を充実します。

【令和3年度の取組】

- ・ 連絡調整会議などを通じて4か所の地域療育センターが質の高い相談、診療、評価、訓練等に取り組めるよう調整を図りました。
- ・ 市内南部2区（川崎区・幸区）に各1か所「子ども発達・相談センター」の設置準備を進め、令和3年10月に開設し、運営を開始しました。

イ 相談・支援機関の連携の強化（ネットワークの強化）

要保護児童対策地域協議会によるネットワークの強化

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童虐待防止対策事業〕

- 要保護児童対策地域協議会における取組を推進し、地域におけるネットワークの強化を図ります。
- 各区役所地域みまもり支援センターと児童相談所の連携を強化し、ケースの状況に応じた個別支援の強化を図ります。

【令和3年度の取組】

- ・ 代表者会議（年2回：書面開催）は、関係機関の活動状況報告、実務者会議の活動状況報告及び「要保護児童対策協議会」に関するアンケート調査結果報告等を実施しました。

- ・ 要保護児童対策地域協議会連携調整部会の運営方法について、区役所及び児童相談所職員による庁内ワーキング等で検討を行いました。また、個別支援会議を 681 回開催しました。

施策の方向性 3 次年度以降の主な取組の方向性

相談・支援機関の支援の充実については、地域療育センターの適正な運営に組みながら、課題解決に向けた調整を図るとともに、令和4年度は多摩区・宮前区に子ども・発達・相談センターを設置することから、管轄の地域療育センターとの機能整理に基づく連携手法を確立し、相談支援体制の強化を推進します。

また、相談・支援機関の連携の強化については、要保護児童等の支援の充実のため、要保護児童対策地域協議会における関係機関のネットワークの強化に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会連携調整部会について運営方法を見直すとともに取組内容の検証を行います。また、区役所及び児童相談所、関係機関の更なる連携強化を図り、きめ細やかな対応と個別支援を実施します。

施策の方向性 4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実

すべての子ども・若者の健全な育成を図り、「子どもの貧困」に関わる対応策を総合的に推進していく上で、非常に大きな役割を果たす基盤制度である「母子保健」「保育・幼児教育」「学校教育」の充実を図りました。

ア 母子保健の推進

出産・育児に関わる相談支援体制の充実

(こども未来局：こども保健福祉課)

〔母子保健指導・相談事業〕

- 妊婦・出産及び育児について記録し、親子の健康づくりに役立つことができるよう、妊娠の届け出をした人に、母子健康手帳の交付・相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健診、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を行います。
- 両親学級等の開催による出産・育児支援を推進します。
- 産後ケア事業等により、包括的な産前産後のサポートを推進します。
- 乳児家庭全戸訪問等の個別支援の強化とともに、支援の必要な家庭の早期の把握と支援を充実します。

【令和3年度の取組】

- ・ 母子健康手帳交付時において、全数面談し、家庭状況等を確認し、妊娠・出産・育児に関する情報提供及び相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健診、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を実施しました。
- ・ 出産・育児に関する知識の習得等に向けて、主に初産婦及びそのパートナーを対象に、平日及び土・日に両親学級を開催しました。新型コロナウイルス感染症の影響により、両親学級については、一時中止しましたが、オンラインでの開催や人数の制限、回数の増加などの工夫をして実施しました。また、参加できなかった方へは個別での支援を行いました。
- ・ 産後ケア事業や産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業等により、妊産婦へのサポートを

実施しました。

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業を実施し、支援の必要な家庭を把握するとともに、地域や相談機関等の情報提供を行い、子育て家庭の孤立化を予防する支援を行いました。

イ 保育・幼児教育の推進

公立保育所を活用した保育の質の向上

(こども未来局：運営管理課)

〔公立保育所運営事業〕

- 公立保育所を活用し、保育の質の向上、優秀な保育人材の育成、地域の子育て支援の充実を図ります。

【令和3年度の取組】

- ・ 民間保育所への支援を強化するとともに、市内保育関係施設向けに公民合同の課題別研修や公開保育、小規模保育所等でのデリバリー講座を実施し、更なる保育の質の向上に繋がりました。また、保育所の園庭開放や各種事業を通して相談機能の強化を図りました。

ウ 学校教育の推進

習得の程度に応じた取組の推進

(教育委員会事務局：総合教育センター)

〔きめ細やかな指導推進事業〕

- 各学校においては、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細やかな対応を図る習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。

【令和3年度の取組】

- ・ 市学習状況調査・市学習診断テストとそれに併せて行う「生活や学習に関するアンケート」を実施し、調査結果を配布することで、児童生徒や保護者が学習状況や今後の課題を把握し、「主体的に学習に取り組む意欲」を養うとともに、学校の授業改善に活用することで、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりの「学び」を大切にしたい学力向上策を推進しました。



施策の方向性4 次年度以降の主な取組の方向性

母子健康手帳交付時に全数面談を実施することで、母子健康手帳の活用方法の周知や情報提供を行い、支援の必要な方を早期に把握し、継続的な支援ができるよう推進するとともに、出産・育児を支援するため、週末の開催やオンラインでの開催などの工夫を図りながら、引き続き両親学級等を開催します。

また、産後ケア事業等の利用を促進するため周知の取組を強化し、産前産後のサポートを推進するほか、乳児家庭全戸訪問事業を通して、地域の子育て情報や相談機関等を提供することで、子育て家庭の孤立化を予防するとともに、支援ニーズの把握に努めます。

保育・幼児教育の推進については、公立保育所等を活用した公開保育や実践を主とした研修の開催等を通して更なる保育の質の向上や地域のニーズに根差した地域支援の充実を進めます。

学校教育の推進については、市学習状況調査等の実施により子どもたちが自らの学習状況と課題を把握することや、1人1台端末を活用して各学校が子どもの実態等を踏まえた事業改善等の取組を行うことにより、「分かる」授業の実現に向けた取組を継続して行う必要があります。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進 施策の方向性1 生活に困難を抱える子ども・若者等への支援の充実 ア ひとり親世帯への支援				
	ひとり親家庭の自立支援の推進	●ひとり親家庭の生活状況は、親の就労状況や子どもの成長などに応じて変化していくことから、個々の家庭の状況やニーズに寄り添って支援施策を的確に提供するための相談支援の体制づくりや、相談員の資質向上、支援施策の周知・提供の取組を推進していきます。 ●ひとり親家庭の自立に向けては、正規雇用への移行を目指した継続的な就労支援とともに、就業又は修業と子育てを両立することができる環境整備を進めます。 ●親の離別など辛い経験をした子どもの心に寄り添い、将来の自立に向けて、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、生活習慣の習得や学力の向上、就学の継続等に向けた支援を行います。	●令和元年度から実施している再構築後の各支援施策について、コロナ禍の影響を大きく受けたひとり親家庭の現状を踏まえアンケート調査を実施することで状況と課題を把握することにより、ひとり親自立支援の4本柱(「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保」「経済的支援」)に基づく、支援施策の充実に向けて取り組みました。 ●資格取得に向け養成機関等で修業しているひとり親への支援として、高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金)を、1月から新たに実施しました。	●令和3年度に実施したアンケート調査により、令和元年度から実施している再構築後の各支援施策について事業効果を検証し改善するとともに、親と子の生活の安定や将来の自立に向けたひとり親支援施策について引き続き取り組んでまいります。
	資金貸付を活用した就労支援等の充実	●ひとり親家庭等の児童の学費や就労のための資格取得、転居に伴う費用などの貸付けを行います。	●ひとり親家庭等の貸付資金について窓口となる各区役所との綿密な連携のもと、資金が必要な人に対し、修学支援新制度の有効活用について勧奨するとともに、文書の送付及び架電により、新制度の利用状況の確認と貸付額の適切な減額を丁寧に行いました。また、効果的な口座振替登録の勧奨をさらに強化したこと等により、償還率の向上に繋がりました。	●令和2年度の修学支援新制度開始に伴い、貸付件数・貸付額ともに減少傾向にありますが、減免・給付の時期の関係から、入学前貸付が可能な本資金のニーズは依然高いと考えられるため、引き続き適切な運用に努めながら、将来的な自立を目指すひとり親家庭への経済的支援として取り組んでいきます。
イ 児童養護施設等入所児童への支援				
	家庭養護による自立支援の推進	●里親制度の普及・啓発とともに、研修会等の実施や里親支援機関による里親の養育支援を充実し、里親制度による家庭養護を推進します。	●説明会や研修会の実施等により里親制度の普及・啓発を実施するとともに、里親支援機関と連携した里親家庭への訪問等により養育支援を実施しました。	●里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及・啓発を推進するとともに、里親支援機関と連携しながら里親家庭への効果的な支援の実施に向けた取組を進めます。
	家庭的養護による自立支援の推進	●小規模グループによる生活など、家庭的な環境での養育を推進するとともに、適正な職員数を配置し、入所児童の処遇向上をはかります。 ●入所児童の学習支援を充実し、入所中から将来の自立に向けた支援を推進します。 ●施設退所後の自立支援を推進します。	●施設での家庭的養育の推進に向け、職員配置の充実や運営に関する支援を実施しました。 ●新たに地域小規模児童養護施設1カ所及び自立援助ホーム1カ所を開設し、家庭的養護の推進に寄与しました。 ●施設退所後も安心して進学や就労が継続でき、また、困りごとが生じた時など気軽に相談ができるよう、社会的養護自立支援事業により、退所後における相談支援を実施しました。	●施設での家庭的養育の推進に向け、引き続き職員配置の充実や運営に関する支援を実施します。 ●自立支援のための各施策の確実な周知を図り、児童の状況に応じて適切な支援が実施されるよう関係機関と連携しながら取組を推進します。
ウ 生活保護受給世帯への支援				
	生活保護受給世帯の自立支援の推進	●生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。 ●生活保護受給世帯の中学生に対して、高校等の進学を支援するため、学習支援・居場所づくり事業を実施します。	●生活保護受給者の能力に応じたきめ細やかな各種就労支援事業を実施しました。 ●生活保護受給世帯等に対する学習支援事業については、令和3年度は新たに1か所拡充し、小学生に対する支援を市内13か所、中学生に対する支援を市内15か所で実施しました。	●生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。 ●生活保護受給世帯等に対する学習支援について、対象学年を全教室小学3年生から中学3年生に統一し、市内17か所で実施します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
	生活保護による支援の推進	●生活保護受給世帯に生業費、技能習得費、就職支度金を支給し自立に向けた支援を実施します。 ●地域みまもり支援センターと連携し、保健師等による健康管理支援を実施します。	●生活保護受給世帯に生業費、技能修得費、就職支度金を支給し自立に向けた支援を実施しました。 ●地域みまもり支援センターと連携し、保健師等による健康管理支援を実施しました。	●国の法定受託事務であるため、現状の事業内容を維持しつつ、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組を推進していきます。
エ その他、生活に困難を抱える世帯等への支援				
	住宅困窮者に対する市営住宅の提供	●健康で文化的な生活を営むに足る市営住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉な家賃で提供します。	●母子・父子世帯、未就学児童のいる世帯等を対象に募集の抽選における当選の確率を高める優遇措置を継続して実施しました。また、子育て世帯の入居機会の拡大等を図るため、平成30年度に新設した子育て世帯向けの区分(定期借家制度)での募集を4回実施し、令和3年度は37世帯が入居しました。	●市営住宅募集における優遇措置や定期借家制度を適切に運用します。
	就学援助制度・奨学金制度による就学支援・進学支援の推進	●就学援助制度を活用し、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の学校生活の援助を実施します。 ●奨学金制度を活用し、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な高校生、大学生への支援を実施します。	●新小・中学1年生(次年度入学)への新入学児童生徒学用品費の入学前支給を2,112件支給しました。就学援助システムを活用し、所得確認作業や、資金管理、支給事務等について円滑に実施しました。 ●就学事務システムを活用し、約25,000人の新入学生の学齢簿登録を含む就学事務を円滑に実施しました。また、高校生への奨学金を学年資金で844件、入学支度金で202件支給しました。	●新入学児童生徒学用品費の入学前支給を継続し、実施していきます。また、就学援助システムの円滑な実施については、就学援助システムを活用した事務フローについて、より円滑に進めるための課題を洗い出し、改善に向けた取組を進めていきます。
	ボランティア等を活用した不登校等の子ども・若者への支援の充実	●児童相談所等において支援を実施している不登校等の子ども・若者を対象として、ボランティアの活用による個別支援や集団活動を通じた支援を行います。	●個別支援活動に110人、集団支援活動に38人の参加があり、それぞれの活動を通じた個別の支援を実施しました。	●年齢の近い大学生などとの触れ合いや小集団のレクリエーション活動を通じ、支援対象児童が、人間関係の醸成を図り内面的に成長し、自主性や社会性を伸ばす取組を推進します。
	だいJOBセンターを活用した生活困窮者への支援の推進	●失業等により生活にお困りの市民の相談を行うだいJOBセンターを運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的・経済的自立に向けた支援を実施します。	●だいJOBセンターにおいて、就労、家計、住まい等の相談支援を実施しました。	●関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)における相談につなげるよう、関係機関との連携を強化し、より多くの生活困窮者へ相談支援が行き届くようにします。
	「社会的ひきこもり」等への支援の推進	●相談業務及び当事者グループ活動の運営等による支援を行います。 ●「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患あるいは発達障害を背景に持つ場合は適切な医療機関、相談機関または社会資源につながる支援を行います。	●ケース実数:新規271、繰越71、延べ342 ●支援実数:電話相談556、メール相談24、来所相談508、アウトリーチ946、当事者グループ185、家族グループ34、その他221	●ひきこもり地域支援センターと連携して、社会的ひきこもりに限らず、広くひきこもり状態への支援ネットワークを構築します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
施策の方向性2 地域における支え合い				
ア 多世代交流などを通じた地域づくりの推進				
	地域における支援体制づくり	●地域の中で、親子が遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭に対する地域の支援体制づくりを進めます。	●親子が安心して遊び交流できる場をつくり、専任スタッフが相談支援等を行う地域子育て支援センター事業や、市民相互が育児に関する援助活動を行うふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、地域の中で子育てを行う親を支援する体制づくりを進めました。	●引き続き、地域子育て支援センター事業やふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、安心して子育てを行えるよう、地域の中で子育てを行う親に対する支援を実施します。
	老人いこいの家との連携による多世代交流の促進	●こども文化センターと老人いこいの家との連携強化により、多世代交流の促進に向けた取組を推進します。	●老人いこいの家との連携強化により、多世代交流の促進に向けた取り組みを推進しました。	●引き続き、こども文化センターと老人いこいの家等との連携強化により、多世代交流の促進に向けた取組を推進します。
	地域との連携による放課後の居場所づくりの推進	●地域と連携を図りながら、放課後等に小学生が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。	●新型コロナウイルス感染症対策を講じながら事業形態を工夫し地域交流の事業を展開するなど、地域と連携を図りながら、放課後等に小学校が安全・安心に過ごせる場づくりを進めました。	●引き続き、地域と連携を図りながら、放課後等に小学生が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。
	こども文化センターとの連携による多世代交流の促進	●こども文化センターとの連携強化により、多世代交流の促進に向けた取組を推進します。	●令和元年度からの新たな指定管理期間において「多世代交流を中心とした地域交流に関する取組」を指定管理業務として仕様書に位置付け、令和3年度についても地域交流に関する取組を幅広く実施しました。	●令和4年度においても引き続き、地域交流に関する取組を幅広く実施していきます。
	民間保育所による子育て支援の推進	●地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、民間保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を推進します。	●地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、民間保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を実施しました。	●引続き、本取組の充実を推進します。
	公立保育所による子育て支援の推進	●保育・子育て総合支援センターにおける地域の子ども・子育て支援を推進します。 ●地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、公立保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を推進します。	●中原保育園の建替えとあわせて、中原区保育・子育て総合支援センターを開設しました。 ●園庭開放や子育て相談など、公立保育所が持つ機能を活用するとともに、民生児童委員など関係団体との連携を図りました。	●保育・子育て総合支援センターについては、公立保育園（センター園）の建替えとあわせて、各区1か所ずつ（計7か所）の整備を進めます。 ●当該センター及び公立保育所が持つ機能を地域の子育てに関する資源として子育て支援を推進します。
イ 学校を中心とした地域づくりの推進				
	地域の創意工夫を活かした学校運営の推進	●家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営を推進します。	●学校運営協議会または学校教育推進会議を活用して学校運営について保護者や地域住民等の理解を得て、新型コロナウイルス感染症防止対策を行いながら教育活動を工夫して、特色ある学校づくりを進めました。	●地域の創意工夫を活かした学校運営の推進については、学校運営協議会の効果的な活用を共有し、特色ある学校づくりをめざした学校運営ができるよう推進していきます。
	地域資源を活かした学校づくりの推進	●学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりを推進します。	●「夢教育21推進事業」を全校で実施し、学校がそれぞれの地域にある資源を活かして特色ある学校づくりを進めました。	●夢教育21推進事業の実施については、引き続き特色ある学校づくりを推進します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
	地域の教育活動を活用した地域の教育力の向上	●地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につながるよう支援します。	●地域教育会議においては、中学校区地域教育会議を国の示す「地域学校協働本部」の役割を持つ組織として位置づけるとともに、地域教育コーディネーター養成講座の開催等を通じ、組織の活性化に向けた担い手の育成を進めました。 ●市内26か所のスイミングスクール等と連携して水泳教室を開催しました。	●「地域学校協働本部」の役割を持つ中学校区地域教育会議に地域教育コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の設置を進め、活動の活性化に取り組んでいきます。 ●子どもの泳力向上プロジェクトについては、市内全てのスイミングスクール等を対象とした説明会等を実施し、連携先として協力を得られるスイミングスクール等の拡充を図りながら、より身近な地域で水泳教室に参加できる機会を創出し、泳げない子どもの泳力向上に取り組んでいきます。
	地域団体との協働による子どもの学習や体験のサポート、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりの推進	●地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。	●地域や学校の実情に応じて寺子屋の拡充を進め、令和2年度の65か所から令和3年度は76か所まで着実に増えています。	●全小中学校への寺子屋の開講を目指して、地域人材や地域資源の更なる活用を図り、引き続き事業を推進していきます。
ウ 地域の主体的な活動の推進				
	青少年関係団体による青少年健全育成の推進	●地域社会全体で子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援します。	●行政、青少年関係団体、民間企業等で構成される「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、地域が実施している「こども110番」事業に対し、ステッカーの提供や小学校1～3年生全員への啓発チラシの配布、協力施設の保険料負担、書面による情報交換会の開催等の支援を行いました。	●「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、PTAが主体となって地域で実施している「こども110番」事業を引き続き支援することで子どもを地域で見守る体制づくりを推進するとともに、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、啓発活動を行い、市民意識の醸成を図ります。
	地域における主体的な活動の促進	●地域子ども・子育て活動支援助成事業を活用し、地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体に対して助成を行います。 ●地域の主体的な活動・取組を促進・支援するための「つなぐ」仕組の構築に向けた検討を進めます。	●「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対し、補助金を交付しました。 ●市内の様々な専門機関との連携を図るため、子ども・若者支援に関わる相談・支援機関紙「かわさきサポートブック」を作成しました。	●「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対し、引き続き補助金を交付します。 ●子ども・若者支援に関わる相談・支援機関を紹介する「かわさきサポートブック」を作成し、市内の様々な専門機関との連携を図ります。
施策の方向性3 相談機関等による支援の充実と連携の強化				
ア 相談・支援機関の支援の充実（専門性の強化）				
	学校生活に関わる相談・支援の充実	●総合教育センターや教育相談室等において、不登校、いじめ、その他の学校生活における悩み等の相談・支援を実施します。	●電話相談、来所相談、不登校家庭訪問相談、こども電話相談などを中心とした、相談の受け入れ体制を整備し、実施しました。	●既存の相談機能を維持継続し、関係機関への告知を徹底、強化することによって、市民サービスの向上を図っていきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
	児童虐待の未然防止等の推進と関係機関の連携の充実	●各区役所地域みまもり支援センターにおける多職種の専門職により、予防的な個別支援の充実を推進します。 ●児童虐待防止センターにおける相談により、児童虐待の早期発見、早期対応、未然防止に取り組みます。 ●医療機関、警察、学校等との連携強化や要保護児童等へのきめ細かな対応と個別支援の実施など、要保護児童対策地域協議会の運営体制を充実します。	●各区地域みまもり支援センターにおいて、多職種連携により、予防的な取り組みも含め、個別支援の取組を進めました。また、児童虐待防止センターにおける相談対応の取組を進めました。 ●各区要対協における個別支援会議を681回実施し、医療機関、警察、学校等との連携強化を進めました。	●児童虐待の予防の取組の推進のため、各区役所地域みまもり支援センターにおける児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築に向けた検討を進めるとともに、児童虐待防止センターにおける相談対応により早期発見・対応に取り組みます。 ●要保護児童対策地域協議会の運営体制を充実し、医療機関、警察、学校等の関係機関との連携強化を推進します。
	児童相談所による専門相談支援の強化	●子どもの置かれた状況に応じ、高度な専門性を活かした子ども・若者及び家庭への相談や援助、要保護児童の児童養護施設等への措置等を適切に実施していくために児童相談所の体制強化を図ります。	●児童相談所の法的権限と専門性を活かした、適時適切な対応を行うとともに、児童福祉司、児童心理司を増員し、児童相談所における体制の強化を図りました。 ●複雑かつ困難なケースへの対応については、主担当機関が中心となり、要保護児童対策地域協議会の個別支援会議等により地域みまもり支援センター、児童相談所及び関係機関が連携し、情報共有や役割分担を行いつつ支援を行いました。	●子どもの置かれた状況に応じた高度な専門性を活かした相談支援を実施するため、「児童虐待対防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、児童相談所の体制強化を図ります。 ●地域みまもり支援センター及び児童相談所が相互の役割に基づき適切にケース管理を行うために、要保護児童対策地域協議会連携調整部会の運営方法を見直すとともに取組内容の検証を行います。
	地域に根ざした相談支援の推進	●育児支援プログラムの実施など、児童家庭支援センターにおける児童虐待対策の機能強化を図るとともに、市内関係機関や市民への周知を行い、地域に根ざした相談支援機関として、取組を推進します。	●市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、支援を必要とする児童や家庭からの相談を3,679件受け、専門的な相談支援を実施しました。	●身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする子どもやその家庭からの相談に対する支援を推進するため、児童家庭支援センターにおける相談支援の充実に取り組みます。
	総合的な就業支援の推進	●求職者への個別相談や就職活動に役立つセミナーを実施するなど、「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援を推進します。 ●「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」の運営により、個別カウンセリング、職業・職場体験、学校連携等を行い、若者無業者の職業的自立支援に取り組みます。	●キャリアサポートかわさきについては、令和3年度は、就職決定者数375人となりました。 ●コネクションズかわさきについては、令和3年度は、進路決定者数73人となりました。	●雇用情勢や社会的ニーズに応じながら継続して事業を実施し、求職者に対する就業支援を実施していきます。
	精神的健康の保持・増進	●精神障害者の早期治療の促進、自立と参加の支援、市民の精神的健康の保持・増進を図ります。	●各区役所高齢・障害課にて精神科医及び社会福祉職、心理職、保健師等による精神保健福祉相談を実施するとともに、各種制度案内による生活支援を行いました。また、各種セミナー、講演会の実施により、市民への精神保健に係る普及啓発を行いました。	●各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課にて、精神保健相談を継続的に実施していくとともに、精神保健福祉に係る普及啓発についても市民の関心に合わせて取組を行っています。
	発達障害児・者支援体制の充実	●発達相談支援センターを運営し、発達障害者等からの相談に応じ、情報の提供、指導を行うなど、関係機関と連携しながら、支援体制の充実を図ります。	●発達相談支援センターの適正な運営を行うとともに、関係機関との連携や情報共有、支援体制の整備に向けた会議を開催しました。また、各種研修会を通じて人材の育成や市民への啓発活動に取り組みました。	●増加傾向にある発達障害児・者及びその家族に対する支援の充実に向け、発達相談支援センターを中心に、引き続き施策を推進します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
	療育相談・支援の充実	●地域療育センターを運営し、障害児等の相談、診療、評価、訓練等の支援を充実します。	●連絡調整会議などを通じて4か所の地域療育センターが質の高い相談、診療、評価、訓練等に取り組めるよう調整を図りました。 ●市内南部2区(川崎区・幸区)に各1か所「子ども発達・相談センター」の設置準備を進め、令和3年10月に開設し、運営を開始しました。	●今後も指定管理者制度の更新を適正に行います。 ●地域療育センターの適正な運営に取り組みながら、課題解決に向けた調整を図ります。また、令和4年度は多摩区・宮前区に子ども・発達・相談センターを設置することから、管轄の地域療育センターとの機能整理に基づく連携手法を確立し、相談支援体制の強化を推進します。
イ 相談・支援機関の連携の強化(ネットワークの強化)				
	要保護児童対策地域協議会によるネットワークの強化	●要保護児童対策地域協議会における取組を推進し、地域におけるネットワークの強化を図ります。 ●各区役所地域みまもり支援センターと児童相談所の連携を強化し、ケースの状況に応じた個別支援の強化を図ります。	●代表者会議(年2回:書面開催)は、関係機関の活動状況報告、実務者会議の活動状況報告及び「要保護児童対策協議会」に関するアンケート調査結果報告等を実施しました。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会の運営方法について、区役所及び児童相談所職員による庁内ワーキング等で検討を行いました。また、個別支援会議を681回開催しました。	●要保護児童等の支援の充実のため、要保護児童対策地域協議会における関係機関のネットワークの強化に取り組みます。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会について運営方法を見直すとともに取組内容の検証を行います。 ●区役所及び児童相談所、関係機関の更なる連携強化を図り、きめ細やかな対応と個別支援を実施します。
	子ども・若者支援に関わるネットワークの検討	●子ども・若者支援に関わる相談・支援機関のネットワークのあり方を検討します。	●子ども・若者支援に関わる相談・支援機関紙「かわさきサポートブック」を作成し、各区地域みまもり支援センター等の掲載機関に加え、新たに認可保育所の職員等に配布し、周知及び活用を図りました。	●「かわさきサポートブック」の更なる活用を目指すとともに、子ども・若者支援に関わる相談・支援機関のネットワークのあり方を引き続き検討します。
	民生委員児童委員による見守りの推進	●民生委員児童委員を適正に配置し、地域における身近な相談と見守りを推進します。	●「川崎市民生委員の定数を定める規則」で適正な定数に改正し、また、3回の随時の改選を通じて28名の委嘱を行いました。(本市の世帯数の増加に伴い、充足率は83.1%) ●民生委員児童委員の活動として17,158件もの相談支援の他、行政依頼事務や様々な地域福祉活動を行いました。	民生委員の仕事や地域での役割、やりがいなどについて周知を図るほか、関係機関等と連携して、業務整理の取組を進めていきます。民生委員児童委員活動の環境整備に向けた取組検討会での議論を踏まえ、充足率の改善に向けた対策を検討していきます。
施策の方向性4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実 ア 母子保健の推進				
	乳幼児の発達支援の充実と医療機関との連携の推進	●妊婦の健康や乳幼児の心身の成長を支えるため、健康診査を実施します。 ●健診に引き続き要支援家庭等への支援を充実するため、産婦人科及び小児科等医療機関との連携の取組を推進します。	●妊婦及び乳幼児に対する健康診査を実施しました。 ●健康診査で把握した支援の必要な家庭について、産婦人科及び小児科等医療機関と連携し、継続支援を行いました。	●異常の早期発見、早期治療のため妊婦及び乳幼児の健康診査を実施するとともに、必要に応じて継続支援に繋げられるよう医療機関との連携を推進していきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
	出産・育児に関わる相談・支援体制の充実	●妊婦・出産及び育児について記録し、親子の健康づくりに役立つことができるよう、妊娠の届け出をした人に、母子健康手帳の交付・相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健診、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を行います。 ●両親学級等の開催による出産・育児支援を推進します。 ●産後ケア事業等により、包括的な産前産後のサポートを推進します。 ●乳児家庭全戸訪問等の個別支援の強化とともに、支援の必要な家庭の早期の把握と支援を充実します。	●母子健康手帳交付時において、全数面談し、家庭状況等を確認し、妊娠・出産・育児に関する情報提供及び相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健診、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を実施しました。 ●出産・育児に関する知識の習得等に向けて、主に初産婦及びそのパートナーを対象に、平日及び土・日に両親学級を開催しました。新型コロナウイルス感染症の影響により、両親学級については、一時中止しましたが、オンラインでの開催や人数の制限、回数の増加などの工夫をして実施しました。また、参加できなかった方へは個別での支援を行いました。 ●産後ケア事業や産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業等により、妊産婦へのサポートを実施しました。 ●乳児家庭全戸訪問事業を実施し、支援の必要な家庭を把握するとともに、地域や相談機関等の情報提供を行い、子育て家庭の孤立化を予防する支援を行いました。	●母子健康手帳交付時に全数面談を実施することで、母子健康手帳の活用方法の周知や情報提供を行い、支援の必要な方を早期に把握し継続的な支援ができるよう推進します。 ●出産・育児を支援するため、週末を含め、引き続き両親学級等を開催します。オンラインでの開催も継続します。 ●産後ケア事業等の利用を促進するため周知の取組を強化し、産前産後のサポートを推進します。 ●乳児家庭全戸訪問事業を通して、地域の子育て情報や相談機関等を提供することで子育て家庭の孤立化を予防するとともに、支援ニーズの把握に努めます。
イ 保育・幼児教育の推進				
	待機児童対策の推進	●地域の保育需要にあった認可保育所の整備や認可外保育施設等への支援を進め、待機児童解消に向けた取組を推進します。	●待機児童の解消に向けて、多様な手法を用いた保育受入枠の確保、区役所におけるきめ細やかな相談・支援、保育の質の維持・向上の取組を実施しました。	●今後のさらなる利用申請者数の増加を見込み、認可保育所の整備や認可外保育施設への支援を継続して実施し、待機児童解消に向けた取組をより一層推進していきます。
	保育受入枠の拡大による保育ニーズへの適切な対応	●高まる保育ニーズに適切に対応するため、様々な手法を活用して認可保育所を整備し、保育受入枠の拡大を推進します。	●民間事業者活用、市有地活用、鉄道事業者活用、既存保育所の定員増、川崎認定保育園の認可化、地域型保育事業による受入枠の確保により、保育受入枠の拡大を推進しました。	●引き続き、保育ニーズへの適切な対応を図るため、様々な手法を活用した認可保育所の整備を推進し、受入枠を拡大します。
	質の高い保育サービスの提供	●長時間延長保育や一時保育、休日保育など多様な保育サービスを充実するとともに、質の高い保育サービスを提供します。	●長時間延長保育や一時保育、休日保育など多様な保育サービスを実施し、質の高い保育サービスを提供しました。	●引き続き、本取組の充実を推進します。
	公立保育所を活用した保育の質の向上	●公立保育所を活用し、保育の質の向上、優秀な保育人材の育成、地域の子育て支援の充実を図ります。	●民間保育所への支援を強化するとともに、市内保育園係施設向けに公民合同の課題別研修や公開保育、小規模保育所等でのデリバリー講座を実施し、更なる保育の質の向上に繋げました。また、保育所の園庭開放や各種事業を通して相談機能の強化を図りました。	●公立保育所等を活用した公開保育や実践を主とした研修の開催等を通して更なる保育の質の向上や地域のニーズに根差した地域支援の充実を進めます。
	多様なニーズに即したサービスの提供	●質の高い幼児教育の推進を図るとともに、一時預かり事業等、保護者の多様なニーズに即したサービス等を提供します。	●多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、幼稚園から認定こども園への移行等を促進しました。(新規実施園:4園)また、市内幼稚園及び認定こども園39園において、一時預かり事業(幼稚園型)を実施しました。	●多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、引き続き幼稚園から認定こども園への移行等を促進し、市内幼稚園及び認定こども園における一時預かり事業(幼稚園型)の促進を図ります。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
	国と連携した子育て世帯への支援策の推進	●国の幼児教育・保育の無償化の取組の着実な反映など、国の子育て世帯に対する支援策と連携した取組を進めます。	●国の幼児教育・保育の無償化の取組に対し、国や近隣他都市と密に連携をとりながら、新たな保育料制度へ向けてのルールの整理やシステム改修等、事務処理方法等の検討を行いました。	●適正な幼児教育・保育の無償化の実施に向けて、各関連部署と連携し市民への周知を図っていきます。また、システムの改修や民間への委託等、効率的な事務処理方法を推進します。
ウ 学校教育の推進				
	教職員に対する研修の充実	●子どもの学びと育ちをつなぐために、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る研修を実施します。 ●子どもの学習の理解度に応じた指導のあり方に関する研修とともに、子どもの問題を早期発見・早期対応するため、子ども一人ひとりが抱える様々な課題に関連した内容について、ライフステージに応じた研修や教育課題に対応した研修、職能別スキルアップ研修を実施します。	●育成指標に基づく研修を計画、実施しました。必修研修としてライフステージに応じた研修を13講座66回、その他の必修研修を26講座74回、希望研修を36講座88回実施しました。また、研修内容や研修方法等について見直しを図りました。特に、1人1台配布されたGIGA端末を効果的に活用し、単方向型（動画配信）及び双方向型オンライン研修の実施を推奨し、集合型研修の実施が難しい場合でも状況に応じて研修を実施し、教職員が学び続けることができる研修体制の構築を図りました。	●育成指標に基づく教職員の資質・能力の向上をめざした研修の実施については、ライフステージに応じた研修においてより校内研修との関連をもたせるなど、継続性・継続性のある研修を計画し、意図的、計画的に一人ひとりの教職員が学び続けることができる研修体制の構築を行い、研修体制の構築を行い、資質・能力の向上を図ります。また、教職員の資質・能力の向上の観点や新型コロナウイルス感染防止の観点、働き方・仕事の進め方改革の観点から研修内容に応じて集合型研修とオンライン研修のベストミックスな研修体系となるように改善を図るとともに学校の教育力の向上に資する研修となるよう各研修が校内でつながりがもてるよう研修計画の見直しを図ります。
	「キャリア在り方生き方教育」の推進	●各学校が「キャリア在り方生き方教育」を通して、子どもたちの自己有用感、学ぶ意欲、人とかかわる力等、社会的自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を発達の段階に応じて育んでいくことを支援します。	●かわさきパラムーブメントについての啓発を教員の研修会で継続して実施しました。また、他局と連携して学校における多様性を尊重する教育活動を支援しました。 ●「キャリア在り方生き方ノート」や「キャリア・パスポート」を活用した取組の推進に向けて、令和3年度は、担当者研修会及び訪問研修会を開催し、具体的な活用例を示すことで教員が授業等で効果的に活用できるよう支援しました。	●心のバリアフリー教育に関する実践を集め、継続して各学校の理解を深めることで、多様性を尊重する教育を計画的・系統的に推進する必要があります。 ●「キャリア・パスポート」や「キャリア在り方生き方ノート」の効果的な活用に向けた取組などを進め、引き続き、すべての教育活動を通じて、「キャリア在り方生き方教育」を推進し、子どもたちの社会的自立に必要な能力や態度の育成を図っていく必要があります。
	習熟の程度に応じた取組の推進	●各学校においては、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細やかな対応を図る習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。	●市学習状況調査・市学習診断テストとそれに併せて行う「生活や学習に関するアンケート」を実施し、調査結果を配布することで、児童生徒や保護者が学習状況や今後の課題を把握し、「主体的に学習に取り組む意欲」を養うとともに、学校の授業改善に活用することで、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりの「学び」を大切にした学力向上策を推進しました。	●市学習状況調査等の実施により子どもたちが自らの学習状況と課題を把握することや、1人1台端末を活用して各学校が子どもの実態等を踏まえた授業改善等の取組を行うことにより、「分かる」授業の実現に向けた取組を継続して行う必要があります。
	健康教育による健やかな学校生活の促進	●健やかな学校生活を送るため、健康診断等の実施、学校医等の配置を行うとともに、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。	●薬物乱用防止教室については中学校、高等学校で全校各1回実施しました	●児童生徒の健康教育の推進のため、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を図りながら薬物乱用防止教室などを引き続き実施します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
	安全・安心な学校給食の提供による健康給食の推進	●児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。	●川崎らしい特色ある「健康給食」の推進については、主要食材は国産品を使用し、和風の天然だしを使った薄味で美味しい味付けの工夫や、「かわさきそだち」の野菜を使用した献立を提供するなど、「健康給食」をコンセプトとした中学校給食を推進しました。	●川崎らしい特色ある「健康給食」の推進については、児童生徒の健全な身体の発達に資するため、継続して「健康給食」を推進していきます。
	定時制生徒の自立支援の推進	●定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援を推進します。	●定時制生徒の将来の自立に向け、3校で相談・支援を実施しました。	●定時制生徒に対する学習支援や就労支援の充実については、将来の自立に向け、相談・推進に取り組みます。
	教育活動に対する支援体制の充実	●教育活動サポーターの配置により、児童生徒への学習支援・相談の充実など、教育活動に対する支援体制の充実を図ります。	●電話相談、来所相談、不登校家庭訪問相談、こども電話相談などを中心とした、相談の受け入れ体制を整備し、実施しました。	●既存の相談機能を維持継続し、関係機関への告知を徹底、強化することによって、市民サービスの向上を図っていきます。
	教育的ニーズに応じた多様な学び等の特別支援教育の推進	●「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。	●対象児童生徒21名に対し個々の医療的ケアの状況に応じた看護師配置を行い、うち4名を対象に自立支援を行いました。	●医療的ケアについては、児童生徒の自立を見据えた支援のさらなる充実を図ります。
	児童生徒への専門的な相談体制の充実	●相談体制の充実に向けた検討を行い、スクールカウンセラーを活用した専門的相談支援の充実を図ります。 ●各区スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援を実施し、子どもが置かれている状況に応じた支援を推進します。 ●児童支援コーディネーターを中心とした小学校における児童支援を推進します。	●スクールカウンセラーについては、市内全52の中学校に配置し、週1回、年280時間で相談を実施しました。また、学校巡回カウンセラーについては、学校からの要請に応じて、小学校と特別支援学校に派遣しました。	●学校巡回カウンセラーについては、児童生徒やその保護者に対する相談の質を向上するために、各小学校への月2回の計画派遣を行います。
	不登校児童生徒の相談・支援の充実と中学校夜間学級の運営による教育機会の確保の推進	●不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動のほか、きめ細やかな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につながるように取り組むとともに、中学校夜間学級の運営を行うなど、教育の機会の確保を推進します。	●各学校に対して、ゆうゆう広場（適応指導教室）の告知をしました。スクールカウンセラーや特別支援コーディネーターの研修時などに告知するなどして、学校内で相談の中心となる職員へ周知しました。各広場では、学校へ復帰することや社会的な自立につながるより良い支援を検討し、運営をしました。 ●西中原中学校夜間学級について市民の方々に広く周知するとともに、夜間学級への希望者に対して、入学・編入学相談や入学前見学、体験入学、入学手続きなどが円滑に行えるよう、学校と教育委員会が連携を図り、運営を進めることができました。	●ゆうゆう広場（適応指導教室）の運営は今まで通り、継続しつつ、各広場での活動内容については、社会環境の変化等を考慮し、精選していきます。 ●夜間学級の運営については、入学希望者のニーズに応じた教育の機会が確保されるよう学校の支援体制等を維持・継続し、夜間学級の充実を図っていきます。

(2) 第5章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」
の進捗状況

イ 児童家庭支援・児童虐待対策の推進

児童家庭支援・児童虐待対策の推進

近年の核家族化の進行や家庭と地域の関わりの希薄化等に伴い、妊娠や子育て中の保護者が孤立しがちになり、子育てに伴う不安感や負担感を持つ人が増えています。児童相談所や市町村に寄せられる児童虐待の相談・通告件数は、全国的にも本市においても増加し続けており、また、虐待により児童が死亡する痛ましい事例も発生している状況にあります。

国は、平成 30 年 12 月に、暮らし場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、これまでの取組に加えて、更に進めるため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」を策定しました。本市としても、これら国の動きを踏まえ、3つの基本的な考えのもと、これに基づいて7つの施策の方向性を定め、以下の取組を実施しました。

施策の方向性 1 地域での子育て支援の充実

子育てを取り巻く環境が変化する中、孤立感や負担感を持つ子育て家庭が増加しているため、地域での子育て支援の充実に向けた取組を推進しました。

ア 地域の社会資源の有効活用

ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力の向上 （こども未来局：企画課）

- ・ 市民相互が育児に関する援助活動を行うふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、地域の中で子育てを行う親を支援する体制づくりを進めました。

イ 地域の子育て情報の多様化の推進

地域みまもり支援センターによる地域の子育て情報の収集・発信

（区役所：地域ケア推進課）

- ・ 地域みまもり支援センター内での会議の他、子どもに関わる市民や関係機関で情報や場、機会を共有化するためのネットワーク会議などで情報の収集と的確な提供を実施しました。

施策の方向性 1 次年度以降の方向性

孤立感や負担感を持つ子育て家庭の増加に対応し、地域の社会資源の有効活用や、子育て関連情報の発信に、継続して取り組みます。

施策の方向性 2 虐待の発生予防策の推進

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援や、妊娠に必要な知識の普及啓発及び保健教育を推進し、児童虐待防止に向けた普及啓発を進めました。

ア 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進

母子健康手帳交付時等における相談支援の充実

(区役所：地域支援課 こども未来局：こども保健福祉課)

- ・ 各区に母子保健コーディネーターを設置し、母子健康手帳交付時に面談を実施して、妊娠・出産・育児に関する情報提供や相談支援を実施しました。

乳児家庭全戸訪問事業等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握

(区役所：地域支援課 こども未来局：こども保健福祉課)

- ・ 長期里帰りや入院等で訪問が困難な世帯を除く、ほぼ全ての家庭に対して乳児家庭全戸訪問を行い、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、対象者の支援ニーズに合わせて相談機関等の情報提供を行いました。

イ 妊娠期に必要な知識の普及啓発及び保健教育の推進

母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じた普及啓発の推進

(区役所：地域支援課 こども未来局：こども保健福祉課)

- ・ 母子健康手帳交付時やその他母子保健事業の場面において、チラシの配布等により健やかな妊娠・出産・育児に係る知識・情報の普及啓発を実施しました。

ウ 児童虐待防止に向けた普及啓発

民生委員児童委員・主任児童委員等関係機関と連携した啓発活動の実施

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

- ・ 11月を中心としたオレンジリボンキャンペーンでは、関係機関と協働し、各種イベントへの来場者への啓発活動、川崎フロンターレホームゲームでの啓発物品の配布を行いました。また、オレンジリボンたすきリレーについては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により中止でしたが、オレンジリボン・ファミリーカップ（フットサル大会）については感染対策や開催方法を見直した上で実施しました。また、啓発用のアニメーション動画による広報について拡充しました。

施策の方向性 2 次年度以降の方向性

妊娠期からの切れ目のない支援や、妊娠に必要な知識の普及啓発、児童虐待の課題に対する理解を促進するための啓発月間の推進等、虐待発生予防策に引き続き取り組めます。

施策の方向性3 早期発見・早期対応の充実

乳児家庭全戸訪問事業等母子保健事業の実施、要保護児童対策地域協議会等による関係機関との連携の強化、地域での見守り体制の構築などを通じ、児童虐待の早期発見・早期対応を進めました。

ア 母子保健事業からの早期把握と支援

乳幼児健康診査未受診者へのフォローの実施

(区役所：地域支援課 こども未来局：こども保健福祉課)

- ・ 乳幼児健康診査事業において、健診未受診者に対して電話や訪問等により乳幼児の養育状況を確認するとともに、受診勧奨を実施しました。

イ 病院・保育所・幼稚園・学校等との連携による早期発見・早期対応

川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

- ・ 子どもを守る地域支援ネットワークである要保護児童対策地域協議会の理解等について内容を充実させた「川崎市児童虐待対応ハンドブック（第4版）」を、関係機関に配布・周知したうえで、ハンドブックの活用に関する取り組みを進めました。

ウ 虐待通告への迅速かつ的確な対応・支援

要保護児童対策地域協議会連携調整部会、個別支援会議での児童相談所及び地域みまもり支援センター等関係機関による情報共有・適切な支援方針の確認

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

- ・ 虐待通告先となる児童相談所と区役所地域みまもり支援センター両機関において、受理した事案についての情報収集を速やかに実施し、共通リスクアセスメントシートを活用してリスク評価を行い、それぞれの役割と機能を活かした適切な支援を行いました。
- ・ 要保護児童対策地域協議会連携調整部会の運営方法について、区役所及び児童相談所職員による庁内ワーキング等で検討を行いました。

エ 地域の見守り体制の構築・充実

こんにちは赤ちゃん事業を通じた地域での見守り体制の充実

(区役所：地域支援課 こども未来局：こども保健福祉課)

- ・ 地域の支援者による訪問により地域とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するためにこんにちは赤ちゃん事業を実施しました。

オ 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実

全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有

(区役所：地域支援課 こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

- ・ 全市代表者会議、各区実務者会議代表者部会を開催し関係機関との情報共有を実施しました。また、各区実務者会議連携調整部会を毎月、個別支援会議を計681回開催し、情報交換、支援方針確認、役割分担を行いました。

施策の方向性3 次年度以降の方向性

母子保健事業における早期把握と支援の取組を進めるとともに、要保護児童対策地域協議会等の地域ネットワークを活用し、医療・保育・教育等関係機関等との連携を強化するなど、児童虐待の早期発見・早期対応を進めます。

施策の方向性4 専門的支援の充実・強化

児童虐待対応においては、児童・保護者双方に対する支援で高い専門性が求められるため、組織内の多職種協働に加え、外部のスーパーバイザーによる定期的なスーパーバイズ（SV）や、各種専門機関・専門家と連携を強化する等、専門的支援の充実・強化を行いました。

ア 児童及び保護者に対する支援

スーパーバイズ（SV）等を活用した適切かつ専門的な支援の推進

(こども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室)

- ・ 児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーによるSVを受け、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施しました。

イ 専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応

児童相談所と地域みまもり支援センター各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践

(こども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室)

- ・ 児童相談所と各区役所地域みまもり支援センターとの適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施しました。

ウ 児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化

児童相談所・一時保護所の機能等の検討

(こども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室)

- ・ 一時保護所のあり方について、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」

に基づく体制強化について検討を行いました。

- ・ 中部児童相談所の改築に向けて、基本設計及び仮設相談所の整備、北部児童相談所の増築とこども家庭センターの改修に向けた設計を実施しました。

エ 効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の充実

児童相談所間及び区役所間、また児童相談所と区役所間でのネットワーク化による情報共有の促進（区役所：地域支援課 こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室、児童相談所）

- ・ 児童相談所と区役所地域みまもり支援センターをつなぐ「児童相談システム」を活用し、ケース進行管理を適切に行いました。

オ 総合的なアセスメントの強化

共通リスクアセスメントツールの活用と適切な支援の実施

（区役所：地域支援課 こども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室）

- ・ 要保護児童対策地域協議会の連携調整部会等や、個別への支援経過の中でツールを活用することで、児童相談所及び地域みまもり支援センター等関係機関間でリスクを共有し、適切に支援を実施しました。

カ 各種専門機関・専門家との連携の強化

療育、障害・教育部門と連携した総合的相談支援体制の推進

（こども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室）

- ・ 在宅支援、措置児童支援において、精神保健福祉センター、療育センター等関係機関との協働により、支援を実施しました。

施策の方向性4 次年度以降の方向性

組織内の多職種協働に加え、外部のスーパーバイザーによる定期的なスーパーバイズ（SV）や、各種専門機関・専門家と連携を強化すること等により、求められる高い専門性を確保し、支援の充実・強化を行います。

施策の方向性5 人材育成の推進

専門職の育成に関わる研修等を充実させるとともに、長期的な仕組みづくりに取り組み、高い専門性が求められる児童虐待対策分野における人材育成を進めました。

ア 専門職の育成に関わる研修等の充実

専門職機能の強化・実効的な多職種協働を実践するための研修の実施

(区役所：地域支援課 こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

- ・ 児童家庭支援全体のスキルの向上のため、外部専門機関への派遣研修や専門機能強化、虐待対策研修について区役所地域みまもり支援センター職員へ対象を広げるとともに、OJTによる人材育成を実施しました。
- ・ 要保護児童対策地域協議会調整担当者研修を対象職員が受講するとともに、児童相談所新任研修に区役所地域みまもり支援センター職員も受講しました。

イ 専門職の長期的な人材育成の仕組みづくり

「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく人材育成の推進

(こども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室)

- ・ 保健・医療・福祉等専門職の人材育成を行い、様々な職場を経験し広い視野を持てるよう職員を循環させる人事異動を計画的に進めることで、組織的な対応力を確保しつつ、質の高い専門職の質の向上に向けた育成を進めました。

ウ 関係機関における人材育成

要保護児童対策地域協議会を活用した研修の充実

(こども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室)

- ・ 各区実務者会議において事例検討会を開催し、知識・スキルを高め、各機関同士の業務や役割の理解を促進しました。

施策の方向性5 次年度以降の方向性

国の新プラン等に基づき、児童福祉司等の人材確保を進めるとされており、当該分野における人材育成の必要性はますます高まっています。そのため、児童家庭相談における人材育成の視点も踏まえたジョブローテーション及び人材育成方針の策定について検討を行います。

施策の方向性6 社会的養護・自立支援の充実

平成29年に国が示した「新たな社会的養育ビジョン」には、家庭養育の更なる推進、児童養護施設等の高機能化・多機能化がうたわれており、本市においても、子育て短期支援事業や里親の新たな担い手の確保等の取組を進めました。

ア 児童養護施設等における家庭的養育の推進

児童養護施設等への運営支援

(こども未来局：こども保健福祉課)

- ・ 施設での家庭的養育の推進に向け、職員配置の充実や児童の支援の向上に向けた経費を助

成するとともに、施設運営における情報提供や助言指導等を実施するなど施設運営に関する支援を実施しました。

イ 里親制度の推進と里親支援の充実

養育里親、専門里親、養子縁組里親の新たな担い手の確保

(こども未来局：こども保健福祉課)

- ・ ポスター・チラシ等の配布・掲示のほか養育里親に関する説明会を年13回、養子縁組里親に関する説明会を年1回実施するなど里親の担い手確保に向けた取組を推進しました。(令和3年度末の里親登録数 197世帯)

ウ 要保護児童の自立に向けた支援

要保護児童の円滑な社会的自立に向けた支援

(こども未来局：こども保健福祉課)

- ・ 措置中の養育の時点から個々の児童の状況に応じた自立支援ができるよう、学習支援事業、給付型奨学金及び社会的養護自立支援事業を開始しました。

エ 親子関係再構築の取組の推進

家族再統合（児童相談所）及び家族支援（地域みまもり支援センター）の充実

(こども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室)

- ・ 福祉、医療、心理職等による多角的な視点からケースの見立て、支援計画策定を実施し、家庭復帰等に向けた適切な支援のため、アセスメント会議における課題の整理等により、家族支援を行いました。
- ・ 区役所地域みまもり支援センターの社会福祉職、心理職、保健師等により身近な場所での家族支援を行いました。

施策の方向性6 次年度以降の方向性

より家庭に近い環境での養育を実現するため、川崎市社会的養育推進計画に基づき、里親の確保や親子関係再構築の取組等を進めます。

施策の方向性7 地域・広域連携等の強化

地域への普及啓発の取組を含め、児童虐待の課題への対応策を実施するにあたり、関係する団体、機関、自治体と効果的かつ的確に連携を進めました。

ア 町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等による取組の強化

民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等の関係機関との連携充実

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

- ・ 11月の児童虐待防止推進月間を中心に社会福祉協議会施設部会児童・母子福祉施設協議会と協働し、スポーツ観戦に訪れた方へのチラシ配布等の啓発活動を実施しました。

イ 他の自治体と連携した対応の充実

児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせに基づく連携

(こども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室)

- ・ 他の自治体と連携し、適切に他自治体等へのケース移管及び情報提供を実施しました。

ウ 警察や検察と連携した対応の充実

神奈川県警察と児童相談所の児童虐待事案に係る協定書に基づく適切な情報共有

(こども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室)

- ・ 児童虐待事例等について、協定に基づき適切に情報共有を図るとともに、県警と児童相談所の円滑な協力関係を築き、適切に対応しました。
- ・ 警察との連携強化のため、こども家庭センター（中央児童相談所）に神奈川県警からの派遣職員（警察連携・調整担当課長）を配置しました。

施策の方向性7 次年度以降の方向性

地域に向けた普及啓発の取組について関係する団体と連携するとともに、児童虐待の課題への対応策を進めるため、警察などの関係機関や他の自治体と効果的かつ的確に連携を図ります。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進 施策の方向性1 地域での子育て支援の充実 ア 地域の社会資源の有効活用			
地域子育て支援センターの運営	●地域子育て支援センター事業を実施し、地域の子育て支援機能の充実・子育ての不安感等の緩和に努め、子どもの健やかな育ちの支援を図ります。	●親子が安心して遊び交流できる場をつくり、専任スタッフが相談支援等を行う地域子育て支援センター事業を実施し、地域の中で子育てを行う親の不安感の緩和や、子どもの健やかな育ちを支援する体制づくりを進めました。	●引き続き、地域子育て支援センター事業を実施し、親の子育てに関する不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。
ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力の向上	●市内4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の親や、援助活動に理解と熱意のある地域の方々を会員として、児童の預かりの援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進します。	●市民相互が育児に関する援助活動を行うふれあい子育てサポート事業を実施し、地域の中で子育てを行う親を支援する体制づくりを進めました。	●引き続き、ふれあい子育てサポート事業を実施し、安心して子育てを行えるよう、地域の中で子育てを行う親に対する支援を実施します。
子育てグループ等への各種支援及び連携	●地域において、親同士が協力して乳幼児の健全育成活動に取り組む子育て自主グループへ活動費を補助し、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力の向上を図ります。 ●区内で自主的に活動している子育てグループ(フリースペースやサロン)や自主グループの情報を広く広報するとともに、専門職等の派遣などを通じ、継続的な活動を支援し、子育ての支援の連携・拡充を図ります。	●申請のあった子育て自主グループへ活動費補助を行い、乳幼児の健全な成長を支援し、地域の中で子育てを行う力の向上を図りました。 ●各区の子育てガイドブックや様々な機会を通じて子育てグループ等の情報を広報するとともに、専門職等の派遣を行い継続的な活動を支援しました。	●引き続き、地域で親同士が協力して子育てに取り組む子育て自主グループの活動に対する活動費補助や、情報の広報を通じて、地域における子育て力を向上し、継続的な活動に向けた支援を行います。
育児不安・ハイリスク家庭等地域からの情報への適切な対応	●子育て支援に関わる関係機関、団体等とのネットワーク会議を開催し、行政との連携を深め、支援を必要としている子育て家庭が地域で孤立することなく、啓発を含め必要な支援に迅速・的確につながる環境の整備を行います。	●こども支援ネットワークに関する会議と部会等の開催により子育て支援関連団体間の情報共有及び連携協働を図りました。 ●子育て支援関連団体や職員向けの、子育て支援に関する講演会や研修を実施しました。 ●子育て支援関連団体等と協働し、子育て家庭向けの諸行事を開催し、地域の子育て情報の提供や、子育て支援に必要な情報等の普及啓発と世代を超えた区民の交流を図りました。	●人口の増加、子育て家庭の増加が続き、核家族化が進んでいます。育児体験が少なく育児不安等に悩む保護者への支援を実施します。 ●引き続き地域みまもり支援センターによる子育て支援事業の実施、子育て情報の提供のほか、子育て支援団体との協働等により、地域全体による子育て支援を充実していきます。
イ 地域の子育て情報の多様化の推進			
地域みまもり支援センター等関係部署の連携による地域活動への支援	●区における子育てを地域社会全体で支えていくために、地域みまもり支援センターが中心となり関係部署と協議・連携を進め、地域の子育て支援活動の充実を図ります。	●各区役所地域みまもり支援センターが中心となり、子ども・子育て支援に関わる様々な関係部署と意見・情報交換、研修、課題の共有等協議を行い、連携を深めました。 ●関係部署等との連携を活用して、地域の子育て支援活動団体や機関等が情報を共有し、顔の見える関係づくりを構築するなど、地域活動の充実促進につながる仕組みづくりを展開しました。	●各区役所地域みまもり支援センターが地域における子ども・子育て支援の拠点として、地域の実情に即した支援策が展開できるよう、連携体制の一層の強化に取り組みます。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進			
地域の子育て支援機関が実施する地域子育て支援事業への支援	●区内で自主的に活動している子育てサロンや子育てグループ等の情報、活動内容等を広く紹介し、子育て中の区民の参加を促します。また、専門職等の派遣などを通じ、継続的な活動を支援し、子育てグループ等の活動を人的側面で支援します。	●区内で活動している子育てサロンやグループの情報を区役所内掲示板に掲示したり、子育て講座参加者等にチラシを配布し、参加を促しました。また、区内子育てサロン等への職員派遣や支援者向け研修を実施し、スキルアップと円滑な運営支援を行いました。	●区内子育てサロンや子育てグループ等への支援体制を強化し、専門職の派遣の実施と併せて保育・子育て総合支援センターの研修スペースを活用して、地域の子育て支援の充実を進めます。
地域みまもり支援センターによる地域の子育て情報の収集・発信	●地域みまもり支援センターや関係機関等との諸会議を通じ、様々な地域の子育て情報を収集するとともに、子育て家庭のニーズに応じて、様々な情報を多様な媒体を活用し、的確に提供します。	●地域みまもり支援センター内での会議の他、子どもに関わる市民や関係機関で情報や場、機会を共有化するためのネットワーク会議などで情報の収集と的確な提供を実施しました。	●地域みまもり支援センター他、関係各所とのネットワークを通じ情報の収集、エリア特性やニーズを考慮した媒体の活用を実施し、的確な情報提供をします。
施策の方向性2 虐待の発生予防策の推進			
ア 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進			
母子健康手帳交付時等における相談支援の充実	●母子健康手帳交付時に妊婦の相談を受け、母子保健サービスの情報提供や、安全・安心な妊娠期を過ごせるよう相談支援の充実を図ります。	●各区に母子保健コーディネーターを設置し、母子健康手帳交付時に面談を実施して、妊娠・出産・育児に関する情報提供や相談支援を実施しました。	●母子健康手帳交付時に全数面談を実施することで、支援の必要な方を早期に把握し継続的な支援の充実を図ります。
妊婦健康診査受診率の向上のための取組の推進	●妊娠期や出産直後の時期を安全・安心に過ごすため、妊婦健康診査について広報を進めるとともに、妊産婦への支援を充実します。	●母子健康手帳交付時の全数面談やホームページを活用し、妊婦健康診査の補助券の利用案内や受診勧奨を行いました。	●引き続き、医療機関等関係機関と連携し、妊婦健康診査等関係機関で把握した妊婦や産婦の相談支援を推進します。
乳児家庭全戸訪問事業等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握	●こんにちは赤ちゃん訪問や新生児訪問等、乳児家庭全戸訪問事業を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。	●長期里帰りや入院等で訪問が困難な世帯を除く、ほぼ全ての家庭に対して乳児家庭全戸訪問を行い、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、対象者の支援ニーズに合わせて相談機関等の情報提供を行いました。	●乳児家庭全戸訪問事業を通して、地域の子育て情報や相談機関等を提供することで子育て家庭の孤立化を予防するとともに、支援ニーズの把握に努めます。
産後ケア事業による早期相談支援の実施	●産科医療機関から退院直後の母子の心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業を実施し、必要な保健・福祉サービスの提供及び必要に応じた個別支援を行います。	●産後ケア事業において、宿泊型・訪問型・日帰り型を実施しました。出産後より早期に支援の必要な家庭を把握し、地域みまもり支援センター等関係機関による継続的な支援を実施しました。	●引き続き産後ケア事業を実施することにより、退院から産後4か月までの母子の心身のケアや育児支援を行うことで、育児不安の軽減や休息の場の確保ができるよう、支援の必要な家庭の把握と支援の充実を図ります。
イ 妊娠期に必要な知識の普及啓発及び保健教育の推進			
母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じた普及啓発の推進	●母子健康手帳交付時面接での情報提供内容を充実するとともに、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて、普及啓発を推進します。	●母子健康手帳交付時やその他母子保健事業の場において、チラシの配布等により健やかな妊娠・出産・育児に係る知識・情報の普及啓発を実施しました。	●母子健康手帳の掲載内容を充実するとともに、母子保健事業を通じて健やかな妊娠・出産・育児に係る情報の普及啓発を推進します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
	妊婦健康診査事業及び周産期の相談支援の充実	●妊婦の健康状態を確認し、胎児及び乳児の発育状態、疾病等の予防や早期発見など、母と子の健康増進を図るとともに、産前・産後における母親の悩み事等への相談支援の充実を図り、安全・安心な妊娠期を過ごせるように支援します。	●妊婦健康診査で把握した支援の必要な妊婦や産婦について、医療機関等関係機関と連携しながら周産期の相談支援を実施しました。	●引き続き、妊婦健康診査で把握した支援の必要な妊婦や産婦について、医療機関等関係機関と連携しながら周産期の相談支援を実施します。
	妊婦・育児に関する学習・実習の機会の提供	●地域みまもり支援センター等において両親学級（プレパパ・プレママ教室）を実施し、妊娠・育児に関する学習・実習の場を提供します。	●妊娠期からの仲間づくりや父親の育児参加の促進に向け、各区地域みまもり支援センターで実施している両親学級、また就労中の妊婦とそのパートナーのニーズに応えるため、市看護協会による土曜開催のプレパパ・プレママ教室や市助産師会による日曜開催の両親学級を実施しました。 ●新型コロナウイルス感染症の影響により、両親学級については、一時中止しましたが、オンラインでの開催や人数の制限、回数の増加などの工夫をして実施しました。また、参加できなかった方へは個別での支援を行いました。	●子育てに関する学習・実習の場を提供することで育児に関する意識を高めるとともに、子育て家庭の孤立化を防ぐ仲間づくりの場を提供します。また、オンラインでの開催を継続します。
	小・中・高等学校等での思春期保健相談の実施	●地域みまもり支援センターと小・中・高等学校等が連携して、子どもや保護者を対象に思春期からの保健教育の充実に努めます。	●地域みまもり支援センターと市内の小中学校や高等学校等と連携し、思春期に特有の心や体の特徴、性の問題、感染症などをテーマに思春期保健指導を実施しました。	●地域みまもり支援センターと学校等が連携し、子どもの発達段階に応じた思春期保健指導を実施するとともに、思春期からの母子保健の普及啓発に努めます。
ウ 児童虐待防止に向けた普及啓発				
	民生委員児童委員・主任児童委員等関係機関と連携した啓発活動の実施	●関係機関等と協働しながら啓発活動の充実に向け、児童虐待防止について市民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む市民の意識を高めます。 ●オレンジリボンたすきリレーやコンサート等、児童養護施設や各種団体等と協力して、児童虐待防止に向けた普及啓発活動を進めます。	●11月を中心としたオレンジリボンキャンペーンでは、関係機関と協働し、各種イベントへの来場者への啓発活動、川崎フロンターレホームゲームでの啓発物品の配布を行いました。 ●オレンジリボンたすきリレーについては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により中止としましたが、オレンジリボン・ファミリーカップ（フットサル大会）については感染対策や開催方法を見直した上で実施しました。また、啓発用のアニメーション動画による広報について拡充しました。	●子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や、自立等を保障される権利を有するなど、児童福祉法の理念を含め、地域住民や子どもの福祉に関わる者の意識の向上を図るため、新たな生活様式も踏まえ、より多くの市民が関心・理解を深めるための効果的な啓発物品や啓発活動手法の検討を進めます。
施策の方向性3 早期発見・早期対応の充実 ア 母子保健事業からの早期把握と推進				
	要支援妊婦の把握と継続的支援体制の充実	●妊婦健康診査を実施する医療機関と連携を強化し、要支援妊婦を早期に把握し継続的な支援体制を充実します。	●市内を3ブロックに分け産科医療機関等連携連絡会を実施し、妊婦健康診査等を通じ把握した支援の必要な妊産婦について、より早期に支援できるよう産科医療機関等と連携しました。	●妊婦健診及び分娩を取り扱う医療機関等との連絡会を実施し、連携の更なる強化や、支援の必要な妊産婦への支援体制の充実を図ります。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進			
乳児家庭全戸訪問事業の推進	●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問・新生児訪問・未熟児訪問）を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。	●乳児家庭全戸訪問事業を実施し、支援の必要な家庭を把握するとともに、地域や相談機関等の情報提供を行い、子育て家庭の孤立化を予防する支援を行いました。	●引き続き、出産後なるべく早い時期に訪問することで子育て家庭と地域や相談機関とのつながりをつくり、切れ目のない支援を実施することで孤立化を防ぐ支援を推進します。
乳幼児健康診査受診率の向上	●乳幼児健康診査や育児相談を通して、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、乳幼児健康診査の受診率向上を図ります。	●子どもの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、全ての対象者への個別通知及び未受診者へのフォローを行い、乳幼児健康診査の受診率向上に努めました。 ●新型コロナウイルス感染対策として、健診の回数を増やして1回当たりの対象者人数を減らす、健診会場での滞在時間を短くするなどの工夫を行いながら健診を継続しました。	●引き続き、感染対策を行いながら実施し、子どもの虐待や発達障害の早期発見・早期治療につながるよう、周知や未受診者への支援を行い、受診率向上を図ります。
乳幼児健康診査未受診者へのフォローの実施	●乳幼児健康診査や育児相談を通して、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、健診の未受診者に対する受診勧奨及び成長発達状況の把握などを行います。	●乳幼児健康診査事業において、健診未受診者に対して電話や訪問等により乳幼児の養育状況を確認するとともに、受診勧奨を実施しました。	●健康診査の未受診が虐待のリスクであることを踏まえ、受診勧奨及び乳幼児の発達状況の確認を行うとともに、支援について多職種による連携を推進していきます。
乳幼児健康診査事業における委託医療機関との連携の充実	●乳幼児健康診査を委託医療機関と連携して実施することにより、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう相談支援の場としての機能を充実します。	●かかりつけ医で乳幼児健康診査を受診することで、継続的な成長・発達の評価ができ、虐待や発達の問題に対応できるよう、医療機関と連携し、支援の必要な乳幼児とその家庭への継続的な相談支援を実施しました。	●支援の必要な乳幼児とその家庭へ継続的な支援ができるよう、引き続き委託医療機関と連携していきます。
支援を必要とする家庭への養育支援訪問の実施	●子どもへの虐待を未然に防止するため、乳幼児健診時や家庭訪問等において、養育支援の必要な対象を早期に把握し的確にフォローする体制を充実します。 ●虐待等の問題を抱える家庭に対し、子育て相談・支援を通して児童虐待の発生・再発の防止を図るため、児童福祉に理解と熱意のある母子訪問支援員を派遣します。	●乳幼児健診や家庭訪問等において、支援の必要な家庭を把握し、継続的な支援を実施しました。 ●虐待の発生、再発防止のため専門職等による養育支援訪問を実施しました。	●乳幼児虐待の発生・再発の防止を図るため、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、保健師等専門職が保健指導を行う専門支援訪問や育児支援を行う家庭支援員による養育支援訪問を実施します。
イ 病院・保育所・幼稚園・学校等の連携による早期発見・早期対応			
要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携強化	●医療機関や児童の所属する機関との連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、要保護児童等の情報共有の充実を図ります。	●各区役所において要保護児童対策地域協議会代表者会議、こども支援ネットワークに関する会議等の開催により、子育て支援関係団体・機関と行政間で、相互の役割や機能の情報共有や理解を深め、地域における要支援家庭の早期発見・対応の充実を図りました。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会の運営方法について、区役所及び児童相談所職員による庁内ワーキング等で検討を行いました。	●核家族化や地域での人間関係の希薄化の進行により、子育て家庭の孤立感、育児不安感や負担感が増大してきており、虐待相談や通告件数も増加している状況です。今後も各区役所地域まもり支援センターにおいて、継続して関係機関や関係部署等の連携強化に取組みます。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会について運営方法を見直すとともに取組内容の検証を行います。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
	川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)における児童虐待対策の推進	●市内の中核的な医療機関を中心とした川崎市児童虐待防止医療ネットワークにおいて、医療機関における児童虐待対策委員会の設置・運営の充実を進めるとともに、医療機関等との連携などについて協議し、児童虐待対策の推進を図ります。	●川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)全体会を2回、幹事会を3回、MSWのミーティングを3回開催しました。全体会においては「性的虐待対応」について研修を行う等、市内医療機関の連携強化を進めました。	●川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)活動を通じて、医療機関と児童相談所の役割の理解をさらに深め、連携強化を図り、双方の児童虐待対応力を向上させます。
	川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用	●「川崎市児童虐待対応ハンドブック」や各種マニュアルなどを活用し、児童の所属する機関における対応の充実と連携した取組の強化を図ります。	●子どもを守る地域支援ネットワークである要保護児童対策地域協議会の理解等について内容を充実させた「川崎市児童虐待対応ハンドブック(第4版)」を、関係機関に配布・周知したうえで、ハンドブックの活用に関する取り組みを進めました。	●虐待相談や通告件数が増加する現状において要保護児童対策地域協議会での適切な情報管理、共有が重要となっていることから、「川崎市児童虐待対応ハンドブック」を配布・活用し、より多くの関係機関に配布・周知し要保護児童対策地域協議会の活用も含めた機関連携の強化を進めます。
ウ 虐待通告への迅速かつ的確な対応・支援				
	「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践	●児童相談所及び地域みまもり支援センターにおける虐待通告・受理も含めた「児童家庭相談援助」業務における、共通リスクアセスメントツールの活用やケース進行管理手法を検討し、効果的な支援を実践します。	●児童相談所と区役所地域みまもり支援センターでの児童虐待の相談・通告の受理ケース管理は、共通のアセスメントシートの活用などを行い、適切に管理を行いました。 ●令和3年度区役所での虐待相談・通告件数は1,802件でした。 ●令和3年度児童相談所での虐待相談・通告件数は4,030件でした。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会の運営方法について、区役所及び児童相談所職員による庁内ワーキング等で検討を行いました。	●引き続き、共通のリスクアセスメントシートを活用し、児童相談所と地域みまもり支援センターが連携を図りながら、適切な判断・支援を行います。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会について運営方法を見直すとともに取組内容の検証を行います。
	要保護児童対策地域協議会連携調整部会、個別支援会議での児童相談所及び地域みまもり支援センター等関係機関による情報共有・適切な支援方針の確認	●個別の支援ニーズに適切に対応するために、関係機関の円滑な連携・協力の確保を目的に、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。	●連携調整部会は各区要保護児童対策地域協議会実務者会議の中に位置づけられ、ケース進行管理台帳等資料をもとに「新規登録、終結、状況変化のあるケース」について毎月行い、全数確認を年3回行いました。また、運営方法の見直しについて検討を行いました。 ●全市連携調整部会開催回数 合計84回(12×7区) ●個別支援会議を681回開催し、子どもの状態及び養育状況と支援方針の共有、重症度確認、主担当、役割分担を協議しました。 ●平成28年度から、各区要保護児童対策地域協議会において、学識者等によるスーパーバイズを活用しています。	●各区役所でのスーパーバイザーを引き続き活用するなど、ケース進行管理を実施するとともに適宜適切に個別支援会議を実施します。また、連携調整部会、個別支援会議の開催回数、状況等を各区実務者会議に報告し、地域の関係機関の更なる協力を得ていきます。 ●関係機関との連携を強化するとともに、要保護児童対策地域協議会連携調整部会について運営方法を見直すとともに取組内容の検証を行います。
エ 地域の見守り体制の構築・充実				
	こんにちは赤ちゃん事業を通じた地域での見守り体制の充実	●民生委員児童委員等地域の支援者による、こんにちは赤ちゃん事業を実施し情報提供を行うことで、出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。	●地域の支援者による訪問により地域とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するためにこんにちは赤ちゃん事業を実施しました。	●地域の支援者によるこんにちは赤ちゃん事業を通じて、より早期に地域とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに、地域でのみまもり体制を推進します。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進			
こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修、連絡会の開催	●こんにちは赤ちゃん事業に係る訪問員に対する研修や連絡会を適切に実施することで、こんにちは赤ちゃん事業による子育て家庭への支援を効果的・効率的に行います。	●各区地域まもり支援センターにおいて、支援に必要な知識・技能を習得するため、こんにちは赤ちゃん事業に係る訪問員に対する研修及び連絡会を実施しました。	●身近な近隣で子育てを支える環境づくりと子育て家庭への支援を効果的に行うために、こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修会と連絡会を実施します。
オ 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実			
全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有	●「子どもを守る地域ネットワーク」(児童福祉法第25条の2)として、全市レベル及び各区レベルにおいて、児童虐待に係る関係機関等による会議を開催し、要保護児童・要支援児童・特定妊婦の早期発見や適切な保護について、情報や考え方を共有し、適切な連携を図ります。	●代表者会議(年2回:書面開催)は、関係機関の活動状況報告、実務者会議の活動状況報告及び「要保護児童対策協議会」に関するアンケート調査結果報告等を実施しました。 ●各区実務者会議代表者部会(年1～6回)は、地域協議会の年間活動方針の策定や各種研修及び啓発活動を企画・実施しました。 ●各区実務者会議連携調整部会(毎月)は、区役所関係職員及び児童相談所によりケース進行管理(ケース状況、主担当機関、重症度等の確認作業)を行いました。 ●個別支援会議は、地域まもり支援センター及び児童相談所ケース担当者等による個別会議を計681回開催し、個別ケースごとに関係機関担当者によるケースカンファレンス(情報交換、支援方針確認、役割分担)を行いました。	●要保護児童対策地域協議会において、市や区の現状や課題、虐待対応に関する取組等について地域の関係機関等への周知を丁寧に行うとともに、区実務者会議における、関係機関との連携をさらに強化します。 ●学齢児への支援の充実を図るため教育・福祉・地域の関係機関等との情報共有を強化するとともに、警察等との連携の更なる充実を図ります。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会について運営方法を見直すとともに取組内容の検証を行います。 ●区役所及び児童相談所、関係機関の更なる連携強化を図り、きめ細やかな対応と個別支援を実施します。
施策の方向性4 専門的支援の充実・強化 ア 児童及び保護者に対する支援			
スーパーバイズ(SV)等を活用した適切かつ専門的な支援の推進	●児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーによる定期的なSVを活用することにより、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施します。	●児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーによるSVを受け、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施しました。	●児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーによる定期的なSVを活用することにより、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を行います。
関係機関の連携による専門的な支援の充実	●関係機関(区役所、児童相談所、児童養護施設、里親及び医療機関等)との適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。	●児童相談所の法的権限と専門性を活かした適時適切な対応を行うとともに、各区役所地域まもり支援センターをはじめとする各関係機関との連携を図りながら児童の自立支援計画を策定し、児童養護施設・里親等との支援方針の共有及び役割分担の明確化を図り、児童及び保護者との関係調整を進めました。	●児童相談所、区役所地域まもり支援センター、学校、児童養護施設、里親、児童家庭支援センター等が各々の専門性に基づく連携から、児童及び保護者へ適切な支援を実施できるよう、更なる専門性強化と連携強化を進めます。
児童に対する支援の向上のための児童相談所一時保護所の運営の適正化	●多様な背景を持つ児童を適切に受け入れ、子どもの権利の保障に努めながら一時保護所を運営します。また、第三者評価の導入を進め、運営の適正化を図ります。	●一時保護所ガイドラインに基づき子どもの最善の利益のための支援を実施しました。	●一時保護所ガイドラインを基本とし、日常的な一時保護所の運営及び児童に対する適切な支援を引き続き実施します。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進 イ 専門職の協同による困難ケースに対する適切な対応			
児童相談所と地域みまもり支援センター 各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践	●各区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所及び保健所機能)の法定サービスを通じて把握した情報や窓口業務・相談業務から把握した情報等から児童や家族の支援ニーズを適切に把握し、組織的な判断に基づいて多職種協働による効果的な支援を展開します。 ●児童相談所と各区役所地域みまもり支援センターとの適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。	●地域みまもり支援センターの多職種の専門性を活かした多面的なアセスメントに基づく相談支援を実施しました。(全区での児童相談受付件数:2,796件) ●複雑かつ困難なケースへの対応については、主担当機関が中心となり、要保護児童対策地域協議会の個別支援会議等により地域みまもり支援センター、児童相談所及び関係機関が連携し、情報共有や役割分担を行いつつ支援を行いました。 ●児童相談所は緊急受理会議や所内会議において多職種の専門職による総合的なアセスメントを実施し、組織的な判断に基づく適切な支援を実施しました。また、児童精神科医師、保健師、弁護士等専門職の協働及び総合リハビリテーション推進センター等関係機関との連携により、児童及び保護者への支援を実施しました。	●核家族化や地域での人間関係の希薄化の進行により、子育て家庭の孤立感、育児不安や負担感が増大してきており、虐待相談や通告件数も増加している状況があり、今後も迅速に対応するため、地域みまもり支援センターを中心に区役所内の情報共有・連携がスムーズに行える体制を整えます。 ●地域みまもり支援センターの職員がそれぞれの職種の「強み」やスキル等を相互に理解した上で連携した支援を行うことが必要であり、「児童家庭相談援助・児童虐待対応実務マニュアル」等をもとに、支援事例を積み重ねながら、組織的な判断力を高めめます。 ●児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に対して適切に対応するため、法的対応力、相談援助技術等、専門性の更なる強化を進めます。
ウ 児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化			
児童相談所における児童家庭相談援助の適切な実施	●児童家庭相談に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく義務研修及び専門研修を実施します。 ●改正児童福祉法及び児童相談所運営指針に基づき、法的対応を見据えた相談支援体制の充実・強化について検討します。	●児童福祉法に基づく、義務研修を実施するとともに、外部の専門機関等が実施する研修に職員を派遣し、資質向上に努めました。 ●専門的スキルの向上のため、引続き研修の充実に図ります。 ●法的対応強化のための調整等を弁護士職員とともに行いました。	●児童虐待相談を含む各種相談に対して適切に対応するために、児童家庭相談援助・児童虐待対応実務マニュアルを活用するとともに、研修実施による相談支援スキルや専門性の向上を図ります。 ●各区役所地域みまもり支援センター及び児童相談所において、多職種協働による組織判断がスムーズに行えるよう事例の積み重ねを行うことにより、組織的な判断力の更なる強化を進めます。
各区役所地域みまもり支援センターにおける児童家庭相談援助の適切な実施	●児童家庭相談に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく義務研修及び専門研修を実施します。 ●市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)に基づき、組織的な業務の蓄積・評価による相談支援体制の強化について検討します。	●区役所地域みまもり支援センターにおいては、各職種の専門性を発揮し他機関と役割を確認しながら区内の児童及び家庭への個別的な相談、支援を一元的に対応しました。 ●日常業務から様々な相談ニーズを把握し、組織的な判断に基づく支援方針の検討及び担当者等の設定等を行い、その後の支援経過の進行管理を行いました。	●児童虐待相談を含む各種相談に対して適切に対応するために、児童家庭相談援助・児童虐待対応実務マニュアルを活用するとともに、研修実施による相談支援スキルや専門性の向上を図ります。 ●各区役所地域みまもり支援センター及び児童相談所において、多職種協働による組織判断がスムーズに行えるよう事例の積み重ねを行うことにより、組織的な判断力の更なる強化を進めます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
	児童相談所・一時保護所の機能等の検討	●国の新たな社会的養護のあり方に関する検討会における児童相談所・一時保護所改革の議論を踏まえ、本市における児童相談所・一時保護所の機能のあり方、運営体制等について検討を行います。	●児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)に基づく体制強化について検討を行いました。 ●中部児童相談所の改築に向けて、基本設計及び仮設相談所の整備、北部児童相談所の増築とこども家庭センターの改修に向けた設計を実施しました。	●平成30年12月に国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」に沿った体制整備を進めます。 ●一時保護件数の増加や恒常的な定員超過を受け、ハード・ソフト両面から、子どもの権利擁護を実現するための体制整備を進めます。
エ 効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の充実				
	児童相談所間及び区役所間、また児童相談所と区役所間でのネットワーク化による情報共有の促進	●児童相談所においては、進行管理ソフトを利用していますが、情報の迅速な共有を図るためにも、ネットワークシステムの導入を進める必要があるため、新たな児童相談に係るシステムの導入について検討するとともに、各児童相談所及び各区役所地域みまもり支援センターにおける確実なケース進行管理を図ります。	●平成31年3月から運用を開始した児童相談所と区役所地域みまもり支援センターをネットワークでつなぐ「児童相談システム」を活用し、ケース進行管理を適切に行いました。	●引き続き、「児童相談システム」を活用し、ケース進行管理の適切な運用を行います。
	「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践	●各区役所地域みまもり支援センターにおける適切なケース管理の実施に向けた検討、地域みまもり支援センターと児童相談所間での迅速かつ効率的な情報共有の仕組みの検討を行います。	●地域みまもり支援センターにおける個別相談について、児童家庭相談援助・児童虐待対応実務マニュアルに基づき、適切にケース管理を実施しました。	●全市で統一したケース管理手法に基づく対応の充実を図るとともに、児童福祉法の改正趣旨に沿うよう適宜見直しなどを行います。
オ 総合的なアセスメントの強化				
	共通リスクアセスメントツールの活用と適切な支援の実施	●共通リスクアセスメントツールの活用を推進するとともに、必要な改正等を行い、総合的なアセスメント機能の強化を図り適切な支援を実施します。	●要保護児童対策地域協議会の連携調整部会等や、個別への支援経過の中でツールを活用し、児童相談所及び地域みまもり支援センター等関係機関間でリスクを共有し、適切に支援を実施しました。	●共通リスクアセスメントツールの活用状況について検証し、必要に応じた見直しを行います。
	児童相談所における組織的アセスメントの実施	●専門機関である児童相談所における緊急受理会議、所内会議等において、弁護士による法的な視点を含め、総合的・複合的なアセスメントを実施します。	●児童相談所の緊急受理会議、所内会議において、各種専門職の専門的視点や弁護士の法的な視点による、総合的・複合的なアセスメントを実施し、組織的な判断および対応を行いました。	●児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に適切に対応するため、各種専門職による総合的・複合的なアセスメント機能を更に充実させます。
	地域みまもり支援センターにおける組織的アセスメントの実施	●地域みまもり支援センターで実施するケース検討会議や緊急受理会議等を通じて、多職種協働による多面的・総合的なアセスメントを実施します。	●各区役所地域みまもり支援センターで行うケース検討会議や児童虐待の通告受理等による緊急受理会議において、多職種専門職の専門性を活かし、総合的なアセスメントを実施しました。	●会議にて多職種による多面的・総合的なアセスメントを効果的に行うためには、各職種の「強み」やスキル、知識等の相互理解が必要です。また、引き続き支援事例を積み重ねることで、組織的な判断力を高めていきます。 ●各区役所地域みまもり支援センターが開催する、区要保護児童対策地域協議会においてスーパーバイザーによる助言を得る仕組みを継続し支援の充実につなげていきます。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進 カ 各種専門機関・専門家との連携の強化			
療育、障害・教育部門と連携した総合的相談支援体制の推進	●区役所、療育センター、学校等関係機関と連携した総合的な相談支援体制の推進を図ります。また、必要に応じて精神保健福祉センター、障害者更生相談所、医療機関などの専門機関・専門家と連携した対応を図ります。	●在宅支援、措置児童支援において、児童精神科医師、総合リハビリテーション推進センター等関係機関との協働により、保護者支援を実施しました。 ●総合リハビリテーション推進センターのPT(理学療法士)、OT(作業療法士)、ST(言語聴覚士)等医療専門職を中心に療育センター、学校等関係機関と連携し、障害児等への支援を実施しました。	●多様な相談内容に対し適切に対応するため、療育・障害・教育関係機関との連携強化に引き続き取り組みます。
施策の方向性5 人材育成の推進 ア 専門職の育成に関わる研修等の充実			
新規採用職員等に対する児童相談業務研修の実施	●児童相談所及び地域みまもり支援センター双方に求められる業務上の知識や技術、業務形態等を相互に理解できる研修を実施し連携を強化します。	●児童相談所においては、新任研修をはじめ、専門機能強化研修、外部派遣研修等を年間で計画・実施しました。 ●区役所地域みまもり支援センターでは、児童相談所新任研修及び専門機能強化研修に参加しました。	●児童相談所及び地域みまもり支援センターの新任職員研修をはじめ、専門的な研修の実施し、それぞれに求められる役割等を理解することにより更なる連携を強化に引き続き取り組みます。
専門職機能の強化・実効的な多職種協働を実践するための研修の実施	●市民ニーズの複雑化、多様化に対応し、各専門職が期待される役割や支援スキルを発揮し、必要なケースに効果的なチームアプローチを実践できるようにするための研修を実施します。	●支援スキルの向上を目的として、区役所地域みまもり支援センター職員も対象として、外部への派遣研修や専門機能強化、虐待対策研修を実施しました。 ●要保護児童対策地域協議会調整担当者研修を対象職員が受講するとともに、児童相談所新任研修について、区役所地域みまもり支援センター職員も受講しました。	●地域みまもり支援センターにおいて児童虐待に係る支援スキルの向上が図られるよう研修を実施する必要があります。また、児童相談所及び区役所地域みまもり支援センターで実施している研修や検討会などへの参加を推進します。
各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTの実践	●専門職は、職場・職種ごとに専門性の維持・向上のための取組が求められることから、各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTを活用し、職員自身が主体的に自己の能力開発に取り組む環境整備を図ります。	●局別人材育成計画に基づき、各局・区での人材育成を推進しました。 ●全庁共有の取り組みである人材育成シート、育成担当者、OJTノートを活用した各職場での人材育成、OJTを推進しました。 ●児童相談所が実施する各研修に各区地域みまもり支援センター職員も参加し、知識や技術等の習得に努めました。また、児童相談所と区の職員がグループワークを通して事例検討を行うなど、知識や技術の習得だけでなく、連携強化につながる取組も行いました。	●児童家庭相談、要保護児童対策地域協議会などの区役所業務への職場・職種ごとの研修を実施します。 ●外部派遣研修、ペアレントトレーニング等専門研修の受講記録を管理し、効果的な人材育成を進めます。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進			
イ 専門職の長期的な人材育成のしくみづくり			
「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく人材育成の推進	●社会福祉職、心理職、保健師等については、各領域に求められる役割や専門性が高度化・複雑化しており、「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」を着実に推進します。	●社会福祉職・心理職・保健師については、人材育成プログラムに従い人材育成の取組を推進した。キャリアシート、人材育成記録、キャリアラダーを作成するとともに職種での共通シート・分野別シートで職務や必要なスキルを明確化し、それぞれの目標に対し、具体的な実践等に取り組みました。 ●新任研修や育成担当者研修等を実施し各階層で習得する知識やスキルの向上を図りました。 ●児童相談所人材育成検討委員会を設置し、児童相談所の専門職の資質向上を図る方策を検討し、児童相談所人材育成計画を策定しました。	●キャリアラダー、キャリアシートを活用した効果的な育成面談の方法を検証し、引き続き内容の充実に向けた検討を行います。 ●行政課題に対応できる専門職を育成する研修内容を企画・実施します。 ●区役所における児童家庭相談支援体制のあり方の検討を踏まえて、児童家庭相談における人材育成の視点も踏まえたジョブローテーション及び人材育成方針の策定について検討を行います。
「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく計画的なジョブローテーションの実施	●広範な知識や技術を有した資質の高い専門職を育成するため、個々の職員のスキルや経験を適正に判断し計画的なジョブローテーションを推進します。	●保健・医療・福祉の人材育成面接では、中・長期的目標において専門職として目指す人物像や今後経験を積みたい分野を育成担当者と相談・確認し、人材育成記録を作成しました。人材育成記録等を所属長に報告するとともに、所属による人材育成、ジョブローテーション検討への一つの資料として活用しました。	●個々の専門職が作成する人材育成シートやキャリアシートが有効にジョブローテーションに活用していきます。 ●区役所における児童家庭相談支援体制のあり方の検討を踏まえて、児童家庭相談における人材育成の視点も踏まえたジョブローテーション及び人材育成方針の策定について検討を行います。
ウ 関係機関における人材育成			
要保護児童対策地域協議会を活用した研修の充実	●要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議等を中心とした研修を実施し、児童虐待に係る専門知識の向上やスキルアップを目指します。	●各区実務者会議で事例検討会やグループワークによる事例検討会を開催し知識、スキルを高め、各機関同士の業務や役割を理解しあう機会となりました。 ●要保護児童対策地域協議会調整担当者研修をはじめ各研修を行いました。	全市代表者会議では、各機関における具体的な取組状況の共有を充実させていきます。 ●実務者会議においても、区の特性を活かした研修、事例検討を企画・実施していきます。 ●各関係機関職員と各専門分野の職員がお互いの機能や役割を十分に理解できるような研修を充実させていきます。
施策の方向性6 社会的用語・自立支援の充実			
ア 児童養護施設等における家庭的養育の推進			
児童養護施設等への運営支援	●児童養護施設等において家庭に近い環境での養育が適切に実施されるよう関係部署と連携しながら関係法令や通知等に基づき助言指導や権利擁護に関する啓発等を実施します。また、児童の処遇向上のための運営経費の支弁などにより支援の充実を図ります。	●施設での家庭的養育の推進に向け、職員配置の充実や児童の支援の向上に向けた経費を支弁するとともに、施設運営における情報提供や助言指導等を実施するなど施設運営に関する支援を実施しました。	●施設での家庭的養育の推進に向け、引き続き職員配置の充実や施設運営における情報提供や助言指導等を実施します。
児童家庭支援センターによる子育て相談の実施	●市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、区役所や児童相談所と連携を図りながら、身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする子どもや、その家庭からの相談に対する支援を実施します。	●市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、支援を必要とする児童や家庭からの相談を受けました(3,679件)。	●身近な地域における専門的な相談支援機関として、児童家庭支援センターにおける相談・支援の取組を進めます。
子育て短期支援事業の推進	●保護者の出産により養育者が不在となる場合や子育てにおける行き詰まりなどレスパイト(休息)が必要な場合に、宿泊を伴う短期間、お子さんを預かる(ショートステイ事業)ことにより子育て支援を行います。	●市内4か所の児童養護施設、2か所の乳児院において、ショートステイ事業を実施しました(1,456件)。	●地域における育児不安の高まりや、保護者の精神疾患などによる家庭の育児力低下への取組みとして、子どもを預かるショートステイ事業を進めます。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進			
イ 里親制度の推進と里親支援の充実			
里親制度及び特別養子縁組制度の普及啓発	●里親制度及び特別養子縁組制度の社会的認知度の向上を図るため、普及啓発や制度説明等の取組を推進します。	●ポスター・チラシ等の配布・掲示のほか養育里親に関する集合型説明会を年13回、養子縁組里親に関する集合型説明会を年1回実施したほか、随時個別での説明に対応するなど、普及啓発や制度説明に関する取組を推進しました。	●里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及啓発を推進するなど、里親制度の社会的認知度の向上に向けた取組を進めます。
養育里親、専門里親、養子縁組里親の新たな担い手の確保	●要保護児童を家庭で養育することができる環境を整えるため、養育里親、専門里親及び養子縁組里親の登録数の増加に向けた取組の充実を図ります。(里親登録数平成29年度133世帯平成33年度145世帯以上)	●ポスター・チラシ等の配布・掲示のほか養育里親に関する説明会を年13回、養子縁組里親に関する説明会を年1回実施するなど里親の担い手確保に向けた取組を推進しました。(令和3年度末の里親登録数 197世帯)	●里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及啓発を推進するなど、里親登録者の確保に向けた取組を進めます。
ふるさと里親事業の推進	●児童養護施設等に入所している児童が、児童相談所による研修等を経た一般家庭の方が登録を行う「ふるさと里親」に短期間宿泊し、家庭的雰囲気を感じてもらうことで児童の福祉増進及び里親委託の推進・制度の普及啓発を図ります。	●説明会等においてふるさと里親の制度周知を図るとともに、すでに児童の受入れを行っているふるさと里親に対しては、各施設と連携しながらフォローアップを行いました。	●児童養護施設等に入所する児童が家庭環境での生活を経験できるよう、新たな担い手の確保に向けて制度周知を図るとともに、引き続き各施設と連携しながら制度活用を推進していきます。
多様な主体と連携した里親支援の充実	●要保護児童を家庭環境で養育する里親を支援するため、及び里親養育技術向上のための研修会を実施するとともに、乳児院・児童養護施設・NPO法人・里親会等多様な主体と連携した里親支援事業を一層推進します。	●各乳児院・児童養護施設と連携しながら里親登録に向けた実習の充実や児童の委託後の支援に取組みました。また、フォスタリング機関として、里親のリクルートや研修、児童委託後の支援を民間事業者に委託し、専門性を活用しながら効果的な事業実施を図りました。	●里親の登録から児童委託後の支援まで、各施設やフォスタリング機関と連携し、児童の状況に応じた効果的な事業推進を図っていきます。
ウ 要保護児童の自立に向けた支援			
要保護児童の円滑な社会的自立に向けた支援	●里親家庭や児童養護施設等で養育された児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、措置中の養育の時点から長期的に子どもの自立を見据えた支援を実施するとともに、退所後のアフターフォローの充実を図ります。	●措置中の養育の時点から個々の児童の状況に応じた自立支援ができるよう、学習支援事業、給付型奨学金及び社会的養護自立支援事業を開始しました。	●自立支援のための各施策の確実な周知を図り、児童の状況に応じて適切な支援が実施されるよう関係機関と連携しながら取組を推進します。社会的養護自立支援事業の活用により、退所後の児童へのアフターフォローの充実を図ります。
エ 親子関係再構築の取組の推進			
家族再統合(児童相談所)及び家族支援(地域みまもり支援センター)の充実	●保護者支援の個別プログラムの充実及び家庭復帰に向けたアセスメント強化を図ります。	●福祉、医療、心理職等による多角的な視点からケースの見立て、支援計画策定を実施し、家庭復帰等に向けた適切な支援のため、アセスメント会議における課題の整理等により、家族支援を行いました。 ●区役所地域みまもり支援センターの社会福祉職、心理職、保健師等により身近な場所での家族支援を行いました。	●分離した家族への適切な支援、そうした支援を行える職員の資質向上を通して、児童相談所における家族再統合を推進します。 ●地域みまもり支援センターにおける多職種連携による家族支援を行います。
児童相談所における親子関係再構築支援の推進	●措置解除時における保護者等への相談支援や措置解除後において関係機関が連携して、実効性ある支援を推進します。	●措置解除後の保護者等への支援について、児童相談所職員を対象に研修を実施し、支援技術の蓄積を図りました。	●措置解除時における保護者等への相談支援や、措置解除後において関係機関が連携し取り組む、実効性のある支援を実施します。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進 施策の方向性7 地域・広域連携等の強化 ア 町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等による取組の強化			
民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等の等関係機関との連携充実	●安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した普及啓発活動など様々な施策の展開を図ります。	●川崎市児童虐待対応ハンドブックを配布・活用し、連携強化を進めました。 ●11月の児童虐待防止推進月間を中心に社会福祉協議会施設部会児童・母子福祉施設協議会と協働し、スポーツ観戦に訪れた方へのチラシ配布等の啓発活動を実施しました。	●より多くの関係機関との連携による施策の展開が必要であり、社会資源や特性を活かした施策の展開を検討します。 ●川崎市児童虐待対応ハンドブックを活用し、関係機関との連携を引き続き充実させます。
市要保護児童対策地域協議会調整機関としての円滑な運営	●児童家庭支援・虐待対策室が市要保護児童対策地域協議会調整機関となり、地域みまもり支援センター及び児童相談所との連携支援システムを構築し、一貫性・継続性のある支援に向けた体制を整備します。また、関係機関等との協調した重層的な支援ネットワークを充実させます。	●年2回の要保護児童対策地域協議会代表者会議を通して、各関係機関等の代表者相互の理解と協力・連携関係を深めるとともに、支援のネットワークを円滑に機能させました。また、全区の実務者会議代表を委員とし、区における取組状況を共有し、他の関係機関の取組を共有しました。	●年2回の代表者会議において、行政や関係機関からの報告、各区での実務者会議の実施状況や課題、学齢児支援の充実に向けた学校との連携強化など、より実質的な意見交換の場となるよう、努めてまいります。
地域みまもり支援センターによる要保護児童対策地域協議会実務者会議の円滑な運営及び連携調整部会での定期的なケース進行管理の実施	●各区において要保護児童等の定期的な状況を確認し、支援が途切れることなく適切に進行管理を行うとともに、支援に必要なネットワークを円滑に機能させるために、関係機関相互の役割の理解と実務者レベルでの情報の共有を適切に行います。	●各区役所地域みまもり支援センター地域支援担当が事務局となり毎月、動きのあったケースの情報の共有を行いました。また、4か月ごとに動きのないケースについても確認を行うなど、ケースの進行管理を行いました。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会の運営方法について、区役所及び児童相談所職員による庁内ワーキング等で検討を行いました。	●スーパーバイザーの活用により実務者会議の更なる充実を図ります。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会について運営方法を見直すとともに取組内容の検証を行います。
イ 他の自治体と連携した対応の充実			
5県市(神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市、川崎市)共通ルールに基づく連携	●県内政令市及び市町村の実情に合わせ、要保護児童対策地域協議会の調整機関の間における自治体を越える転居に伴う情報を提供し、支援の中断を防ぎ、虐待の防止を図ります。	●要保護児童等の転居に伴う情報提供(5県市ルール)に基づき、各区の要対協調整機関である地域みまもり支援センターで転出先自治体との間で引継ぎを行いました。また、転入者についても転出元自治体及び児童相談所との間で引継ぎを行っており、それぞれのケースにおいて適切に処理を行いました。	●今後も居所不明児童を含め、要保護児童等の転居に伴う情報提供を5県市ルールを適切に運用していきます。
児童相談所運営指針及び全国児童相談所長申し合わせに基づく連携	●児童相談所運営指針及び全国児童相談所長申し合わせ等に基づき、近隣自治体をはじめとする広域的な連携強化を図ります。	●全国児童相談所長申し合わせ事項に基づき、適切な他自治体等へのケース移管及び情報提供を実施しました。	●児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に対して適切に対応するため、5県市における継続した連携を強化します。
隣接する東京23区との連携の強化	●特別区での児童相談所の設置が可能となったことから、要保護児童等の支援に関わる連携、職員間の連携等包括的な連携を図ります。	●隣接する大田区から、複数年度にわたる、職員の現場実習を受入れました。 ●それぞれの自治体における取組みに関する情報交換を行いました。	●隣接する特別区との連携により、要保護児童の的確で実効性の高い支援の実現や、専門職をはじめとする職員間の研修や情報交換などを進めます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
ウ 警察や検察と連携した対応の充実				
	神奈川県警察と児童相談所の児童虐待事案に係る協定書に基づく適切な情報共有	●虐待事例等について、協定書に基づき適切に情報共有を図るとともに、警察と児童相談所が更なる円滑な協力関係を築き、要保護児童等への支援の充実に取り組みます。	●協定に基づき適切に対応を進めました。 ●警察との連携強化のため、こども家庭センター(中央児童相談所)に神奈川県警からの派遣職員(警察連携・調整担当課長)を配置しました。	●死亡等重篤事例が社会課題になる中、新たに配置した神奈川県警からの派遣職員を中心に児相と警察のさらなる連携を進めます。
	警察及び検察と連携した情報共有	●刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例等については、子どもの心理的負担の軽減及び子どもから聞き取る話の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察の3機関が連携し、協同面接の必要性を含め、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について、協議のうえ実施します。	●検察主催の県内児童相談所の職員も含めた児童三機関連携協議会に参加し、子どもの面接・聴取の取組みを進めました。 ●刑事事件として立件が想定される虐待事案について、児相、警察及び検察の3機関による共同面接を実施しました。	●重篤な虐待事例に関しては、児童相談所、警察、検察の3機関連携による協同面接が必要であり、具体的な事例への対応と並行して、3機関の連携を強めるための協議を進めます。

(2) 第5章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」
の進捗状況

ウ 困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進

困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進

平成 28 年に策定した「子ども・若者ビジョン」においては、平成 27 年に本市で発生した中学生死亡事件を重く受けとめ、痛ましい事件が二度と起こらぬよう、迅速かつ実効的に取り組むべき重点的な課題について、「重点アクションプラン」として位置付け、事件の再発防止・未然防止に向けた取組を進めてきました。

「子ども・若者の未来応援プラン」においても、「重点アクションプラン」を継承し、「子ども・若者を見守り・支える体制の強化」と「複雑困難な課題を持つ子ども・若者や家庭への専門的な支援の充実」を基本的な考え方として、子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくりに向け、6つの施策の方向性を定め、令和3年度は、主に、次の取組を実施し、更なる対策の推進を図ってまいりました。

施策の方向性 1 子ども・若者の居場所の充実

子ども・若者を取り巻く社会環境に配慮し、家庭の中で居場所を見いだすことが困難な子ども・若者に対し、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築に向けた取組を推進しました。

地域の寺子屋事業の推進

(教育委員会事務局：地域教育推進課)

- 地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。

【令和3年度の取組】

- 地域や学校の実情に応じて寺子屋の拡充を進め、令和2年度の65か所から令和3年度は76か所まで着実に増えています。

施策の方向性 1 次年度以降の主な取組の方向性

全小中学校への寺子屋の開講を目指して、地域人材や地域資源の更なる活用を図り、引き続き事業を推進していきます。

施策の方向性 2 地域の見守り体制の強化

地域人材が子ども・若者の健全育成のため地域活動に参加し、日々の活動を通じた見守り体制の強化を図るとともに、学校・家庭・地域社会が連携して子育てや生涯学習のネットワークづくりを推進し、地域の教育力の向上を図りました。

こども110番事業の推進

(こども未来局：青少年支援室)

- こども110番事業を支援することで、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。

【令和3年度の取組】

- 各小学校区等の学校・PTAや町内会等で構成される「こども110番」実施団体にステッカーや手引き等を配布するとともに、「こども110番」災害補償制度を適切に運

営しました。また、小学校1～3年生全員への啓発チラシの配布や書面による情報交換会の開催等、事業の円滑な運営のための支援を行いました。

施策の方向性2 次年度以降の主な取組の方向性

「こども110番」事業を引き続き支援することで、子どもを地域で見守る体制づくりを推進するとともに、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、啓発活動を行い、市民意識の醸成を図ります。

施策の方向性3 安全・安心な地域環境の整備

市民一人ひとりの防犯意識を高め、自主的な防犯活動が充実され、犯罪が起きにくい地域環境づくりに取り組みました。

防犯灯のLED化の推進

(市民文化局：地域安全推進課)

- ESCO事業の実施により、防犯灯の維持管理及び防犯灯の新規設置を推進します。

【令和3年度の取組】

- ・ ESCO事業については、約68,000灯の防犯灯の維持管理を行うとともに、317灯の防犯灯を新設しました。

施策の方向性3 次年度以降の主な取組の方向性

防犯灯LED化ESCO事業については、引き続き、防犯灯の維持管理を行うとともに、地域ニーズが高い新設要望に対応することで、地域の防犯力を高める取組を進め、安全・安心なまちづくりを推進していきます。

施策の方向性4 児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発推進

子ども・若者の生活に日常的に関わる関係機関等が、顔の見える関係の中で児童相談所等の専門機関と迅速に連携しながら支援できるよう、児童虐待・非行・いじめ防止等に関する意識啓発を促進するとともに、家庭・地域と連携した情報モラル教育を推進しました。

児童虐待の早期発見・未然防止の推進

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

- 児童虐待防止センターや児童相談所全国共通ダイヤル（189）などにより、虐待の通報や子育て不安の相談等に迅速かつ適時に対応できる仕組みを構築します。

【令和3年度の取組】

- ・ 児童虐待防止推進月間ポスターを市内幼稚園、保育園、小・中学校などに掲示を依頼し、全国共通ダイヤル189を周知しました。また、市内小・中学校及び高校の児童生徒一人ひとりに、SOSカードを配布しました。
- ・ 神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市と合同で開設している「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を令和3年4月から受付時間を1時間延長するとともに、ポスター、カード、チラシ等を作成し児童及び保護者あてに周知を行いました。

施策の方向性4 次年度以降の主な取組の方向性

川崎市児童虐待防止センターや児童相談所全国共通ダイヤル（189）、かながわ子ども家庭110番LINEなどにより、虐待の通報や子育て不安の相談等が迅速かつ適時に対応できるよう、早期発見・未然防止の取組を継続して実施します。

施策の方向性5 専門的支援ネットワークの構築

支援を必要とする子ども・若者とその家庭を早期に発見し、迅速にニーズに応じた支援が実施できるよう、多職種連携による情報共有及び組織的な対応の強化を図るとともに、スーパーバイザーの活用や医療機関との連携強化により、要保護児童対策地域協議会や個別支援会議の充実を図りました。

地域の医療機関との連携強化 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

- 緊急かつ重症の虐待事例等に対応する市内の小児科及び産科のある中核医療機関を中心に、児童虐待防止のネットワークを強化するとともに、地域の医療機関との連携や医療従事者に対する研修等、児童虐待対策の取組を推進します。

【令和3年度の取組】

- ・ 川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)全体会を2回、幹事会を3回、メディカルソーシャルワーカーのミーティングを3回開催しました。全体会においては「性的虐待対応」について研修を行う等、市内医療機関の連携強化を進めました。

施策の方向性5 次年度以降の主な取組の方向性

緊急かつ重症の虐待事例等に対応する中核医療機関を中心に、児童虐待防止のネットワークを構築するとともに、川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)活動を通じて、医療機関と児童相談所の役割の理解をさらに深め、連携強化を図り、双方の児童虐待対応力を向上させます。

施策の方向性6 専門的な児童支援の充実・強化

児童相談所の体制を強化しつつ、ICTを活用した情報管理と情報共有を通して、各区みまもり支援センターとの連携強化に取り組むとともに、非行防止や犯罪被害防止に向け、児童相談所や教育委員会、児童福祉施設等が連携しながら、各専門機関のノウハウを活用した相談・支援の充実に取り組みました。

民間児童福祉施設による相談・支援の充実 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

- 市内の乳児院及び児童養護施設に設置した児童家庭支援センターを活用し、ネグレクトを背景とした不登校、非行等の相談・支援や育児不安の解消に向けた相談・支援を充実します。

【令和3年度の取組】

- ・ 市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、支援を必要とする児童や家庭からの相談を3,679件受け、専門的な相談支援を実施しました。

施策の方向性6 次年度以降の主な取組の方向性

身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする子どもやその家庭からの相談に対する支援を推進するため、児童家庭支援センターにおける相談支援の充実に取り組みます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進 施策の方向性1 子ども・若者の居場所の充実				
	こども文化センターと老人いこいの家の連携	●こども文化センターと老人いこいの家の連携強化により、多世代が交流する居場所づくりに向けて、更なる取組の推進手法を検討します。	●令和元年度からの新たな指定管理期間において「多世代交流を中心とした地域交流に関する取組」を指定管理業務として仕様書に位置付け、令和3年度についても地域交流に関する取組を幅広く実施しました。	●令和4年度においても引き続き、地域交流に関する取組を幅広く実施していきます。
	こども文化センター・わくわくプラザ職員の資質の向上	●こども文化センター及びわくわくプラザ職員の資質向上のための研修やスキルアップのための取組を進めるとともに、支援が必要な子ども・若者への適切な対応に向けて、地域みまもり支援センター等の関係機関との連携を図ります。	●こども文化センター及びわくわくプラザ職員等を対象に、特別な配慮を要する児童への対応や中高生への対応など計20テーマを研修内容として実施(受講者延べ1,943人)するとともに、利用児童の状況に応じて地域みまもり支援センター等の関係機関と連携を行いました。	●こども文化センター及びわくわくプラザ職員の資質向上のための研修やスキルアップのための取組を進めるとともに、支援が必要な子ども・若者への適切な対応に向けて、地域みまもり支援センター等の関係機関との連携を図ります。
	地域の寺子屋事業の推進	●地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。	●地域や学校の実情に応じて寺子屋の拡充を進め、令和2年度の65か所から令和3年度は76か所まで着実に増えています。	●全小中学校への寺子屋の開講を目指して、地域人材や地域資源の更なる活用を図り、引き続き事業を推進していきます。
	地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築	●家庭の中で居場所をみい出すことが困難な子ども・若者に対して、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築にむけて、検討を推進します。	●家庭の中で居場所をみい出すことが困難な子ども・若者に対して、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築にむけ、子ども・若者総合相談センターや子ども・若者支援地域協議会の設置状況を調査しました。	●家庭の中で居場所をみい出すことが困難な子ども・若者に対して、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築にむけて、引き続き検討します。
施策の方向性2 地域の見守り体制の強化				
	青少年指導員等による取組の推進	●青少年指導員等の地域人材による地域巡回パトロールを支援し、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。	●コロナ禍での青少年指導員等の地域人材による地域巡回パトロールについて、各区の情報共有を行うなど、支援を行いました。	●青少年指導員の充足を図り、資質向上の取組みや地域巡回パトロールを引き続き支援し、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。
	こども110番事業の推進	●こども110番事業を支援することで、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。	●各小中学校等の学校・PTAや町内会等で構成される「こども110番」実施主体にステッカーや手引き等を配布し、「こども110番」災害補償制度の運営を行いました。また、小学校1～3年生全員への啓発チラシの配布や書面による情報交換会の開催等、事業の円滑な運営のための支援を行いました。	●「こども110番」事業を引き続き支援することで子どもを地域で見守る体制づくりを推進するとともに、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、啓発活動を行い、市民意識の醸成を図ります。
	地域の教育力の向上	●地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。	●市子ども会議を開催し、市長への提言を行うとともに、各行政区・中学校区子ども会議の担当者連絡会等を通じて連携を図りました。	●「市子ども会議の開催と各行政区・各中学校区子ども会議との連携」については、引き続き、川崎市子ども会議の推進と、行政区・中学校区子ども会議との連携を進めます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進 施策の方向性3 安全・安心な地域環境の整備				
	防犯灯のLED化の推進	●ESCO事業の実施により、防犯灯の維持管理及び防犯灯の新規設置を促進します。	●ESCO事業については、約68,000灯の防犯灯の維持管理を行うとともに、317灯の防犯灯を新設しました。	●防犯灯LED化ESCO事業については、引き続き、防犯灯の維持管理を行うとともに、地域ニーズが高い新設要望に対応することで、地域の防犯力を高める取組を進め、安全・安心なまちづくりを推進していきます。
	防犯カメラの設置による防犯対策の推進	●川崎市防犯カメラ設置補助制度により、地域の自主防犯団体が設置する防犯カメラへの補助を実施し、地域の防犯対策を推進します。	●地域の自主防犯団体を対象に、41台の防犯カメラ設置補助を実施しました。	●地域の自主防犯団体が設置する防犯カメラへの補助事業を継続し、地域の防犯対策を推進します。
	公園内の安全な施設管理	●公園内の安全な施設管理に向けたカメラの設置を促進します。	●公園内の安全な施設管理に向け、施設管理用カメラの設置等適切に管理しました。	●要領に基づき、施設管理用カメラ設置していきます。
	防犯に対する意識向上と体制強化の推進	●安全・安心まちづくり推進協議会等における情報共有や連携を推進し、防犯の意識向上と体制強化を推進します。	●川崎市及び各区の安全・安心まちづくり推進協議会の構成メンバーを中心とした地域防犯パトロールや、通学路での見守り活動を実施するとともに、情報共有及び連携を深めました。	●引き続き、関係各所との情報共有や連携を推進し、地域の防犯意識の向上に向け、防犯力を高める取組を推進します。
施策の方向性4 児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発推進				
	児童虐待の早期発見・未然防止の推進	●児童虐待防止センターや児童相談所全国共通ダイヤル(189)などにより、虐待の通報や子育て不安の相談等に迅速かつ適時に対応できる仕組みを構築します。	●児童虐待防止推進月間ポスターを市内幼稚園、保育園、小・中学校などに掲示を依頼し、全国共通ダイヤル189を周知しました。また、市内小・中学校及び高校の児童生徒一人ひとりに、SOSカードを配布しました。 ●神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市と合同で開設している「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を令和3年4月から受付時間を1時間延長するとともに、ポスター、カード、チラシ等を作成し児童及び保護者あてに周知を行いました。	●川崎市児童虐待防止センターや児童相談所全国共通ダイヤル(189)、かながわ子ども家庭110番LINEなどにより、虐待の通報や子育て不安の相談等が迅速かつ適時に対応できるよう、早期発見・未然防止の取組を継続して実施します。
	SOSへの気づきの推進と機関連携の充実	●児童虐待対応ハンドブック等を活用し、SOSへの気づきの推進と関係機関の連携強化を図ります。	●子どもを守る地域支援ネットワークである要保護児童対策地域協議会の理解等について内容を充実させた「川崎市児童虐待対応ハンドブック(第4版)」を、関係機関に配布し、周知を図りました。	●「川崎市児童虐待対応ハンドブック」を活用しながら、SOSへの気づきの推進と機関連携の充実を図ります。
	児童虐待・非行・いじめ防止に関わる子どもや保護者等の意識啓発の推進	●オレンジリボン・ファミリーカップなどのイベント等により、児童虐待・非行・いじめ防止の啓発を推進します。	●新型コロナウイルスの感染拡大の影響により中止となるイベントもありましたが、オレンジリボン・ファミリーカップについては、感染対策や開催方法を見直した上で実施しました。また、啓発用のアニメーション動画による広報について拡充しました。	●新たな生活様式を踏まえた啓発手法の検討を進め、児童虐待・非行・いじめ防止の啓発を推進します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進				
	情報モラルに関わる啓発の推進	●情報モラルについて、保護者向けの啓発とともに、市PTA連絡協議会や関係団体との連携、教職員研修の充実等により、すべての子ども・若者たちが情報化社会において安心して暮らしていけるよう、情報活用能力を育成します。	●児童生徒の健やかな成長に向け家庭への情報モラルの啓発を図るため、「川崎市版保護者向けインターネットガイド2021年度版(リーフレット)」を全市立学校各家庭に配布しました。 ●関係団体との情報モラル教育についての情報交換や連携を図るため、「川崎市立学校インターネット問題連絡協議会」を2回開催しました。 ●「かわさきGIGAスクール構想 教職員向けハンドブック～ステップ2～」を作成し、情報モラルについてGIGAスクール構想を踏まえた具体的な内容を盛り込み、教職員に活用を促しました。	●児童生徒自らが、氾濫する情報の中から何が重要かを主体的に選択し、活用していくために必要な情報活用能力を育てていきます。また、児童生徒へのICTスキルや情報モラル等についての指導の充実を図ります。
施策の方向性5 専門的支援ネットワークの構築				
	地域みまもり支援センターにおける多職種協働の推進	●地域みまもり支援センターの各専門職が連携し、専門的・総合的な支援を実施するための研修を充実します。	●区役所職員向けに、「児童家庭相談における精神保健福祉研修」などの研修を実施するとともに、要保護児童対策地域協議会調整機関向け研修を実施しました。	●「地域みまもり支援センター」内の各専門職が同一部署に配置された強みを活かし、多職種連携して情報共有及び組織的な対応を強化し、専門的・総合的支援を推進します。
	要保護児童対策地域協議会の体制強化	●学識経験者などのスーパーバイズを活用するなど、各区役所の要保護児童対策地域協議会における実務者会議や個別支援会議の充実を図ります。	●各区役所の要保護児童対策地域協議会から「子どもの虹情報研修センター」などにスーパーバイズを依頼し、実務者会議などの充実を図りました。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会の運営方法について、区役所及び児童相談所職員による庁内ワーキング等で検討を行いました。	●各区役所における要保護児童対策地域協議会として実施する実務者会議や個別支援会議の充実を図ります。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会について運営方法を見直すとともに取組内容の検証を行います。
	地域の医療機関との連携強化	●緊急かつ重症の虐待事例等に対応する市内の小児科及び産科のある中核医療機関を中心に、児童虐待防止のネットワークを強化するとともに、地域の医療機関との連携や医療従事者に対する研修等、児童虐待対策の取組を推進します。	●川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)全体会を2回、幹事会を3回、メディカルソーシャルワーカーのミーティングを3回開催しました。全体会においては「性的虐待対応」について研修を行う等、市内医療機関の連携強化を進めました。	●川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)活動を通じて、医療機関と児童相談所の役割の理解をさらに深め、連携強化を図り、双方の児童虐待対応力を向上させます。
施策の方向性6 専門的な児童支援の充実・強化				
	児童虐待への対策の強化	●増加する児童虐待の相談・通告への迅速かつ的確な対応に向けて、児童相談所の体制を強化します。	●平成28年改正児童福祉法等に基づき、児童福祉司及び児童心理司を増員しました。	●児童相談所が対応する児童虐待相談・通告件数が大幅に増加している中で、相談援助体制を強化します。
	学齢期の非行等の早期対応・未然防止の推進	●多様化・複雑化する学齢期の非行等の問題行動等に対し、早期発見や未然防止を推進するために、児童相談所の体制を強化するとともに、児童相談所・学校・警察等の関係機関の連携を強化します。	●平成28年改正児童福祉法等に基づき児童福祉司及び児童心理司を増員し、体制強化を図りました。 ●学校と警察の連携協議会に参画するとともに、児童相談所と警察の連絡会議を開催するなど連携推進を行いました。	●学齢期の非行等の問題行動等に対し、関係機関と連携して、早期対応や未然防止を図るための相談援助体制を強化します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進	ICTによる情報ネットワークの推進	●児童相談所と各区役所地域みまもり支援センターにおける情報管理と情報の共有について、ICTを活用したネットワークの仕組みを検討します。	●平成31年4月に運用を開始した児童相談システムを活用し、情報管理及び共有を適切に図りました。	●児童相談所と各区みまもり支援センターにおいて、ICTを活用した情報ネットワークを推進し、市内転居や居所不明児童及び一時保護児童等に対する適切な対応を図ります。
	民間児童福祉施設による相談・支援の充実	●市内の乳児院及び児童養護施設に設置した児童家庭支援センターを活用し、ネグレクトを背景とした不登校、非行等の相談・支援や育児不安の解消に向けた相談・支援を充実します。	●市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、支援を必要とする児童や家庭からの相談を3,679件受け、専門的な相談支援を実施しました。	●身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする子どもやその家庭からの相談に対する支援を推進するため、児童家庭支援センターにおける相談支援の充実に取り組みます。
	長期欠席傾向のある児童生徒への対応の強化	●長期欠席傾向のある児童生徒の情報を各区・教育担当が各学校と共有し、登校に困難さを抱える児童生徒の状況の把握に努め、関係機関と連携して課題解決に向けた取組を推進します。	●各区・教育担当が、毎月各学校に長期欠席生徒の確認を行い、生徒の状況を把握し、関係機関と連携して、解決に向けて取り組みました。	●各区・教育担当が、毎月各学校に長期欠席生徒の確認を行い、適切に対応を取れているかどうかきめ細かく生徒の状況を把握し、関係機関と連携して課題解決に向けて取り組みます。
	健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取組の推進	●「教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定」を適正に運用し、健全育成等の取組を充実します。	●各区・教育担当が、各学校の生徒指導担当や児童支援コーディネーターが要となり、児童、生徒の様子を細かく把握するよう指導し、各区・教育担当と警察とが相互に連携して、児童生徒の健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取り組みを行いました。	●各区・教育担当が、各学校の生徒指導担当や児童支援コーディネーターが要となり、児童、生徒の様子を細かく把握するよう指導し、各区・教育担当と警察とが総合に連携して、児童生徒の健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取り組みを行っていきます。
	非行・不登校等の未然防止・重症化予防等に向けた関係機関の連携の強化	●児童相談所、教育委員会、警察、法務少年支援センターによる実効的なネットワークの強化を図ります。	●学齢児支援（非行・不登校）に係る専門機関による連絡会を定期的に開催し、事例検討会などを開催しました。	●非行・不登校等の未然防止・重症化予防等に向けて、児童相談所・教育委員会・警察（各警察署・少年相談・保護センター）・法務少年支援センター等関係機関による実効的なネットワークの強化を図ります。

(3) 第6章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」
の実績

ア 教育・保育

(1)教育・保育
【全市域】

令和3年4月1日								
		1号	2号	3号			計	
		3歳以上		0歳	1～2歳	計		
量の見込み		17,158	20,360	3,606	15,523	19,129	56,647	
確保 方策	教育保育施設	17,158	20,016	2,483	11,625	14,108	51,282	
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	19,477	2,483	11,625	14,108	33,585
		幼稚園・認定こども園(1号)	3,034	76	－	－	－	3,110
		私学助成を受ける幼稚園	14,124	463	－	－	－	14,587
	地域型保育事業	－	－	339	849	1,188	1,188	
	認可外保育施設等	－	439	784	3,049	3,833	4,272	
合計		18,325	19,832	3,468	14,903	18,371	56,528	
利用 状況 (実績)	教育保育施設	17,625	18,733	2,271	11,528	13,799	50,157	
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	18,733	2,271	11,528	13,799	32,532
		幼稚園・認定こども園(1号)	3,639	－	－	－	－	3,639
		私学助成を受ける幼稚園	13,986	－	－	－	－	13,986
	地域型保育事業	－	1	160	859	1,019	1,020	
	認可外保育施設等	－	1,404	155	1,471	1,626	3,030	
合計		17,625	20,138	2,586	13,858	16,444	54,207	

令和4年4月1日								
		1号	2号	3号			計	
		3歳以上		0歳	1～2歳	計		
量の見込み		14,233	22,382	2,988	14,651	14,639	54,254	
確保 方策	教育保育施設	14,233	22,258	2,465	11,841	14,306	50,797	
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	20,215	2,465	11,841	14,306	34,521
		幼稚園・認定こども園(1号)	2,900	413	－	－	－	3,313
		私学助成を受ける幼稚園	11,333	1,630	－	－	－	12,963
	地域型保育事業	－	－	325	960	1,285	1,285	
	認可外保育施設等	－	644	261	1,850	2,111	2,755	
合計		14,233	22,902	3,051	14,651	17,702	54,837	
利用 状況 (実績)	教育保育施設	15,226	19,422	2,279	11,850	14,129	48,777	
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	19,422	2,279	11,850	14,129	33,551
		幼稚園・認定こども園(1号)	3,625	－	－	－	－	3,625
		私学助成を受ける幼稚園	11,601	－	－	－	－	11,601
	地域型保育事業	－	1	156	847	1,003	1,004	
	認可外保育施設等	－	1,181	171	1,243	1,414	2,595	
合計		15,226	20,604	2,606	13,940	16,546	52,376	

令和3年度(内部評価) 令和3年度の整備拡大内容	
保育所・認定こども園(2・3号)	・認可保育所については、新規整備、既存施設の認可化等により、合計1,300人の定員増となりました。 ・認定こども園については、幼稚園からの移行、既存施設の定員増により、合計140人の定員増となりました。
幼稚園・認定こども園(1号)	・私学助成幼稚園については、4園を施設型給付(幼稚園型認定こども園2園、施設型給付幼稚園2園)に移行しました。
私学助成を受ける幼稚園	・施設型給付幼稚園については、2園を幼稚園型認定こども園に移行しました。
地域型保育事業	・地域型保育事業については、認可外保育施設からの移行や既存施設の定員増により、合計49人の定員増となりました。
認可外保育施設等	・川崎認定保育園については、新規認定等による定員増があった一方で、認可化、又は、小規模保育事業への移行等による定員減により差し引き614人の定員減となりました。 ・年度限定型保育事業の実施により合計39人分の受入枠を確保しました。

【川崎区】

令和3年4月1日							
		1号	2号	3号		計	
		3歳以上	0歳	1～2歳	計		
量の見込み		2,415	2,528	397	1,847	2,244	7,187
確保 方策	教育保育施設	2,415	2,455	298	1,433	1,731	6,601
	内 訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,365	298	1,433	1,731	4,096
	幼稚園・認定こども園(1号)	305	11	-	-	-	316
	私学助成を受ける幼稚園	2,110	79	-	-	-	2,189
	地域型保育事業	-	-	54	131	185	185
認可外保育施設等		-	73	45	283	328	401
合計		2,415	2,528	397	1,847	2,244	7,187
利用 状況 (実績)	教育保育施設	2,312	2,312	269	1,357	1,626	6,250
	内 訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,312	269	1,357	1,626	3,938
	幼稚園・認定こども園(1号)	578	-	-	-	-	578
	私学助成を受ける幼稚園	1,734	-	-	-	-	1,734
	地域型保育事業	-	-	27	117	144	144
認可外保育施設等		-	151	14	99	113	264
合計		2,312	2,463	310	1,573	1,883	6,658

令和4年4月1日							
		1号	2号	3号		計	
		3歳以上	0歳	1～2歳	計		
量の見込み		1,828	2,644	368	1,620	1,988	6,460
確保 方策	教育保育施設	1,828	2,663	298	1,372	1,670	6,161
	内 訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,395	298	1,372	1,670	4,065
	幼稚園・認定こども園(1号)	514	76	-	-	-	590
	私学助成を受ける幼稚園	1,314	192	-	-	-	1,506
	地域型保育事業	-	-	54	153	207	207
認可外保育施設等		-	-	16	95	111	111
合計		1,828	2,663	368	1,620	1,988	6,479
利用 状況 (実績)	教育保育施設	1,929	2,283	246	1,362	1,608	5,820
	内 訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,283	246	1,362	1,608	3,891
	幼稚園・認定こども園(1号)	535	-	-	-	-	535
	私学助成を受ける幼稚園	1,394	-	-	-	-	1,394
	地域型保育事業	-	-	26	129	155	155
認可外保育施設等		-	132	11	102	113	245
合計		1,929	2,415	283	1,593	1,876	6,220

令和3年度(内部評価) 令和3年度の整備拡大内容	
保育所・認定こども園(2・3号)	・認定こども園については、1か所の幼稚園からの移行により、10人の定員増となりました。
幼稚園・認定こども園(1号)	・私学助成幼稚園については、1園を施設型給付(施設型給付幼稚園)に移行しました。
私学助成を受ける幼稚園	・施設型給付幼稚園については、1園を幼稚園型認定こども園に移行しました。
地域型保育事業	
認可外保育施設等	

【幸区】

令和3年4月1日							
		1号	2号	3号			計
		3歳以上	0歳	1～2歳	計		
量の見込み		1,968	2,738	513	2,101	2,614	7,320
確保 方策	教育保育施設	1,968	2,611	328	1,448	1,776	6,355
	内訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,491	328	1,448	1,776	4,267
	幼稚園・認定こども園(1号)	206	13	-	-	-	219
	私学助成を受ける幼稚園	1,762	107	-	-	-	1,869
	地域型保育事業	-	-	42	111	153	153
利用 状況 (実績)	認可外保育施設等	-	127	143	542	685	812
	合計	1,968	2,738	513	2,101	2,614	7,320
	教育保育施設	2,107	2,478	358	1,562	1,920	6,505
	内訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,478	358	1,562	1,920	4,398
	幼稚園・認定こども園(1号)	191	-	-	-	-	191
確保 方策	私学助成を受ける幼稚園	1,916	-	-	-	-	1,916
	地域型保育事業	-	-	25	119	144	144
	認可外保育施設等	-	130	22	155	177	307
	合計	2,107	2,608	405	1,836	2,241	6,956
令和4年4月1日							
		1号	2号	3号			計
		3歳以上	0歳	1～2歳	計		
量の見込み		1,762	2,922	472	1,984	2,456	7,140
確保 方策	教育保育施設	1,762	2,836	336	1,474	1,810	6,408
	内訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,612	336	1,474	1,810	4,422
	幼稚園・認定こども園(1号)	119	15	-	-	-	134
	私学助成を受ける幼稚園	1,643	209	-	-	-	1,852
	地域型保育事業	-	-	48	159	207	207
利用 状況 (実績)	認可外保育施設等	-	86	88	351	439	525
	合計	1,762	2,922	472	1,984	2,456	7,140
	教育保育施設	1,892	2,646	336	1,634	1,970	6,508
	内訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,646	336	1,634	1,970	4,616
	幼稚園・認定こども園(1号)	202	-	-	-	-	202
確保 方策	私学助成を受ける幼稚園	1,690	-	-	-	-	1,690
	地域型保育事業	-	-	21	131	152	152
	認可外保育施設等	-	133	21	157	178	311
	合計	1,892	2,779	378	1,922	2,300	6,971

令和3年度(内部評価) 令和3年度の整備拡大内容	
保育所・認定こども園(2・3号)	・認可保育所については、3か所の新規整備、1か所の認可外保育施設からの認可化、1か所の既存施設の定員増により、305人の定員増となりました。 ・認定こども園については、1か所の幼稚園からの移行により、20人の定員増となりました。
幼稚園・認定こども園(1号)	・施設型給付幼稚園については、1園を幼稚園型認定こども園に移行しました。
私学助成を受ける幼稚園	
地域型保育事業	・地域型保育事業については、2か所の認可外保育施設からの移行により、合計34人の定員増となりました。
認可外保育施設等	・年度限定型保育事業2か所の実施により合計12人分の受入枠を確保しました。

【中原区】

令和3年4月1日								
		1号	2号	3号			計	
		3歳以上	0歳	1～2歳	計			
量の見込み		2,797	4,504	823	3,461	4,284	11,585	
確保 方策	教育保育施設	2,797	4,479	601	2,775	3,376	10,652	
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	4,450	601	2,775	3,376	7,826
		幼稚園・認定こども園(1号)	166	2	－	－	－	168
		私学助成を受ける幼稚園	2,631	27	－	－	－	2,658
	地域型保育事業	－	－	61	132	193	193	
	認可外保育施設等	－	25	161	554	715	740	
	合計	2,797	4,504	823	3,461	4,284	11,585	
利用 状況 (実績)	教育保育施設	2,918	3,903	477	2,493	2,970	9,791	
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	3,903	477	2,493	2,970	6,873
		幼稚園・認定こども園(1号)	180	－	－	－	－	180
		私学助成を受ける幼稚園	2,738	－	－	－	－	2,738
	地域型保育事業	－	－	15	117	132	132	
	認可外保育施設等	－	354	41	401	442	796	
	合計	2,918	4,257	533	3,011	3,544	10,719	
令和4年4月1日								
		1号	2号	3号			計	
		3歳以上	0歳	1～2歳	計			
量の見込み		2,377	4,691	600	3,184	3,784	10,852	
確保 方策	教育保育施設	2,377	5,057	597	2,736	3,333	10,767	
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	4,732	597	2,736	3,333	8,065
		幼稚園・認定こども園(1号)	364	50	－	－	－	414
		私学助成を受ける幼稚園	2,013	275	－	－	－	2,288
	地域型保育事業	－	－	59	146	205	205	
	認可外保育施設等	－	－	－	302	302	302	
	合計	2,377	5,057	656	3,184	3,840	11,274	
利用 状況 (実績)	教育保育施設	2,589	3,974	499	2,566	3,065	9,628	
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	3,974	499	2,566	3,065	7,039
		幼稚園・認定こども園(1号)	381	－	－	－	－	381
		私学助成を受ける幼稚園	2,208	－	－	－	－	2,208
	地域型保育事業	－	－	17	101	118	118	
	認可外保育施設等	－	314	52	328	380	694	
	合計	2,589	4,288	568	2,995	3,563	10,440	

令和3年度(内部評価) 令和3年度の整備拡大内容	
保育所・認定こども園(2・3号)	・認可保育所については、5か所の新規整備、2か所の認可外保育施設からの認可化、1か所の既存施設の定員増があった一方で、1か所の既存施設の統合による閉園により、差し引き390人の定員増となりました。
幼稚園・認定こども園(1号)	・私学助成幼稚園については、1園を施設型給付(施設型給付幼稚園)に移行しました。
私学助成を受ける幼稚園	
地域型保育事業	
認可外保育施設等	・年度限定型保育事業2か所の実施により合計3人分の受入枠を確保しました。

【高津区】

令和3年4月1日								
		1号	2号	3号		計		
		3歳以上		0歳	1～2歳			
量の見込み		2,522	3,150	591	2,541	3,132	8,804	
確保 方策	教育保育施設		3,048	2,725	349	1,686	2,035	7,808
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,725	349	1,686	2,035	4,760
		幼稚園・認定こども園(1号)	141	－	－	－	－	141
		私学助成を受ける幼稚園	2,907	－	－	－	－	2,907
	地域型保育事業		－	－	36	92	128	128
	認可外保育施設等		－	246	67	416	483	729
合計		3,048	2,971	452	2,194	2,646	8,665	
利用 状況 (実績)	教育保育施設		2,540	3,010	352	1,850	2,202	7,752
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	3,010	352	1,850	2,202	5,212
		幼稚園・認定こども園(1号)	516	－	－	－	－	516
		私学助成を受ける幼稚園	2,024	－	－	－	－	2,024
	地域型保育事業		－	－	32	178	210	210
	認可外保育施設等		－	211	26	222	248	459
合計		2,540	3,221	410	2,250	2,660	8,421	
令和4年4月1日								
		1号	2号	3号		計		
		3歳以上		0歳	1～2歳			
量の見込み		1,957	3,595	467	2,330	2,797	8,349	
確保 方策	教育保育施設		1,957	3,436	351	1,878	2,229	7,622
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	3,096	351	1,878	2,229	5,325
		幼稚園・認定こども園(1号)	374	65	－	－	－	439
		私学助成を受ける幼稚園	1,583	275	－	－	－	1,858
	地域型保育事業		－	－	63	199	262	262
	認可外保育施設等		－	159	53	253	306	465
合計		1,957	3,595	467	2,330	2,797	8,349	
利用 状況 (実績)	教育保育施設		2,279	3,103	342	1,899	2,241	7,623
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	3,103	342	1,899	2,241	5,344
		幼稚園・認定こども園(1号)	480	－	－	－	－	480
		私学助成を受ける幼稚園	1,799	－	－	－	－	1,799
	地域型保育事業		－	－	28	174	202	202
	認可外保育施設等		－	163	17	146	163	326
合計		2,279	3,266	387	2,219	2,606	8,151	

令和3年度(内部評価) 令和3年度の整備拡大内容	
保育所・認定こども園(2・3号)	・認可保育所については、2か所の新規整備、2か所の認可外保育施設からの認可化、1か所の既存施設の定員増があった一方で、1か所の既存施設の閉園により、差し引き260人の定員増となりました。
幼稚園・認定こども園(1号)	
私学助成を受ける幼稚園	
地域型保育事業	・地域型保育事業については、2か所の認可外保育施設からの移行、2か所の既存施設の定員増があった一方で、2か所の既存施設の定員減により、差し引き35人の定員増となりました。
認可外保育施設等	・年度限定型保育事業1か所の実施により合計10人分の受入枠を確保しました。

【宮前区】

令和3年4月1日							
		1号	2号	3号		計	計
		3歳以上		0歳	1～2歳		
量の見込み		3,080	3,025	533	2,183	2,716	8,821
確保 方策	教育保育施設	3,080	2,898	354	1,613	1,967	7,945
	内 訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,778	354	1,613	1,967	4,745
	幼稚園・認定こども園(1号)	509	20	－	－	－	529
	私学助成を受ける幼稚園	2,571	100	－	－	－	2,671
	地域型保育事業	－	－	50	124	174	174
認可外保育施設等		－	127	129	446	575	702
合計		3,080	3,025	533	2,183	2,716	8,821
利用 状況 (実績)	教育保育施設	3,468	2,836	305	1,688	1,993	8,297
	内 訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,836	305	1,688	1,993	4,829
	幼稚園・認定こども園(1号)	1,137	－	－	－	－	1,137
	私学助成を受ける幼稚園	2,331	－	－	－	－	2,331
	地域型保育事業	－	－	20	127	147	147
認可外保育施設等		－	172	13	226	239	411
合計		3,468	3,008	338	2,041	2,379	8,855

令和4年4月1日							
		1号	2号	3号		計	計
		3歳以上		0歳	1～2歳		
量の見込み		2,826	3,400	393	2,153	2,546	8,772
確保 方策	教育保育施設	2,826	3,264	366	1,736	2,102	8,192
	内 訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,864	366	1,736	2,102	4,966
	幼稚園・認定こども園(1号)	586	84	－	－	－	670
	私学助成を受ける幼稚園	2,240	316	－	－	－	2,556
	地域型保育事業	－	－	34	103	137	137
認可外保育施設等		－	136	－	314	314	450
合計		2,826	3,400	400	2,153	2,553	8,779
利用 状況 (実績)	教育保育施設	2,763	2,951	335	1,742	2,077	7,791
	内 訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,951	335	1,742	2,077	5,028
	幼稚園・認定こども園(1号)	737	－	－	－	－	737
	私学助成を受ける幼稚園	2,026	－	－	－	－	2,026
	地域型保育事業	－	－	19	113	132	132
認可外保育施設等		－	133	26	166	192	325
合計		2,763	3,084	380	2,021	2,401	8,248

令和3年度(内部評価) 令和3年度の整備拡大内容	
保育所・認定こども園(2・3号)	・認可保育所については、2か所の新規整備、2か所の認可外保育施設及び地域型保育事業からの認可化により、合計190人の定員増となりました。
幼稚園・認定こども園(1号)	
私学助成を受ける幼稚園	
地域型保育事業	・地域型保育事業については、1か所の認可化により、15人の定員減となりました。
認可外保育施設等	

【多摩区】

令和3年4月1日								
		1号	2号	3号		計	計	
		3歳以上		0歳	1～2歳			
量の見込み		1,888	2,672	449	2,058	2,507	7,067	
確保 方策	教育保育施設	1,888	2,767	363	1,660	2,023	6,678	
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,767	363	1,660	2,023	4,790
		幼稚園・認定こども園(1号)	649	－	－	－	－	649
		私学助成を受ける幼稚園	1,239	－	－	－	－	1,239
	地域型保育事業	－	－	33	76	109	109	
	認可外保育施設等	－	－	53	322	375	375	
	合計	1,888	2,767	449	2,058	2,507	7,162	
利用 状況 (実績)	教育保育施設	1,933	2,591	346	1,625	1,971	6,495	
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,591	346	1,625	1,971	4,562
		幼稚園・認定こども園(1号)	693	－	－	－	－	693
		私学助成を受ける幼稚園	1,240	－	－	－	－	1,240
	地域型保育事業	－	－	25	90	115	115	
	認可外保育施設等	－	124	25	160	185	309	
	合計	1,933	2,715	396	1,875	2,271	6,919	
令和4年4月1日								
		1号	2号	3号		計	計	
		3歳以上		0歳	1～2歳			
量の見込み		1,616	2,979	449	2,009	2,458	7,053	
確保 方策	教育保育施設	1,616	3,114	357	1,663	2,020	6,750	
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,932	357	1,663	2,020	4,952
		幼稚園・認定こども園(1号)	619	70	－	－	－	689
		私学助成を受ける幼稚園	997	112	－	－	－	1,109
	地域型保育事業	－	－	38	89	127	127	
	認可外保育施設等	－	－	54	257	311	311	
	合計	1,616	3,114	449	2,009	2,458	7,188	
利用 状況 (実績)	教育保育施設	1,765	2,749	339	1,694	2,033	6,547	
	内 訳	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,749	339	1,694	2,033	4,782
		幼稚園・認定こども園(1号)	762	－	－	－	－	762
		私学助成を受ける幼稚園	1,003	－	－	－	－	1,003
	地域型保育事業	－	－	28	89	117	117	
	認可外保育施設等	－	78	28	162	190	268	
	合計	1,765	2,827	395	1,945	2,340	6,932	

令和3年度(内部評価) 令和3年度の整備拡大内容	
保育所・認定こども園(2・3号)	・認可保育所については、1か所の新規整備、1か所の認可外保育施設からの認可化により、合計115人の定員増となりました。 ・認定こども園については、1か所の幼稚園からの移行、1か所の既存施設の定員増により、合計50人の定員増となりました。
幼稚園・認定こども園(1号)	・私学助成幼稚園については、1園を施設型給付(幼稚園型認定こども園)に移行しました。
私学助成を受ける幼稚園	
地域型保育事業	・地域型保育事業については、1か所の閉園により、5人の定員減となりました。
認可外保育施設等	・年度限定型保育事業1か所の実施により合計5人分の受入枠を確保しました。

【麻生区】

令和3年4月1日							
		1号	2号	3号		計	計
		3歳以上		0歳	1～2歳		
量の見込み		2,488	1,743	300	1,332	1,632	5,264
確保 方策	教育保育施設	2,488	1,684	166	926	1,092	5,264
	内 訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	1,654	166	926	1,092	2,746
	幼稚園・認定こども園(1号)	888	11	-	-	-	899
	私学助成を受ける幼稚園	1,600	19	-	-	-	1,619
	地域型保育事業	-	-	30	110	140	140
認可外保育施設等		-	59	104	296	400	459
合計		2,488	1,743	300	1,332	1,632	5,863
利用 状況 (実績)	教育保育施設	2,347	1,603	164	953	1,117	5,067
	内 訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	1,603	164	953	1,117	2,720
	幼稚園・認定こども園(1号)	344	-	-	-	-	344
	私学助成を受ける幼稚園	2,003	-	-	-	-	2,003
	地域型保育事業	-	1	16	111	127	128
認可外保育施設等		-	262	14	208	222	484
合計		2,347	1,866	194	1,272	1,466	5,679
令和4年4月1日							
		1号	2号	3号		計	計
		3歳以上		0歳	1～2歳		
量の見込み		1,867	2,151	239	1,371	1,610	5,628
確保 方策	教育保育施設	1,867	1,888	160	982	1,142	4,897
	内 訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	1,584	160	982	1,142	2,726
	幼稚園・認定こども園(1号)	324	53	-	-	-	377
	私学助成を受ける幼稚園	1,543	251	-	-	-	1,794
	地域型保育事業	-	-	29	111	140	140
認可外保育施設等		-	263	50	278	328	591
合計		1,867	2,151	239	1,371	1,610	5,628
利用 状況 (実績)	教育保育施設	2,009	1,716	182	953	1,135	4,860
	内 訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	1,716	182	953	1,135	2,851
	幼稚園・認定こども園(1号)	528	-	-	-	-	528
	私学助成を受ける幼稚園	1,481	-	-	-	-	1,481
	地域型保育事業	-	1	17	110	127	128
認可外保育施設等		-	228	16	182	198	426
合計		2,009	1,945	215	1,245	1,460	5,414

令和3年度(内部評価) 令和3年度の整備拡大内容	
保育所・認定こども園(2・3号)	・認可保育所については、1か所の新規整備により、40名の定員増となりました。 ・認定こども園については、1か所の幼稚園からの移行により、60人の定員増となりました。
幼稚園・認定こども園(1号)	・私学助成幼稚園については、1園を施設型給付(幼稚園型認定こども園)に移行しました。
私学助成を受ける幼稚園	
地域型保育事業	
認可外保育施設等	・年度限定型保育事業1か所の実施により合計9人分の受入枠を確保しました。

(3) 第6章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」
の実績

イ 認定こども園・認可保育所

(イ) 認定こども園・認可保育所
【全市域】

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
認定こども園施設数(うち幼保連携型)		目標	10か所 (4か所)	12か所 (5か所)	16か所 (5か所)
内部 評価	令和3年度に認定こども園へ2園が移行し、施設数の合計は14園となりました。	実績	10か所 (3か所)	12か所 (5か所)	14か所 (5か所)

【全市域】

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
認可保育所の定員枠の拡大					
内部 評価	目標を下回りました。4回の公募の実施による民間事業者を活用した認可保育所の整備により、約20の事業者からの応募に対し、保育所等整備事業者選定委員会での保育の質を担保した適正な選定を実施した他、多様な整備手法により保育受入枠の拡大に努めたものの、保育所等整備事業者選定委員会により不選定となった事業者や選定途中で辞退した事業者があったため、目標を達成することはできません。今後は、公募受付期間前から市ホームページで公募地域等の事前周知や、切れ目なく整備相談を実施するほか、地域の保育ニーズに応じて柔軟に整備が必要な地域を定め、応募につながりやすいよう募集要項の見直しを行うなど、必要な保育受入枠の確保に取り組めます。	目標	1,791人	1,492人	1,317人
		実績	1,259人	1,200人	875人

【区別】

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
＜川崎区＞認可保育所の定員枠の拡大					
内部 評価	整備を行うことができず、目標値を下回りました。	目標	199人	150人	90人
		実績	210人	180人	0人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
＜幸区＞認可保育所の定員枠の拡大					
内部 評価	区内3か所において整備を行い、240人分の定員枠拡大を図りましたが、目標値を下回りました。	目標	229人	250人	294人
		実績	200人	160人	240人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
＜中原区＞認可保育所の定員枠の拡大					
内部 評価	区内6か所において整備を行い、295人分の定員枠拡大を図りましたが、目標値を下回りました。	目標	467人	365人	314人
		実績	350人	380人	295人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
＜高津区＞認可保育所の定員枠の拡大					
内部 評価	区内2か所において整備を行い、120人分の定員枠拡大を図りましたが、目標値を下回りました。	目標	279人	338人	259人
		実績	90人	160人	120人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
＜宮前区＞認可保育所の定員枠の拡大					
内部 評価	区内2か所において整備を行い、120人分の定員枠拡大を図りましたが、目標値を下回りました。	目標	259人	209人	240人
		実績	180人	160人	120人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
＜多摩区＞認可保育所の定員枠の拡大					
内部 評価	区内1か所において整備を行い、60人分の定員枠拡大を図り、目標値を達成しました。	目標	219人	120人	60人
		実績	230人	160人	60人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
＜麻生区＞認可保育所の定員枠の拡大					
内部 評価	区内1か所において整備を行い、40人分の定員枠拡大を図りましたが、目標値を下回りました。	目標	139人	60人	60人
		実績	-1人	0人	40人

(3) 第6章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」
の実績

ウ 地域子ども・子育て支援事業

(ウ)地域子ども・子育て支援事業
【全市域】

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
妊婦健康診査の延べ受診回数 【参考1 推計出生数】 【参考2 推計妊娠届出数】		量の見込み 【参考1】 【参考2】	179,618回 【14,497人】 【15,222件】	167,595回 【13,527人】 【14,203件】	164,811 13,302 13,967
内部 評価	妊娠届出数の減少により、妊婦健康診査の延べ受診回数が減少しました。今後も安心・安全に出産を迎えられるよう保健指導及び支援を充実していきます。	実績	174,662回 【15,697人】 【15,898件】	155,597回 【12,939人】 【13,452件】	150,541件 12,279件 12,870件

【全市域】

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
乳児家庭全戸訪問件数		量の見込み	13,366件	12,574件	12,530件
内部評価	出生数の減少に伴い、実績も微減しています。出産後の里帰り期間の長期化や、乳児の入院などにより、生後早い時期の訪問の機会を逸する家庭への対応が必要であり、それらの家庭に対し、電話等による状況把握を実施しています。今後の子どもの健やかな成長を支えるため、積極的な訪問、状況把握を実施していきます。	実績	12,709件	11,894件	11,582件

【区別】

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《川崎区》乳児家庭全戸訪問件数		量の見込み	1,748件	1,662件	1,659件
内部評価	目標値をほぼ達成しました。今後の積極的な訪問、状況把握に努めていきます。	実績	1,668件	1,463件	1,433件

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《幸区》乳児家庭全戸訪問件数		量の見込み	1,667件	1,613件	1,607件
内部評価	目標値をほぼ達成しました。今後の積極的な訪問、状況把握に努めていきます。	実績	1,651件	1,549件	1,480件

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《中原区》乳児家庭全戸訪問件数		量の見込み	2,734件	2,641件	2,647件
内部評価	目標値をほぼ達成しました。今後の積極的な訪問、状況把握に努めていきます。	実績	2,511件	2,493件	2,307件

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《高津区》乳児家庭全戸訪問件数		量の見込み	2,137件	2,036件	2,022件
内部評価	目標値をほぼ達成しました。今後の積極的な訪問、状況把握に努めていきます。	実績	2,062件	1,807件	1,832件

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《宮前区》乳児家庭全戸訪問件数		量の見込み	2,026件	1,875件	1,859件
内部評価	目標値をほぼ達成しました。今後の積極的な訪問、状況把握に努めていきます。	実績	1,802件	1,653件	1,697件

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《多摩区》乳児家庭全戸訪問件数		量の見込み	1,701件	1,581件	1,584件
内部評価	目標値を達成しました。今後の積極的な訪問、状況把握に努めていきます。	実績	1,762件	1,748件	1,634件

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《麻生区》乳児家庭全戸訪問件数		量の見込み	1,353件	1,167件	1,153件
内部評価	目標値をほぼ達成しました。今後の積極的な訪問、状況把握に努めていきます。	実績	1,253件	1,181件	1,199件

【全市域】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
子育て短期支援事業(ショートステイ)延べ利用人数		1,950件	3,550件	3,600件
【参考1 施設数 乳児院】		【2か所】	【2か所】	【2か所】
【参考2 施設数 児童養護施設】		【4か所】	【4か所】	【4か所】
内部 評価	家庭や地域における育児不安の高まりなどを背景に、利用人数の増加が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響や事業所における陽性者の発生による休止等があり、利用人数が減少しています。(H28年1,231件、H29年2,521件、H30年3,514件)	実績	3,649件	2,703件
			【2か所】	【2か所】
			【4か所】	【4か所】

【全市域】

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
養育支援訪問事業の訪問件数(専門的相談支援)		量の見込み	406件	387件	399
内部評価	国の要綱改正を受け、令和元年度に集計対象を見直した結果、実績が大幅に増加しました。今後も複数の課題を抱えるハイリスクな養育家庭への積極的な訪問、状況把握に努めていきます。		実績	2,168件	1,966件
			令和元年度	令和2年度	令和3年度
養育支援訪問事業の訪問件数(育児・家事援助)		量の見込み	139件	68件	76件
内部評価	制度運用手法上の課題等があることから、活用しにくい状況となっているため、引き続き課題を整理するとともに、効果的な運用手法等について検討します。		実績	53件	3件

【全市域】

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
病児・病後児保育事業延べ利用人数		量の見込み	9,282件	7,859件	8,503件
内部評価	新型コロナウイルス感染症対策による影響で、延べ利用人数は令和3年度の量の見込み値を下回りました。	実績	7,115件	1,737件	3,827件

【区別】

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《川崎区》病児・病後児保育事業延べ利用人数		量の見込み	937件	1,131件	1,299件
内部評価	新型コロナウイルス感染症対策による影響で、延べ利用人数は令和3年度の量の見込み値を下回りました。	実績	1,179件	230件	560件

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《幸区》病児・病後児保育事業延べ利用人数		量の見込み	1,113件	1,024件	1,037件
内部評価	新型コロナウイルス感染症対策による影響で、延べ利用人数は令和3年度の量の見込み値を下回りました。	実績	896件	190件	403件

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《中原区》病児・病後児保育事業延べ利用人数		量の見込み	1,083件	1,171件	1,299件
内部評価	新型コロナウイルス感染症対策による影響で、延べ利用人数は令和3年度の量の見込み値を下回りました。	実績	1,180件	355件	910件

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《高津区》病児・病後児保育事業延べ利用人数		量の見込み	1,698件	1,067件	1,193件
内部評価	新型コロナウイルス感染症対策による影響で、延べ利用人数は令和3年度の量の見込み値を下回りました。	実績	764件	264件	471件

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《宮前区》病児・病後児保育事業延べ利用人数		量の見込み	1,640件	1,239件	1,316件
内部評価	新型コロナウイルス感染症対策による影響で、延べ利用人数は令和3年度の量の見込み値を下回りました。	実績	1,092件	200件	507件

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《多摩区》病児・病後児保育事業延べ利用人数		量の見込み	1,757件	1,409件	1,436件
内部評価	新型コロナウイルス感染症対策による影響で、延べ利用人数は令和3年度の量の見込み値を下回りました。	実績	1,343件	331件	728件

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《麻生区》病児・病後児保育事業延べ利用人数		量の見込み	1,054件	818件	923件
内部評価	新型コロナウイルス感染症対策による影響で、延べ利用人数は令和3年度の量の見込み値を下回りました。	実績	661件	167件	248件

【全市域】

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者支援事業の実施か所数(基本型・特定型)		量の見込み	9か所	9か所	9か所
内部評価	各区役所、大師地区健康福祉ステーション及び田島地区健康福祉ステーションにおいて、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	9か所	9か所	9か所

【区別】

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《川崎区》利用者支援事業の実施か所数		量の見込み	3か所	3か所	3か所
内部評価	川崎区役所、大師地区健康福祉ステーション及び田島地区健康福祉ステーションにおいて、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	3か所	3か所	3か所

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《幸区》利用者支援事業の実施か所数		量の見込み	1か所	1か所	1か所
内部評価	幸区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所	1か所

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《中原区》利用者支援事業の実施か所数		量の見込み	1か所	1か所	1か所
内部評価	中原区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所	1か所

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《高津区》利用者支援事業の実施か所数		量の見込み	1か所	1か所	1か所
内部評価	高津区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所	1か所

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《宮前区》利用者支援事業の実施か所数		量の見込み	1か所	1か所	1か所
内部評価	宮前区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所	1か所

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《多摩区》利用者支援事業の実施か所数		量の見込み	1か所	1か所	1か所
内部評価	多摩区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所	1か所

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《麻生区》利用者支援事業の実施か所数		量の見込み	1か所	1か所	1か所
内部評価	麻生区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所	1か所

【全市域】

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者支援事業の実施か所数(母子保健型)		量の見込み		9か所	9か所
内部評価	各区役所、大師地区健康福祉ステーション及び田島地区健康福祉ステーションにおいて、母子手帳の交付や相談支援等を行いました。	実績		9か所	9か所

【区別】

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《川崎区》利用者支援事業の実施か所数		量の見込み		3か所	3か所
内部評価	川崎区役所、大師地区健康福祉ステーション及び田島地区健康福祉ステーションにおいて、母子手帳の交付や相談支援等を行いました。	実績		3か所	3か所

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《幸区》利用者支援事業の実施か所数		量の見込み		1か所	1か所
内部評価	幸区役所において、母子手帳の交付や相談支援等を行いました。	実績		1か所	1か所

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《中原区》利用者支援事業の実施か所数		量の見込み		1か所	1か所
内部評価	中原区役所において、母子手帳の交付や相談支援等を行いました。	実績		1か所	1か所

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《高津区》利用者支援事業の実施か所数		量の見込み		1か所	1か所
内部評価	高津区役所において、母子手帳の交付や相談支援等を行いました。	実績		1か所	1か所

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《宮前区》利用者支援事業の実施か所数		量の見込み		1か所	1か所
内部評価	宮前区役所において、母子手帳の交付や相談支援等を行いました。	実績		1か所	1か所

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《多摩区》利用者支援事業の実施か所数		量の見込み		1か所	1か所
内部評価	多摩区役所において、母子手帳の交付や相談支援等を行いました。	実績		1か所	1か所

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《麻生区》利用者支援事業の実施か所数		量の見込み		1か所	1か所
内部評価	麻生区役所において、母子手帳の交付や相談支援等を行いました。	実績		1か所	1か所

【全市域】

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
延長保育事業の月間実利用人数		量の見込み	9,944人	9,375人	9,842人
内部評価	延長保育について、保育所417か所と認定こども園11か所、小規模保育事業所等51か所で事業を実施し、月間で7,245人の実利用がありました。	実績	8,525人	6,893人	7,245人

【区別】

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《川崎区》延長保育事業の月間実利用人数		量の見込み	1,241人	1,012人	1,031人
内部評価	延長保育について、保育所52か所と小規模保育事業所等7か所で事業を実施し、月間で842人の実利用がありました。	実績	928人	762人	842人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《幸区》延長保育事業の月間実利用人数		量の見込み	1,161人	1,109人	1,155人
内部評価	延長保育について、保育所54か所と認定こども園1か所、小規模保育事業所等6か所で事業を実施し、月間で803人の実利用がありました。	実績	1,015人	768人	803人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《中原区》延長保育事業の月間実利用人数		量の見込み	2,266人	2,284人	2,428人
内部評価	延長保育について、保育所102か所と認定こども園1か所、小規模保育事業所等10か所で事業を実施し、月間で1,775人の実利用がありました。	実績	2,073人	1,666人	1,775人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《高津区》延長保育事業の月間実利用人数		量の見込み	1,690人	1,655人	1,788人
内部評価	延長保育について、保育所65か所と認定こども園2か所、小規模保育事業所等7か所で事業を実施し、月間で1,105人の実利用がありました。	実績	1,422人	1,185人	1,105人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《宮前区》延長保育事業の月間実利用人数		量の見込み	1,376人	1,329人	1,423人
内部評価	延長保育について、保育所57か所と認定こども園3か所、小規模保育事業所等6か所で事業を実施し、月間で1,037人の実利用がありました。	実績	1,197人	936人	1,037人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《多摩区》延長保育事業の月間実利用人数		量の見込み	1,403人	1,240人	1,264人
内部評価	延長保育について、保育所54か所と認定こども園3か所、小規模保育事業所等6か所で事業を実施し、月間で1,038人の実利用がありました。	実績	1,201人	1,003人	1,038人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《麻生区》延長保育事業の月間実利用人数		量の見込み	807人	746人	753人
内部評価	延長保育について、保育所33か所と認定こども園1か所、小規模保育事業所等9か所で事業を実施し、月間で645人の実利用がありました。	実績	689人	573人	645人

【全市域】

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
放課後児童健全育成事業の月間実利用人数		量の見込み	7,167人	8,696人	9,136人
内部評価	月間実利用人数は令和3年度の量の見込み値を上回りました。量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計(73,290人)に対して、実際の在校児童数(72,030人)は下回りましたが、放課後児童健全育成事業のニーズが高まっていることが要因と考えられます。	実績	8,266人	9,078人	9,347人

【区別】

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《川崎区》放課後児童健全育成事業の月間実利用人数		量の見込み	999人	1,221人	1,258人
内部評価	量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数は下回っており、放課後児童健全育成事業の月間実利用人数は令和3年度の量の見込み値を下回りました。	実績	1,192人	1,241人	1,241人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《幸区》放課後児童健全育成事業の月間実利用人数		量の見込み	849人	1,119人	1,154人
内部評価	放課後児童健全育成事業のニーズが高まっていることから、放課後児童健全育成事業の月間実利用人数は令和3年度の量の見込み値を上回りました。	実績	1,063人	1,285人	1,182人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《中原区》放課後児童健全育成事業の月間実利用人数		量の見込み	1,351人	1,716人	1,823人
内部評価	量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数は下回っており、放課後児童健全育成事業の月間実利用人数は令和3年度の量の見込み値を下回りました。	実績	1,624人	1,725人	1,739人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《高津区》放課後児童健全育成事業の月間実利用人数		量の見込み	1,156人	1,414人	1,500人
内部評価	放課後児童健全育成事業のニーズが高まっていることから、放課後児童健全育成事業の月間実利用人数は令和3年度の量の見込み値を上回りました。	実績	1,330人	1,530人	1,666人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《宮前区》放課後児童健全育成事業の月間実利用人数		量の見込み	1,003人	1,307人	1,371人
内部評価	放課後児童健全育成事業のニーズが高まっていることから、放課後児童健全育成事業の月間実利用人数は令和3年度の量の見込み値を上回りました。	実績	1,219人	1,367人	1,413人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《多摩区》放課後児童健全育成事業の月間実利用人数		量の見込み	995人	1,066人	1,139人
内部評価	放課後児童健全育成事業のニーズが高まっていることから、放課後児童健全育成事業の月間実利用人数は令和3年度の量の見込み値を上回りました。	実績	1,015人	1,119人	1,177人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《麻生区》放課後児童健全育成事業の月間実利用人数		量の見込み	814人	853人	891人
内部評価	放課後児童健全育成事業のニーズが高まっていることから、放課後児童健全育成事業の月間実利用人数は令和3年度の量の見込み値を上回りました。	実績	823人	811人	929人

【全市域】

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数		量の見込み	279,953人	222,177人	224,664人
内部評価	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、量の見込みは下回りましたが、昨年度より利用人数が増加しました。引き続き利用促進に向けて広報等を行いながら事業を推進します。	実績	212,674人	117,074人	147,832人

【区別】

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《川崎区》地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数		量の見込み	38,182人	27,629人	28,890人
内部評価	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、量の見込みは下回りましたが、昨年度より利用人数が増加しました。引き続き利用促進に向けて広報等を行いながら事業を推進します。	実績	26,475人	18,360人	22,000人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《幸区》地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数		量の見込み	40,635人	33,636人	33,263人
内部評価	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、量の見込みは下回りましたが、昨年度より利用人数が増加しました。引き続き利用促進に向けて広報等を行いながら事業を推進します。	実績	30,807人	14,632人	21,310人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《中原区》地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数		量の見込み	41,612人	36,381人	37,833人
内部評価	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、量の見込みは下回りましたが、昨年度より利用人数が増加しました。引き続き利用促進に向けて広報等を行いながら事業を推進します。	実績	35,253人	16,849人	26,046人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《高津区》地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数		量の見込み	45,434人	34,822人	34,447人
内部評価	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、量の見込みは下回りましたが、昨年度より利用人数が増加しました。引き続き利用促進に向けて広報等を行いながら事業を推進します。	実績	34,874人	19,435人	24,321人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《宮前区》地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数		量の見込み	54,701人	40,685人	40,228人
内部評価	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、量の見込みは下回りましたが、昨年度より利用人数が増加しました。引き続き利用促進に向けて広報等を行いながら事業を推進します。	実績	38,947人	19,963人	25,083人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《多摩区》地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数		量の見込み	29,273人	25,953人	27,173人
内部評価	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、量の見込みは下回り、昨年度より利用人数が微減しました。引き続き利用促進に向けて広報等を行いながら事業を推進します。	実績	25,660人	16,128人	15,813人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《麻生区》地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数		量の見込み	30,116人	23,070人	22,830人
内部評価	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、量の見込みは下回りましたが、昨年度より利用人数が増加しました。引き続き利用促進に向けて広報等を行いながら事業を推進します。	実績	20,658人	11,707人	13,259人

【全市域】

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
幼稚園における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	214,842人	260,827人	268,785人
内部評価	令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策による休園等の影響で、延べ利用人数は量の見込みを下回りましたが、翌年度以降の利用者増を見込み、実施園数の拡充を図りました。	実績	264,316人	191,579人	262,864人

【区別】

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《川崎区》幼稚園における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	26,780人	38,483人	39,657人
内部評価	令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策による休園等の影響で、延べ利用人数は量の見込みを下回りましたが、翌年度以降の利用者増を見込み、実施園数の拡充を図りました。	実績	35,822人	25,131人	33,303人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《幸区》幼稚園における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	24,577人	35,029人	36,098人
内部評価	令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策による休園等の影響で、延べ利用人数は量の見込みを下回りましたが、翌年度以降の利用者増を見込み、実施園数の拡充を図りました。	実績	30,472人	22,903人	32,664人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《中原区》幼稚園における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	30,107人	36,756人	37,878人
内部評価	令和3年度は延べ利用人数は量の見込みを上回りました。また、翌年度以降の利用者増を見込み、実施園数の拡充を図りました。	実績	42,543人	31,718人	44,697人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《高津区》幼稚園における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	37,001人	45,019人	46,392人
内部評価	令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策による休園等の影響で、延べ利用人数は量の見込みを下回りましたが、翌年度以降の利用者増を見込み、実施園数の拡充を図りました。	実績	40,970人	27,609人	39,345人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《宮前区》幼稚園における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	41,648人	45,643人	47,036人
内部評価	令和3年度は延べ利用人数は量の見込みを上回りました。また、翌年度以降の利用者増を見込み、実施園数の拡充を図りました。	実績	48,605人	37,696人	47,700人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《多摩区》幼稚園における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	25,210人	32,346人	33,333人
内部評価	令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策による休園等の影響で、延べ利用人数は量の見込みを下回りましたが、翌年度以降の利用者増を見込み、実施園数の拡充を図りました。	実績	28,994人	21,011人	30,471人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《麻生区》幼稚園における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	29,519人	27,551人	28,391人
内部評価	令和3年度は延べ利用人数は量の見込みを上回りました。また、翌年度以降の利用者増を見込み、実施園数の拡充を図りました。	実績	36,910人	25,510人	34,684人

【全市域】

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
保育所における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	135,750人	108,957人	107,546人
内部 評価	一時預かり事業実施保育所を88か所（民間86か所、公立2か所）で、年間延べ82,955人の利用が図られました。	実績	111,866人	80,123人	82,955人

【区別】

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《川崎区》保育所における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	15,744人	11,430人	11,338人
内部 評価	一時預かり事業実施保育所15か所で、年間延べ6,308人の利用が図られました。	実績	12,325人	7,994人	6,308人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《幸区》保育所における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	17,993人	15,093人	15,229人
内部 評価	一時預かり事業実施保育所14か所で、年間延べ10,013人の利用が図られました。	実績	14,553人	10,322人	10,013人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《中原区》保育所における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	27,658人	22,062人	21,996人
内部 評価	一時預かり事業実施保育所14か所で、年間延べ18,659人の利用が図られました。	実績	22,502人	16,356人	18,659人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《高津区》保育所における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	23,514人	18,543人	18,246人
内部 評価	一時預かり事業実施保育所15か所で、年間延べ13,140人の利用が図られました。	実績	18,805人	12,766人	13,140人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《宮前区》保育所における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	18,571人	14,132人	13,779人
内部 評価	一時預かり事業実施保育所12か所で、年間延べ11,750人の利用が図られました。	実績	14,617人	11,147人	11,750人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《多摩区》保育所における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	17,750人	16,020人	15,619人
内部 評価	一時預かり事業実施保育所8か所で、年間延べ13,403人の利用が図られました。	実績	16,211人	12,500人	13,403人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
《麻生区》保育所における一時預かり事業の延べ利用人数		量の見込み	14,520人	11,677人	11,339人
内部 評価	一時預かり事業実施保育所8か所で、年間延べ9,682人の利用が図られました。	実績	12,853人	9,038人	9,682人

【全市域】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
ファミリー・サポート・センター事業延べ利用人数 【参考 子育てヘルパー会員】		量の見込み 【参考】	16,581人 【816人】	14,675人 14,756人
内部 評価	新型コロナウイルス感染拡大防止対策による保護者の在宅勤務等の働き方の変化等により、実績値は量の見込み値を下回りましたが、昨年度より増加しました。引き続き利用促進に繋がるよう広報活動に努めます。	実績	14,858人 【774人】	8,292人 8,830人

【区別】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
《川崎区》ファミリー・サポート・センター事業延べ利用人数 【参考 子育てヘルパー会員】		量の見込み 【参考】	1,739人 【135人】	2,349人 2,331人
内部 評価	新型コロナウイルス感染拡大防止対策による保護者の在宅勤務等の働き方の変化等により、実績値は量の見込み値を下回りましたが、昨年度より微増しました。引き続き利用促進に繋がるよう広報活動に努めます。	実績	1,948人 【140人】	985人 1,038人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
《幸区》ファミリー・サポート・センター事業延べ利用人数 【参考 子育てヘルパー会員】		量の見込み 【参考】	2,314人 【119人】	1,716人 1,731人
内部 評価	新型コロナウイルス感染拡大防止対策による保護者の在宅勤務等の働き方の変化等により、実績値は量の見込み値を下回り、昨年度より減少しました。利用実態を把握し利用促進に繋がるよう広報活動に努めます。	実績	1,659人 【124人】	1,098人 796人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
《中原区》ファミリー・サポート・センター事業延べ利用人数 【参考 子育てヘルパー会員】		量の見込み 【参考】	5,390人 【180人】	4,302人 4,291人
内部 評価	新型コロナウイルス感染拡大防止対策による保護者の在宅勤務等の働き方の変化等により、実績値は量の見込み値を下回りましたが、昨年度より増加しました。引き続き利用促進に繋がるよう広報活動に努めます。	実績	5,030人 【208人】	2,431人 3,154人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
《高津区》ファミリー・サポート・センター事業延べ利用人数 【参考 子育てヘルパー会員】		量の見込み 【参考】	2,776人 【109人】	1,420人 1,520人
内部 評価	新型コロナウイルス感染拡大防止対策による保護者の在宅勤務等の働き方の変化等により、実績値は量の見込み値を下回り、昨年度より減少しました。利用実態を把握し利用促進に繋がるよう広報活動に努めます。	実績	1,198人 【89人】	629人 471人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
《宮前区》ファミリー・サポート・センター事業延べ利用人数 【参考 子育てヘルパー会員】		量の見込み 【参考】	1,806人 【103人】	1,152人 1,248人
内部 評価	新型コロナウイルス感染拡大防止対策による保護者の在宅勤務等の働き方の変化等により、実績値は量の見込み値を下回りましたが、昨年度より微増しました。引き続き利用促進に繋がるよう広報活動に努めます。	実績	1,168人 【71人】	969人 987人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
《多摩区》ファミリー・サポート・センター事業延べ利用人数 【参考 子育てヘルパー会員】		量の見込み 【参考】	1,435人 【104人】	1,887人 1,839人
内部 評価	新型コロナウイルス感染拡大防止対策による保護者の在宅勤務等の働き方の変化等により、実績値は量の見込み値を下回りましたが、昨年度より微増しました。引き続き利用促進に繋がるよう広報活動に努めます。	実績	1,712人 【83人】	1,149人 1,164人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
《麻生区》ファミリー・サポート・センター事業延べ利用人数 【参考 子育てヘルパー会員】		量の見込み 【参考】	1,121人 【66人】	1,848人 1,795人
内部 評価	新型コロナウイルス感染拡大防止対策による保護者の在宅勤務等の働き方の変化等により、実績値は量の見込み値を下回りましたが、昨年度より増加しました。引き続き利用促進に繋がるよう広報活動に努めます。	実績	2,143人 【59人】	1,031人 1,220人

川崎市子ども・若者の未来応援プラン
令和3年度点検・評価結果報告書

令和4年8月発行

発行者 川崎市こども未来局総務部企画課
川崎市川崎区宮本町1
電話 044-200-1134



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市